

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

# 保育所入所時期の柔軟化に関する 調査研究事業 報告書

令和2(2020)年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング



## ■目次■

第1章 調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 主な調査テーマ	1
3. 調査研究内容と方法	1
第2章 調査全体のまとめ	6
1. 年度途中における入所の実態及び入所時期・育児休業取得期間についての希望と実際の乖離状況	6
2. 自治体における入所時期の柔軟化を図る施策の導入状況	13
3. 入所時期の柔軟化を図る施策を実施する際の課題及び必要な支援策	22
4. 入園予約制の普及に向けた今後の方向性	26
第3章 自治体アンケート調査結果	33
I 回答自治体の概要	33
1. 所在する都道府県	33
2. 人口規模	34
3. 待機児童数	35
4. 年度途中における保育所への入所の実態	37
II 年度途中における保育所への入所について	38
1. 年度途中の入所に対する課題意識	38
2. 公立保育所の職員配置のあり方	39
III 入園予約制の実施状況	40
1. 入園予約制を実施している保育所の有無	40
2. 入園予約制を実施している保育所の公立・私立の区分	40
IV 公立保育所における入園予約制の実施について	41
1. 公立保育所において入園予約制を開始した年度	41
2. 公立保育所の入園予約制の実施方法	42
3. 公立保育所における入園予約制の周知方法	52
4. 公立保育所の入園予約制の実施にあたり活用している補助金	53
5. 公立保育所の入所者数が少ない期間における他の保育事業との職員配置の調整の有無	55
6. 公立保育所の年度の途中から配置する職員数を増やすなど、配置人数の調整の有無	57
V 私立保育所における入園予約制の実施について	59
1. 入園予約制を実施している私立保育所の有無	59
2. 入園予約制を実施している私立保育所の状況（市区町村施策との関連）	59
3. 私立保育所の入園予約制の仕組み	60
4. 私立保育所における入園予約制の実施に対する支援や補助	61
VI 入園予約制の効果や課題	63
1. 入園予約制の実施により期待される効果	63
2. 入園予約制の導入にあたり、困難だったこと	64

3.	入園予約制の課題	65
VII	入園予約制の継続や導入にかかるニーズ	67
1.	入園予約制を実施していない理由	67
2.	入園予約制の継続や導入の意向	71
3.	入園予約制の導入や継続に必要な支援	72
4.	国の保育対策総合支援事業費補助金の活用について	74
VIII	入園予約制に対する意見等（自由回答）	76
1.	入園予約制に対する意見	76
2.	入園予約制以外に年度途中の入所を可能にする施策に関する内容	78
第4章	利用者アンケート調査結果	79
I	回答者の属性	79
1.	年齢	79
2.	子どもの人数	79
3.	末子が生まれた年月	80
4.	就労形態	82
5.	居住地域	84
6.	同居家族	85
II	末子の保育所等への通所の状況	86
1.	末子が現在通っている保育所等の種別	86
2.	現在通っている保育施設以外の利用経験	87
3.	最初に入所した保育所等の種別	87
III	保育所等への入所の状況	88
1.	希望する時期での保育所等への入所の状況	88
2.	入所時期の希望と実際	89
3.	希望する時期に保育所等に入所できなかった理由	93
4.	「入園予約制」による認可保育施設への申し込み	95
5.	認可外（無認可）保育施設を利用した理由	98
6.	末子が保育所に入所したときの状況	100
IV	育児休業の取得状況	107
1.	末子出産時の育児休業制度の取得状況	107
2.	末子出産時の育児休業の取得期間	108
3.	育児休業期間の希望と実際	109
4.	希望していた期間どおり育児休業制度を取得できなかった理由	112
5.	末子の保育所等への入所が決まった時期	114
6.	末子出産後、保育所等に入れなかったことを理由に育児休業制度を延長した経験	116
7.	末子出産後、保育所等に入れなかったことを理由に仕事を辞めた経験	117
V	末子出産後の復職の状況	118
1.	末子出産後、仕事に復職した月	118
2.	末子出産後に復職した際の状況	119

VI	保育所等への入所時期の柔軟化に関する要望、懸念	122
1.	保育所への入所時期に関する要望	122
2.	年度途中で保育所等に入所することへの懸念、心配ごと	123
第5章	自治体・事業所ヒアリング調査結果	125
第6章	有識者ヒアリング結果	136
1.	スウェーデンにおける保育・教育施策について	136
2.	スウェーデンにおける保育所への入所時期の柔軟化に関わる施策や取組について	140

## 資料編

参考資料1. 自治体アンケート調査票

参考資料2. 利用者アンケート調査票



# 第1章 調査概要

## 1. 調査目的

現在、保育所の入園時期は4月に集中しており、年度途中の入所が困難となっている。このため、育児休業を1年間取得することを希望する場合も、育児休業を切り上げて、4月に保育所に入所せざるを得ない状況となっている。こうした状況において、希望に応じた育児休業の取得、保育の利用を可能とする方策の一つとして、4月から育休が終了するまでの間の入園予約制の導入が考えられる。

一方、入園予約制については、自治体における利用調整の方法や、入園予約をした児童が入所するまでの間の保育所の体制整備等が課題になると考えられる。都市部の自治体では、依然として待機児童対策が喫緊の課題となっている中、4月から年度途中の入園までの間、保育の定員に空きが生じることとなる入園予約制は、保育資源の有効活用という観点からも検討が求められる。また、事業者にとっては、年度途中の入園による経営面への影響等も考えられる。

本調査研究は、こうした課題に対して、実際に入園予約制を導入している自治体や事業者において、どのような方策・工夫が実施されているのか、入園予約制導入にあたっての課題及び求められる支援等について調査を行い、今後の入園予約制の導入促進に向けた検討材料とすることを目的とする。

## 2. 主な調査テーマ

以下の3点を明らかにすることを目的として実施した。

- (1) 4月以外の年度途中における入所の実態及び入所時期・育児休業の取得期間についての希望と実際の乖離状況
- (2) 自治体における入所時期の柔軟化を図る施策の導入状況
- (3) 入所時期の柔軟化を図る施策を実施する際の課題及び必要な支援策

## 3. 調査研究内容と方法

### (1) 自治体アンケート調査

#### ①調査目的

全国の自治体における、入園予約制等の保育所への入所時期の柔軟化を図る施策の実施状況、実施にあたっての課題、期待される効果等を把握することを目的として、自治体アンケート調査を実施した。

#### ②調査対象

全国の市区町村 1,741 件（区は東京 23 区）

#### ③調査実施方法

郵送配布・郵送回収

#### ④調査実施時期

2019年11月19日（火）～12月19日（木）（締切：12月18日（水））

#### ⑤回収状況

有効回収数：1,026件

有効回収率：58.9%

#### ⑥分析方法

自治体アンケート調査の分析においては、当該自治体の待機児童パターンを、以下A、B、Cの3パターンに分類し、基本クロス軸として集計を行った。

パターン「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、4月・10月時点でいずれも50人以上の待機児童があり、待機児童の解消が急務である。「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、4月時点では待機児童が50人未満であるが、10月時点では50人以上の待機児童がおり、年度途中で定員が埋まるため、年度途中から入りづらい状況と考えられる。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、4月・10月時点の待機児童がいずれも50人未満であり、待機児童問題は比較的小さい地域である。

なお、「4月／50人以上×10月／50人未満」のパターンについて、保育所の定員は基本的に年度の切り替えによる上のクラスへの代替わりや卒園でしか空きが生じないことを考えると、待機児童の数は4月を最小として、年度を通じて増加する構造にある。このため、年度途中で待機児童数が減少するパターンは一般的には想定しにくく、また実際の件数も少ないため、クロス軸作成においては対象外とした。

待機児童によるパターン

	【4月1日時点】 待機児童50人以上	【4月1日時点】 待機児童50人未満
【10月1日時点】 待機児童50人以上	A：4月／50人以上× 10月／50人以上	B：4月／50人未満× 10月／50人以上
【10月1日時点】 待機児童50人未満	—	C：4月／50人未満× 10月／50人未満

注：「4月／50人以上×10月／50人未満」のパターンは、待機児童のパターンとして想定しにくく、また実際の件数も少ないため、クロス軸作成にあたって対象外とした。

## (2) 利用者アンケート調査

### ①調査目的

保育所利用者に対して、年度途中における保育所等への入所実態や、保育所等への入所時期及び育児休業の取得期間について希望と実際の乖離状況を把握するとともに、地域の待機児童の状況や子どもの生まれ月との関係を明らかにすることを目的として、利用者アンケート調査を実施した。

また、あわせて4月入所とそれ以外の時期の入所によって、子育てや生活面、仕事面への影響にどのような違いがみられるかについても、あわせて把握を行った。

### ②調査対象

インターネット調査会社の登録モニターのうち、以下のいずれの条件も満たしている者。また、回答者の地域的な偏りを防ぐため、国勢調査の地域ブロック別人口に応じて、回答者の割付を行った。

- 現在働いており、子どもがいる女性
- 末子が3歳未満かつ子どもと同居していること
- 現在、末子が保育所等を利用していること
- 末子が最初の保育所等に入所してから現在まで、同じ自治体に居住していること

### ③調査実施方法

郵送配布・郵送回収

### ④調査実施時期

2020年1月17日(金)～1月31日(金)

### ⑤回収状況

有効回収数：2,063件

※インターネットモニター調査のため、有効回答率は算出していない。

### ⑥分析方法

利用者アンケート調査の分析においては、居住市区町村(Q6)及び末子が最初の保育所等へ入所した時期(Q13)についての回答結果から、保育所入所時点の待機児童パターンを、以下A、B、Cの3パターンに分類し、基本クロス軸として集計を行った。A～Cのパターンの特徴は、(1)自治体アンケート調査の「⑥分析方法」に記載したとおりである。

なお、2019年4月以降に子どもが生まれた場合は、調査分析時点において、2019年10月時点の待機児童数が未公表であり、待機児童パターンを作成することができないため、基本クロス軸による分析は、2019年3月までに子どもが生まれた人を対象とした。

### 待機児童によるパターン

	【4月1日時点】 待機児童 50人以上	【4月1日時点】 待機児童 50人未満
【10月1日時点】 待機児童 50人以上	A：4月／50人以上× 10月／50人以上	B：4月／50人未満× 10月／50人以上
【10月1日時点】 待機児童 50人未満	—	C：4月／50人未満× 10月／50人未満

注：「4月／50人以上×10月／50人未満」のパターンは、待機児童のパターンとして想定しにくく、また実際の件数も少ないため、クロス軸作成にあたって対象外とした。

### (3) 自治体・事業所ヒアリング調査

#### ①調査目的

入園予約制等を導入している自治体に対して、制度の概要及び活用状況、導入にあたっての課題及び解決のための方策等を把握することを目的として、自治体・事業所ヒアリング調査を実施した。

調査は、アンケート調査票設計のためのプレヒアリング（2019年8～9月）と、アンケート結果の分析を補完するためのヒアリング（2020年2月）の2回に分けて実施した。

また、事業所ヒアリングについては、自治体ヒアリングに保育園の園長や保育士等に同席いただき、保育現場における年度途中入所の影響や、職員配置上の工夫の有無等を聴取する形で実施した。なお、第5章のヒアリングメモは、自治体・事業所ヒアリング共通でとりまとめを行っている。

#### ②調査対象及び調査実施時期

<自治体ヒアリング：5件>

No.	自治体	調査実施日	入所時期の柔軟化を図る施策の名称
1	埼玉県蓮田市	2019年8月6日（火）	入所予約制
2	東京都港区	2019年9月3日（火）	育児休業明け入所予約
3	東京都大田区	2020年2月7日（金）	育児休業明け入所予約
4	愛知県愛西市	2020年2月17日（月）	（特に名称なし）
5	千葉県我孫子市	2020年2月19日（水）	産後休暇・育児休業明け 保育園入園予約

<事業所ヒアリング：2件>

No.	自治体	調査実施日	入所時期の柔軟化を図る施策の名称
6	愛知県愛西市	2020年2月17日（月）	（特に名称なし）
7	千葉県我孫子市	2020年2月19日（水）	産後休暇・育児休業明け 保育園入園予約

### ③調査実施方法

訪問によるインタビュー形式

#### (4) 有識者に対するヒアリング

##### ①調査目的

海外（スウェーデン）における保育所の入所及び入園予約の実態を把握し、日本における保育所への柔軟な入所の実現に向けた施策の参考とするため、有識者に対してヒアリングを実施した。

##### ②調査対象

愛知淑徳大学 福祉貢献学部教授 白石 淑江氏

##### ③調査実施時期

2019年11月13日（水）

##### ④調査実施方法

訪問によるインタビュー形式

#### (5) 実施体制

##### ①研究員体制

氏名	現職
鈴木 陽子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生社会部 主任研究員
村井 佐知子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生社会部 主任研究員
尾島 有美	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生社会部 副主任研究員
服部 保志	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生社会部 研究員
横幕 朋子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 共生社会部 研究員

##### ②オブザーバー（敬称略）

氏名	現職
堀江 博朗	厚生労働省 子ども家庭局 保育課 待機児童対策係長
牛津 拓也	厚生労働省 子ども家庭局 保育課
阪口 友章	厚生労働省 子ども家庭局 保育課
水上 奈緒子	厚生労働省 子ども家庭局 保育課

## 第2章 調査全体のまとめ

### 1. 年度途中における入所の実態及び入所時期・育児休業取得期間についての希望と実際の乖離状況

#### (1) 年度途中における入所の実態

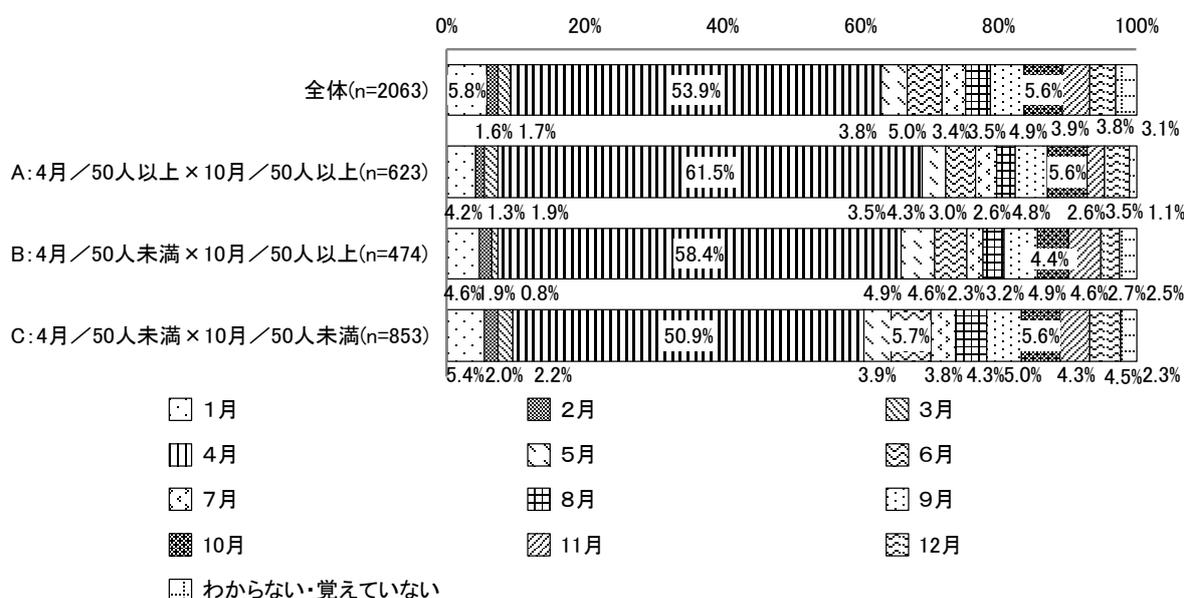
保育所の入所時期の柔軟化を図る施策を検討するにあたり、まず、年度途中における保育所等への入所の実態や課題意識について、自治体アンケート調査及び利用者アンケート調査により把握を行った。なお、いずれの調査においても、「保育所」は認可保育所、地域型保育事業所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園と定義している。ただし、利用者アンケート調査では、認可外（無認可）保育施設の利用者も対象に含まれるため、認可保育施設・認可外（無認可）保育施設の両方が対象の場合、「保育所等」と記載している。

利用者アンケート調査において、末子が保育所等に実際に入所した月をみると、「全体」では、「4月」が53.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「1月」が5.8%であった。年度途中で入所した割合に着目すると、「全体」では4月以外の入所が43.1%で、「4月」(53.9%)の入所と比べて、約10ポイントの差がみられた。

また、待機児童パターン別にみると、待機児童が少ない「C：4月／50人未満×10月／50人未満」(以下、「C」と記載)では、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」(以下、それぞれ「A」「B」と記載)と比べて、4月以外の入所の割合が46.8%と、入所月のばらつきが大きい傾向がみられた。

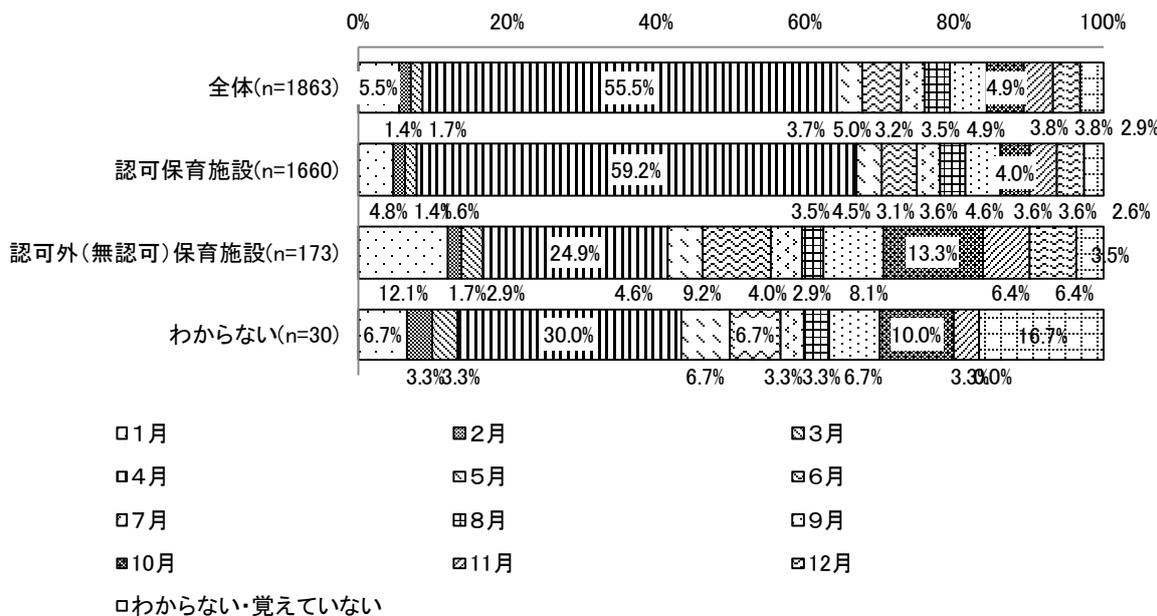
以上をまとめると、「4月」の入所割合は全体の約半数、年度途中の月（4月以外）での入所割合は約4割と、全国的に年度当初に入所が集中している傾向がみられ、待機児童が多い地域ほど、4月入所に集中する傾向が強くなっている。逆に待機児童が少ない地域では、年度途中入所と4月入所がほぼ半々となっております、入所月のばらつきが大きい傾向がみられた。

(再掲：利用者アンケート) 図表 73 末子が保育所等に実際に入所した月：単数回答 (Q13\_2)



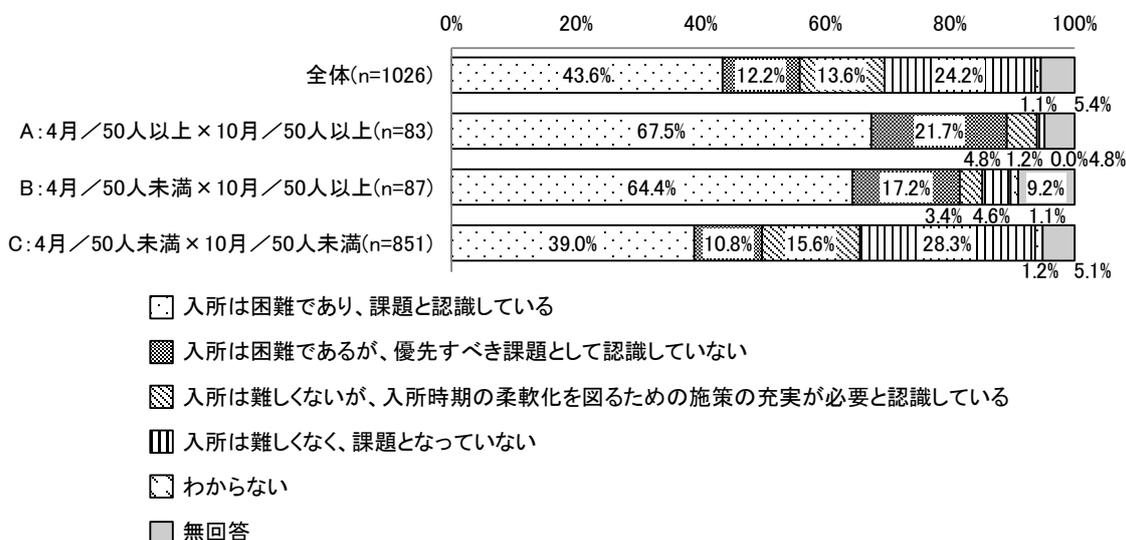
また、現在の保育施設に最初に入所した人に限定して、保育施設別に入所した月をみると、「認可保育施設」では、「4月」(59.2%)と4月以外(38.3%)で約20ポイントの差がみられる。「認可外(無認可)保育施設」と比べて、「認可保育施設」では、4月に入所が集中する傾向が顕著であることがわかる。

(再掲：利用者アンケート) 図表 74 (現在の保育施設に最初に入所した人のみ・保育施設別)  
末子が保育所等実際に入所した月：単数回答 (Q13\_2)



これに対して、年度途中の入所に対する自治体の課題意識をみると、待機児童が多い「A」「B」では、「入所は困難であり、課題と認識している」とする割合が67.5%、64.4%と高い一方、待機児童が少ない「C」では、「A」「B」と比べて、「入所は難しくなく、課題となっていない」が28.3%と高い傾向がみられた。このように、待機児童の状況によって、年度途中の入所に対する自治体の課題意識に差が生じていることがわかる。

(再掲：自治体アンケート) 図表 7 年度途中の入所に対する課題意識：単数回答 (Q2)

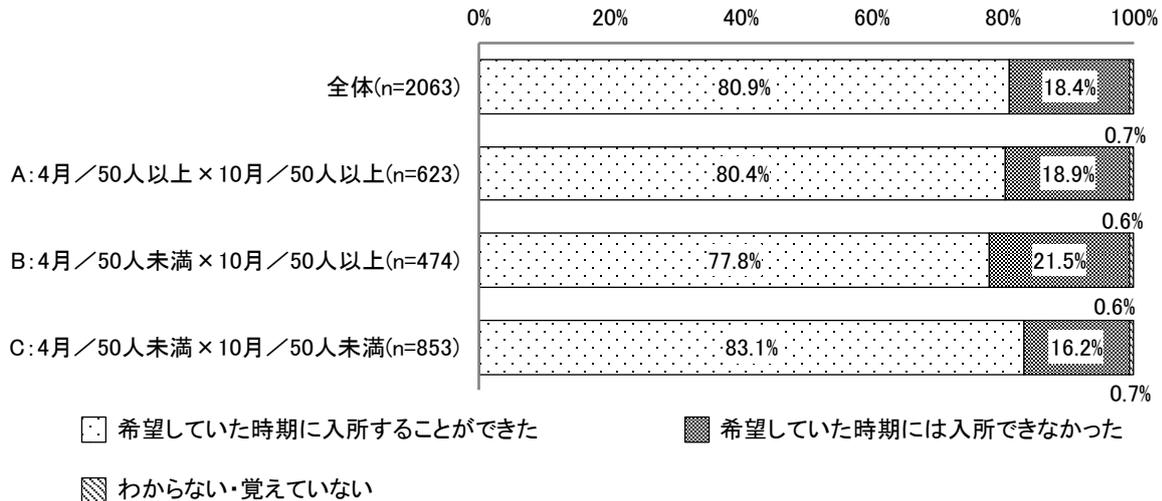


(2) 保育所への入所時期についての希望と実態の乖離状況

次に、利用者アンケート調査により、保育所等への入所時期について、利用者が希望した時期に実際に入所することができるかをみると、「全体」では、末子について「希望していた時期に入所することができた」が80.9%、「希望していた時期には入所できなかった」が18.4%であった。

さらに、待機児童の状況や、子どもの生まれ月によって、入所時期の希望と実際の乖離状況に違いがあるか分析を行ったところ、待機児童パターン別では大きな差はみられなかった。一方、末子の生まれ月別では、年度後半の「12月生まれ」「1月生まれ」「2月生まれ」において、他と比べて「希望していた時期には入所できなかった」(それぞれ23.4%、23.3%、25.0%)と回答した割合が比較的高い傾向にあり、生まれ月によって、希望する時期での入所の状況に差が生じていることがうかがえる結果となった。

(再掲：利用者アンケート) 図表 69 末子における希望する時期での保育所等への入所の状況：単数回答 (Q12)



(再掲：利用者アンケート) 図表 70 末子の生まれ月別 末子における希望する時期での保育所等への入所の状況：単数回答 (Q12)

	合計	Q12. 末子の保育所入所時期に関する状況			
		希望していた時期に入所することができた	希望していた時期には入所できなかった	わからない・覚えていない	
全体	2063	80.9%	18.4%	0.7%	
Q3 末子が生まれた月	1月生まれ	219	76.7%	23.3%	0.0%
	2月生まれ	176	73.9%	25.0%	1.1%
	3月生まれ	184	78.8%	19.6%	1.6%
	4月生まれ	203	82.8%	17.2%	0.0%
	5月生まれ	171	87.1%	12.9%	0.0%
	6月生まれ	166	84.9%	14.5%	0.6%
	7月生まれ	173	82.1%	16.2%	1.7%
	8月生まれ	177	83.6%	15.8%	0.6%
	9月生まれ	160	83.1%	15.6%	1.3%
	10月生まれ	154	77.3%	22.1%	0.6%
	11月生まれ	139	84.9%	14.4%	0.7%
	12月生まれ	141	76.6%	23.4%	0.0%

### (3) 育児休業の取得期間についての希望と実態の乖離状況

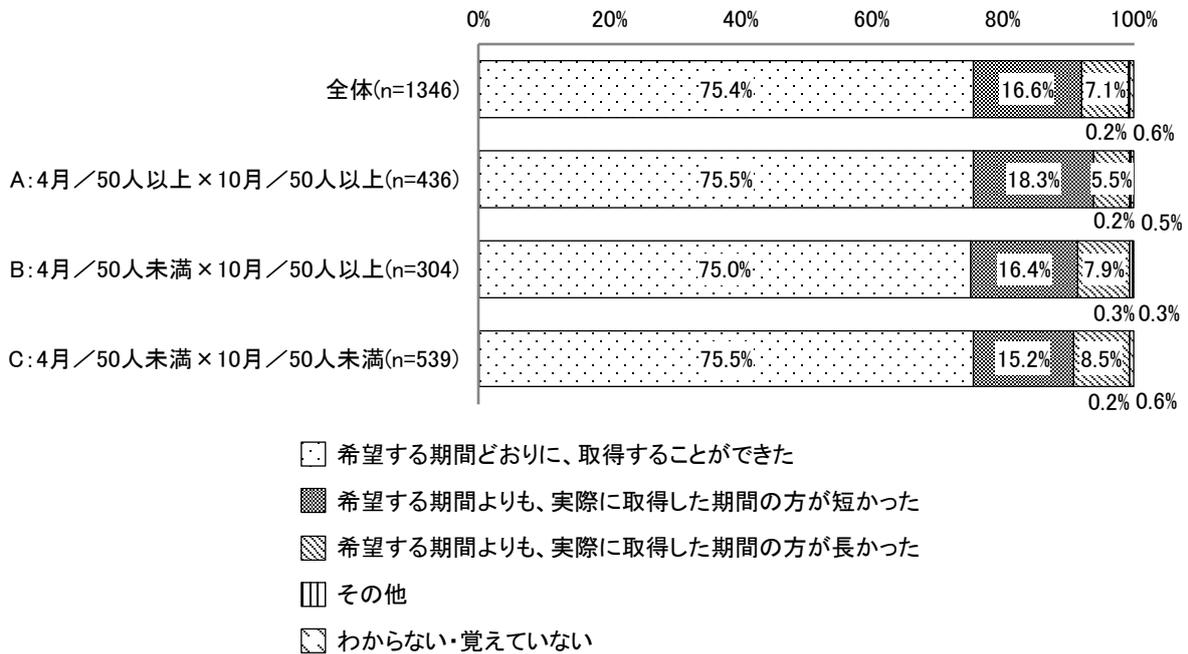
同じく利用者アンケート調査により、末子出産時に育児休業を取得した人について、当初希望していた期間どおり育児休業を取得できたかどうかをみると、「全体」では、「希望する期間どおりに、取得することができた」が75.4%、「希望する期間よりも、実際に取得した期間の方が短かった」が16.6%であった。

さらに、待機児童の状況や、子どもの生まれ月によって、入所時期の希望と実際の乖離状況に違いがあるか分析を行ったところ、待機児童パターン別では大きな差はみられなかった。

また、末子の生まれ月別にみると、「4月生まれ」では他と比べて、「希望する期間どおりに、取得することができた」の割合が高い一方、年度前半の「5月生まれ」～「8月生まれ」では「希望する期間よりも、実際に取得した期間の方が短かった」、年度後半の「12月生まれ」～「2月生まれ」では「希望する期間よりも、実際に取得した期間の方が長かった」の割合が比較的高い傾向がみられた。

このように、子どもの生まれ月によって、育児休業の取得期間について希望と実際の乖離状況に差がみられており、その背景には、保育所の入所が4月に集中し、年度途中での入所が難しいことがあると考えられる。

(再掲：利用者アンケート) 図表 95 末子出産時の育児休業の取得期間：単数回答 (Q21)



(再掲：利用者アンケート) 図表 96 末子の生まれ月別 末子出産時の育児休業の取得期間：単数  
回答 (Q21)

	合計	Q21. 末子出産時の育児休業制度期間の状況					
		希望する期間ど おりに、取得す ることができた	希望する期間よ りも、実際に取 得した期間の方 が短かった	希望する期間よ りも、実際に取 得した期間の方 が長かった	その他	わからない・覚 えていない	
全体	1346	75.4%	16.6%	7.1%	0.2%	0.6%	
Q 3 ・ 末 子 が 生 ま れ た 月	1月生まれ	140	75.0%	13.6%	10.0%	0.0%	1.4%
	2月生まれ	113	72.6%	13.3%	14.2%	0.0%	0.0%
	3月生まれ	111	82.0%	10.8%	7.2%	0.0%	0.0%
	4月生まれ	130	83.8%	10.8%	4.6%	0.0%	0.8%
	5月生まれ	110	73.6%	23.6%	2.7%	0.0%	0.0%
	6月生まれ	110	68.2%	25.5%	5.5%	0.0%	0.9%
	7月生まれ	112	76.8%	17.9%	4.5%	0.0%	0.9%
	8月生まれ	119	67.2%	26.9%	3.4%	1.7%	0.8%
	9月生まれ	113	77.0%	15.0%	6.2%	0.9%	0.9%
	10月生まれ	98	73.5%	17.3%	9.2%	0.0%	0.0%
	11月生まれ	92	82.6%	9.8%	7.6%	0.0%	0.0%
	12月生まれ	98	72.4%	15.3%	11.2%	0.0%	1.0%

(4) 末子出産後、保育所等に入れなかったことを理由に育児休業制度を延長した経験

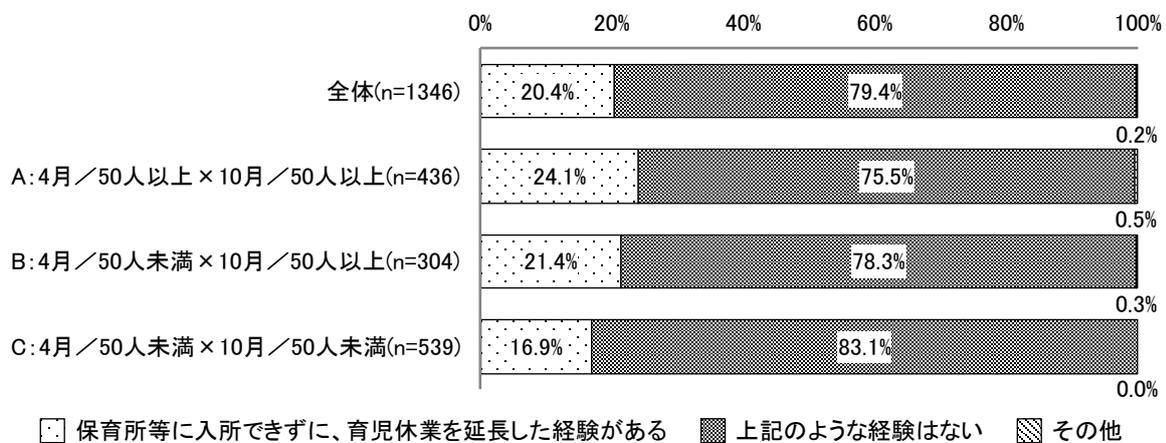
末子出産後、育児休業を取得したと回答した人について、保育所等に入所できずに、育児休業を延長した経験があるかどうかをみると、「全体」では「保育所等に入所できずに、育児休業を延長した経験がある」が20.4%となっている。

待機児童パターン別では、待機児童の多い「A」では、該当する経験がある割合が24.1%と、「B」「C」に比べて高い傾向がみられる。また、末子の生まれ月別では、年度後半の「12月生まれ」「1月生まれ」「2月生まれ」において、該当する経験があるとする割合が3割を超えており、他と比べて高い傾向がみられる。

(2)～(4)でみた分析結果からは、年度後半の「12月生まれ」「1月生まれ」「2月生まれ」では、希望する時期に保育所等に入所できなかった経験や、希望よりも実際の育児休業の取得期間の方が長かった経験、保育所等に入れなかったことを理由に育児休業を延長した経験のいずれも高い傾向にあることが明らかとなった。

こうした生まれ月による保育所等への入所のしにくさや、育児休業期間の希望と実際の乖離状況を解消するためには、待機児童の解消を進めることと合わせて、待機児童の有無に関わらず、利用者が年度途中の柔軟な入所を選択しやすい仕組みを推進することが求められるといえる。

(再掲：利用者アンケート) 図表 104 末子出産後、保育所等に入れなかったことを理由に育児休業制度を延長した経験：単数回答 (Q25)



(再掲：利用者アンケート) 図表 105 末子の生まれ月別 末子出産後、保育所等に入れなかったことを理由に育児休業制度を延長した経験：単数回答 (Q25)

		合計	Q25. 末子出産後、育児休業制度を延長した経験		
			保育所等に入所できずに、育児休業を延長した経験がある	上記のような経験はない	その他
全体		1346	20.4	79.4	0.2
Q 3 ・ 末 子 が 生 ま れ た 月	1月生まれ	140	35.0	65.0	0.0
	2月生まれ	113	33.6	65.5	0.9
	3月生まれ	111	18.0	82.0	0.0
	4月生まれ	130	10.8	89.2	0.0
	5月生まれ	110	10.0	90.0	0.0
	6月生まれ	110	11.8	88.2	0.0
	7月生まれ	112	8.0	92.0	0.0
	8月生まれ	119	20.2	79.8	0.0
	9月生まれ	113	15.9	83.2	0.9
	10月生まれ	98	25.5	74.5	0.0
	11月生まれ	92	22.8	77.2	0.0
	12月生まれ	98	32.7	66.3	1.0

## 2. 自治体における入所時期の柔軟化を図る施策の導入状況

### (1) 入園予約制の導入状況

次に、保育所の入所時期の柔軟化を図る施策として、いわゆる「入園予約制」の導入状況について、自治体アンケート調査により把握を行った。なお、「入園予約制」のほか、年度途中に入所する方法として予約によらない「随時入所」の方法もあることから、アンケートの調査票では、それぞれを次のように定義し、両者を区別した上で、「入園予約制」について調査・把握を行った。

#### 【随時入所】

- ・年度途中に随時申込を受け付け、入所可能な条件を満たしていれば入所する方法を指します。定員の空き（年度途中での転園・退園等によって生じる空きを含む）に対して、入所の申込受付を行うなどが該当します。
- ・ただし、年度途中に発生する定員の空きを下記に示す入園予約制の受入枠として利用する場合は、入園予約制に当たるものとお考えください。

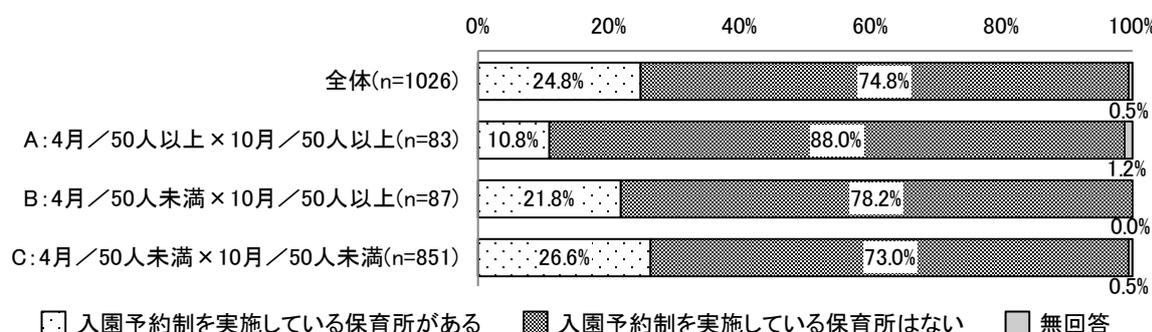
#### 【入園予約制】

- ・特定の時期を指定して、年度途中に入所する方法等を指します。
- ・その他、「入園予約制」「入所予約制」「育児休業明け入所予約」などの名称やこれらに類似する名称で実施している入所の方法を指します。

入園予約制を実施している割合は、「全体」では 24.8%であった。待機児童パターン別にみると、「A」では 10.8%、「B」では 21.8%、「C」では 26.6%と、4月に待機児童が50人未満である自治体で、入園予約制を実施している保育所がある割合が高い傾向がみられた。

また、入園予約制を実施している保育所がある自治体について、公立か私立かどちらで実施しているかをみると、「全体」では、「公立保育所と私立保育所で実施」が 65.4%、「公立保育所のみで実施」が 24.0%であった。入園予約制を実施している公立の保育所がある割合は 89.4%（「公立保育所と私立保育所で実施」＋「公立保育所のみで実施」の合計）、私立の保育所がある割合は 76.0%（「公立保育所と私立保育所で実施」＋「私立保育所のみで実施」の合計）で、公立保育所の方が高い割合となっていた。

(再掲：自治体アンケート) 図表 9 入園予約制を実施している保育所の有無：単数回答 (Q4-1)

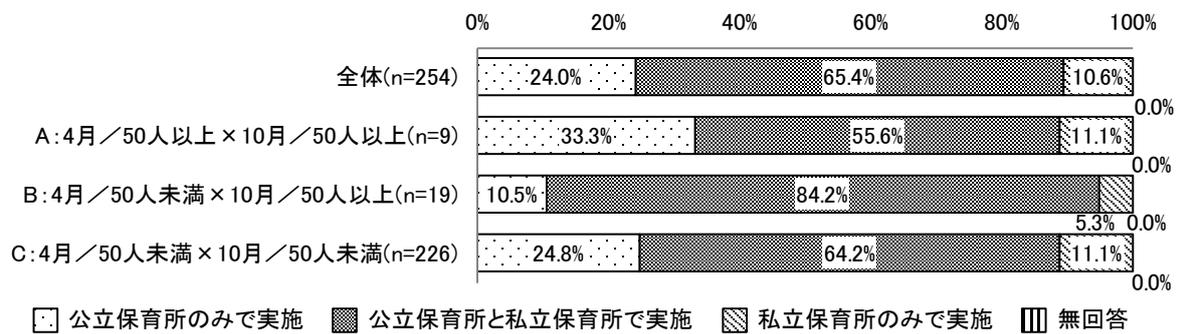


注：「入園予約制」について、調査票において、以下のように説明を記載した。

#### 【入園予約制】

- ・特定の時期を指定して、年度途中に入所する方法等を指します。
- ・その他、「入園予約制」「入所予約制」「育児休業明け入所予約」などの名称やこれらに類似する名称で実施している入所の方法を指します。

(再掲：自治体アンケート) 図表 10 入園予約制を実施している保育所の公立・私立の区分:単数回答 (Q4-2)

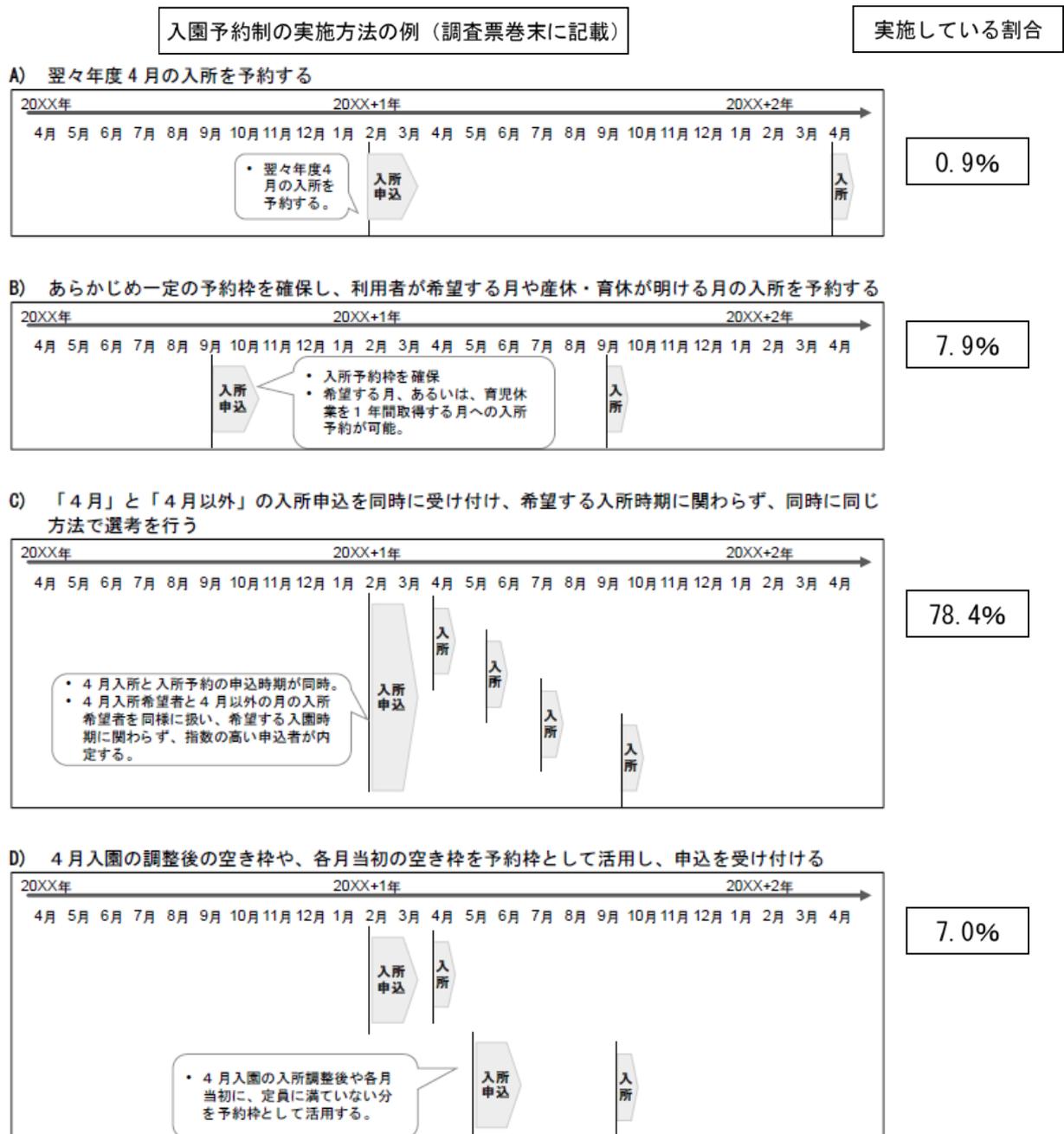


注：「A：4月/50人以上×10月/50人以上」「B：4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

(2) 公立保育所における入園予約制の実施方法

入園予約制の実施方法について、公立保育所における実施方法をみると、「全体」では、「C:「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う」が78.4%、「B: あらかじめ一定の予約枠を確保し、利用者が希望する月や産休・育休が明ける月の入所を予約する」が7.9%、「4月入園の調整後の空き枠や、各月当初の空き枠を予約枠として活用し、申込を受け付ける」が7.0%で、4月と4月以外の入所を同時に受け付け、選考を行うCのパターンがもっとも多く採用されている。

(再掲：自治体アンケート) 図表 13 公立保育所における入園予約制の実施方法と実施割合 (Q9)

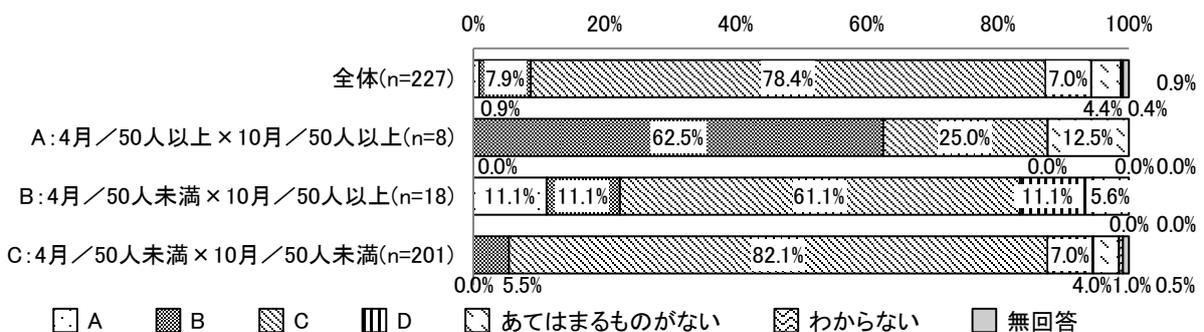


※「実施している割合」の母数は、入園予約制を実施している公立保育所がある自治体 (n=227)。  
 ※「あてはまるものがない」「わからない」との回答や無回答の自治体があるため、合計は100%とならない。

待機児童パターン別にみると、待機児童が多い「A」では、「B：あらかじめ一定の予約枠を確保し、利用者が希望する月や産休・育休が明ける月の入所を予約する」方法が62.5%と最も多い（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。また、待機児童が少ない「C」では、「C：「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う」方法が82.1%と最も多く、待機児童の状況により入園予約制の実施方法に違いがみられた。

その理由として、4月と4月以外の入所を同時に受け付け、選考を行うCのパターンでは、各自治体が定めた選考方法に沿って選考した結果、年度途中入所の希望者が多数を占めた場合、待機児童がいるにも関わらず、4月から年度途中入所までの間、保育所の定員に対して多数の空きが生じてしまうこととなる。そのデメリットを最小限に抑えつつ、入園予約制実施によるメリットとのバランスをとるため、待機児童が多い自治体では、Bのパターンを採用する自治体が多くなっていると考えられる。

（再掲：自治体アンケート）図表 14 公立保育所の入園予約制の実施方法：単数回答（Q9）



注：「A：4月/50人以上 x 10月/50人以上」「B：4月/50人未満 x 10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

【パターン一覧】

- A：翌々年度の4月の入所を予約する
- B：あらかじめ一定の予約枠を確保し、利用者が希望する月や産休・育休が明ける月の入所を予約する
- C：「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う
- D：4月入園の調整後の空き枠や、各月当初の空き枠を予約枠として活用し、申込を受け付ける

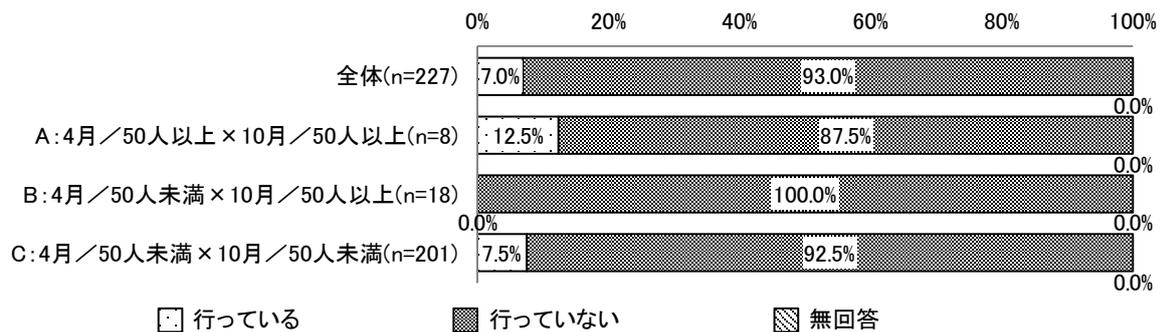
### (3) 公立保育所の入所者数が少ない期間における他の保育事業との職員配置の調整の有無

保育士について、定員に対する配置基準を満たすよう配置している場合、入園予約制により空き枠が生じる期間は、保育にかかる職員が他の事業に従事できる可能性が考えられる。このように、入所者数が少ない期間において、他の保育事業との間で職員配置の調整を「行っている」割合をみると、「全体」で7.0%と非常に低い割合にとどまっており、待機児童の状況による差もそれほどみられなかった。

他の保育事業との調整を行っている割合が低調である要因として、自治体ヒアリング調査では、保育所の定員弾力化により、とりわけ低年齢児のクラスでは日頃から職員の負担が大きく、入園予約制により年度当初の利用者数が少ない場合でも、必ずしも職員が余裕のある状況ではないということが指摘された。

また、余裕活用型の一時預かり事業等、保育園で実施している他の保育事業との調整の可能性については、余裕活用型の場合、主な利用目的は保護者の休息、リフレッシュ等が多く、利用者数が少ないという指摘がみられた。

(再掲：自治体アンケート) 図表 35 公立保育所の入所者数が少ない期間における他の保育事業との職員配置の調整の有無：単数回答 (Q12)



注：「A：4月/50人以上×10月/50人以上」「B：4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

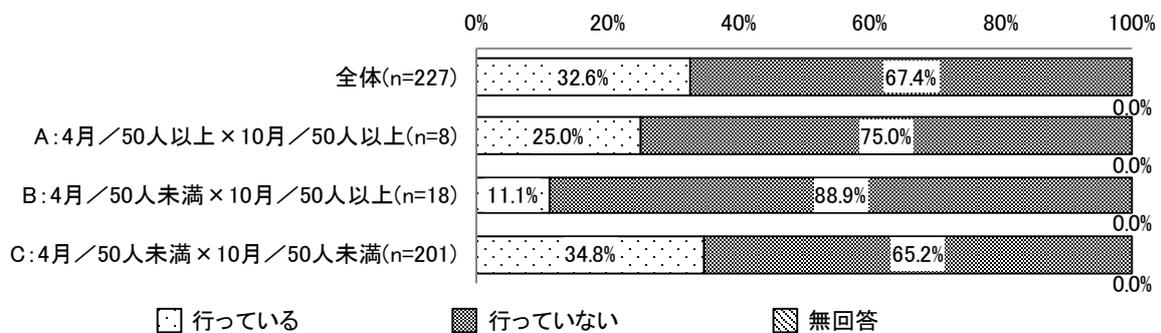
(4) 公立保育所において、年度の途中から配置する職員数を増やすなど配置人数の調整の有無

入園予約制を実施する場合、年度当初から定員や弾力化を見越した職員配置に基づく配置とするのではなく、年度途中から利用者の増加に合わせて、職員数を増やすような運用が考えられる。しかし、年度の途中から配置する職員数を増やすなど、配置人数の調整を「行っている」割合をみると、「全体」で32.6%であった。

待機児童パターン別にみると、「C」では、「A」「B」と比べて、「行っている」割合が高い傾向がみられた（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。

自治体ヒアリング調査では、保育士不足の問題が深刻なため、年度途中で保育士を募集しても集まる見込みが低く、年度途中から職員を増やすことは、現実的には難しいということが指摘された。

(再掲：自治体アンケート) 図表 37 公立保育所の年度の途中から配置する職員数を増やすなど、配置人数の調整の有無：単数回答 (Q13)



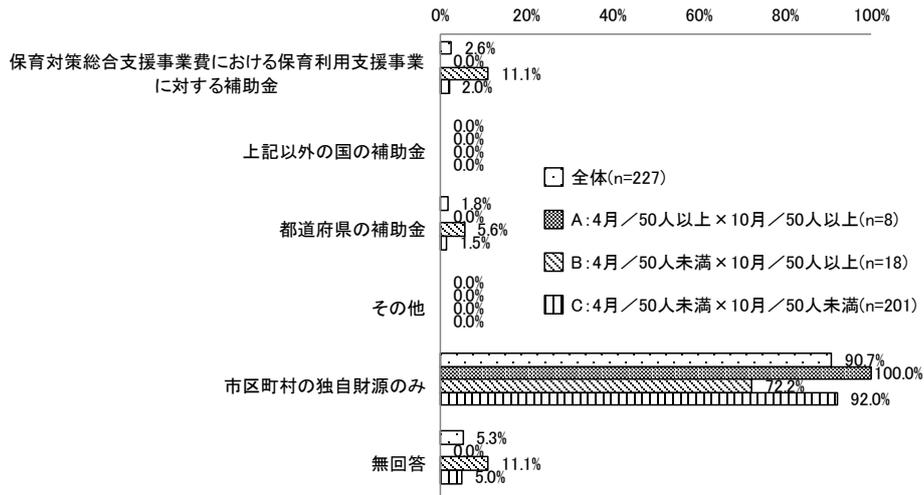
注：「A：4月/50人以上×10月/50人以上」「B：4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

(5) 入園予約制の実施にあたって補助金や支援の状況

< 公立保育所での実施にあたり活用している補助金 >

「全体」では、「市区町村の独自財源のみ」が 90.7%、「保育対策総合支援事業費における保育利用支援事業に対する補助金」が 2.6%で、補助金を活用している自治体の割合は非常に低い結果となった。

(再掲：自治体アンケート) 図表 33 公立保育所の入園予約制の実施にあたり活用している補助金：複数回答 (Q11)



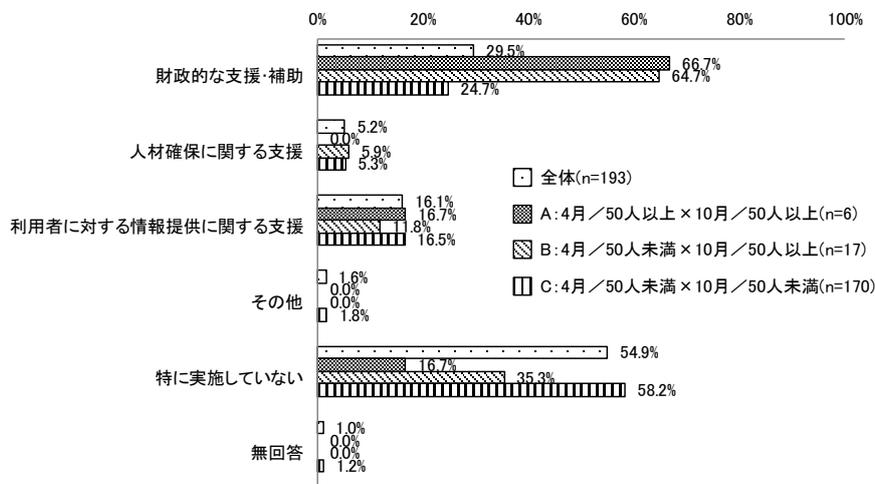
注：「A：4月/50人以上×10月/50人以上」「B：4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

< 私立保育所での実施にあたって補助金や支援の実施状況 >

「全体」では「特に実施していない」が 54.9%、「財政的な支援・補助」が 29.5%、「利用者に対する情報提供に関する支援」が 16.1%と、何らかの支援を行っている自治体と行っていない自治体がほぼ半々であった。「財政的な支援・補助」を実施している場合の具体的な財源は、「市区町村の自主財源からの補填」が 63.2%、「都道府県の補助金」が 28.1%となっている。

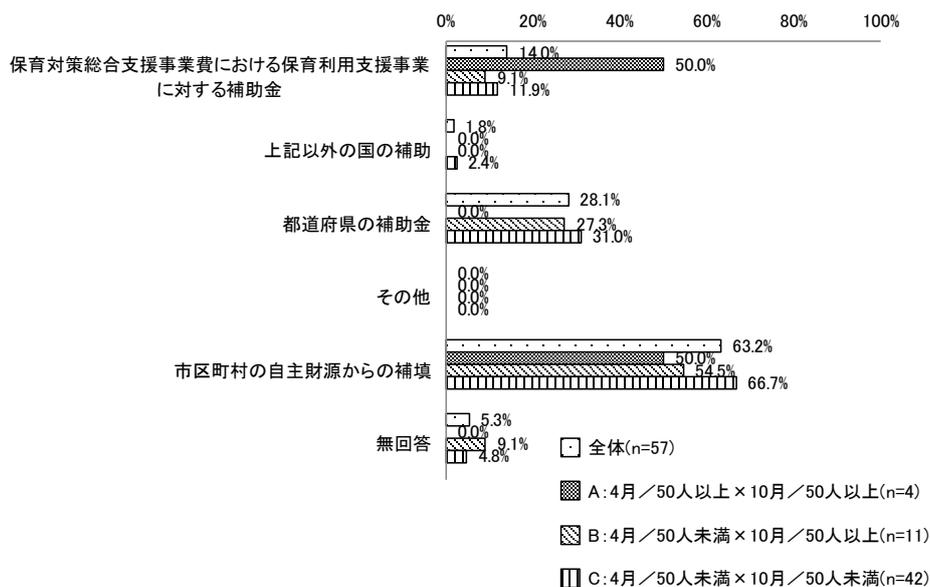
待機児童パターン別にみると、「A」「B」では、「C」と比べて、「財政的な支援・補助」を実施している割合が高い傾向がみられた(ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要)。一方、「C」では「特に実施していない」の割合が高い傾向がみられた。このように、待機児童の状況によって、財政的な支援・補助の実施状況に差がみられる理由として、待機児童が多い地域では、入園予約制を実施することで、定員に対して空き枠が生じる期間が発生し、保育所の収入減につながるため、自治体が財政的な支援・補助を行っている割合が高くなっていると考えられる。

(再掲：自治体アンケート) 図表 42 私立保育所の入園予約制の実施のための支援や補助：複数回答 (Q15-1)



注：「A：4月/50人以上×10月/50人以上」「B：4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

(再掲：自治体アンケート) 図表 43 私立保育所の入園予約制の実施のためにやっている財政的な支援の財源：複数回答 (Q15-2)



注：「A：4月/50人以上×10月/50人以上」「B：4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

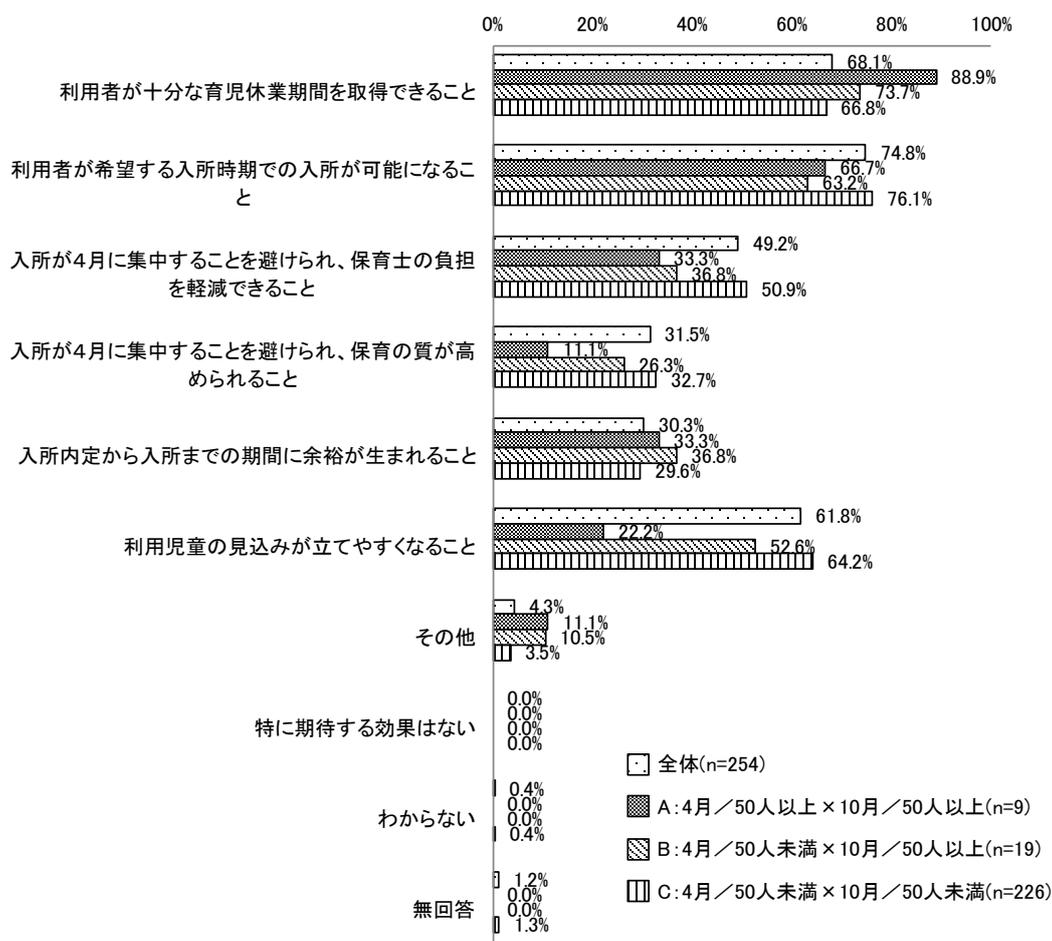
## (6) 入園予約制の実施により期待される効果

入園予約制を実施している保育所がある自治体について、制度の実施により期待される効果を見ると、「全体」では、「利用者が希望する入所時期での入所が可能になること」(74.8%)、「利用者が十分な育児休業期間を取得できること」(68.1%)、「利用児童の見込みが立てやすくなること」(61.8%)、「入所が4月に集中することを避けられ、保育士の負担を軽減できること」(49.2%)などが多く挙げられた。

待機児童パターン別では、待機児童が多い「A」「B」では、「C」と比べて、「利用者が十分な育児休業期間を取得できること」が多く挙げられており、入園予約制がなければ4月以外の時期には入所にいく、育児休業期間が短くなる傾向にあるという実態が反映されているといえる(ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要)。

一方、「C」では、「A」「B」と比べて「利用児童の見込みが立てやすくなること」「入所が4月に集中することを避けられ、保育士の負担が軽減できること」「入所が4月に集中することを避けられ、保育の質が高められること」などが多く挙げられた。待機児童が少ない地域では、入園予約制の実施によって、保育士の負担軽減や、保育所の安定的な運営等、保育所に対する効果がより期待されていることがわかる。

(再掲：自治体アンケート) 図表 44 入園予約制の実施により期待される効果:複数回答 (Q17)



注：「A：4月/50人以上×10月/50人以上」「B：4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

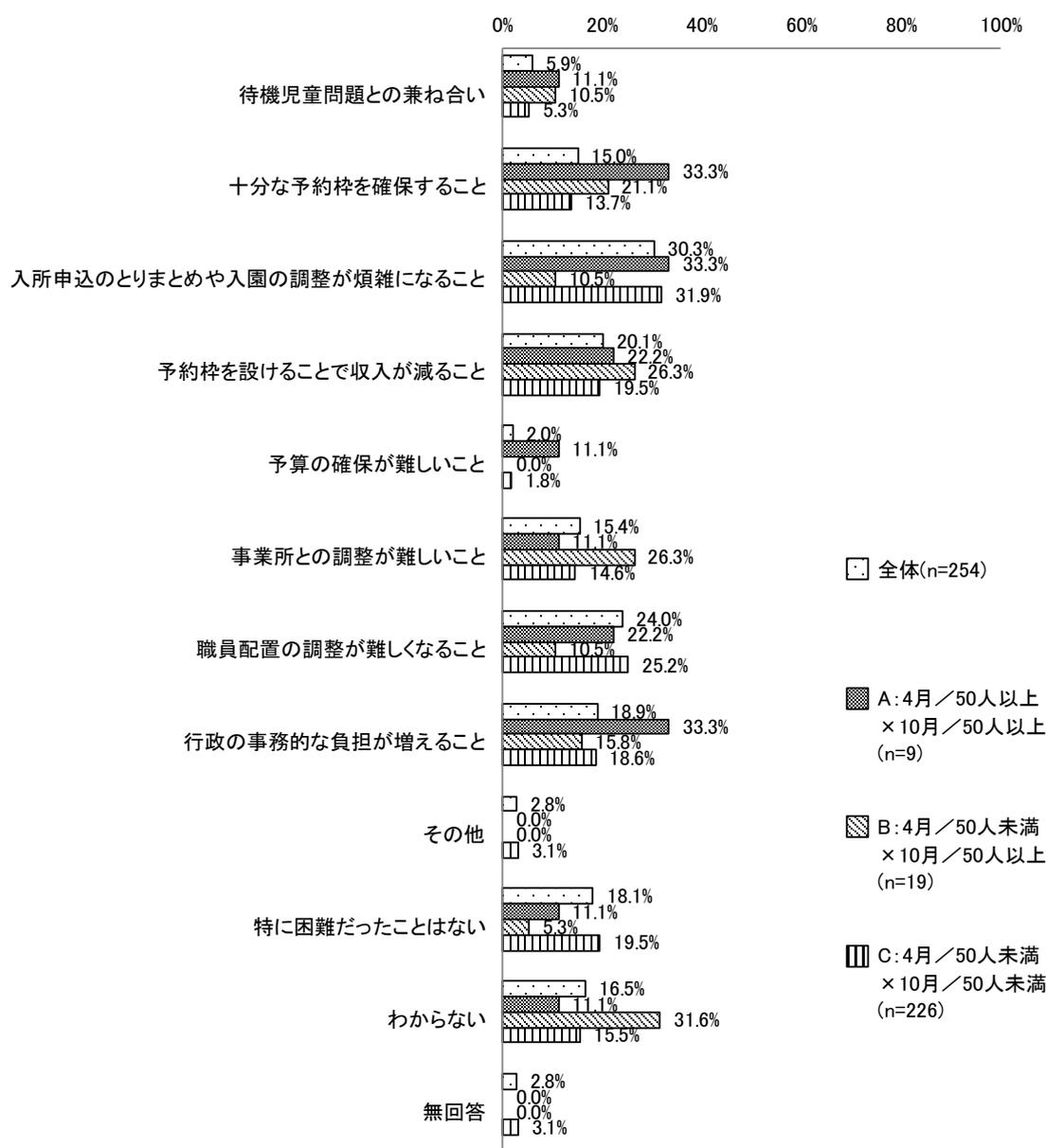
### 3. 入所時期の柔軟化を図る施策を実施する際の課題及び必要な支援策

#### (1) 入園予約制の導入にあたり、困難だったこと

入園予約制の導入にあたり困難だったことをみると、「全体」では、「入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑になること」(30.3%)、「職員配置の調整が難しくなること」(24.0%)などが多く挙げられた。

待機児童パターン別では、待機児童が多い「A」では他と比べて「十分な予約枠を確保すること」「行政の事務的な負担が増えること」、「B」では同じく「事業所との調整が難しいこと」が、それぞれ高い傾向がみられた（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。

(再掲：自治体アンケート) 図表 45 入園予約制の導入にあたり、困難だったこと：複数回答 (Q18)



注：「A：4月/50人以上×10月/50人以上」「B：4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

## (2) 入園予約制の導入や継続に必要な支援

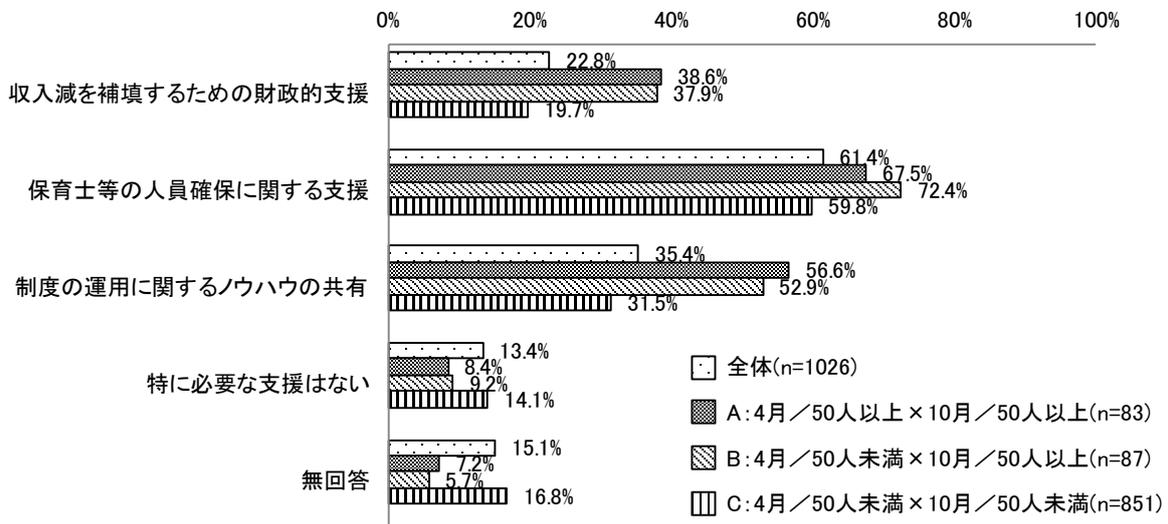
<公立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援>

「全体」では、「保育士等の人員確保に関する支援」(61.4%)、「制度の運用に関するノウハウの共有」(35.4%)などが挙げられた。

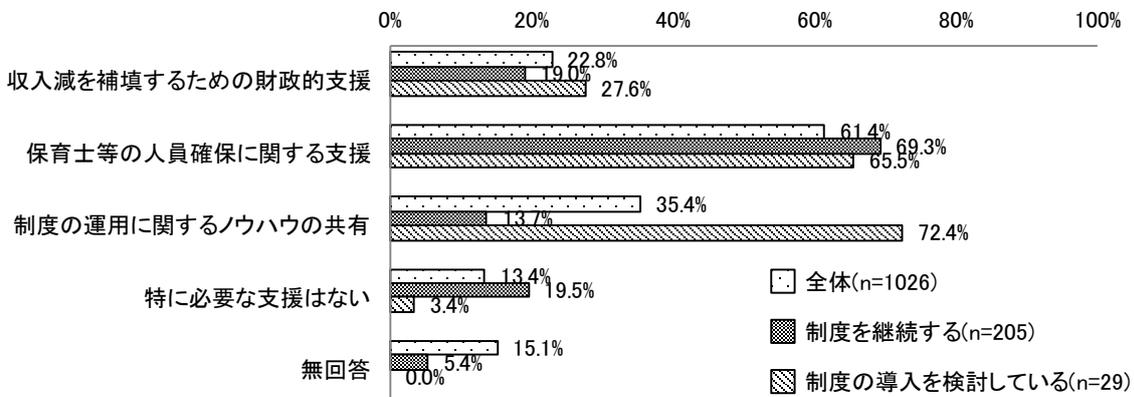
待機児童パターン別にみると、「A」「B」では、「C」に比べて、「収入減を補填するための財政的支援」「制度の運用に関するノウハウの共有」の割合が高い傾向にある。

また、公立保育所における入園予約制の導入や継続の方針別にみると、「制度の導入を検討している」層では、他と比べて、「制度の運用に関するノウハウの共有」の割合が72.4%と高く、これから制度を導入するにあたって、運用に関するノウハウの共有を求める自治体が多いことがわかる(ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要)。

(再掲：自治体アンケート) 図表 51 公立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援:複数回答 (Q23-1)



(再掲：自治体アンケート) 図表 52 公立保育所における入園予約制の導入や継続の方針別 公立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援:複数回答 (Q23-1)



注:「制度の導入を検討している」層は、サンプル数が少ないため参考値。

<私立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援>

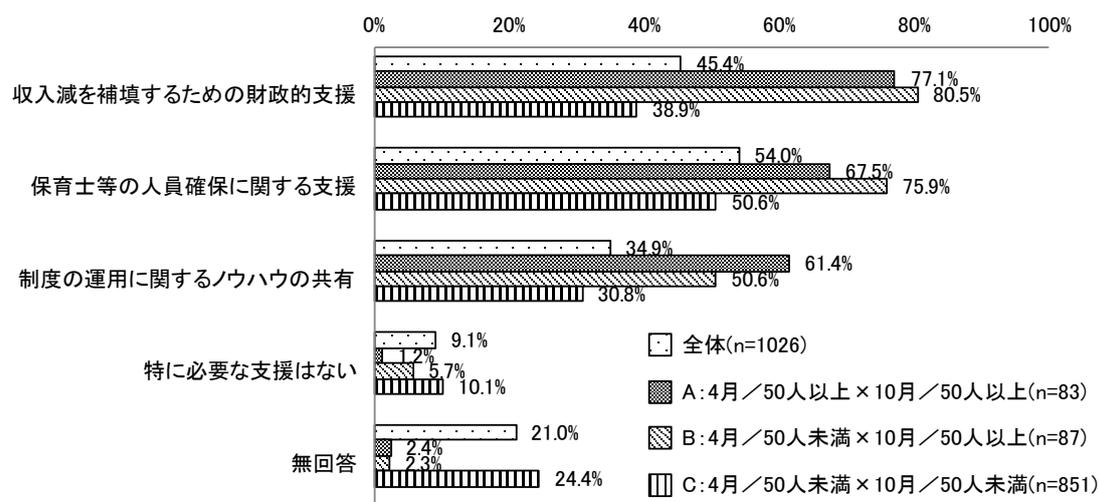
「全体」では、「保育士等の人員確保に関する支援」(54.0%)、「収入減を補填するための財政的支援」(45.4%)などが挙げられている。公立保育所と比べると、「収入源を補填するための財政的支援」(公立：22.8%、私立：45.4%)を挙げる割合は、私立保育所の方が高くなっている。

待機児童パターン別にみると、「A」「B」では、「C」に比べて、「収入源を補填するための財政的支援」「保育士等の人員確保に関する支援」「制度の運用に関するノウハウの共有」の割合がいずれも高くなっている。

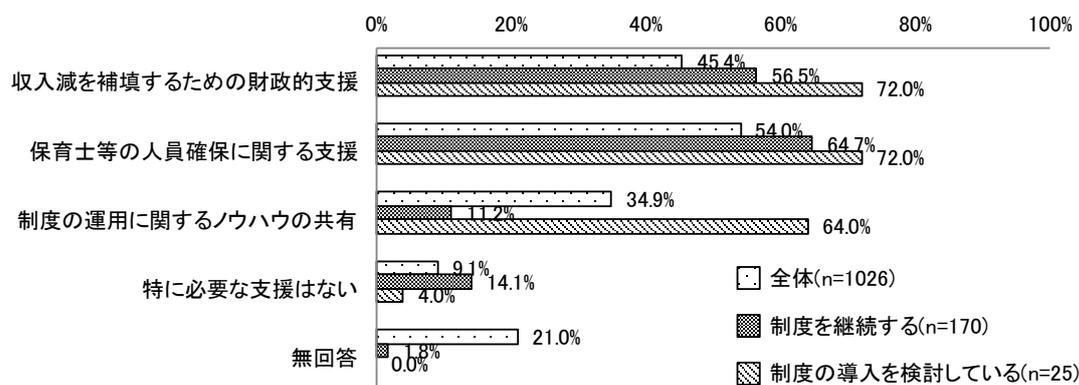
自治体ヒアリング調査においても、待機児童が多い地域では、私立保育所で入園予約制を実施した場合、年度当初～年度途中の入所時期まで定員に対して空き枠が生じる期間が発生し、そのことが収入減に直結するため、何らかの財政的な支援・補助等が必要との指摘がみられた。

また、私立保育所における入園予約制の導入や継続の方針別にみると、「制度の導入を検討している」層では、他と比べて、「収入減を補填するための財政的支援」「保育士等の人員確保に関する支援」「制度の運用に関するノウハウの共有」の割合がいずれも高くなっている(ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要)。

(再掲：自治体アンケート) 図表 53 私立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援：複数回答 (Q23-2)



(再掲：自治体アンケート) 図表 54 私立保育所における入園予約制の導入や継続方針別 私立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援：複数回答 (Q23-2)



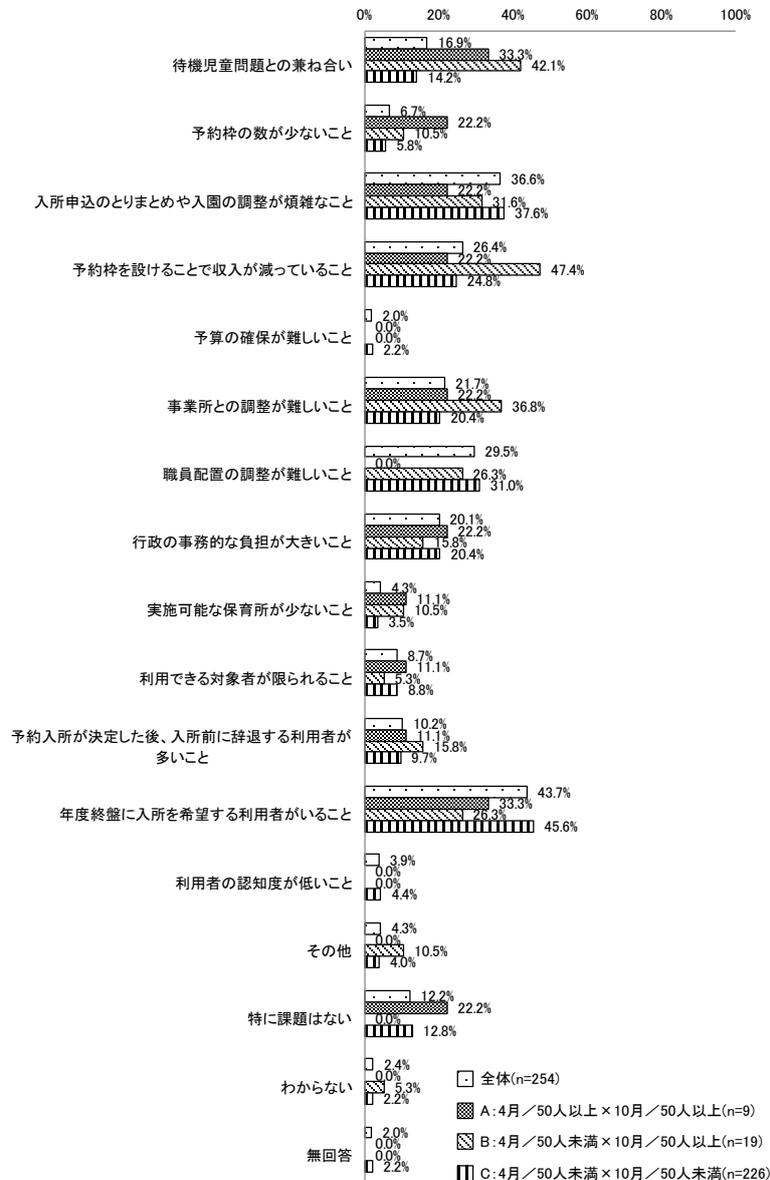
注：「制度の導入を検討している」層は、サンプル数が少ないため参考値。

### (3) 入園予約制の課題

入園予約制を実施している保育所がある自治体について、入園予約制を実施しているなかでの課題をみると、「全体」では、「年度終盤に入所を希望する利用者があること」(43.7%)、「入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑なこと」(36.6%)、「職員配置の調整が難しいこと」(29.5%)などが多く挙げられた。

待機児童パターン別では、待機児童が多い「A」では「予約枠の数が少ないこと」、「B」では「待機児童問題との兼ね合い」「予約枠を設けることで収入が減っていること」「事業所との調整が難しいこと」、「C」では「年度終盤に入所を希望する利用者があること」「入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑なこと」が、それぞれ他と比べて高い傾向がみられる(ただし、「A」「B」については、サンプル数が少ないことに留意が必要)。

(再掲：自治体アンケート) 図表 46 入園予約制の課題：複数回答 (Q20)



注：「A：4月/50人以上×10月/50人以上」「B：4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

#### 4. 入園予約制の普及に向けた今後の方向性

以上をふまえ、本節では、入園予約制の普及に向けた今後の方向性について、調査結果を総括する。

まず、年度途中における保育所等への入所の実態をみると、全体では「4月入所」が全体の約半数、4月以外の入所は約4割で、待機児童が多いほど4月入所に集中する傾向がみられた。認可保育施設では、4月入所に集中する傾向がより顕著にみられた。

また、子どもの生まれ月によっても入所時期等に違いがみられており、とりわけ年度後半の「12月生まれ」～「2月生まれ」では、希望どおりの時期に入所できなかった、あるいは希望どおりの期間、育児休業を取得できなかったなど、入所時期や育児休業期間についての希望が叶いにくいという傾向がみられた。

このように、待機児童や子どもの生まれ月による入所のしにくさを解消するためには、年度途中の入所が難しいために4月に入所せざるを得ない状況を改善することが必要である。待機児童が多い地域では、引き続き、待機児童解消を喫緊の課題として取り組むことはもちろんであるが、待機児童が少ない地域も含め、年度途中での入所を可能とする仕組みや制度等の検討が求められる。

そこで、本調査では、入園予約制を実施している自治体について、具体的な実施方法や制度の実施による効果、課題、必要となる支援等について調査・把握を行った。

まず、入園予約制の実施による効果としては、自治体アンケート調査、自治体ヒアリング調査及び公開資料等に基づき整理すると、主に以下のような点が挙げられる。

##### 【入園予約制の導入による効果】

###### （利用者）

- ・利用者が希望する入所時期での入所が可能となる
- ・利用者が十分な育児休業期間（1年間まるまるなど）を取得できる
- ・年度途中の随時の申込受付や入所に比べて、入所内定から入所までの期間に余裕が生まれる

###### （保育所）

- ・利用児童の見込みが立てやすくなるため、人員の確保等の計画を立てやすい
- ・入所が4月に集中することを避けられ、年度当初やならし保育期間の保育士の負担を軽減できる
- ・入所が4月に集中することを避けられ、年度当初やならし保育期間の保育の質が高められる

###### （企業）

- ・年度途中の随時の申込受付や入所に比べて、育児休業からの復職時期が前もって確定するため、人員等の計画を立てやすい

###### （行政）

- ・利用者が希望する育児休業期間を取得できるようになることで、0歳児保育の需要が緩和され、保育コストの軽減につながる

一方、入園予約制導入による課題としては、同じく自治体アンケート調査、自治体ヒアリング調査及び公開資料等に基づき整理すると、主に以下のような点が挙げられる。

**【入園予約制の導入による課題】**

- ・待機児童問題との兼ね合い（待機児童の解消が優先課題であることや、待機児童がいるなかで予約枠を設けることに対して反対の声があることを含む）
- ・入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑になること
- ・予約枠を設けることで定員に対する空き枠が生じ、収入が減ること（収入減に対する補填が難しい場合を含む）
- ・職員配置の調整が難しくなること
- ・行政の事務的な負担が増えること
- ・2月や3月など、年度終盤に入所を希望する利用者があること（年度途中の予約枠の確保期間が長い場合があること）
- ・内定辞退者への対応が必要となること

このように、入園予約制には導入による効果・課題の両面があり、待機児童の状況や、実施方法によっても効果・課題は異なってくる。例えば、効果については、待機児童が多い地域（＝「A」または「B」）では、4月以外の時期に入所しにくく、結果として育児休業期間が短くなる傾向にあることから、入園予約制を実施することで、「利用者が十分な育児休業期間を取得できること」への期待が大きい。一方、待機児童が少ない地域（＝「C」）では、「利用児童の見込みが立てやすくなること」「入所が4月に集中することを避けられ、保育士の負担が軽減できること」「入所が4月に集中することを避けられ、保育の質が高められること」など、保育所運営への効果がより期待されている。

ただし、待機児童が少ない地域であっても、「希望していた時期には入所できなかった」（16.2%）とする割合はゼロではなく、育児休業についても「希望する期間よりも、実際に取得した期間の方が短かった」（15.2%）あるいは「希望する期間よりも、実際に取得した期間の方が長かった」（8.5%）とする割合が、一定程度みられる。希望する期間どおりに育児休業を取得できなかった理由としては、待機児童が少ない地域でも、「4月の保育所入所に合わせるため」（47.7%）が半数弱にのぼった。

また、待機児童が少ない地域では、定員に空きがあれば入所を申し込むことができる「随時入所」を活用しやすい状況と考えられるが、自治体が定める随時入所の申込期限は例えば「前月10日まで」など、入園予約制と比べて、入所内定から実際の入所までの期間が短いことが多いと思われる。利用者アンケート調査では、実際の入所が決まった月が、入所時点からみて1か月より短い場合、入園準備や復職・就職に向けた準備を余裕をもって進めたり、勤務先に余裕をもって復職・就職の時期を伝えたりしづらいという傾向がみられており、利用者の希望としても、入所が決定的にほしい時期として、入所の「2か月以上～3か月前」を挙げる割合が高かった。

こうしたことをふまえると、待機児童が少ない地域であっても、入園予約制を実施することにより、利用者が年度途中で柔軟な入所を確実に選択でき、入所時期が前もって内定することのメリットを享受できるよう、制度を整備する必要性があるといえる。

そこで、以下では、待機児童が多い地域・少ない地域のそれぞれにおいて、どのように入園予約制を実施すれば、制度のメリットを活かし、デメリットを少なくできるか、今後の普及のために必要なことは何かといった観点から検討を行った。

自治体アンケート調査及び自治体ヒアリング調査から、入園予約制の実施方法や課題等について、待機児童の状況別に整理すると、それぞれ以下のような特徴が挙げられる。

まず、実施方法については、待機児童が多い地域では、あらかじめ一定の予約枠を確保し、利用者が希望する月や産休・育休が空ける月の入所を予約するBのパターンを採用している自治体が約6割と多く、一方で待機児童が少ない地域では、4月と4月以外の入所を同時に受け付け、選考を行うCのパターンが約8割と多くなっていた。Cのパターンにおいては、選考の結果、年度途中入所の希望者が多かった場合、待機児童がいるにも関わらず、4月から年度途中入所までの間、保育所の定員に対して多数の空きが生じることとなる。待機児童が多い地域では、入園予約制を実施するうえでの課題として、「待機児童問題との兼ね合い」や「予約枠を設けることで収入が減っていること」が多く挙げられているが、そうしたデメリットを最小限に抑えるために、入園予約制を導入する場合には、Bのパターンが採用されているものと考えられる。

なお、「待機児童問題との兼ね合い」について、現状の4月の一斉入所方式の下では、特に年度後半の生まれ月において、希望する時期での入所や、希望する期間での育児休業の取得が難しいという課題がある。入園予約制の導入は、そうした課題の解消に寄与できる面があることから、入園予約制による予約枠数をどの程度確保するか、待機児童とのバランスに留意しながら、導入を検討することが望ましいといえる。待機児童が一定数生じている環境下においては、予約枠数を多くすれば、保育資源の有効活用という観点でのデメリットも大きくなることに留意が必要である。

入園予約制の導入や継続に必要な支援については、待機児童が多い地域では、「収入源を補填するための財政的支援」「制度の運用に関するノウハウの共有」等が多く挙げられた。待機児童が少ない自治体では、そもそも4月時点で定員に対して空き枠が生じているため、入園予約制を実施することによる収入面での影響は少ないと考えられるが、待機児童が多い場合は、入園予約制の実施は保育所の収入減に直結する。

このため、待機児童が多い地域の方が、公立保育所で国の「保育対策総合支援事業費における保育利用支援事業に対する補助金」を活用したり、私立保育所に対して自治体が財政的な支援・補助等を実施している割合が高くなっている。

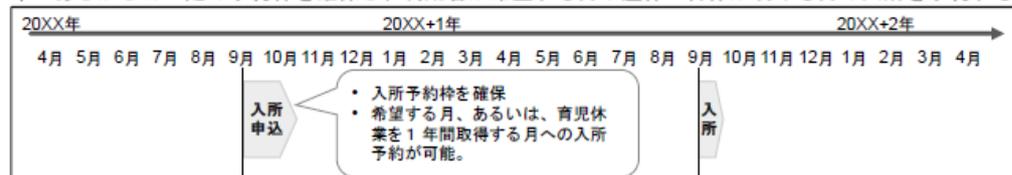
ただし、全体的には、国の保育対策総合支援事業費補助金の活用状況をみると、待機児童が多い「A」でも、「代替保育利用支援に対する補助金」「予約制導入に関わる体制整備に対する補助金」ともに6.0%、「B」「C」ではほとんど活用されておらず、非常に低調である。その理由の一つとして、それぞれの補助金を「知らなかった」と回答した割合が「全体」で4～5割にのぼっており、待機児童が多い「A」でも約4分の1を占めるなど、制度の認知度が低いことも大きいと考えられる。また、補助金を活用しない理由として、「市区町村からの持ち出しが必要なため」（15.5%）という回答も一定程度挙げられた。

### 【待機児童が多い地域（主に「A」「B」）の特徴】

#### ■実施方法

- ・「B：あらかじめ一定の予約枠を確保し、利用者が希望する月や産休・育休が明ける月の入所を予約する」方法を採用している自治体が多い

#### B) あらかじめ一定の予約枠を確保し、利用者が希望する月や産休・育休が明ける月の入所を予約する



#### ■実施するうえでの主な課題

- ・予約枠の数が少ないこと／待機児童問題との兼ね合い／予約枠を設けることで収入が減っていること／事業所との調整が難しいこと、を挙げる自治体が多い

#### ■公立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援

- ・収入源を補填するための財政的支援／制度の運用に関するノウハウの共有、を挙げる自治体が多い

#### ■私立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援

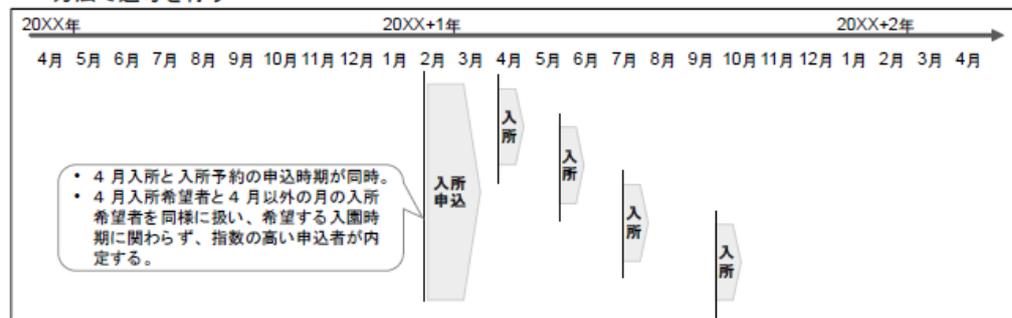
- ・保育士等の人員確保に関する支援／収入減を補填するための財政的支援／制度の運用に関するノウハウの共有、を挙げる自治体が多い

### 【待機児童が少ない地域（主に「C」）の特徴】

#### ■実施方法

- ・「C：「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う」方法を採用している自治体が多い

#### C) 「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う



#### ■実施するうえでの主な課題

- ・年度終盤に入所を希望する利用者があること／入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑なこと、を挙げる自治体が多い

#### ■公立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援

- ・特に必要な支援はない、を挙げる自治体がやや多い

#### ■私立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援

- ・特に必要な支援はない、を挙げる自治体がやや多い

入園予約制を実施する場合の収入減を補填する方策として、年度前半は一部の保育士に保育所で実施している別の業務、例えば余裕活用型の一時預かり事業等に從事してもらい、別途収入を確保する方策や、年度の途中の利用者の増加に応じて、配置する職員数を増やす方策が考えられる。本調査では、自治体におけるこれらの実施状況についても調査を行った。

前者については、入所者数が少ない期間において、他の保育事業との間で職員配置の調整を「行っている」割合は、「全体」で7.0%にとどまった。この点について、自治体ヒアリング調査では、保育所の定員弾力化により、とりわけ低年齢児では日頃から職員の負担が大きい傾向にあり、入園予約制により年度当初の利用者数が少ない場合でも、必ずしも職員が余裕のある状況ではないということが指摘された。

また、公立保育所で、余裕活用型の一時預かり事業を実施している場合、年度前半に職員配置の調整を行っているところもみられるが、そもそも余裕活用型の一時預かり事業は保護者の休息、リフレッシュ等を目的とした利用が中心であり、長時間の利用や利用者自体がそれほど多くなく、入園予約制による収入減を補填するほどの収入を得ることは難しいという意見がきかれた。

また、後者については、年度の途中から配置する職員数を増やすなど、配置人数の調整を「行っている」割合は、「全体」で32.6%にとどまった。この点について、自治体ヒアリング調査では、保育士不足が深刻で、年度途中に保育士を募集しても集まる見込みが低く、現実的には難しいということが指摘された。こうしたことから、入園予約制を実施する場合でも、年度末の最大となる児童数に対応した保育士を、年度当初に確保している自治体の方が多いのが現状である。

一方で、待機児童が少ない地域においては、もともと定員に対して空き枠が生じていることから、入園予約制を実施することにより収入が減少するという課題は相対的に低いといえる。制度の導入や継続に必要な支援としては、私立保育所では「保育士等の人員確保に対する支援」や「制度の運用に関するノウハウの共有」がそれぞれ3～5割程度挙げられており、保育士不足の解消や、入園予約制の運用ノウハウの横展開を図ること等を通じて、今後の普及を推進していく必要があるといえる。

以上をまとめると、待機児童が多い地域では、入園予約制を実施するにあたって、待機児童問題との兼ね合いを考慮することが不可欠であり、実施方法として、あらかじめ一定の予約枠を確保し、利用者が希望する月や産休・育休が開ける月の入所を予約する方法が有効といえる。もしくは、4月時点では待機児童が少ないが年度途中にかけて増加するという地域では、4月入園の調整後の空き枠や、各月当初の空き枠を予約枠として活用し、申込を受け付ける方法も考えられる。

いずれの方法でも、年度当初から年度途中の入所まで、定員に一定の空き枠が生じ、公定価格による事業収入や保育料の減収が生じることとなる。特に私立保育所においては、収入減は経営課題となるため、現状では公立保育所のみで制度を導入している自治体が「全体」の約4分の1にのぼっている。今後、国や都道府県による補助金の制度に対する認知度を高め、活用を推進することが求められる。また、新たに入園予約制を実施しようとする自治体への運用ノウハウの提供等も必要である。とりわけ待機児童が多い地域では、入園予約制の実施によるデメリットを最小限とするための制度設計を示すことが重要といえる。

一方、待機児童が少ない地域では、予約枠を設定する必要はなく、「4月」と「4月以外」の入所申し込みを同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う方法が有効といえる。入園予約制の実施により、利用者が希望する時期に入所しやすくなり、保育所運営の面でも、年度当初における保育士の負担軽減や保育の質の向上、0歳児保育の需要が少なくなることによる行政コストの軽減等の効果が期待できる。しかし、現状では、入園予約制を実施している割合は「C」でも約4分の1にとどまっており、必ずしも高い割合とはいえない状況である。

待機児童が少ない地域では、入園予約制を実施しなくても随時入所ができることが、導入率が低い背景にあると考えられるが、随時入所では、入所が確定する時期が直前となり余裕をもって入園や復職の準備を行うことが難しいことも考えられる。また、入園予約制の方が、年間を通じた利用児童の見込みが早い段階で確定するため、保育所にとっては年間を通じて必要となる人員の確保等の計画が立てやすい、企業にとっても復職時期が前もって決まるため、人員等の計画が立てやすいといった効果が挙げられる。こうした制度の意義について、自治体担当者の理解を深める機会を設けたり情報提供を行うことが求められるほか、新たに入園予約制を実施しようとする自治体への運用ノウハウの提供等も合わせて必要である。

さいごに、有識者ヒアリングで調査を行ったスウェーデンの事例から得られた示唆を記載しておきたい。スウェーデンでは、0歳児の間は家庭保育が推奨されており、就学前学校の利用は1歳過ぎからである。「希望するすべての子どもに就学前の教育を保障する」ことが理念として謳われており、各年齢児童数に対する利用児童の割合（2017年）は、1歳では約5割、2歳以上では約9割となっている。スウェーデンの学校（学校教育）法では、保護者が子どもを就学前学校に入学させたいと申請すると、自治体は4か月以内に子どもに就学前学校を提供しなければならないとされている。また、就学前学校の選択において、自治体は子どもの自宅からできるだけ近い就学前学校を提供しなければならない、とされている。「スウェーデンには待機児童がない」といわれる所以である。

就学前学校の申込手続きはオンライン化されており、各学校のホームページで空き状況が確認できる。選考に際しての優先順位は、「特別支援ニーズ」「申込時点からの待機期間が長いこと」「きょうだいがいること」「自宅に近いこと」であり、日本のように親の就労有無や就労時間は考慮されない。申込申請の方法は自治体によって異なっており、例えば、ストックホルム近郊のソーレンツナ（Sollentuna）コミューンでは、保護者が第1希望～第5希望まで学校を入力し、各学校が受け入れるかどうか順次応答する。学校からの受入の応答に対して、保護者はそこに入るか、より希望度が高い学校の応答を待つ（「No」と返答する）かを選択する。「No」と返答できるのは最大2回までである。一連のやりとりはシステム上に記録が残り、申込から4か月以内に、できるだけ保護者の希望に沿った就学前学校に入所できるよう、自治体の調整が行われる。

日本において、年度途中での柔軟な入所を推進していくうえでの懸念として、自治体アンケート調査で「行政の事務的な負担が増えること」や、「入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑になること」がそれぞれ1～3割程度挙げられた。スウェーデンにおける申込手続きのオンライン化は、必ずしも年度途中の入所の円滑化を目的としたものではないが、日本でも入所申込手続

きの IT 化を進めることにより、入所選考の効率化や調整コストの軽減と、個々人の希望に柔軟に対応できる仕組みの構築を図ることは、検討に値すると考えられる。

### 第3章 自治体アンケート調査結果

#### I 回答自治体の概要

##### 1. 所在する都道府県

回答自治体が所在する都道府県をみると、「全体」では、「北海道」が8.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「埼玉県」が4.5%となっている。待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「東京都」が約3割でもっとも回答割合が高く、次いで「埼玉県」が約1割となっている。

図表 1 所在する都道府県

	合計	所在する都道府県								
		北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	
全体	1026	8.9	2.9	1.9	1.8	1.6	2.1	2.9	2.5	
A：4月／50人以上×10月／50人以上	83	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	2.4	1.2	
B：4月／50人未満×10月／50人以上	87	1.1	0.0	3.4	3.4	0.0	1.1	2.3	4.6	
C：4月／50人未満×10月／50人未満	851	10.6	3.5	1.9	1.4	1.9	2.5	3.1	2.5	

	合計	所在する都道府県								
		栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	
全体	1026	1.7	1.9	4.5	3.5	4.0	2.1	1.6	1.2	
A：4月／50人以上×10月／50人以上	83	0.0	0.0	10.8	8.4	30.1	6.0	0.0	0.0	
B：4月／50人未満×10月／50人以上	87	1.1	0.0	11.5	5.7	8.0	6.9	0.0	0.0	
C：4月／50人未満×10月／50人未満	851	1.9	2.2	3.2	2.8	1.1	1.3	1.9	1.4	

	合計	所在する都道府県								
		石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	
全体	1026	0.9	1.1	1.4	4.1	2.7	2.3	4.2	1.3	
A：4月／50人以上×10月／50人以上	83	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
B：4月／50人未満×10月／50人以上	87	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	4.6	3.4	3.4	
C：4月／50人未満×10月／50人未満	851	1.1	1.3	1.6	4.8	3.3	2.4	4.7	1.2	

	合計	所在する都道府県								
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	
全体	1026	1.1	1.3	2.9	2.2	2.0	1.6	0.8	1.0	
A：4月／50人以上×10月／50人以上	83	2.4	0.0	3.6	7.2	2.4	0.0	0.0	0.0	
B：4月／50人未満×10月／50人以上	87	6.9	2.3	8.0	3.4	0.0	1.1	0.0	1.1	
C：4月／50人未満×10月／50人未満	851	0.4	1.3	2.4	1.6	2.2	1.8	0.9	1.1	

	合計	所在する都道府県								
		岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	
全体	1026	1.3	1.5	1.3	0.7	1.2	1.3	1.6	3.9	
A：4月／50人以上×10月／50人以上	83	2.4	3.6	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	4.8	
B：4月／50人未満×10月／50人以上	87	0.0	1.1	1.1	0.0	0.0	1.1	1.1	2.3	
C：4月／50人未満×10月／50人未満	851	1.3	1.3	1.4	0.8	1.3	1.4	1.8	3.9	

	合計	所在する都道府県								
		佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	不明	
全体	1026	0.9	1.6	2.1	1.2	1.3	2.9	1.5	0.3	
A：4月／50人以上×10月／50人以上	83	0.0	2.4	0.0	0.0	1.2	1.2	6.0	0.0	
B：4月／50人未満×10月／50人以上	87	0.0	0.0	1.1	1.1	0.0	1.1	4.6	0.0	
C：4月／50人未満×10月／50人未満	851	1.1	1.6	2.5	1.3	1.4	3.3	0.7	0.0	

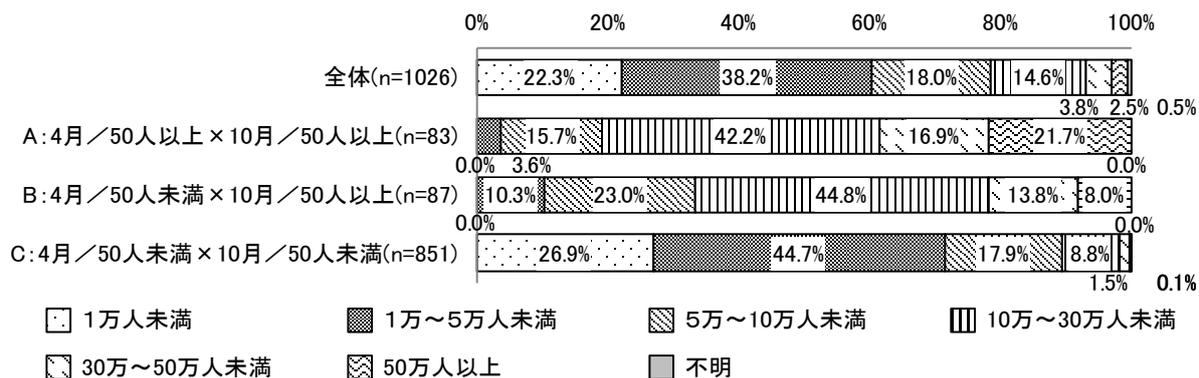
注：市区町村名が無回答であるなど、市区町村を特定できない場合を不明としている。

## 2. 人口規模

回答自治体における人口規模をみると、「全体」では、「1万～5万人未満」が38.2%ともっとも割合が高く、次いで「1万人未満」が22.3%となっている。

待機児童パターン別にみると「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「50万人以上」が21.7%、10万人以上まで含めると約8割を占めている。一方、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、5万人未満が約7割を占めている。

図表 2 人口規模



注：人口は平成27年度国勢調査に基づく。市区町村名が無回答であるなど、市区町村を特定できない場合を不明としている。

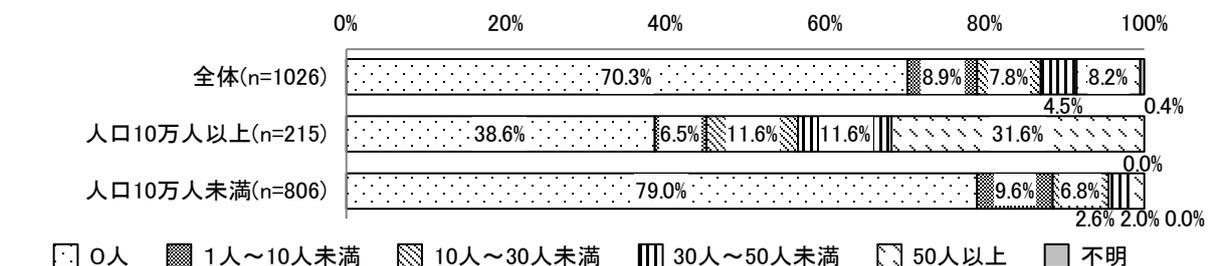
### 3. 待機児童数

#### (1) 2018年4月1日の待機児童数（人口規模別）

回答自治体について、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成30年4月1日）」に基づき、2018年4月1日時点の待機児童数を集計したところ、「全体」では、「0人」が70.3%ともっとも割合が高く、次いで「1人～10人未満」が8.9%となっている。また、「50人以上」は8.2%となっている。

人口規模別にみると、「人口10万人以上」において、「50人以上」の割合が31.6%と高くなっている。また、待機児童が1人以上いる割合は、約6割となっている。

図表3 2018年4月1日時点の待機児童数



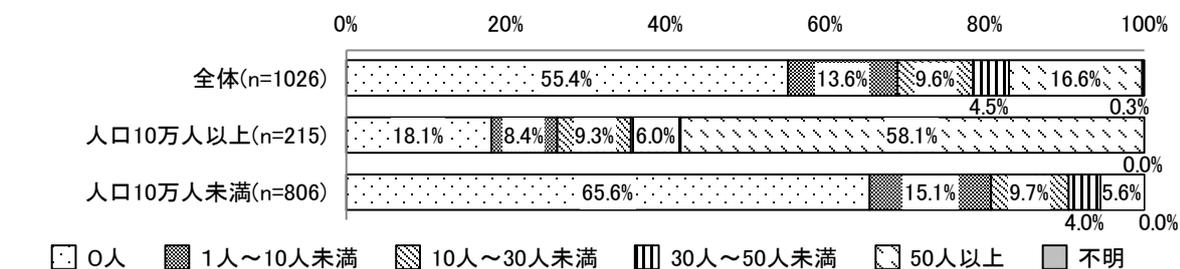
注：待機児童数は「保育所等関連状況取りまとめ（平成30年4月1日）」（厚生労働省）に基づく。市区町村名が無回答であるなど、市区町村を特定できない場合を不明としている。

#### (2) 2018年10月1日の待機児童数（人口規模別）

同じく、2018年10月1日時点の待機児童数を集計したところ、「全体」では、「0人」が55.4%ともっとも割合が高く、次いで「50人以上」が16.6%となっている。4月1日時点と比べて、待機児童数が多い自治体が増えていることがわかる。

人口規模別にみると、「人口10万人以上」において、「50人以上」の割合が58.1%と、4月1日時点（31.6%）から2倍弱に増加しており、「人口10万人未満」と比べて、4月から10月にかけての変化が大きい傾向がみられる。

図表4 2018年10月1日時点の待機児童数



注：待機児童数は厚生労働省が取りまとめ、参考値として集計したもの。なお、10月1日時点の市区町村別の待機児童数は、厚生労働省に情報開示請求を行い、データを取得した。市区町村名が無回答であるなど、市区町村を特定できない場合を不明としている。

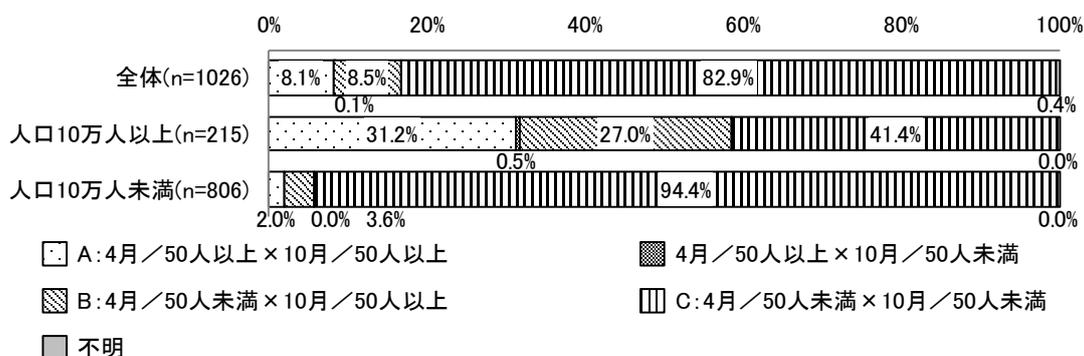
### (3) 待機児童のパターン（人口規模別）

2018年4月1日に待機児童数が50人以上であったかどうか（年度当初の待機児童有無）と、2018年10月1日に待機児童数が50人以上であったかどうかの2点から、待機児童のパターンをA、B、Cの3パターンに分類した。

回答自治体における待機児童のパターンの分布をみると、「全体」では、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」が8.1%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」が8.5%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」が82.9%となっている。

人口規模別にみると、「人口10万人以上」では、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」が31.2%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」が27.0%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」が41.4%となっている。一方、「人口10万人未満」では9割以上が「C：4月／50人未満×10月／50人未満」となっている。

図表5 4月1日及び10月1日の待機児童の状況による待機児童のパターン（2018年）



注：待機児童数は厚生労働省が取りまとめ、参考値として集計したもの。なお、10月1日時点の市区町村別の待機児童数は、厚生労働省に情報開示請求を行い、データを取得した。市区町村名が無回答であるなど、市区町村を特定できない場合を不明としている。

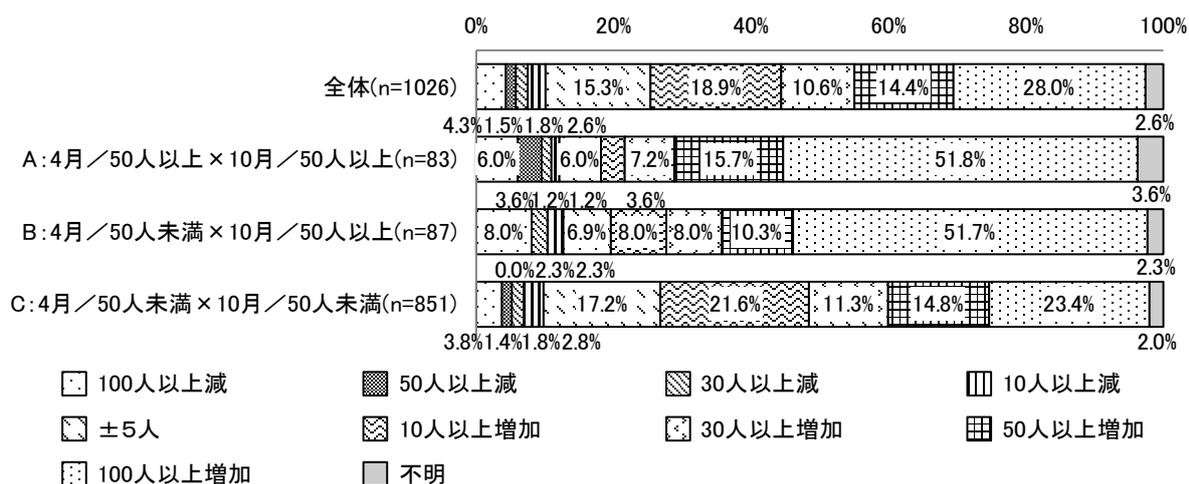
#### 4. 年度途中における保育所への入所の実態

年度途中における保育所への入所の実態を把握するため、アンケート調査では、2019年3月における保育所の在籍人数について回答を求めた。これと、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成30年4月1日）」に基づく2018年4月1日時点の保育所等の利用者数との差から、年度当初から年度末までにどの程度の変動があるのかについて、試算を行った。

2018年4月と2019年3月の利用者数の差をみると、「全体」では、「100人以上増加」が28.0%と最も割合が高く、次いで「10人以上増加」が18.9%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「100人以上増加」がそれぞれ約5割となっている。一方、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「100人以上増加」「10人以上増加」が約2割となっている。年度途中の入所により、利用者が増加する自治体が多い傾向は共通しているが、パターン「A」「B」と比較すると、「C」は増加数が小さい傾向にある。

図表6 年度途中の入所の状況（2018年4月と2019年3月の利用者数の差）



注：「4月の利用者数」として用いた数値は、保育所等関連状況取りまとめ(平成30年4月1日)(厚生労働省)に掲載されている「保育所を利用している者」「幼保連携型認定子ども園を利用している者」「地域型保育事業を利用している者」の合計である。

注：「3月の利用者数」として用いた数値は、本アンケート調査Q1への回答内容をそのまま用いている。なお、自治体アンケート調査では、4施設(認可保育所、地域型保育事業所、幼保連携型認定子ども園、保育所型認定子ども園)を「保育所」として定義のうえ、「保育所」の3月の在籍人員の回答を求めた。

注：2018年4月の利用者数と、2019年3月の利用者数との単純な差であるため、新しく保育所が設置される、職員数が増えるなどの、年度途中の定員数の増加となる要因については考慮していない。また、転園・退園についても考慮していないため、2時点において増減が大きいこと(少ないこと)は必ずしも、年度途中の入所が多い(少ない)ことを意味しないことに留意が必要である。

注：本アンケート調査Q1への回答が無回答である場合のほか、市区町村名が無回答であるなど、市区町村を特定できない場合を不明としている。

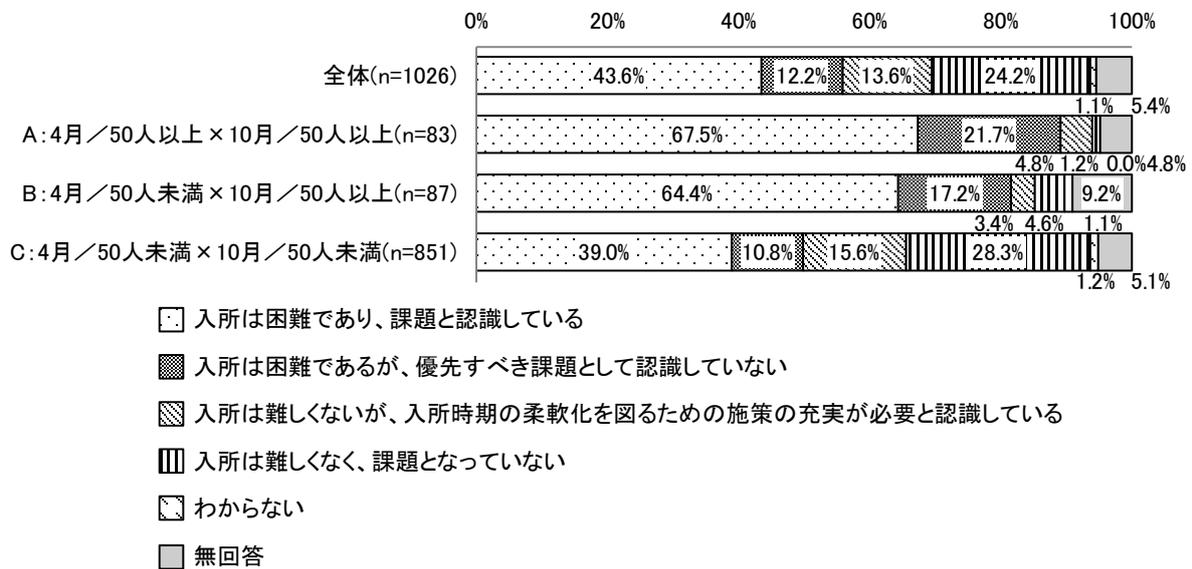
## II 年度途中における保育所への入所について

### 1. 年度途中の入所に対する課題意識

「全体」では、「入所は困難であり、課題と認識している」が43.6%でもっとも回答割合が高く、次いで「入所は難しくなく、課題となっていない」が24.2%となっている。

待機児童パターン別にみると、「入所は困難であり、課題と認識している」とする割合は、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」及び「B：4月／50人未満×10月／50人以上」で高い傾向にあり、それぞれ67.5%、64.4%となっている。一方、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「入所は困難であり、課題と認識している」が39.0%、「入所は難しくなく、課題となっていない」が28.3%となっている。待機児童の状況によって、年度途中の入所に対する自治体の課題意識に大きな差があることがうかがえる。

図表 7 年度途中の入所に対する課題意識：単数回答（Q2）

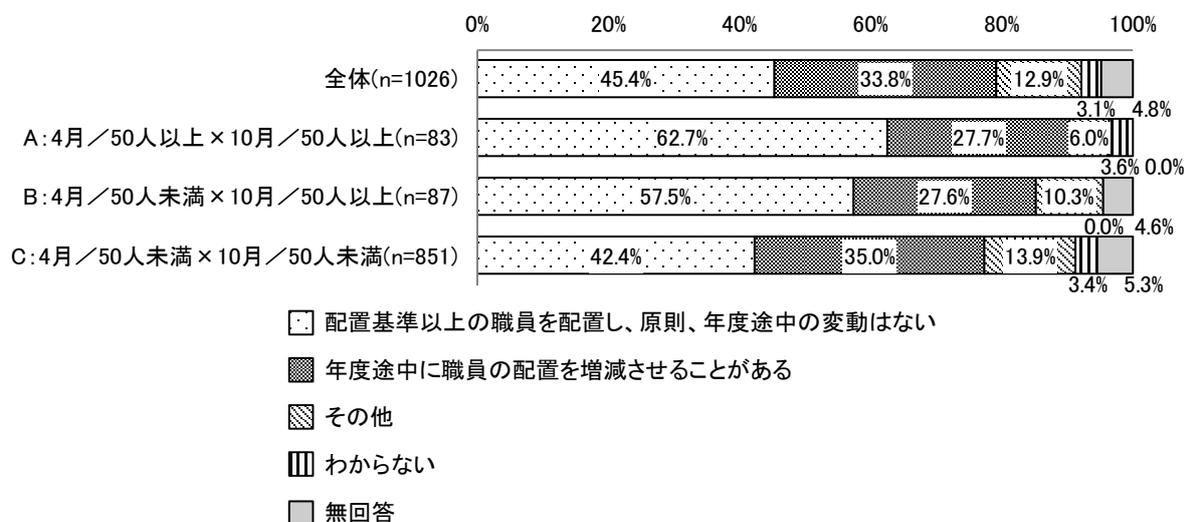


## 2. 公立保育所の職員配置のあり方

「全体」では、「配置基準以上の職員を配置し、原則、年度途中の変動はない」が45.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「年度途中に職員の配置を増減させることがある」が33.8%となっている。

待機児童パターン別にみると、いずれも「配置基準以上の職員を配置し、原則、年度途中の変動はない」の割合がもっとも高く、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では62.7%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では57.5%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では42.4%となっている。

図表 8 公立保育所の職員配置のあり方:単数回答 (Q3)



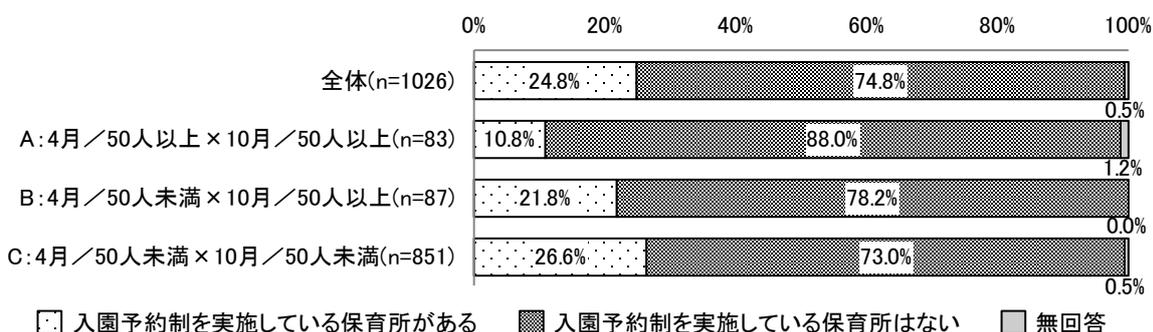
### III 入園予約制の実施状況

#### 1. 入園予約制を実施している保育所の有無

入園予約制を実施している保育所の有無をみると、「全体」では、「入園予約制を実施している保育所がある」が24.8%、「入園予約制を実施している保育所はない」が74.8%となっている。

待機児童パターン別にみると、「入園予約制を実施している保育所がある」の割合は、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では10.8%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では21.8%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では26.6%となっており、4月に待機児童が50人未満である自治体で、入園予約制を実施している保育所がある割合が高い傾向がみられる。

図表 9 入園予約制を実施している保育所の有無：単数回答（Q4-1）



注：「入園予約制」について、調査票の冒頭において、以下のように説明を記載した。

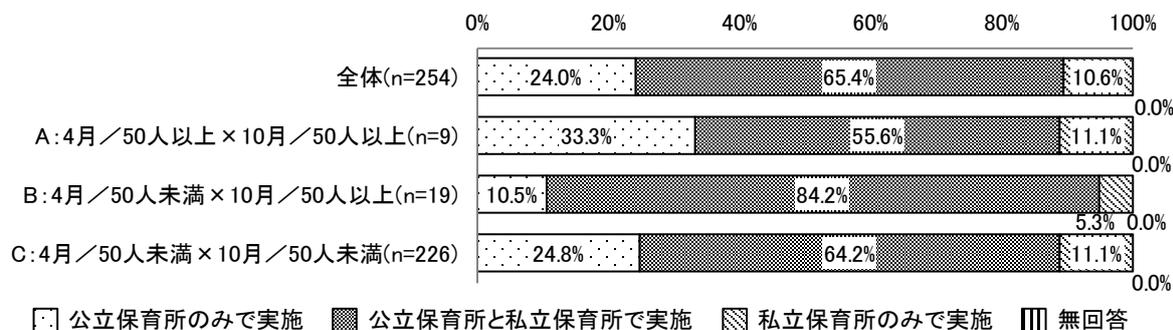
#### 【入園予約制】

- ・特定の時期を指定して、年度途中に入所する方法等を指します。
- ・その他、「入園予約制」「入所予約制」「育児休業明け入所予約」などの名称やこれらに類似する名称で実施している入所の方法を指します。

#### 2. 入園予約制を実施している保育所の公立・私立の区分

入園予約制を実施している保育所がある（Q4-1）と回答した自治体について、入園予約制を実施している保育所が公立か私立かをみると、「全体」では、「公立保育所と私立保育所で実施」が65.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「公立保育所のみで実施」が24.0%となっている。また、「全体」では、入園予約制を実施している公立の保育所がある割合は「公立保育所と私立保育所で実施」と「公立保育所のみで実施」を合わせて89.4%、私立の保育所がある割合は「公立保育所と私立保育所で実施」と「私立保育所のみで実施」を合わせて76.0%であった。

図表 10 入園予約制を実施している保育所の公立・私立の区分：単数回答（Q4-2）



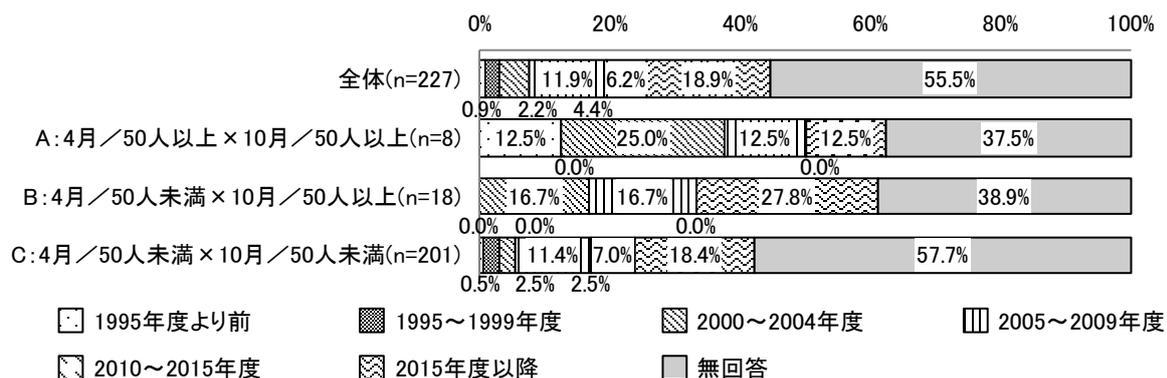
注：「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

#### IV 公立保育所における入園予約制の実施について

##### 1. 公立保育所において入園予約制を開始した年度

公立保育所において入園予約制を開始した年度をみると、「全体」では、「無回答」を除くと、「2015年度以降」が18.9%ともっとも回答割合が高く、次いで「2005～2009年度」が11.9%となっている。なお、回答のあった自治体においてもっとも古い年度は、1983年度であった。

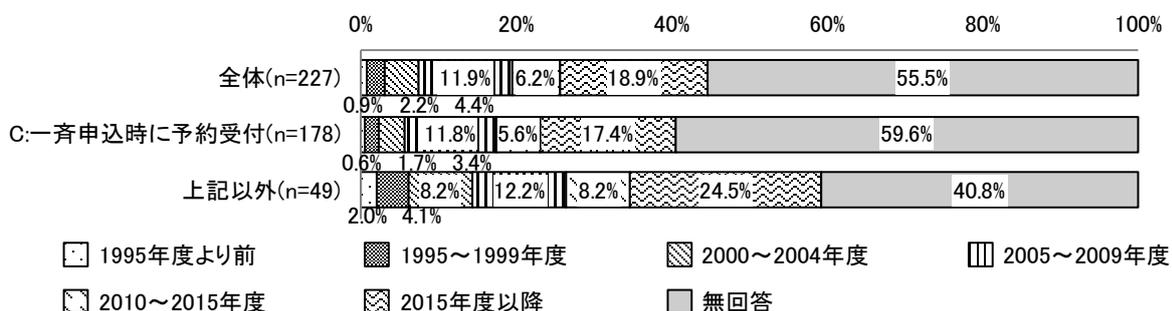
図表 11 公立保育所において入園予約制を開始した年度：数値回答（Q5）



注：「A：4月/50人以上×10月/50人以上」「B：4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

なお、無回答の割合が高いが、その理由の一つとして、後述する入園予約制の実施方法のうち、「C. 一斉申込時に予約受付」の方法をとっている場合、通常の入所申込と入園予約による年度途中の入所申込は同じ申込方法であり、「入園予約制」という制度を別に設けているわけではないため、当該自治体において、入園予約制を開始した時期が明確には分からないということが考えられる。

図表 12 （参考）入園予約制の実施方法別 公立保育所において、入園予約制を開始した年度：数値回答（Q5）



## 2. 公立保育所の入園予約制の実施方法

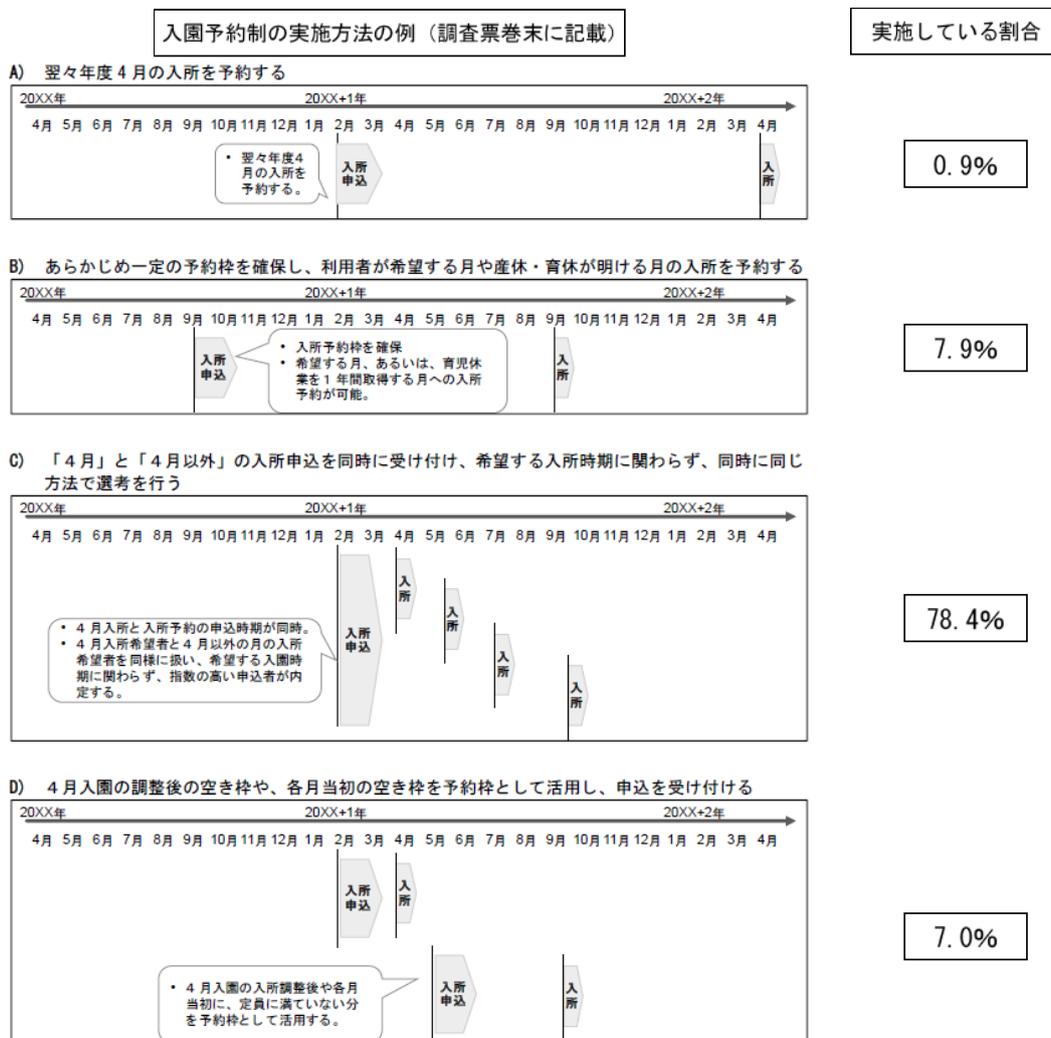
### (1) 入園予約制の実施方法

ここでは、入園予約制の実施方法について、まず公立保育所における実施方法を整理する。

なお、入園予約制を公立・私立どちらでも実施している場合、同一自治体であっても公立保育所と私立保育所で実施方法が異なる可能性が考えられることから、本調査では、まず公立保育所における実施方法を聴取したうえで、私立保育所でも実施している場合は、私立保育所での実施が市区町村の施策によるものか、あるいは独自に実施しているものかを把握するようにした。

入園予約制の実施方法の把握にあたっては、調査票に次のようなA～Dのパターンを例示し、もっとも近いものを選択してもらった<sup>1)</sup>。結果、「全体」では、「C:「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う」が78.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「B:あらかじめ一定の予約枠を確保し、利用者が希望する月や産休・育休が明ける月の入所を予約する」が7.9%となっている。

図表 13 公立保育所における入園予約制の実施方法と実施割合 (Q9)



※「実施している割合」の母数は、入園予約制を実施している公立保育所がある自治体 (n=227)。

※「あてはまるものがない」「わからない」との回答や無回答の自治体があるため、合計は100%とならない。

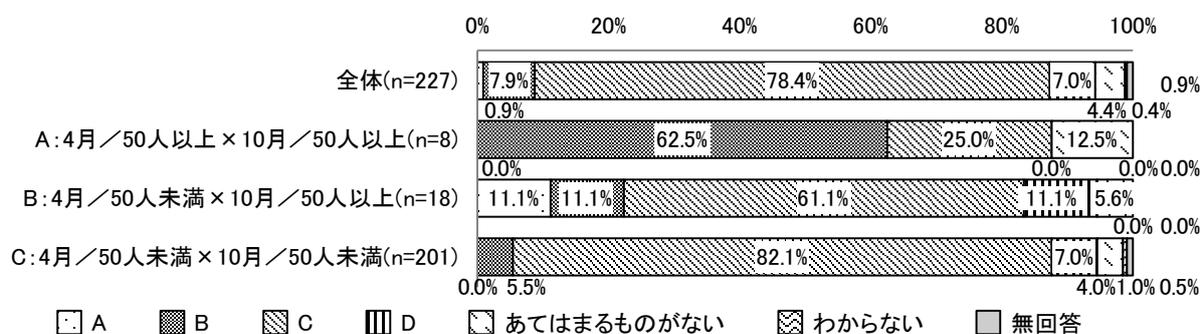
<sup>1)</sup> 厚生労働省及び埼玉県県少子化対策協議会の資料、本調査のプレヒアリングを参考として、例示を作成した。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「B：あらかじめ一定の予約枠を確保し、利用者が希望する月や産休・育休が明ける月の入所を予約する」が62.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「C：「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う」が25.0%となっている（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。

「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「C：「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う」が61.1%でもっとも回答割合が高くなっている（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。

「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「C：「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う」が82.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「D：4月入園の調整後の空き枠や、各月当初の空き枠を予約枠として活用し、申込を受け付ける」が7.0%となっている。

図表 14 公立保育所の入園予約制の実施方法：単数回答（Q9）



注：「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

【選択肢一覧】

- A：翌々年度の4月の入所を予約する
- B：あらかじめ一定の予約枠を確保し、利用者が希望する月や産休・育休が明ける月の入所を予約する
- C：「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う
- D：4月入園の調整後の空き枠や、各月当初の空き枠を予約枠として活用し、申込を受け付ける

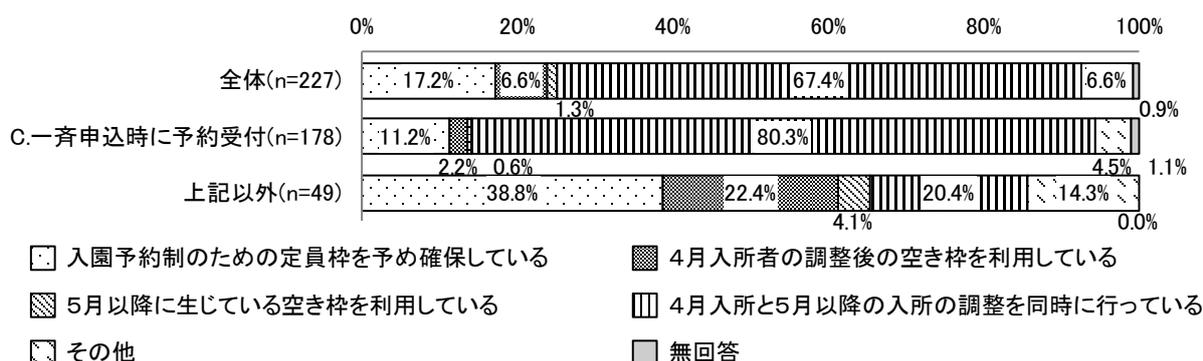
以降の設問（Q6～Q13）については、公立保育園の入園予約制の実施方法別（Q9）に、公立保育園における入園予約制のルール等について細かくみていく。ただし、パターン A, B, D については実施している自治体が少なく、サンプル数が限られるため、「C：「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う」（以下、「C.一斉申込時に予約受付」と表記）の方法と、それ以外の方法（パターン A, B, D 及び無回答）の別に集計を行っている。

## (2) 予約枠の確保方法

入園予約制を実施している公立保育所がある自治体について、予約枠の確保方法をみると、「全体」では、「4月入所と5月以降の入所の調整を同時に行っている」が67.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「入園予約制のための定員枠を予め確保している」が17.2%となっている。

実施方法別にみると、「C:一斉申込時に予約受付」では、「4月入所と5月以降の入所の調整を同時に行っている」が80.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「入園予約制のための定員枠を予め確保している」が11.2%となっている。

図表 15 公立保育所の入園予約制の予約枠の確保方法:単数回答 (Q6)



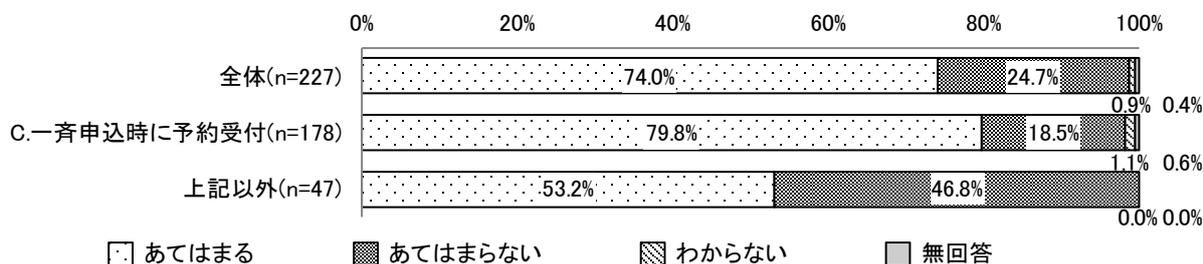
## (3) 入園予約制の対象

### ① 出産前（妊娠中）の人も、入園予約制を申し込むことができるかどうか

出産前（妊娠中）の人も、入園予約制を申し込むことができるかをみると、「全体」では「あてはまる」が74.0%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では79.8%、「上記以外」では53.2%となっている。

図表 16 出産前（妊娠中）の人も、入園予約制を申し込むことができる:単数回答 (Q8-1-1)

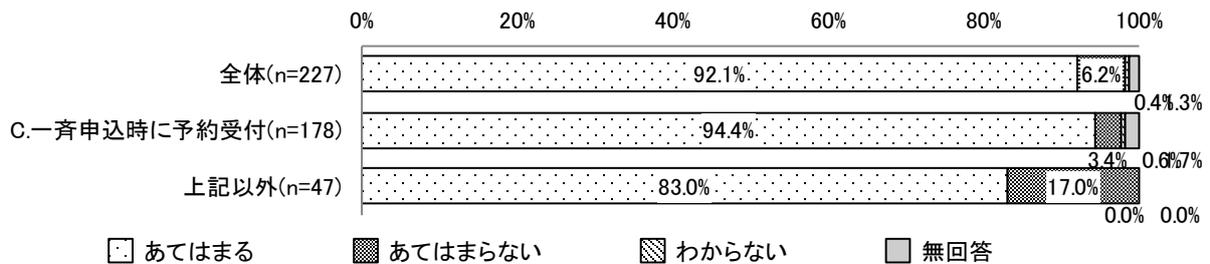


## ②産後休業中の人も、入園予約制を申し込むことができるかどうか

産後休業中の人も、入園予約制を申し込むことができるかをみると、「全体」では「あてはまる」が92.1%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では94.4%、「上記以外」では83.0%となっている。

図表 17 産後休業中の人も、入園予約制を申し込むことができる:単数回答 (Q8-1-2)

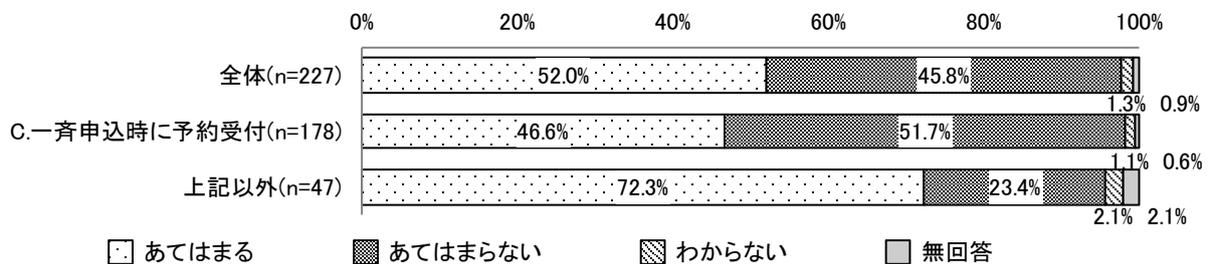


## ③育児休業の取得または取得予定が要件となっているかどうか

入園予約制の利用において、育児休業の取得または取得予定が要件になっているかをみると、「全体」では「あてはまる」が52.0%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では46.6%、「上記以外」では72.3%となっている。

図表 18 育児休業の取得または取得予定が要件となっている:単数回答 (Q8-2-1)

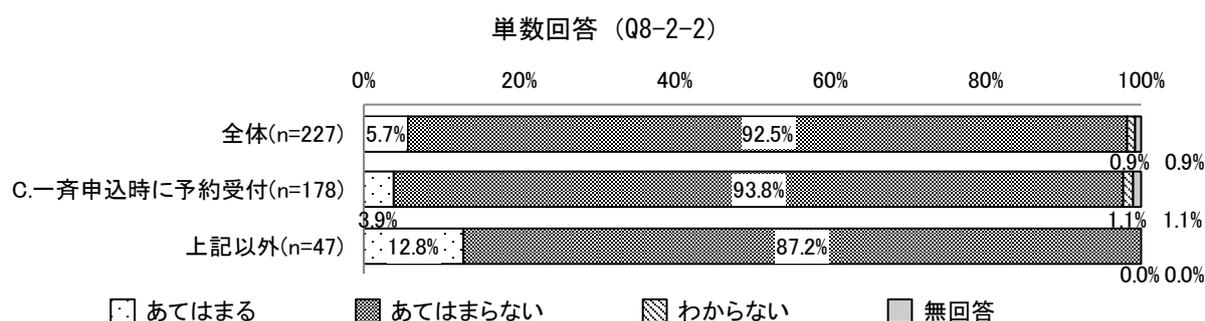


## ④育児休業を一定期間以上取得または取得予定であることを要件としているかどうか

育児休業の取得だけでなく、一定期間以上の育児休業の取得を要件としているか（例えば、育児休業を6か月以上取得することが必要とするなど）をみると、「全体」では「あてはまる」が5.7%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では3.9%、「上記以外」では12.8%となっている。

図表 19 育児休業を一定期間以上取得または取得予定であることを要件としている：

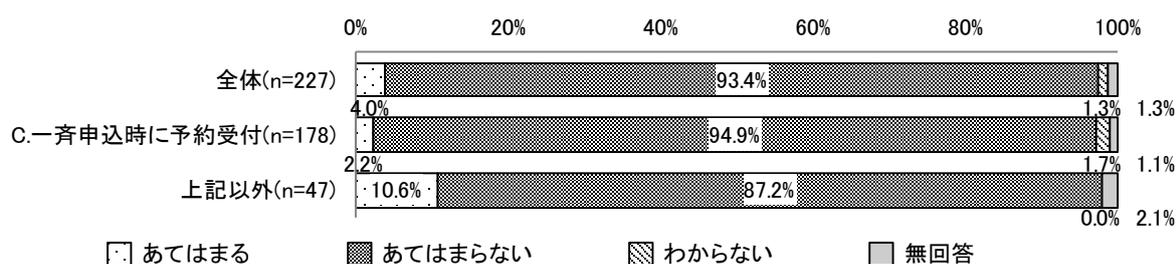


⑤育児休業を、子が1歳に達する前日まで取得する人に限られるかどうか

入園予約制の利用において、育児休業を子が1歳に達する前日まで取得する人のみに限られている（すなわち、育児休業をまるまる1年間取得しない人（例えば6か月のみ取得する人）は対象外となる）かをみると、「全体」では「あてはまる」が4.0%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では2.2%、「上記以外」では10.6%となっている。

図表 20 育児休業を、子が1歳に達する前日まで取得する人に限られる：単数回答 (Q8-2-3)

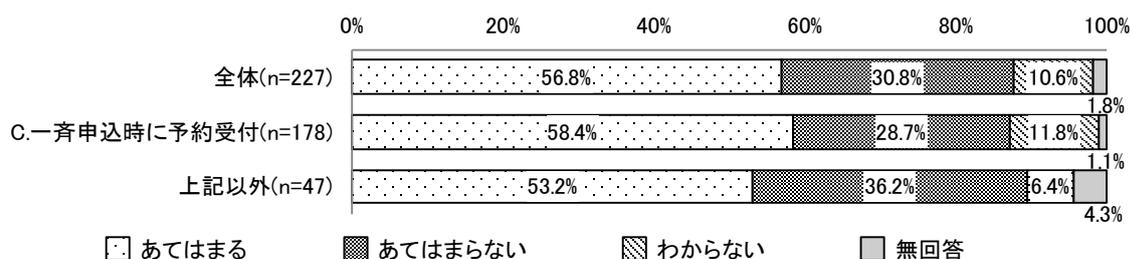


⑥「パパ・ママ育休プラス」の利用者も利用できるかどうか

「パパ・ママ育休プラス」の利用者（条件を満たす場合、子が1歳2か月に達する前日まで育児休業を取得することができる）が入園予約制を利用できるかをみると、「全体」では「あてはまる」が56.8%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では58.4%、「上記以外」では53.2%となっている。

図表 21 「パパ・ママ育休プラス」の利用者も利用できる：単数回答 (Q8-2-4)



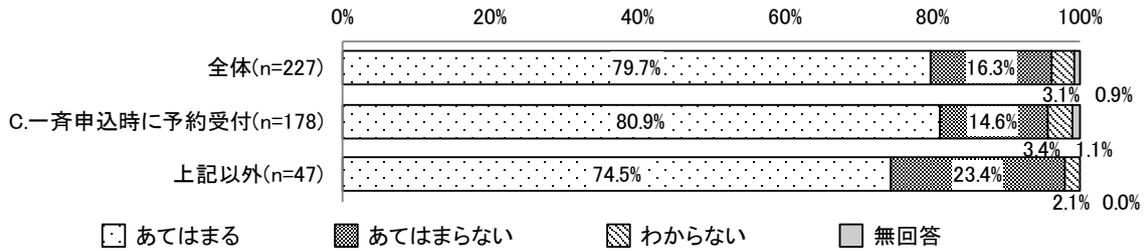
(4) 入園予約制で予約できる対象期間

①産後休業明けの時期を予約することができるかどうか

入園予約制において、産後休業明けの時期を予約することができるかをみると、「全体」では「あてはまる」が79.7%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では80.9%、「上記以外」では74.5%となっている。

図表 22 産後休業明けの時期を予約することができる:単数回答 (Q8-3-1)

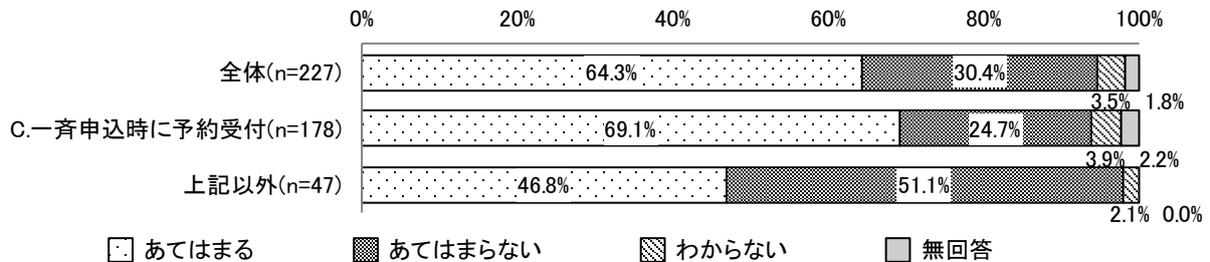


②4月の入所も予約することができるかどうか

入園予約制において、4月の入所も予約することができるかをみると、「全体」では「あてはまる」が64.3%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では69.1%、「上記以外」では46.8%となっている。

図表 23 4月の入所も予約することができる:単数回答 (Q8-3-2)



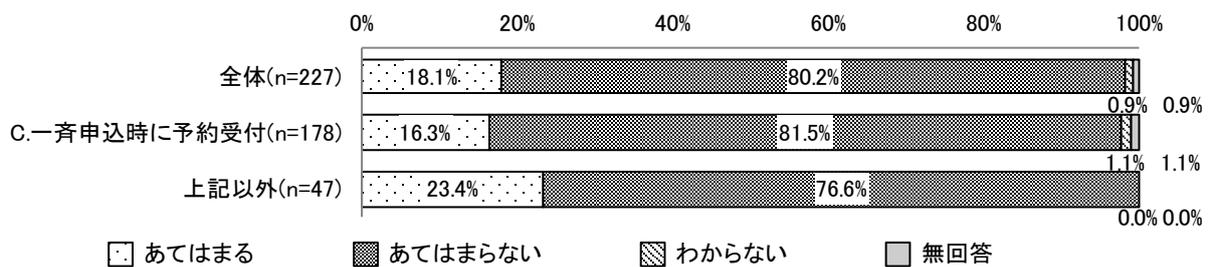
### ③年度後半の暦月について、予約できる入所月に制限があるかどうか

入園予約制の運用において、年度後半、特に2月や3月の予約を受け付けた場合、ほぼ1ヶ年度近く予約枠が空いたままの状態になってしまうことから、2月や3月の入園予約は受け付けないという自治体の事例がみられる<sup>2</sup>。

このように、年度後半の暦月において、予約できる入所月に制限があるかをみると、「全体」では「あてはまる」が18.1%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では16.3%、「上記以外」では23.4%となっている。

図表 24 年度後半の暦月について、予約できる入所月に制限がある:単数回答 (Q8-3-3)



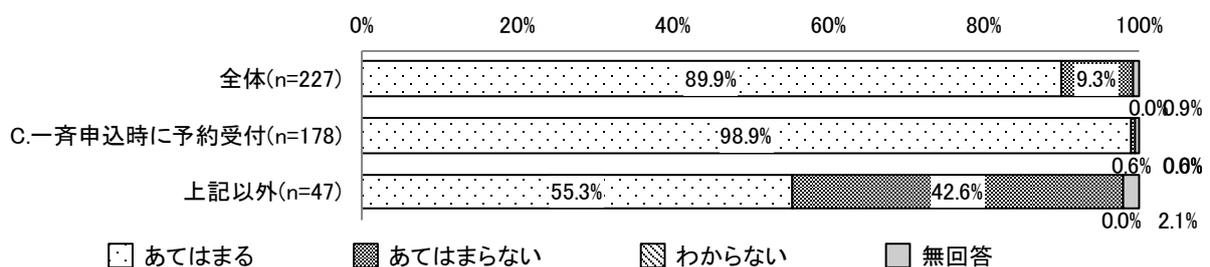
### (5) 申込時期や申込方法

#### ①「4月入所」と「入園予約制」の申込時期が同時期であるかどうか

「4月入所」と「入園予約制」の申込時期が同時期かをみると、「全体」では「あてはまる」が89.9%となっている。

実施方法別については、「C.一斉申込時に予約受付」の定義からして当然の傾向ではあるが、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では98.9%、「上記以外」では55.3%となっている。

図表 25 「4月入所」と「入園予約制」の申込時期は、同時期である:単数回答 (Q8-4-1)



<sup>2</sup> 自治体ヒアリング調査及び公開情報に基づく。

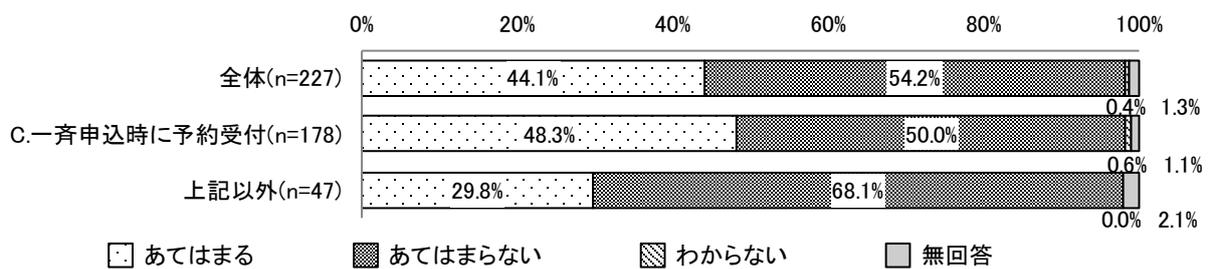
## ②申込受付や選考は年度内に1回のみ設定しているかどうか

入園予約の申込受付について、1ヶ年度内に1回のみ受付を行う選考期間を設けている場合と、数回の申込時期を設定している場合等がみられる<sup>3</sup>。

利用者が希望する入所時期に関わらず、年度内に1回のみ申込受付や選考期間を設けているかをみると、「全体」では、「あてはまる」が44.1%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では48.3%、「上記以外」では29.8%となっている。

図表 26 申込受付や選考は、利用者が希望する入所時期に関わらず、年度内に1回のみ設定している：単数回答（Q8-4-3）



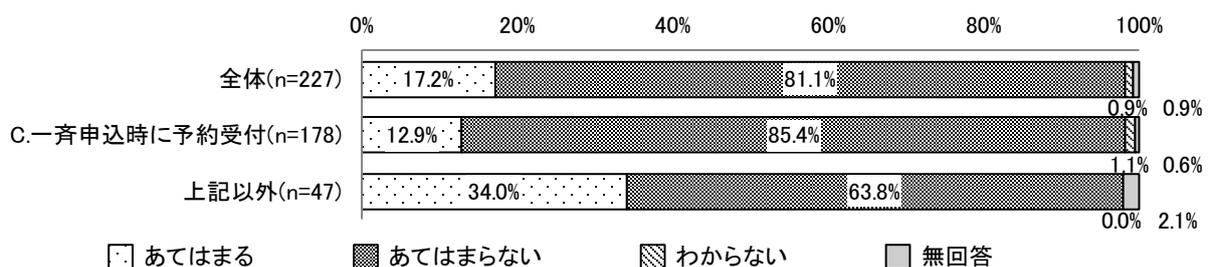
## ③利用者が希望する入所月ごとに、申込時期を設定しているかどうか

一方、利用者が希望する入所月ごとに申込時期を設定している場合（希望する月の3か月前に申込時期を設定するなど）もみられる<sup>4</sup>。

利用者が希望する入所月ごとに申込時期を設定しているかをみると、「全体」では、「あてはまる」が17.2%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では12.9%、「上記以外」では34.0%となっている。

図表 27 利用者が希望する入所月ごとに、申込時期を設定している：単数回答（Q8-4-4）



<sup>3</sup> 自治体ヒアリング調査及び公開情報に基づく。

<sup>4</sup> 同上。

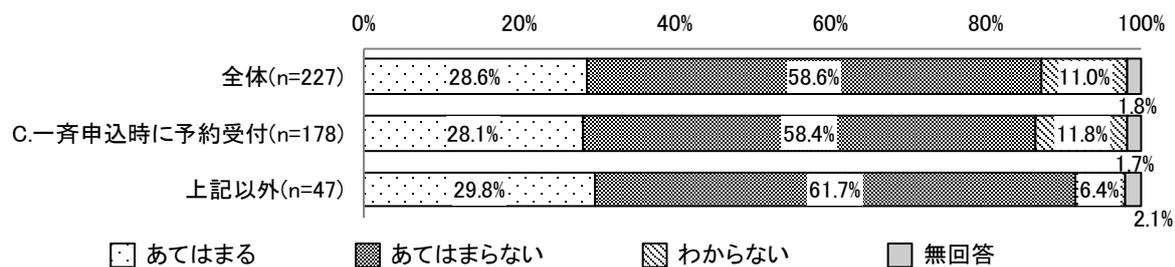
④「4月入所や年度途中の随時入所」と「入園予約制」の両方を申し込むことができるかどうか

入所を希望する年度内について、「4月の入所や随時入所」と「入園予約制」の両方は申し込めず、片方のみしか申し込めないという例がみられた<sup>5</sup>。

そこで、「4月入所や年度途中の随時入所」と「入園予約制」の両方を申し込むことができるかをみると、「全体」では、「あてはまる」が28.6%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では28.1%、「上記以外」では29.8%となっている。

図表 28 「4月入所や年度途中の随時入所」と「入園予約制」の両方を申し込むことができる:単数回答 (Q8-4-5)



(6) その他

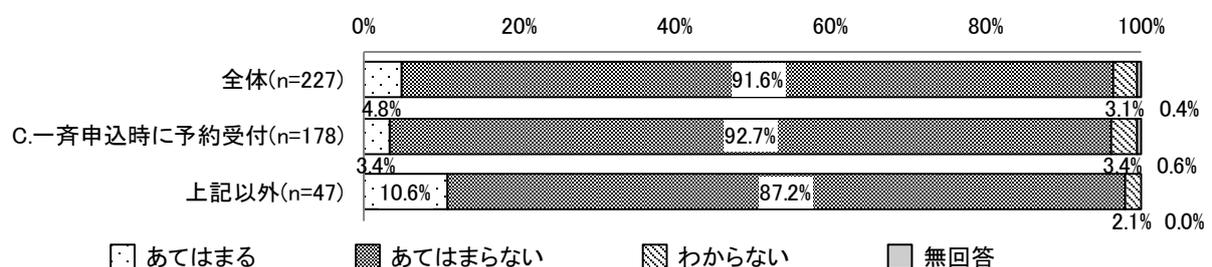
①入園予約制の申込者を待機児童として数えているかどうか

入園予約制を実施している自治体において、入園予約制への申込者を待機児童としてカウントする場合と、カウントしない場合がみられた<sup>6</sup>。

そこで、入園予約制の申込者を待機児童として数えているかをみると、「全体」では、「あてはまる」が4.8%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では3.4%、「上記以外」では10.6%となっている。

図表 29 入園予約制の申込者を待機児童として数えている:単数回答 (Q8-5-1)



<sup>5</sup> 自治体ヒアリング調査及び公開情報に基づく。

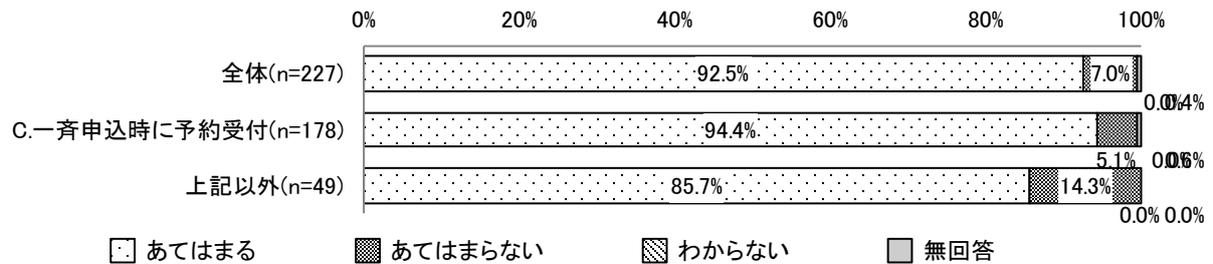
<sup>6</sup> 同上。

② 1歳児以上のクラスでも入園予約制を実施しているかどうか

1歳児以上のクラスでも入園予約制を実施しているかをみると、「全体」では、「あてはまる」が92.5%となっている。

実施方法別にみると、「あてはまる」の割合は「C.一斉申込時に予約受付」では94.4%、「上記以外」では85.7%となっている。

図表 30 1歳児以上のクラスでも入園予約制を実施している:単数回答 (Q8-5-2)



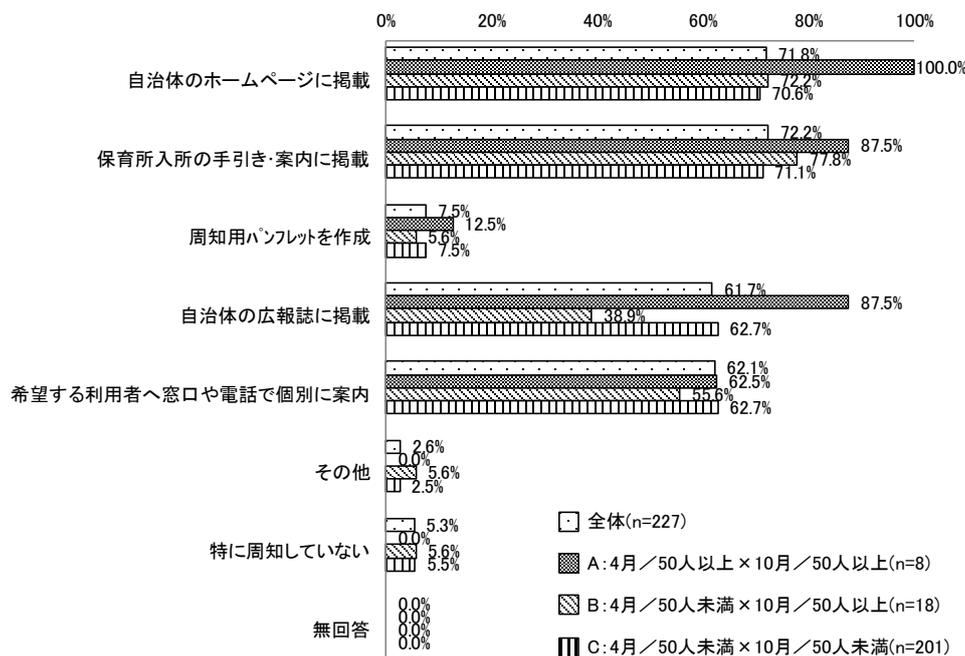
### 3. 公立保育所における入園予約制の周知方法

「全体」では、「保育所入所の手引き・案内に掲載」が72.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「自治体のホームページに掲載」が71.8%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」において、他の層に比べて、「自治体のホームページに掲載」等の回答割合が高く、周知に力を入れている傾向がうかがえる（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。

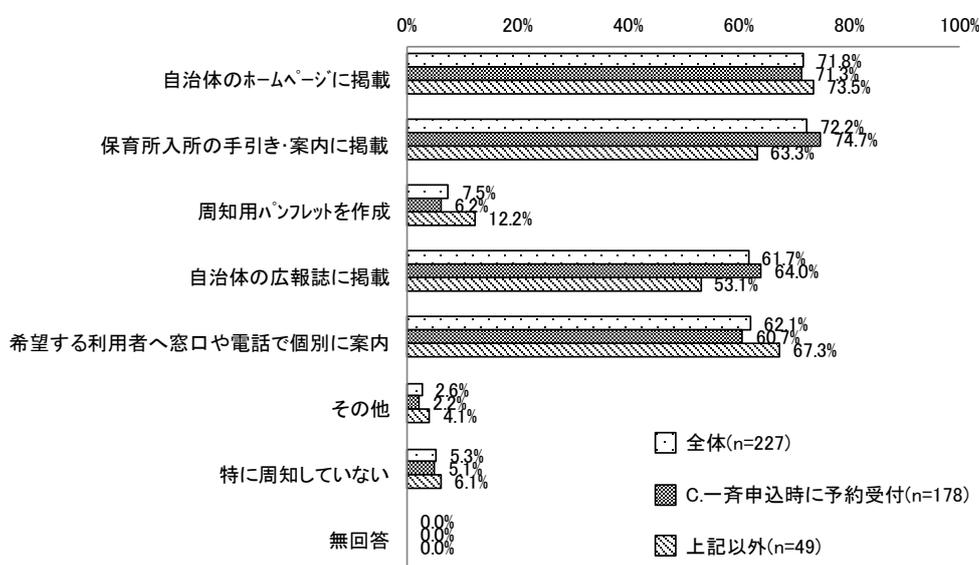
実施方法別にみると、「C.一斉申込時に予約受付」では、「保育所入所の手引き・案内に掲載」の割合がやや高い傾向がみられる。

図表 31 公立保育所の入園予約制の周知方法：複数回答（Q10）



注：「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

図表 32 入園予約制の実施方法別 公立保育所の入園予約制の周知方法：複数回答（Q10）



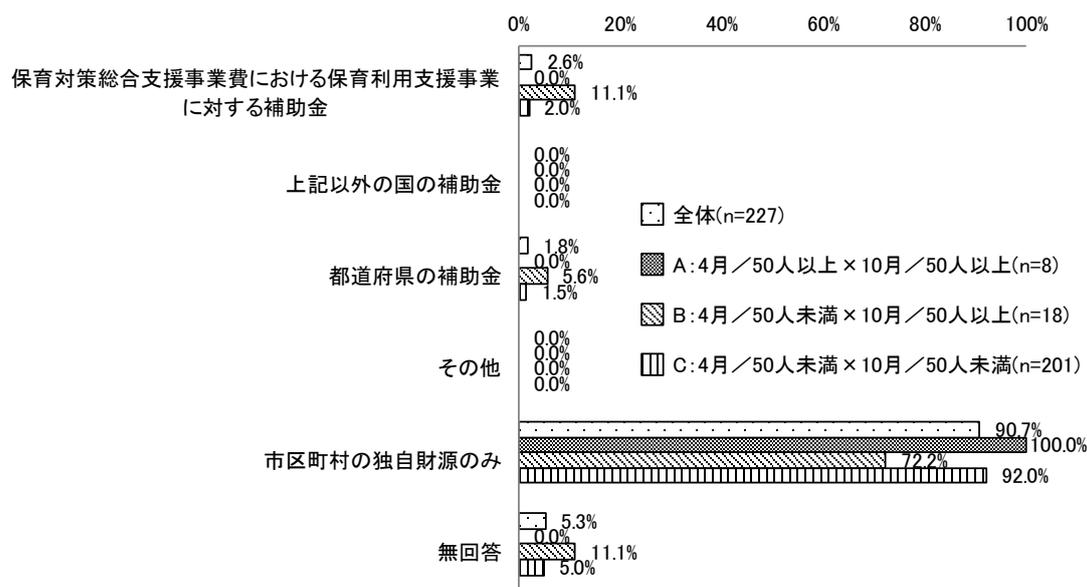
#### 4. 公立保育所の入園予約制の実施にあたり活用している補助金

「全体」では、「市区町村の独自財源のみ」が90.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「保育対策総合支援事業費における保育利用支援事業に対する補助金」が2.6%となっている。

待機児童パターン別にみると、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」の自治体において、補助金を活用している割合が高い傾向がうかがえる。（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。

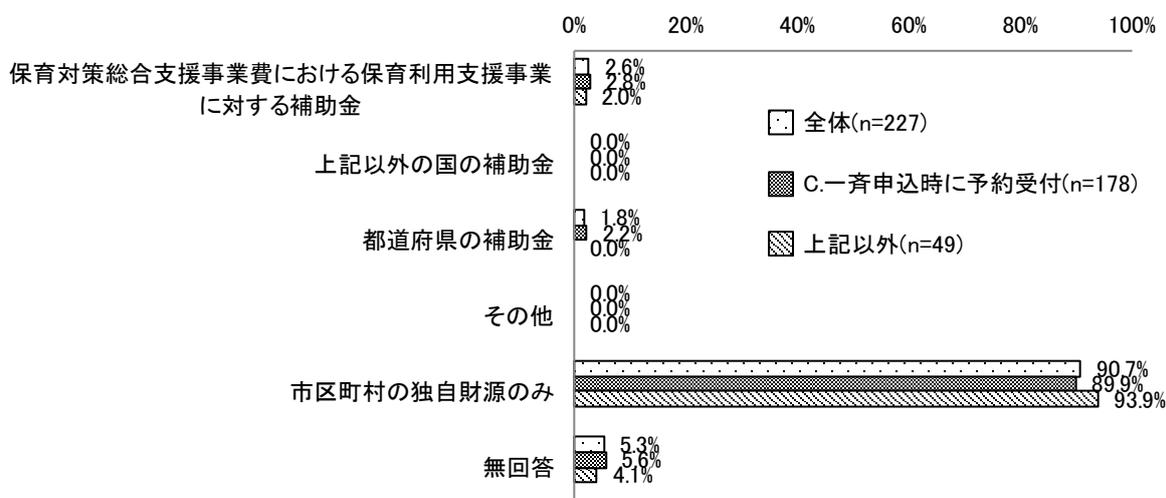
実施方法別による傾向の違いはみられない。

図表 33 公立保育所の入園予約制の実施にあたり活用している補助金：複数回答（Q11）



注：「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

図表 34 入園予約制の実施方法別 公立保育所の入園予約制の実施にあたり活用している補助金：複数回答（Q11）



【補助金等を活用している場合の具体的な名称】

- 低年齢児途中入所円滑化事業
- 安心・元気！保育サービス事業費補助金（乳児途中入所促進事業）
- 埼玉県保育利用支援事業（希望時期入園制度）補助金

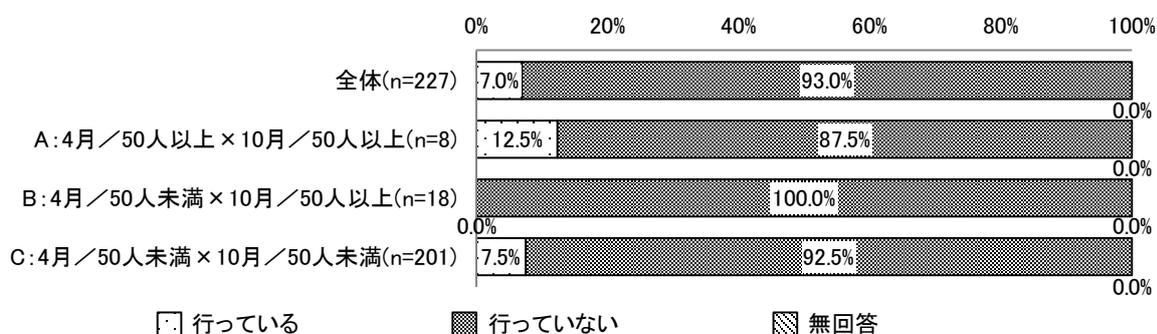
## 5. 公立保育所の入所者数が少ない期間における他の保育事業との職員配置の調整の有無

保育士について、定員に対する配置基準を満たすよう配置している場合、入園予約制により空き枠が生じる期間は、保育にかかる職員が他の業務に従事できる可能性が考えられる。このように、入所者数が少ない期間において、他の保育事業との間で職員配置の調整を行っているかどうかをみると、「行っている」割合は「全体」では7.0%であった。

待機児童パターン別にみると、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「行っていない」が100.0%となっている（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。他のパターンでも約9割は「行っていない」と回答しており、待機児童の有無が職員配置に大きく影響している傾向はみられない。

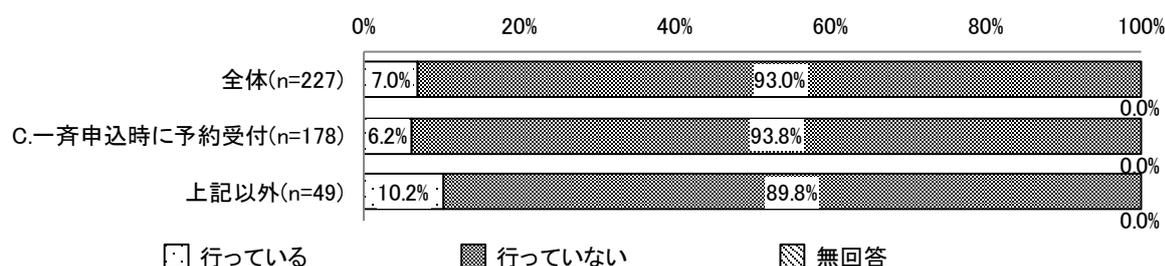
また、実施方法別にみても傾向の違いはみられない。

図表 35 公立保育所の入所者数が少ない期間における他の保育事業との職員配置の調整の有無：単数回答（Q12）



注：「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

図表 36 入園予約制の実施方法別 公立保育所の入所者数が少ない期間における他の保育事業との職員配置の調整の有無：単数回答（Q12）



### 【職員配置の調整を行っている場合の具体的な調整方法】

- 余裕活用型一時預かりを実施。
- 一時預かり事業（余裕活用型）を実施している。
- 公立保育所では一時預かり事業（余裕型）を行っている。
- 余裕活用型で一時保育を実施しているため、定員に空きがある月は受け入れる。（職員配置の割合を超えない範囲で）

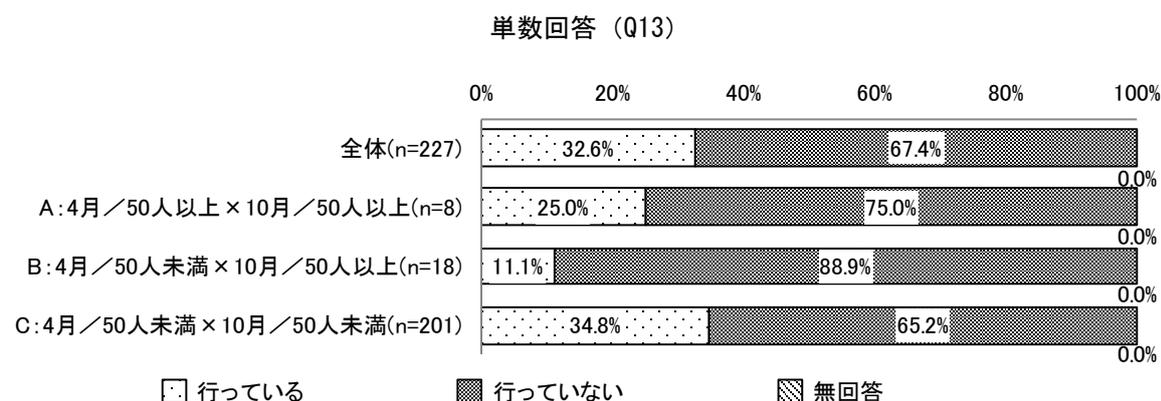
- 在園児と一時預かり事業との人数を配置基準にあてはめて、基準の範囲内で対応。
- 一時預かり事業との兼任。
- 一時預かりやその他の加算等に配置してもよい。(一部制限有) ※私立のみ
- パート職員等で対応している延長保育、一時預かり事業に常勤職員をあてるなど。
- 他クラスの加配職員、一時預かり事業の職員へ配置調整を行う。
- 他の事業、一時預かり、子育て支援センターの職員が休みの時の代替。
- 年度初めに、新入園児が多い年少・3歳児の保育補助に入っている。預かり保育にも入っている。

## 6. 公立保育所の年度の途中から配置する職員数を増やすなど、配置人数の調整の有無

入園予約制を実施する場合、年度当初から定員や弾力化を見越した職員配置に基づく配置とするのではなく、年度途中から利用者の増加に合わせて、職員数を増やすような運用が考えられる。このように、年度の途中から配置する職員数を増やすなど、配置人数の調整を行っているかどうかをみると、「行っている」割合は「全体」で32.6%となっている。

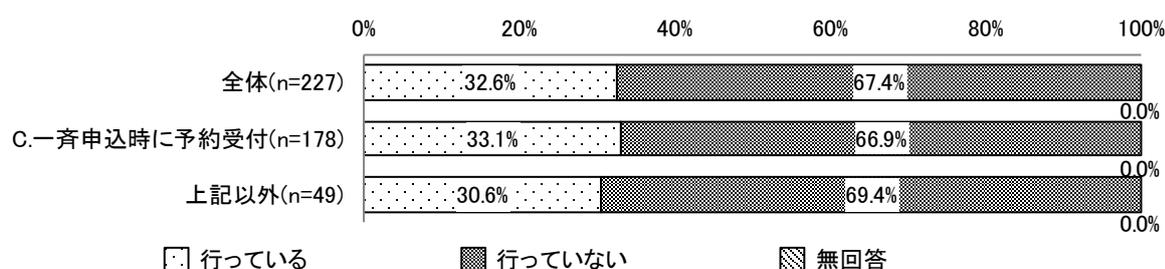
待機児童パターン別にみると、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」において、「行っている」割合が、他と比べて低い傾向がみられる（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。実施方法別による傾向の違いはみられない。

図表 37 公立保育所の年度の途中から配置する職員数を増やすなど、配置人数の調整の有無：



注：「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

図表 38 入園予約制の実施方法別 公立保育所の年度の途中から配置する職員数を増やすなど、配置人数の調整の有無：単数回答 (Q13)



### 【配置人数の調整を行っている場合の具体的な調整方法】

- 保育士の募集・採用を行う。(複数)
- パート職員等の雇用時間の拡大等で対応している。
- 配置基準以上に保育士を配置している園から異動させる。
- 担任するクラスを持たない正職や非常勤保育士について、申込数、計画定員、保育室等を考慮してクラス担任を増やす。
- 他年齢のクラスの職員を異動させたりしている。

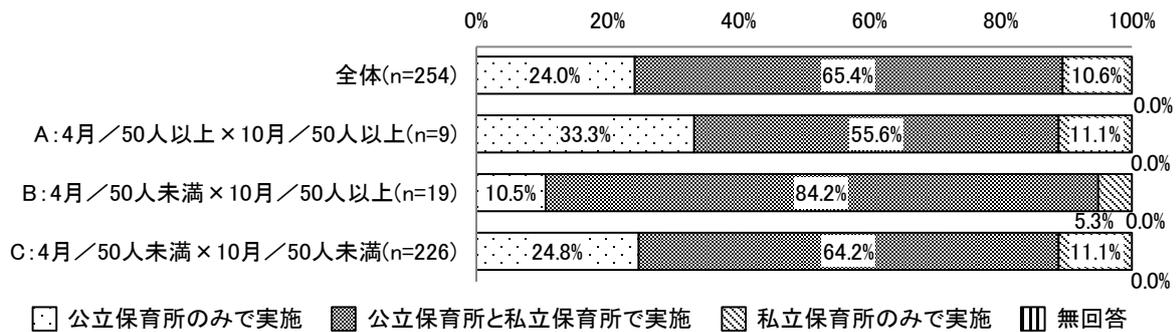
- 児童が入所するまでは、代替保育や別のクラスの手伝いなど、柔軟に対応できる職員を配置し、児童が入所したところでそのクラスに配置する。
- 年度始めは、園生活に慣れない園児が多く、0歳のクラスの先生に他のクラスの支援に入ってもらっている。

## V 私立保育所における入園予約制の実施について

### 1. 入園予約制を実施している私立保育所の有無

入園予約制を実施している保育所がある自治体のうち、入園予約制を実施している私立保育所がある割合は、「全体」で76.0%（「公立保育所と私立保育所で実施」と「私立保育所のみで実施」の合計）となっている。

図表 39 入園予約制を実施している保育所の公立・私立の区分:単数回答 (Q4-2) (再掲)

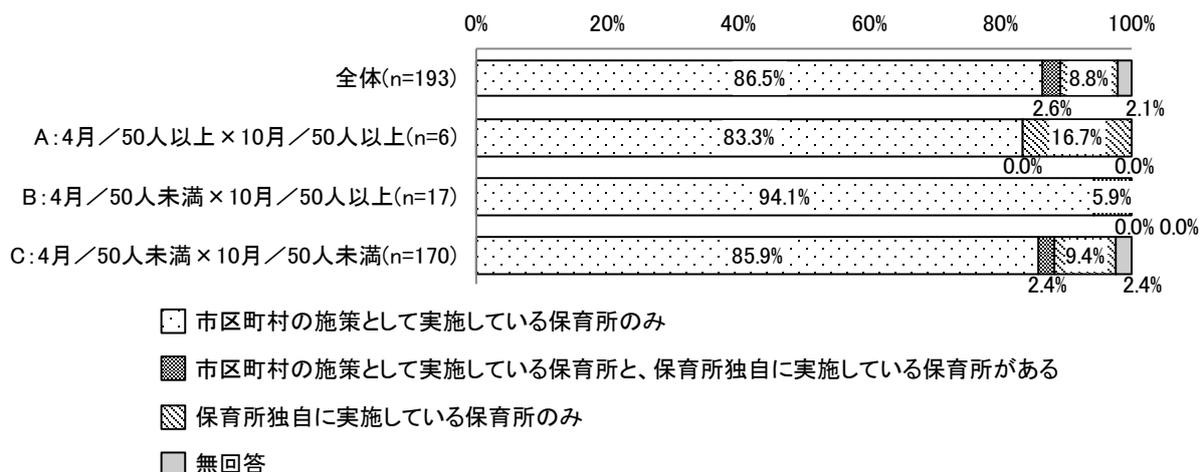


注:「A:4月/50人以上×10月/50人以上」「B:4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

### 2. 入園予約制を実施している私立保育所の状況 (市区町村施策との関連)

私立保育所における入園予約制の実施と市区町村施策との関連をみると、「全体」では、「市区町村の施策として実施している保育所のみ」が86.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「保育所独自に実施している保育所のみ」が8.8%となっている。

図表 40 入園予約制を実施している私立保育所の状況 (市区町村施策との関連):  
単数回答 (Q14-1)

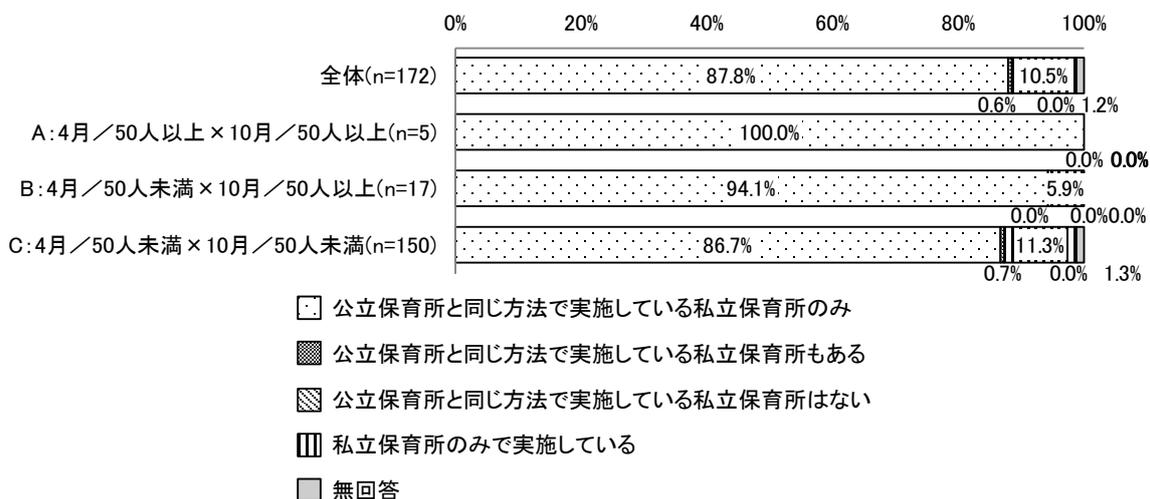


注:「A:4月/50人以上×10月/50人以上」「B:4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

### 3. 私立保育所の入園予約制の仕組み

私立保育所で実施している入園予約制が、公立保育所で実施している仕組みと同じかどうかをみると、「全体」では、「公立保育所と同じ方法で実施している私立保育所のみ」が87.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「私立保育所のみで実施している」が10.5%となっている。

図表 41 私立保育所の入園予約制の仕組み：単数回答（Q14-3）



注：「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

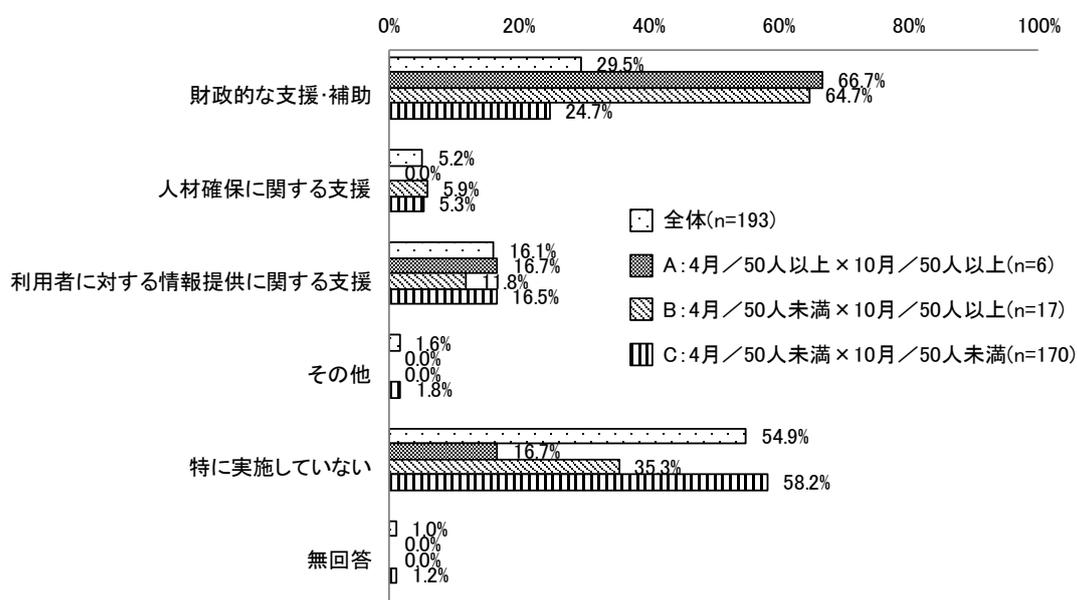
#### 4. 私立保育所における入園予約制の実施に対する支援や補助

##### (1) 私立保育所における入園予約制の実施に対する支援や補助の有無

入園予約制を実施する私立保育所に対して、入園予約制の実施にかかる支援や補助を行っているかどうかをみると、「全体」では「特に実施していない」が54.9%でもっとも回答割合が高く、私立保育所に対する支援や補助を行っていない自治体が半数以上であった。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」及び「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「財政的な支援・補助」の回答割合がもっとも高く、待機児童が50人以上いる自治体において、市区町村が支援や補助を実施している割合が高い傾向がみられる（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。

図表 42 私立保育所の入園予約制の実施のための支援や補助：複数回答（Q15-1）



注：「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

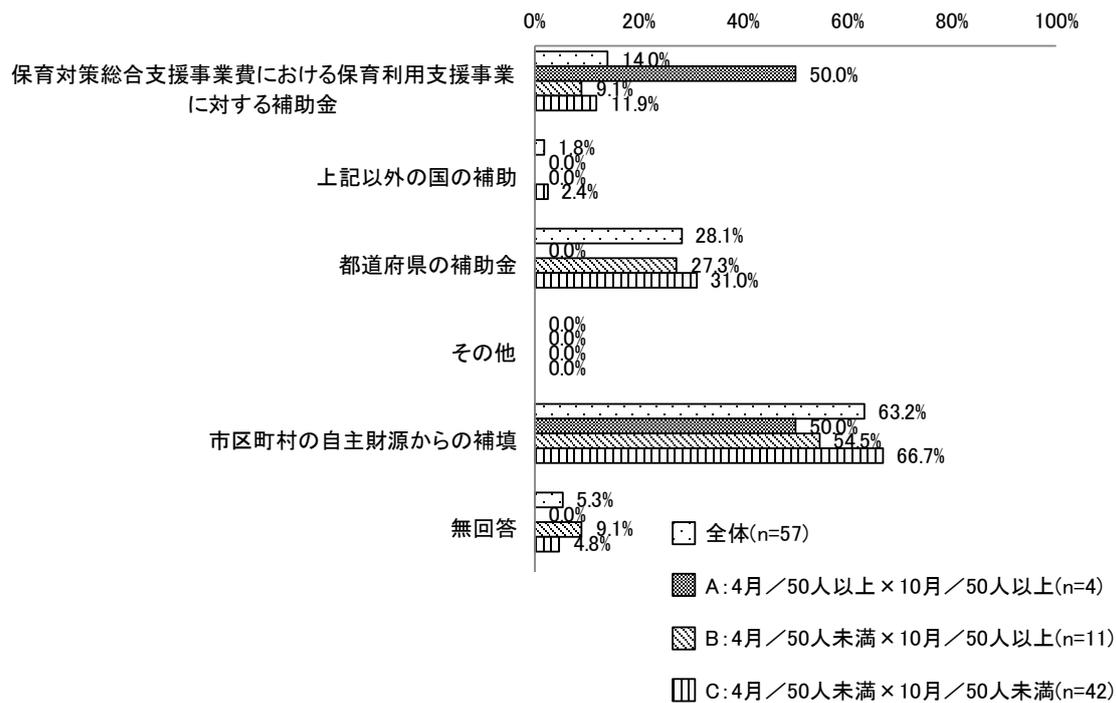
##### 【その他の自由記述】

- 予約入所を希望する方は、公立保育園で優先的に受け入れる。

## (2) 私立保育所の入園予約制の実施のためにやっている財政的な支援の財源

私立保育所の入園予約制の実施に対して、「財政的な支援・補助」を実施している（Q15-1）自治体について、その財源をみると、「全体」では、「市区町村の自主財源からの補填」が63.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「都道府県の補助金」が28.1%となっている。

図表 43 私立保育所の入園予約制の実施のためにやっている財政的な支援の財源：複数回答  
(Q15-2)



注：「A：4月/50人以上×10月/50人以上」「B：4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

### 【補助金等を活用している場合の具体的な名称】

- 低年齢児保育支援事業補助金
- 低年齢児途中入所円滑化事業費補助金
- 愛知県低年齢児途中入所円滑化事業費補助金
- 年度途中入所サポート事業費補助金
- 安心・元気！保育サービス支援事業費補助金（乳児途中入所促進事業）
- 山形県入園安心サポート補助金
- 宿舍借り上げ支援事業

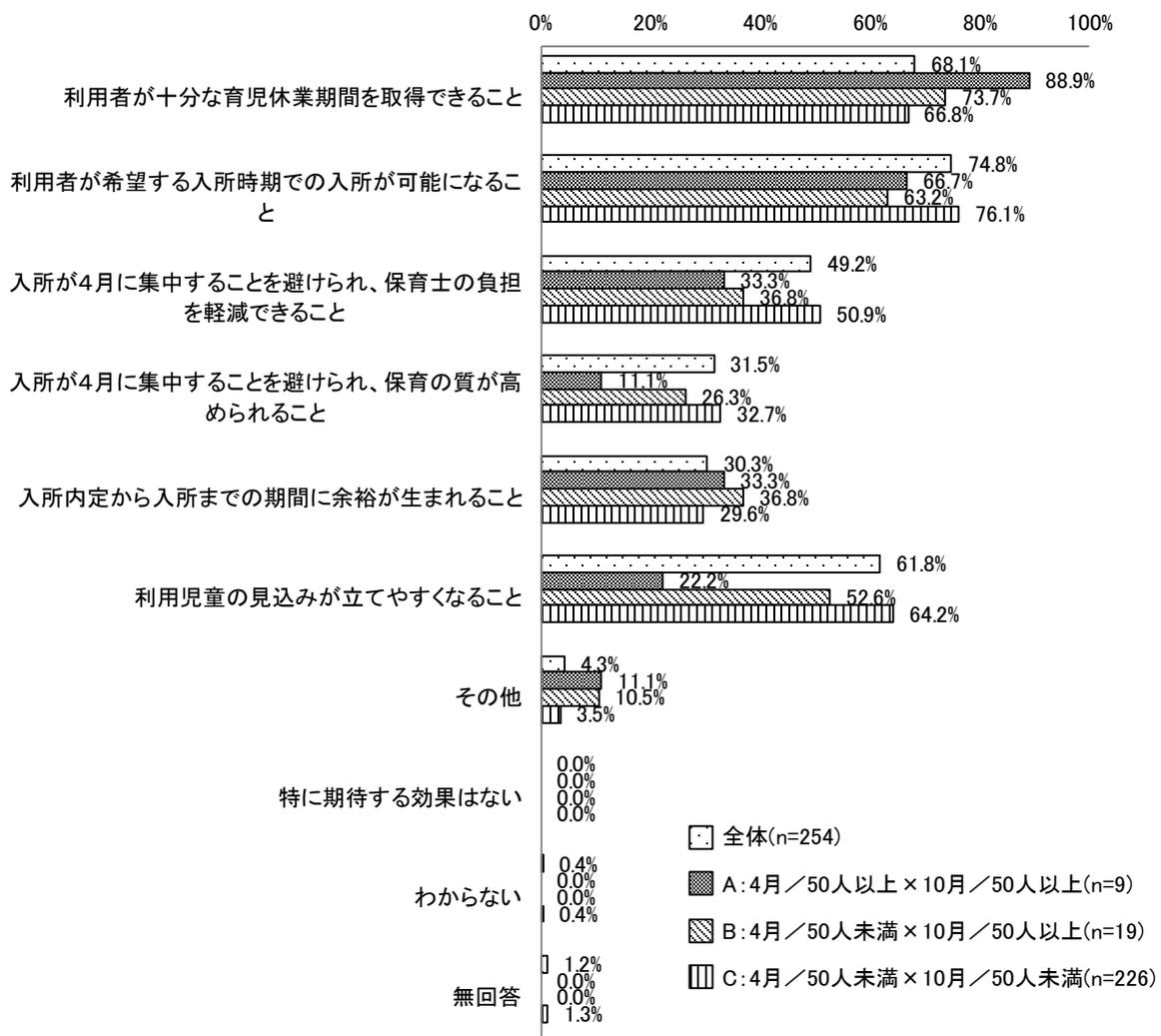
## VI 入園予約制の効果や課題

### 1. 入園予約制の実施により期待される効果

入園予約制を実施している保育所がある自治体について、入園予約制の実施により期待される効果を見ると、「全体」では、「利用者が希望する入所時期での入所が可能になること」が74.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「利用者が十分な育児休業期間を取得できること」が68.1%、「利用児童の見込みが立てやすくなること」が61.8%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」及び「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「C」と比べて、「利用者が十分な育児休業期間を取得できること」の割合が比較的高い傾向がみられる（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。一方、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「A」「B」に比べて「利用者が希望する入所時期での入所が可能になること」「入所が4月に集中することを避けられ、保育士の負担が軽減できること」「入所が4月に集中することを避けられ、保育の質が高められること」「利用児童の見込みが立てやすくなること」などの割合が高い傾向がみられる。

図表 44 入園予約制の実施により期待される効果：複数回答（Q17）



注：「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

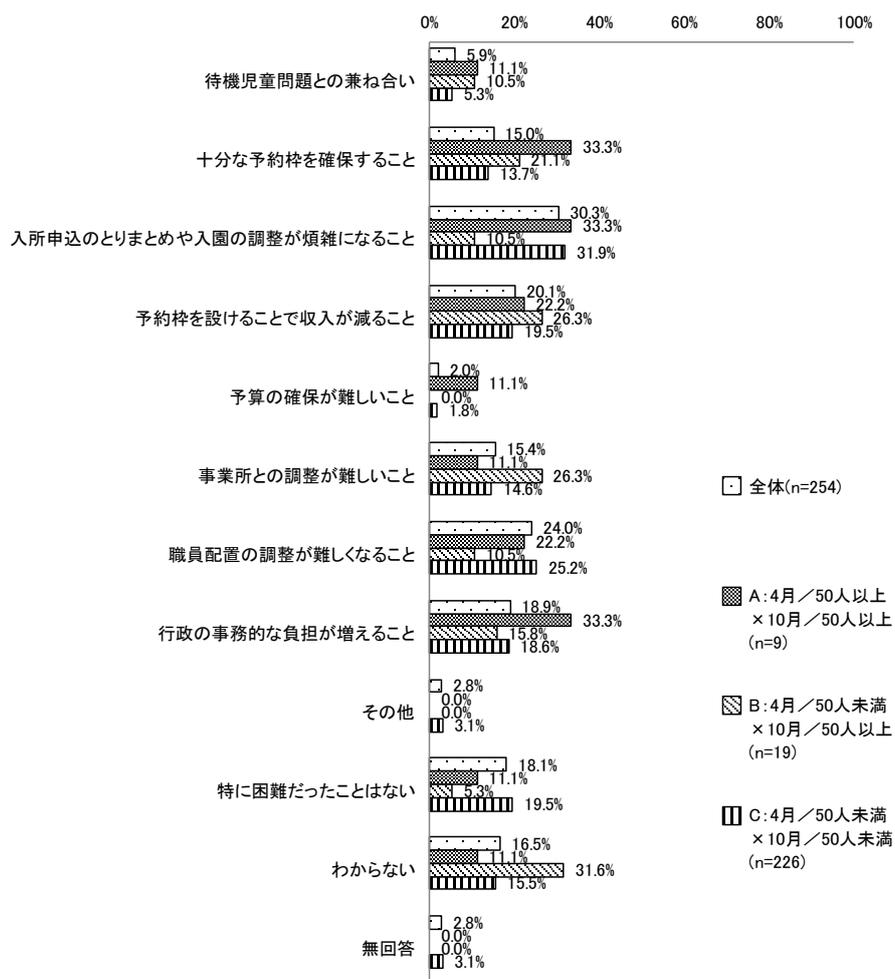
## 2. 入園予約制の導入にあたり、困難だったこと

入園予約制の導入にあたり困難だったことをみると、「全体」では、「入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑になること」が30.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「職員配置の調整が難しくなること」が24.0%となっている。

なお、「待機児童問題との兼ね合い」を挙げる割合は、「全体」の5.9%に対して、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」及び「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では約1割となっている（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。

待機児童が多い「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では「十分な予約枠を確保すること」「行政の事務的な負担が増えること」がそれぞれ33.3%で、もっとも回答割合が高い。また、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では「事業所との調整が難しいこと」が26.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「十分な予約枠を確保すること」が21.1%となっている（ただし、いずれもサンプル数が少ないことに留意が必要）。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑になること」が31.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「職員配置の調整が難しくなること」が25.2%となっている。

図表 45 入園予約制の導入にあたり、困難だったこと：複数回答（Q18）



注：「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

### 3. 入園予約制の課題

入園予約制を実施している保育所がある自治体について、入園予約制を実施しているなかでの課題をみると、「全体」では、「年度終盤に入所を希望する利用者がいること」が43.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑なこと」が36.6%、「職員配置の調整が難しいこと」が29.5%となっている。

なお、「待機児童問題との兼ね合い」を挙げる割合は、入園予約制の導入にあたっての困難(Q18)では「全体」の5.9%であったのに対し、入園予約制の課題(Q19)では同じく16.9%で、特に「A:4月/50人以上×10月/50人以上」「B:4月/50人未満×10月/50人以上」で3~4割前後と高い傾向がみられる。入園予約制の導入後の方が、導入時に比べて課題とする割合が高いことについて、導入時点では待機児童問題との兼ね合いがあまり考慮されていなかったこと、あるいは、導入時点では待機児童が大きな問題ではなかったこと等が考えられる。

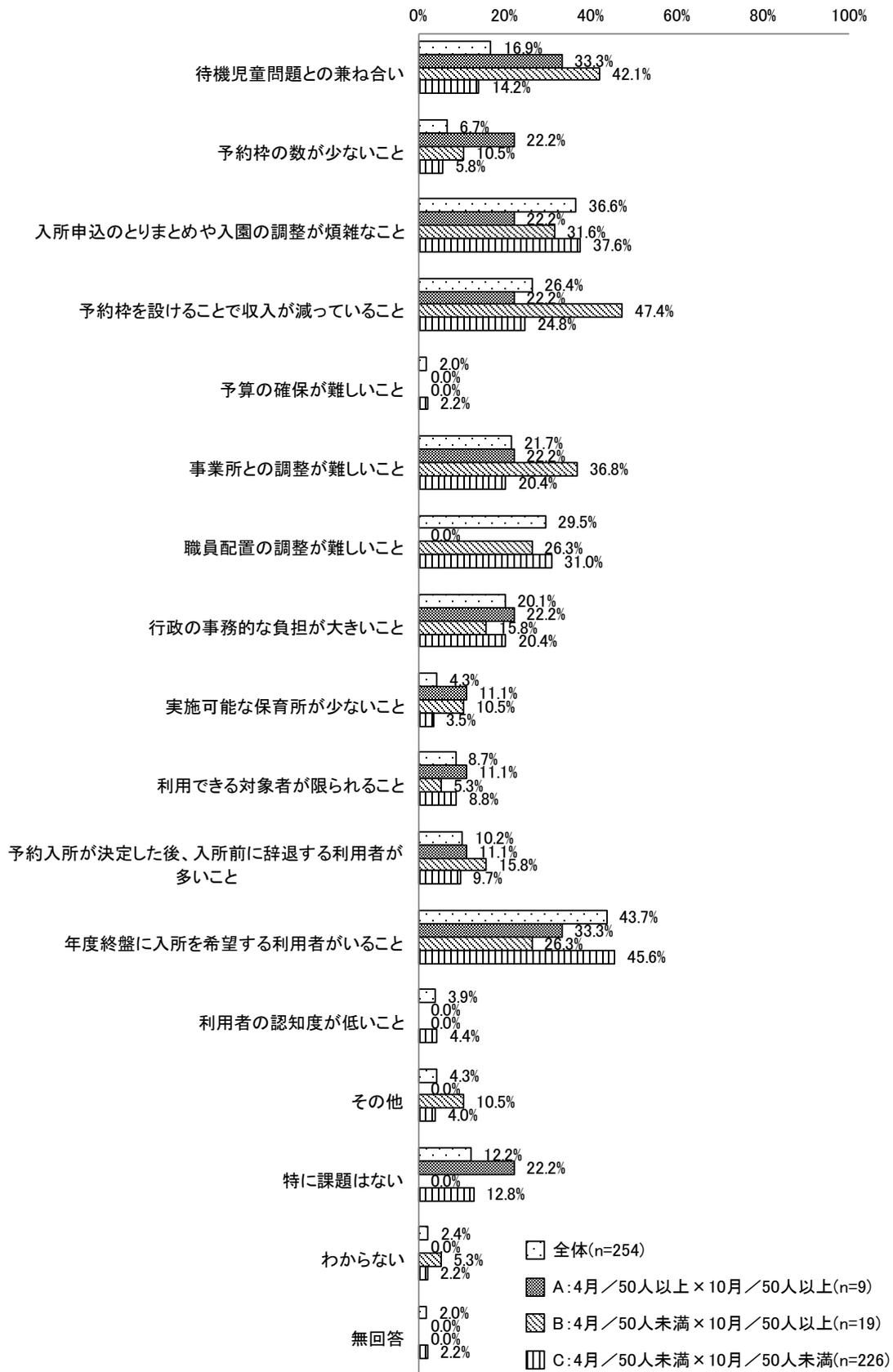
待機児童パターン別にみると、「A:4月/50人以上×10月/50人以上」では、「待機児童問題との兼ね合い」「年度終盤に入所を希望する利用者がいること」がそれぞれ33.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「予約枠の数が少ないこと」「入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑なこと」「予約枠を設けることで収入が減っていること」「事業所との調整が難しいこと」「行政の事務的な負担が大きいこと」「特に課題はない」がそれぞれ22.2%となっている(ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要)。

「B:4月/50人未満×10月/50人以上」では、「予約枠を設けることで収入が減っていること」が47.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「待機児童問題との兼ね合い」が42.1%となっている(ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要)。

「C:4月/50人未満×10月/50人未満」では、「年度終盤に入所を希望する利用者がいること」が45.6%でもっとも回答割合が高く、次いで「入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑なこと」が37.6%となっている。

(集計結果の図表は次ページに掲載。)

図表 46 入園予約制の課題:複数回答 (Q20)



注: 「A: 4月/50人以上×10月/50人以上」「B: 4月/50人未満×10月/50人以上」はサンプル数が少ないため、参考値。

## VII 入園予約制の継続や導入にかかるニーズ

### 1. 入園予約制を実施していない理由

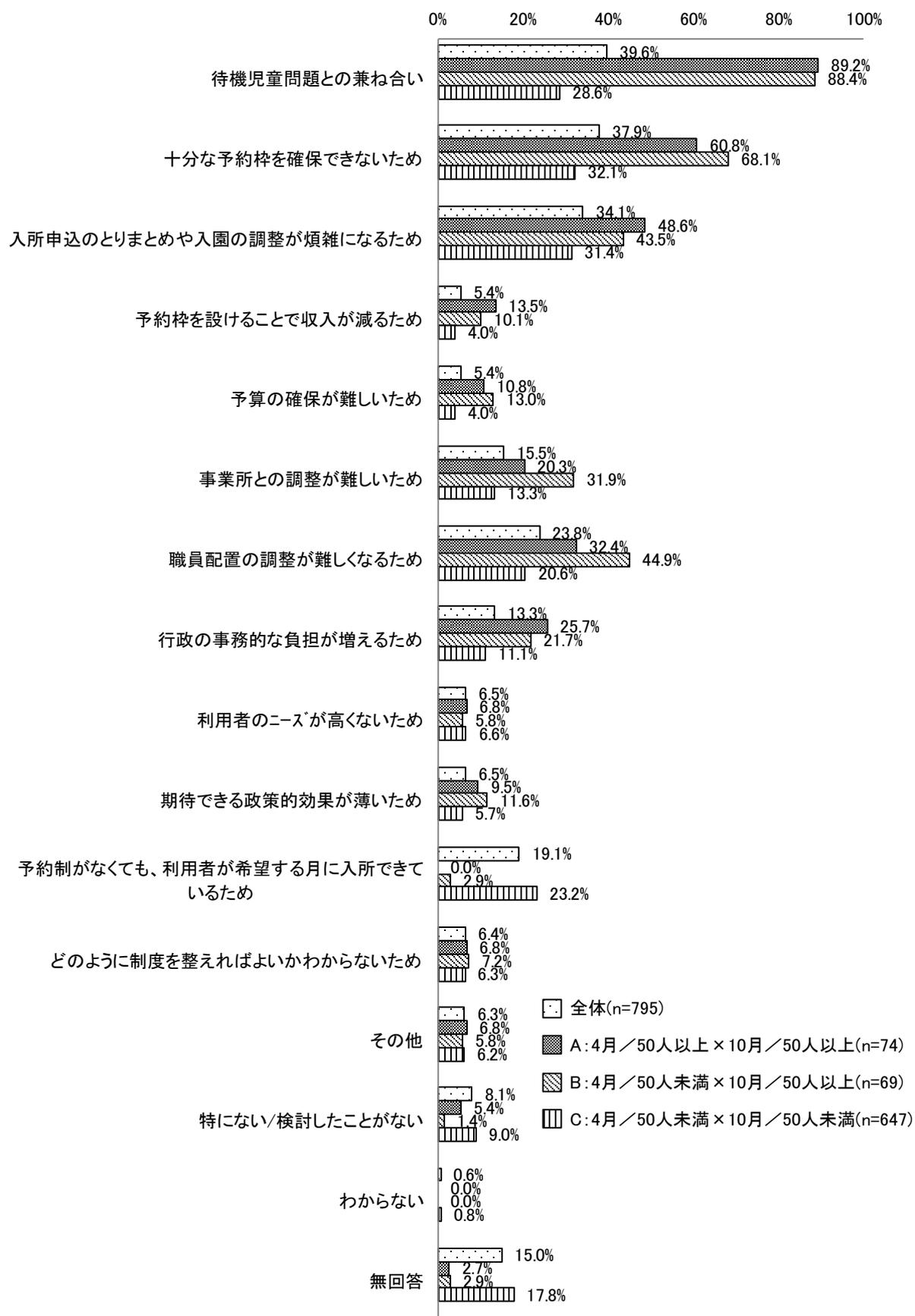
#### (1) 公立保育所において、入園予約制を実施していない理由

公立保育所において入園予約制を実施していない自治体について、その理由をみると、「全体」では、「待機児童問題との兼ね合い」が39.6%でもっとも回答割合が高く、次いで「十分な予約枠を確保できないため」が37.9%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「待機児童問題との兼ね合い」（それぞれ89.2%、88.4%）がもっとも回答割合が高く、次いで「十分な予約枠を確保できないため」（それぞれ60.8%、68.1%）となっている。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「十分な予約枠を確保できないため」が32.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑になるため」が31.4%となっている。

(集計結果の図表は次ページに掲載。)

図表 47 公立保育所において、入園予約制を実施していない理由：複数回答（Q21-1）



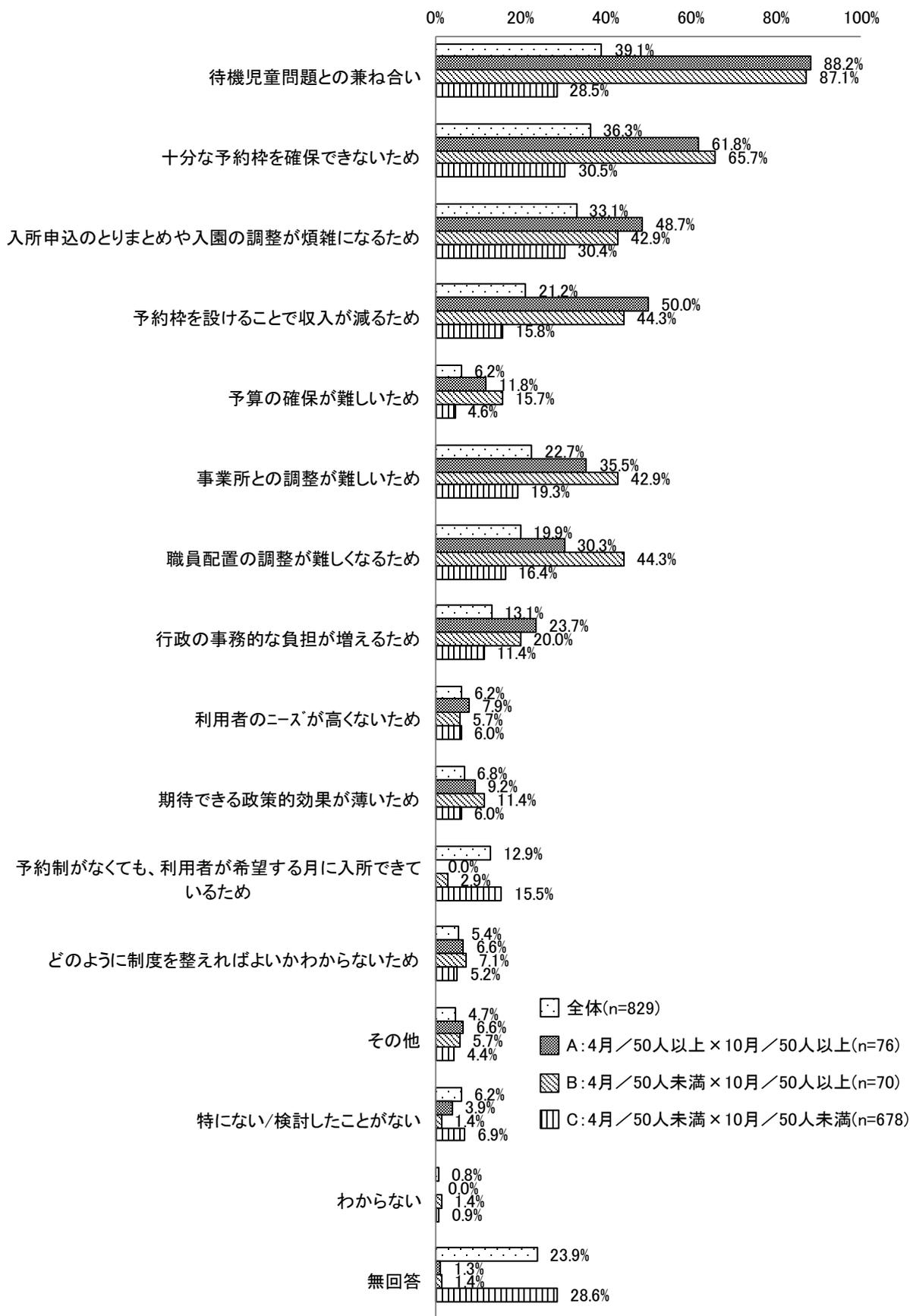
## (2) 私立保育所において、入園予約制を実施していない理由

私立保育所において入園予約制を実施していない自治体について、その理由をみると、「全体」では、「待機児童問題との兼ね合い」が39.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「十分な予約枠を確保できないため」が36.3%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「待機児童問題との兼ね合い」（それぞれ88.2%、87.1%）がもっとも回答割合が高く、次いで「十分な予約枠を確保できないため」（それぞれ61.8%、65.7%）となっている。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「十分な予約枠を確保できないため」が30.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑になるため」が30.4%となっている。

(集計結果の図表は次ページに掲載。)

図表 48 私立保育所において、入園予約制を実施していない理由:複数回答 (Q21-2)

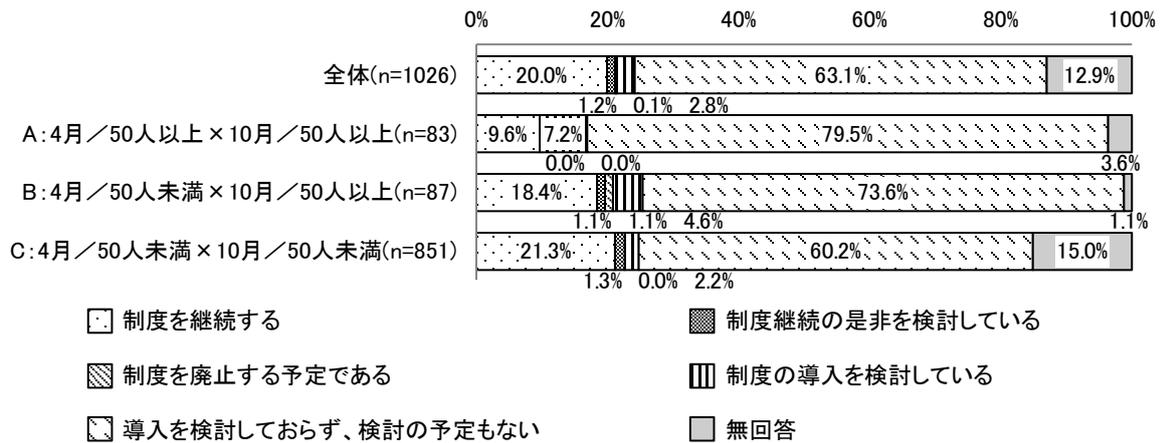


## 2. 入園予約制の継続や導入の意向

### (1) 公立保育所における入園予約制について、継続や導入の方針

公立保育所における入園予約制の継続や導入の意向をみると、「全体」では、「導入を検討しておらず、検討の予定もない」が63.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「制度を継続する」が20.0%となっている。待機児童のパターンに関わらず、「制度の導入を検討している」という自治体はほとんどなく、関心の低さがうかがえる。

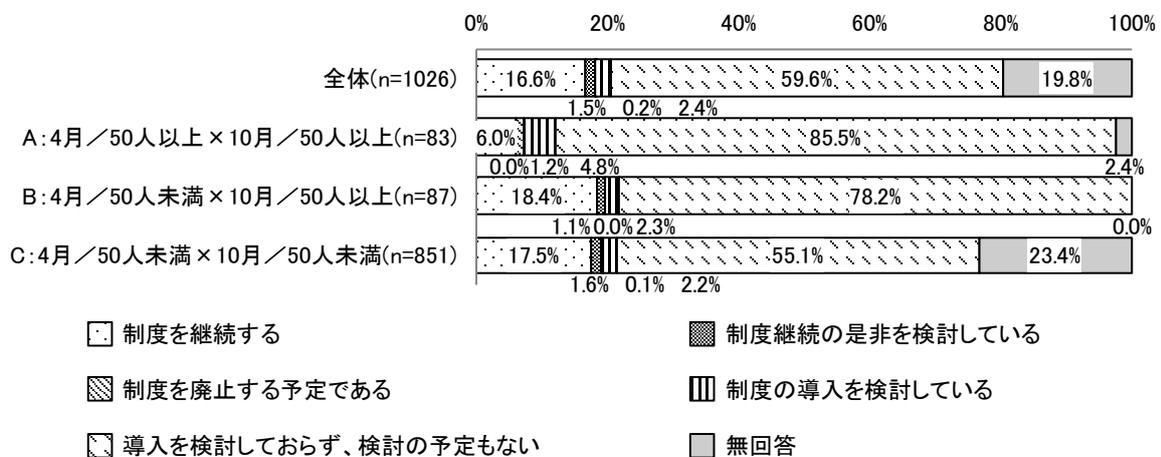
図表 49 公立保育所における入園予約制について、継続や導入の方針：単数回答（Q22-1）



### (2) 私立保育所における入園予約制について、継続や導入の方針

私立保育所における入園予約制の継続や導入の意向をみると、「全体」では、「導入を検討しておらず、検討の予定もない」が59.6%でもっとも回答割合が高く、次いで「制度を継続する」が16.6%となっている。公立保育所と同様、待機児童のパターンに関わらず、「制度の導入を検討している」という自治体はほとんどなく、関心の低さがうかがえる。

図表 50 私立保育所における入園予約制について、継続や導入の方針：単数回答（Q22-2）



### 3. 入園予約制の導入や継続に必要な支援

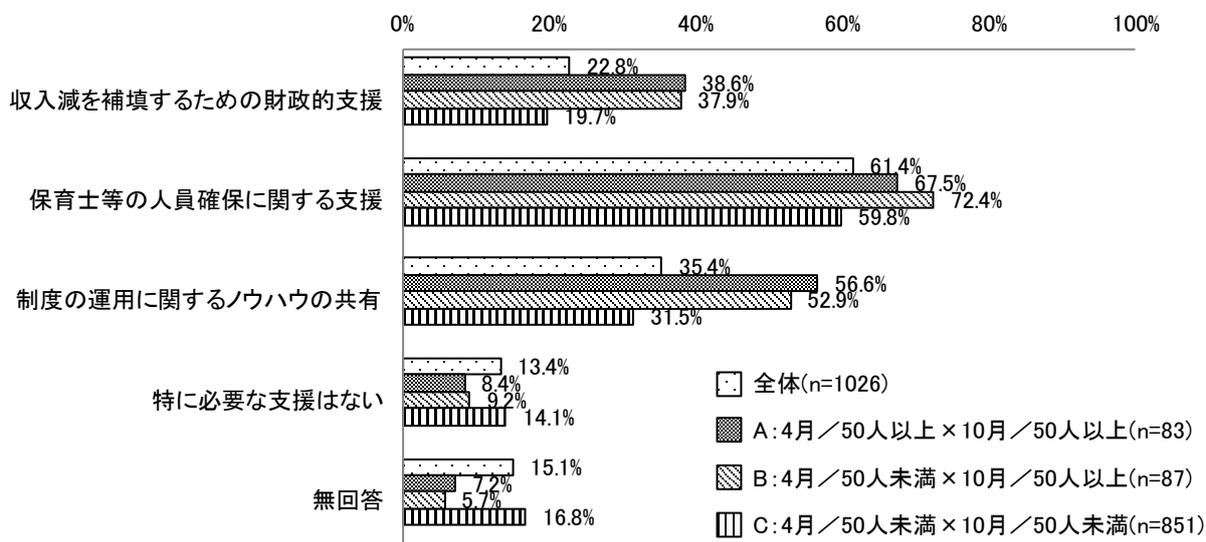
#### (1) 公立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援

公立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援をみると、「全体」では、「保育士等の人員確保に関する支援」が61.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「制度の運用に関するノウハウの共有」が35.4%となっている。

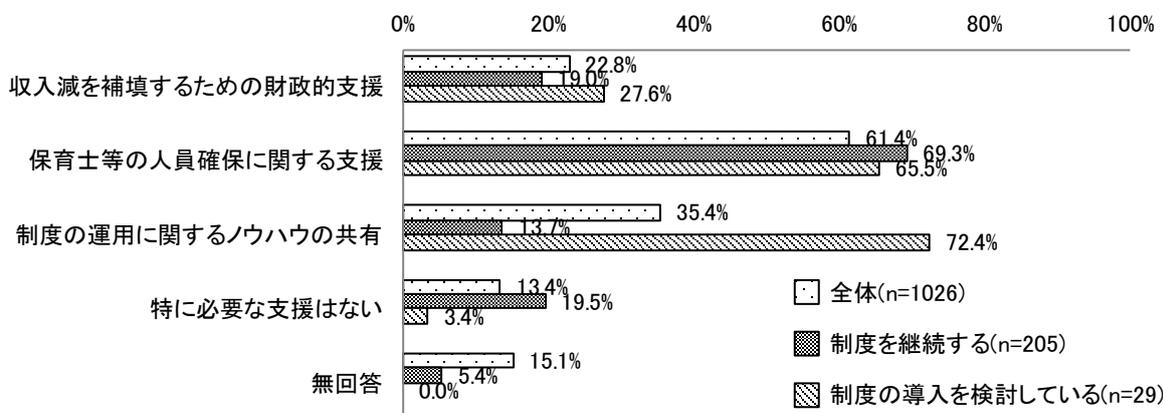
待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」に比べて、「収入源を補填するための財政的支援」「制度の運用に関するノウハウの共有」などを挙げる割合が高い傾向にある。

また、公立保育所における入園予約制の導入や継続の方針別にみると、「制度の導入を検討している」層では他と比べて、「制度の運用に関するノウハウの共有」の割合が72.4%と高くなっている（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。

図表 51 公立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援：複数回答（Q23-1）



図表 52 公立保育所における入園予約制の導入や継続の方針別 公立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援：複数回答（Q23-1）



注：「制度の導入を検討している」層は、サンプル数が少ないため参考値。

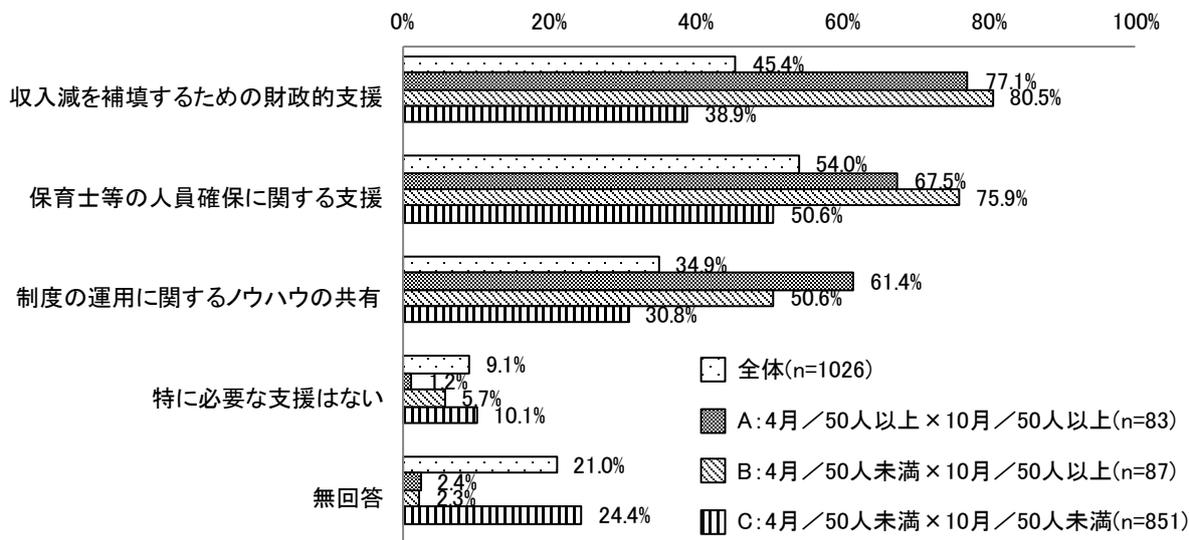
## (2) 私立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援

私立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援をみると、「全体」では、「保育士等の人員確保に関する支援」が54.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「収入減を補填するための財政的支援」が45.4%となっている。公立保育所における支援と比べると、「収入源を補填するための財政的支援」（公立：22.8%、私立：45.4%）を挙げる割合が高くなっている。

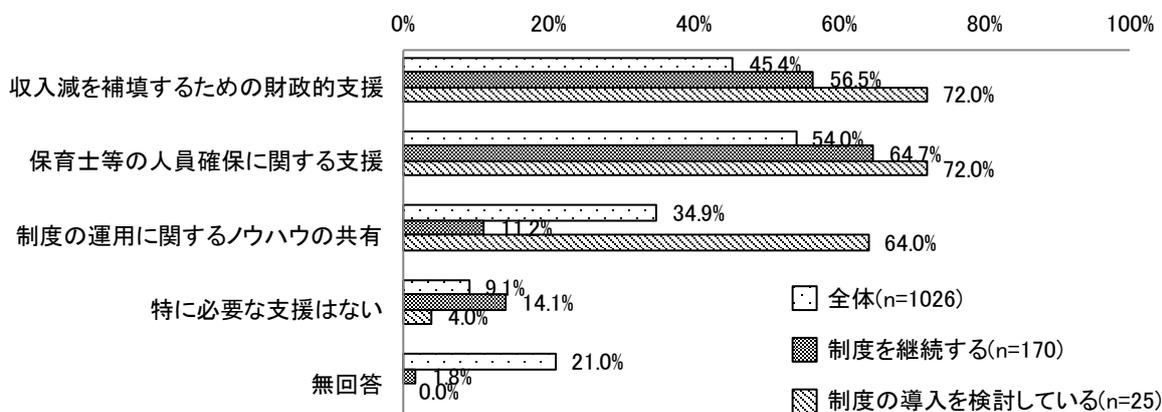
待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」に比べて、「収入源を補填するための財政的支援」「保育士等の人員確保に関する支援」「制度の運用に関するノウハウの共有」の割合がいずれも高くなっている。

私立保育所における入園予約制の導入や継続の方針別にみると、「制度の導入を検討している」層では他と比べて、「制度の運用に関するノウハウの共有」をはじめ、いずれの選択肢も割合が高くなっている（ただし、サンプル数が少ないことに留意が必要）。

図表 53 私立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援：複数回答（Q23-2）



図表 54 私立保育所における入園予約制の導入や継続方針別 私立保育所における入園予約制の導入や継続に必要な支援：複数回答（Q23-2）



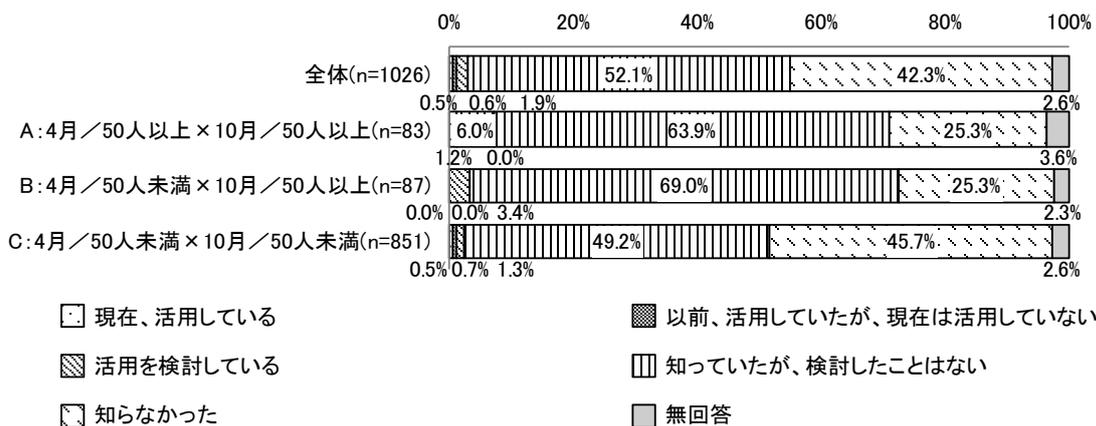
注：「制度の導入を検討している」層は、サンプル数が少ないため参考値。

#### 4. 国の保育対策総合支援事業費補助金の活用について

##### (1) 代替保育利用支援に対する補助金の活用状況や認知状況

「全体」では、「知っていたが、検討したことはない」が52.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「知らなかった」が42.3%となっている。また、「活用を検討している」という割合は、「全体」で1.9%にとどまっている。

図表 55 代替保育利用支援に対する補助金の活用状況や認知状況：単数回答（Q24-1）

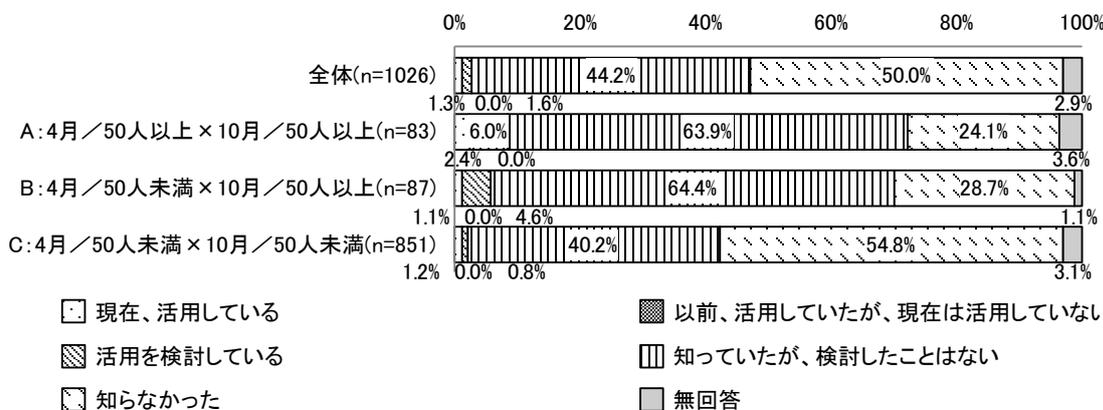


注：「代替保育利用支援に対する補助金」について、調査票において、次のような説明を記載した。  
 児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等の入所予約を行った保護者に対して、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間、利用した代替保育（一時預かり事業など市町村が適切と認めた保育）の利用料の一部を支援。

##### (2) 予約制導入に関わる体制整備に対する補助金の活用状況や認知状況

「全体」では、「知らなかった」が50.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「知っていたが、検討したことはない」が44.2%となっている。また、「活用を検討している」という割合は、「全体」で1.6%にとどまっている。

図表 56 予約制導入に関わる体制整備に対する補助金の活用状況や認知状況：単数回答（Q24-2）



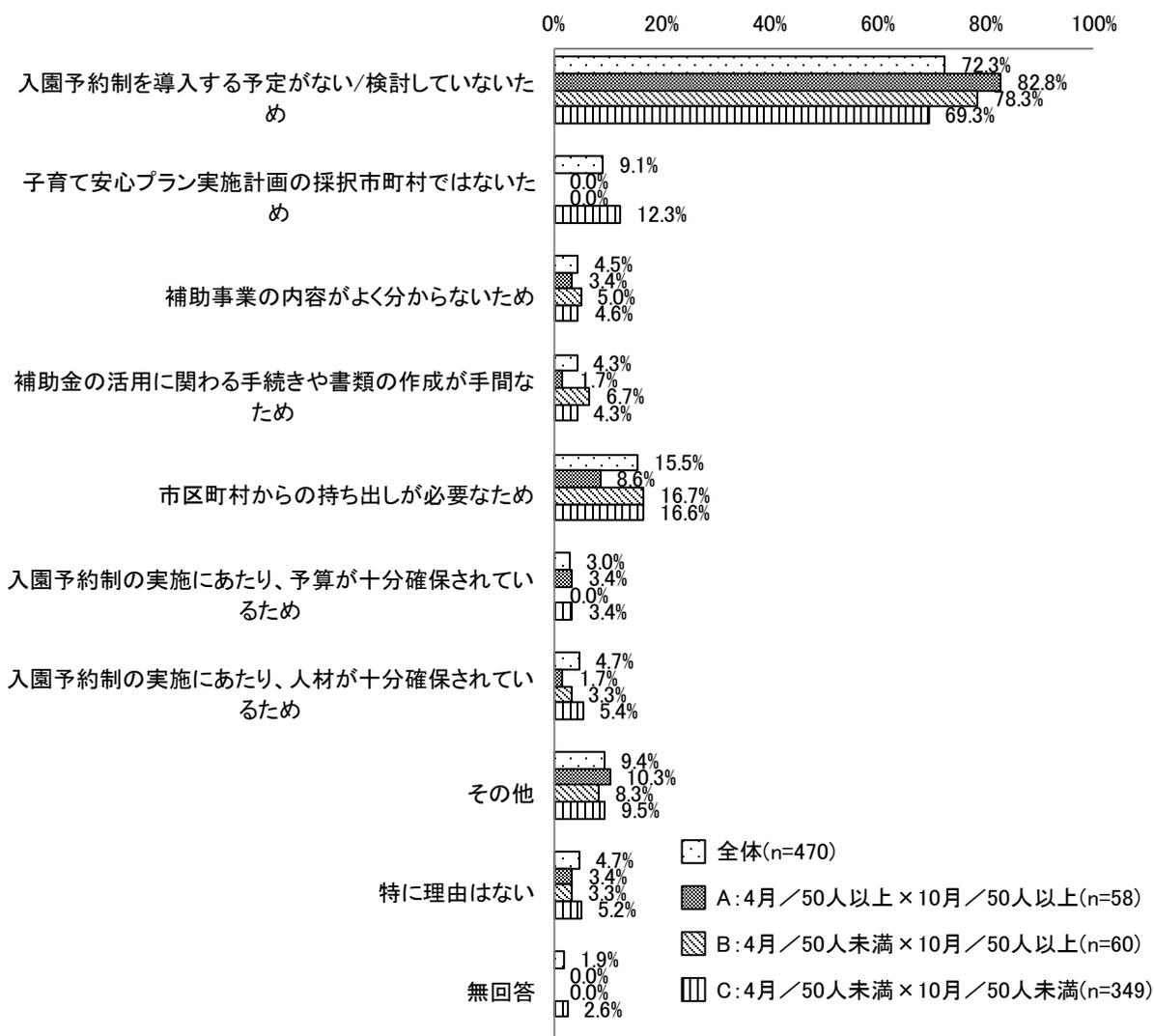
注：「予約制導入に関わる体制整備に対する補助金」について、調査票において、次のような説明を記載した。  
 入園予約制を導入する保育所等に対して、4月1日から入園予約を行った保護者の児童が入所するまでの間、保護者及び市町村との連絡調整、保護者への相談対応等を行う保育士等の配置に必要な費用の一部を支援。

(3) 予約制導入に関わる体制整備に対する補助金を現在活用していない理由

予約制導入に関わる体制整備に対する補助金を現在活用していない自治体について、その理由をみると、「全体」では、「入園予約制を導入する予定がない/検討していないため」が72.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「市区町村からの持ち出しが必要なため」が15.5%となっている。

図表 57 予約制導入に関わる体制整備に対する補助金を現在活用していない理由：

複数回答 (Q24-3)



## VIII 入園予約制に対する意見等（自由回答）

入園予約制に対する意見や、入園予約制以外に年度途中の入所を可能にする施策について、アンケートの最後に、自由回答で記入を求めた。以下に、主な回答を掲載する。

### 1. 入園予約制に対する意見

待機児童の パターン	入園予約制 の実施有無	入園予約制に対する意見
A	有	国の公定価格が児童数で積算されるため、年度末頃予約された場合に園へは運営費が入ってこない。(保育士が簡単に確保できれば年度末に合わせて雇用すれば良いが、4月から雇用していないと確保できない)
A	有	育児休業の延長(入所不承諾証明の発行)のみを目的とした相談が増えており、事務負担が増大している。保育所入所手続の有無に左右されない育休取得制度が必要と考えます。
A	無	現時点で待機児童がいる中での入園予約制の導入は難しいと考えています。しかしながら特別な配慮が必要な子ども(重度障がい児等)等に対する制度の導入については、施設の受け入れの態勢整備も含めて、検討していくことは必要であると考えています。
A	無	現状、希望する保育所等に入所することができない児童がいる中で、入園予約の枠を設けることは難しい。年度途中の入所については、保育専門相談員が、入所可能な園や、認可外保育室を案内するなど、なるべく多くの方が、入所することができるような、相談支援を行っている。
A	無	入園予約制度の導入について検討しましたが、この制度自体は待機児童解消のための方策ではないことや、育休制度が無い自営業の保護者との公平性の問題等から導入を見送ったものです。
A	無	入園予約制の制度は、その制度を利用できる方には大きなメリットがある制度である一方、全ての方にその権利を補償できることが求められる。現行、利用調整の結果として入所できない児童がいる実態にあり。年度途中や翌年4月の入所を約束することは、入所できなかった児童を持つ保護者には受け入れられない制度と思う。
B	有	4月申込数が増えると、途中入所(予約)できなくなってくる可能性がある。
B	有	新年度の入所調整の都合上、5月のみ入園予約に近い取組を行っておりますが、実際は待機児童も沢山いるため、入園予約制を取り組んでいくのは難しいと考えております。
B	無	入園予約制により、育児休業取得者を優遇することは育休を取得できない保護者及び、現在すでに働いているがやむを得ず遠方の保育所や認可外保育所に通わせていて転園を考えている保護者からの理解が得られない可能性が高いと思われるため、実施は困難ではないかと考えます。
B	無	待機児童が生じている中、入園予約制を導入することにより、4月1日時点において定員に空きがあるように見える状況になることは、保護者等に対して説明が難しい。待機児童を解消した上で、入園予約制の導入を検討する。
B	無	3年前まで入園予約制を行っていましたが、4月～入園予約を行った児童が入園するまでの間の民間保育施設に対する運営費補填が難しく、予約制を廃止した経緯があります。補助事業など、自治体負担が少なくなるような仕組みが必要だと考えます。また、予約制により直近で入所が必要となる児童がいる場合に入園できなくなったり、児童数が予約月までに増えるまでの間の保育士のモチベーション維持といった問題もあると考えます。

待機児童の パターン	入園予約制 の実施有無	入園予約制に対する意見
B	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児クラスにおいても保留児童がいることから、予約枠を確保しておくことが困難である。</li> <li>・予約枠を確保している間の施設への運営費の補てんがない。(施設によって1人につき年間100万円以上の損失となり、それを施設側が負担すると、在園児への保育の質が低下する)</li> <li>・実施した場合に、予約枠の分は定員を開けておかなければいけない状況で、その施設に入所希望している別の児童が入所保留となった場合に、入所保留通知書に記載する理由が「定員超過」ではなくなるため説明が難しい。また、それに対して審査請求があった場合に、児童福祉法上問題がないのか不明である。(現に保育の必要があると支給認定された児童を入所保留とし、未来の育休復帰のために保育がこれから必要となる児童を優先することになるため)</li> <li>・育休中の保護者にとっては早期に入所先が決まることで安心できるためメリットが大きいですが、待機児童対策とはならず、すぐに入所したい児童が予約枠により入所できなくなるため、結果として待機児童数が増える可能性もある。</li> </ul>
C	有	年度途中で人員配置を行うことは困難であるため、臨時職員の雇用等は年度始めから行わなければならない場合がある。そういった場合の財政的支援が公私問わずあれば、安定した人員確保につながる。
C	有	入園予約制をとっているが、年度始めに2月や3月からの入所を予約するといったケースが多い。受入先の施設から、経営状況が厳しいことや、何らかの補助がないのかということについて相談があがっている。
C	有	入園予約制に限らず、年度途中の入所に対するインセンティブとなる公定価格での加算を検討して欲しい。
C	有	予約入所者が決定後に辞退するケースが多く、事業所の負担が大きい。入園予約制を実施することにより、4/1時点待機児童数の発生に影響してしまうことへのジレンマがある。
C	有	保育対策総合支援事業費補助金の予約制の補助金について、条件の緩和及び補助額を増額してほしい。
C	有	入園予約制について、事業所(特に地域型保育事業所)から、年度終盤に入所を希望する者がいることで、随時入所を希望する者を受入できないため、収入減となることに不満があるとの声が出ており、入園予約制の取り扱いに苦慮している。財政的支援は難しいことから、年度終盤に入所を希望する者は、その年度内は公立保育所で受入するよう今年度から取り扱いを変更した。
C	有	私立園では、5月以降の入園するまでの間、給付費が支払われないため入園月が遅い児童の入所を敬遠されるため、入園までの調整が困難なことがしばしばある。4月入園希望者が5月以降の入園希望者よりも入所の優先順位が低い場合、入所が決まらず、結果待機児童が発生してしまう。
C	無	当市は数年前まで出生前予約を行っていたが、待機児童もおらず予約を廃止している。
C	無	少子化により、子どもの人数が少ないので、基本的には、いつでも入所できる。
C	無	人口及び園児数(未就園児含む)減少で予約制は特に必要なし。現状として定員割れしているため十分入園する余地あり。
C	無	4月入所申込状況を見ると、育児休業を前倒して入所申込をするご家庭が一定数存在することに鑑み、これまで検討していなかった入園予約制の導入について、検討を進めたい。

## 2. 入園予約制以外に年度途中の入所を可能にする施策に関する内容

待機児童の パターン	入園予約制 の実施有無	入園予約制以外に年度途中の入所を可能にする施策に関する内容
A	無	地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直し。例：0歳児枠を減らし、1歳児との定員差を確保することで、育児休業を取得した後も保育を利用できるようにするなど
A	無	予約制にかえて、育児休業明けの方が保育所の利用をしやすいよう、育休明け乳幼児の定期預かり事業を実施している。この事業は、育児休業終了に伴い復職する場合、通常であれば週3日までしか利用できない一時保育の制度を拡充し、月曜日から金曜日まで利用できるようにしているものである。
B	無	0歳児については、一部の園で3名又は4名の10月入所枠を設け、10月までは定員のうち3名又は4名分の枠を確保している。また、保育所への入所ではないが、曜日固定で週あたり2日から6日まで継続して保育所を利用できる「定期利用保育」等、年度途中の保育所や保育サービスの利用を可能とする方策を実施している。
C	有	0才が1才の誕生日を過ぎたら、1才クラスで保育し、0才の受入枠を増やす。但し保育士の反対意見も多く、緊急時のみ。

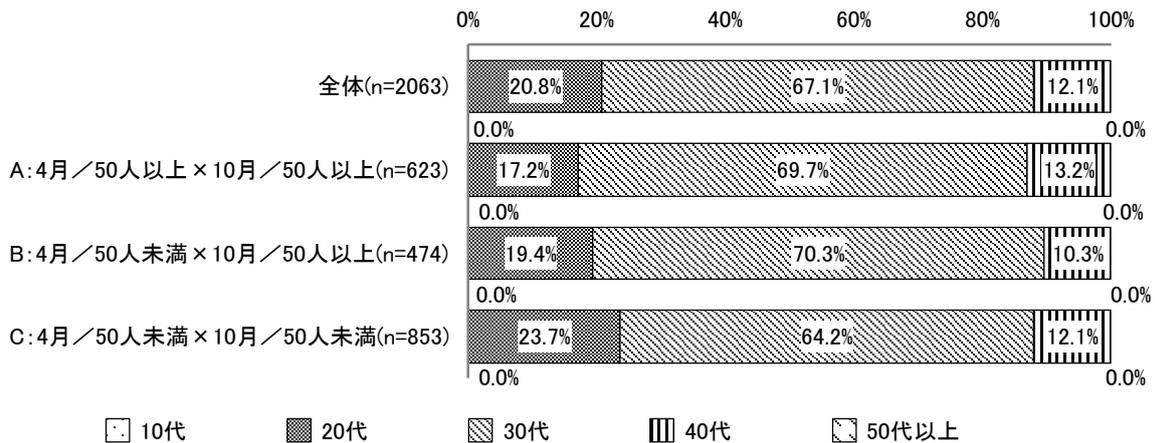
## 第4章 利用者アンケート調査結果

### I 回答者の属性

#### 1. 年齢

「全体」では、「30代」が67.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「20代」が20.8%となっている。待機児童パターン別にみると、「A」～「C」いずれにおいても、「30代」がもっとも高くなっている。

図表 58 年齢:単数回答 (Q1)

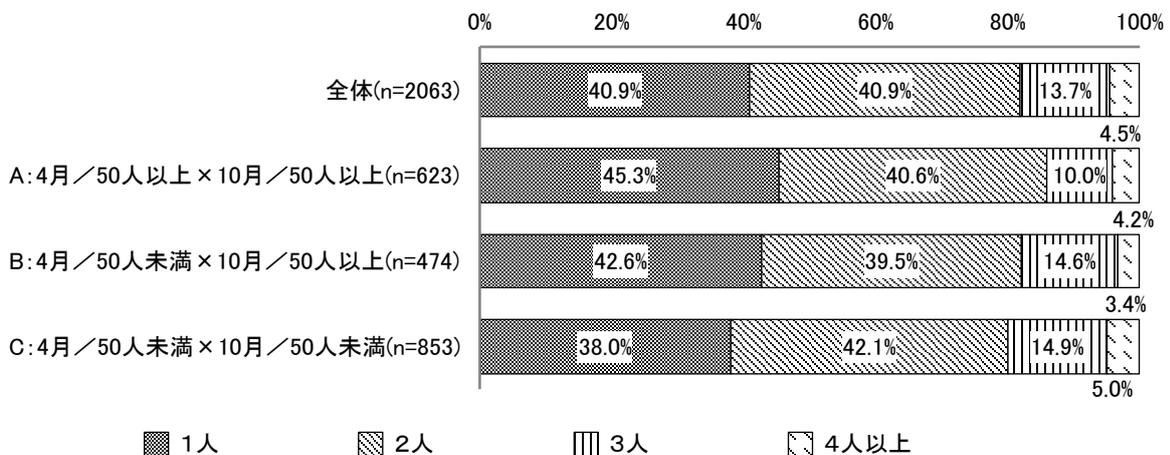


#### 2. 子どもの人数

「全体」では、「1人」「2人」がともに40.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「3人」が13.7%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A: 4月/50人以上×10月/50人以上」「B: 4月/50人未満×10月/50人以上」では、「1人」の回答割合が最も高い。「C: 4月/50人未満×10月/50人未満」では、「2人」が42.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「1人」が38.0%となっている。

図表 59 子どもの人数:単数回答 (Q2)



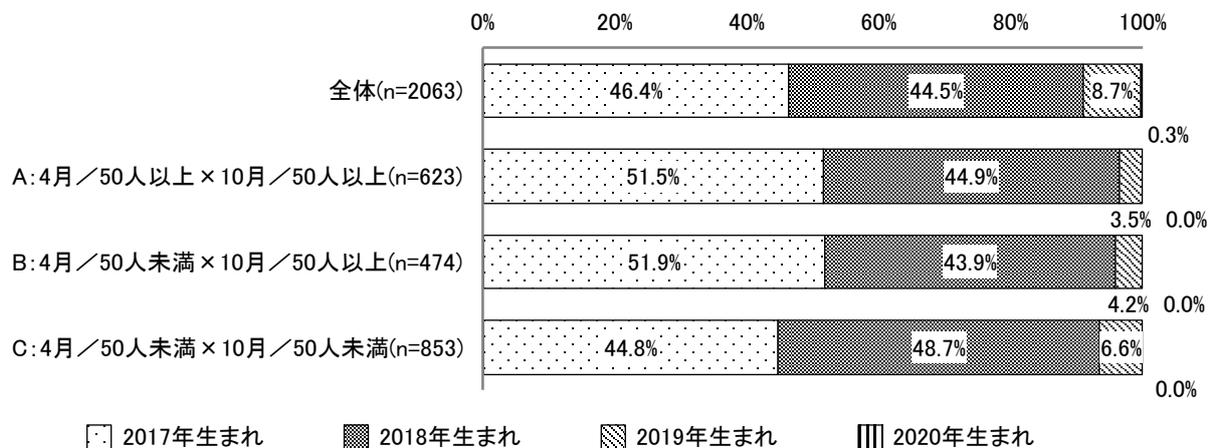
### 3. 末子が生まれた年月

#### (1) 末子が生まれた年

「全体」では、「2017年生まれ」が46.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「2018年生まれ」が44.5%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では「2017年生まれ」の割合がもっとも高く、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では「2018年生まれ」の割合がもっとも高くなっている。

図表 60 末子が生まれた年：単数回答（Q3）

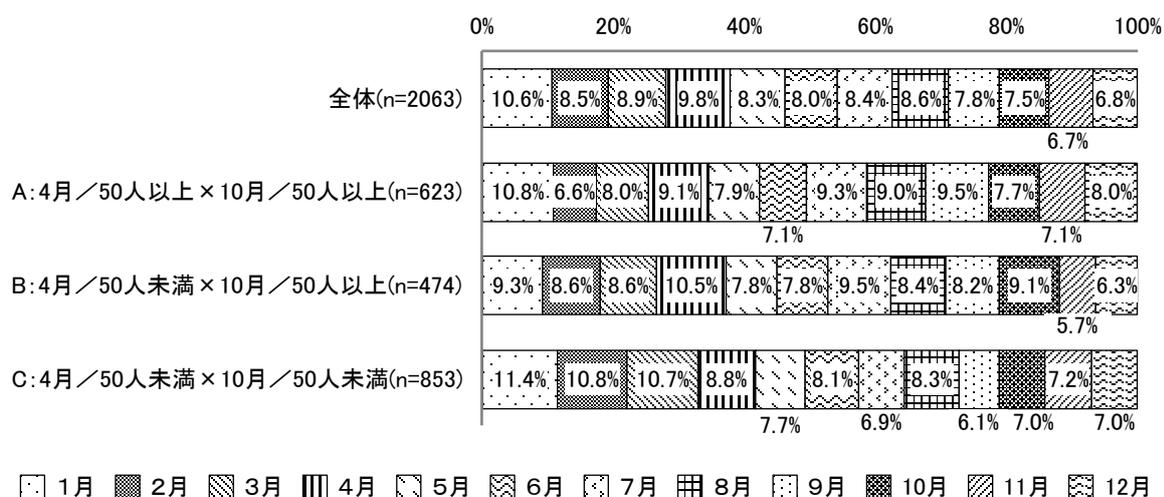


注：2019年4月以降に末子が生まれた場合は、どの待機児童パターンに該当するか判別できないため（調査分析時点において、2019年10月時点の待機児童数が未公表のため）、A～Cのパターンは2019年3月までに末子が生まれた人が対象となっている。

## (2) 末子が生まれた月

「全体」では、「1月」が 10.6%でもっとも回答割合が高く、次いで「4月」が 9.8%となっている。待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「1月」が 10.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「9月」が 9.5%となっている。「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「4月」が 10.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「7月」が 9.5%となっている。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「1月」が 11.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「2月」が 10.8%となっている。

図表 61 末子が生まれた月：単数回答 (Q3)



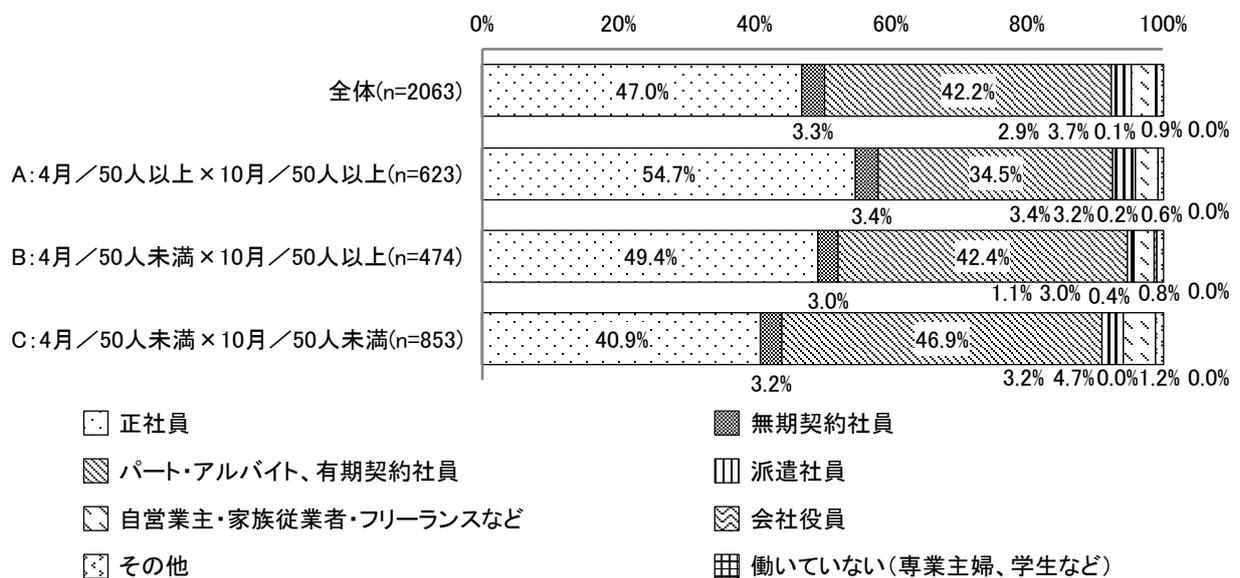
#### 4. 就労形態

##### (1) 現在の就労形態

「全体」では、「正社員」が47.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「パート・アルバイト、有期契約社員」が42.2%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「正社員」が54.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「パート・アルバイト、有期契約社員」が34.5%となっている。「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「正社員」が49.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「パート・アルバイト、有期契約社員」が42.4%となっている。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「パート・アルバイト、有期契約社員」が46.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「正社員」が40.9%となっている。

図表 62 現在の就労形態：単数回答 (Q5\_1)

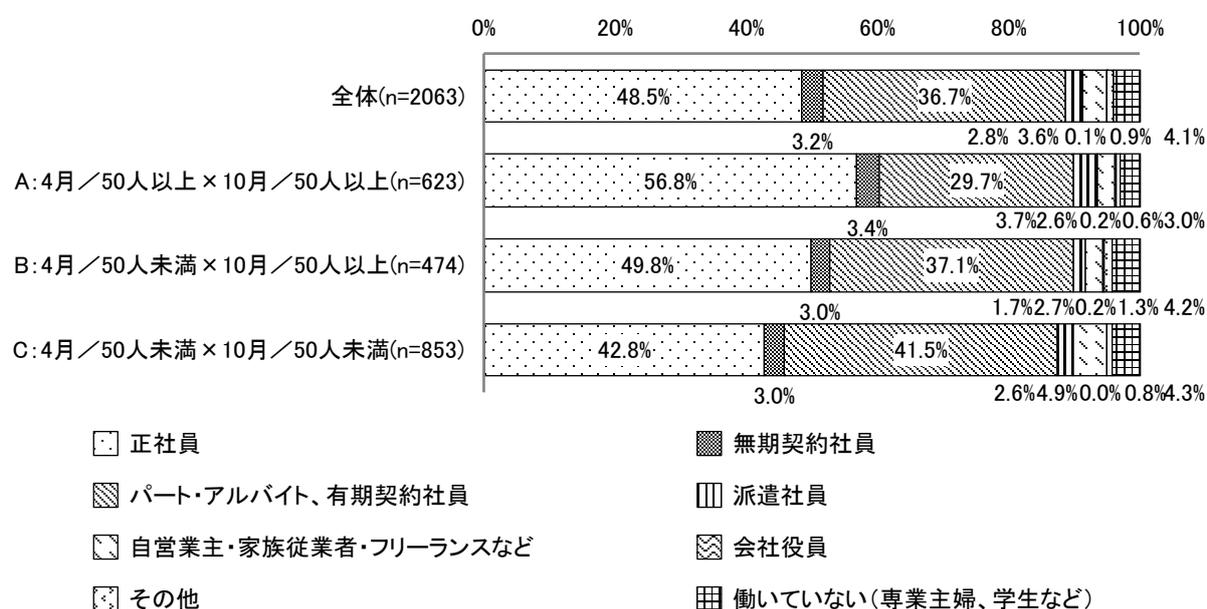


## (2) 末子の保育所入所当時の就労形態

「全体」では、「正社員」が48.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「パート・アルバイト、有期契約社員」が36.7%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「正社員」が56.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「パート・アルバイト、有期契約社員」が29.7%となっている。「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「正社員」が49.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「パート・アルバイト、有期契約社員」が37.1%となっている。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「正社員」が42.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「パート・アルバイト、有期契約社員」が41.5%となっている。

図表 63 末子の保育所入所当時の就労形態：単数回答 (05\_2)

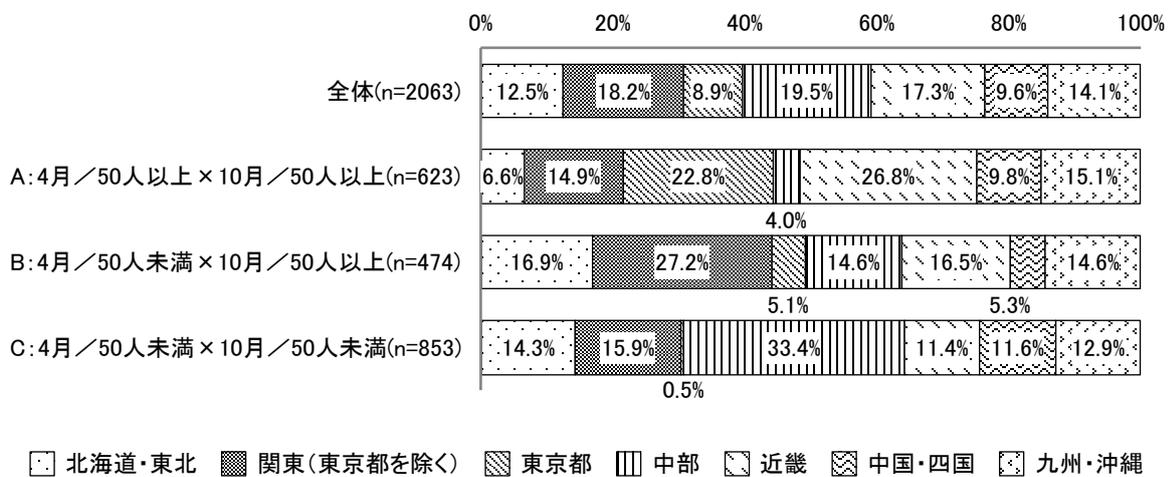


## 5. 居住地

回答者の居住地については、地域的な偏りを防ぐため、国勢調査（平成27年）の地域ブロック別人口に応じて、回答者の割付を行った。「全体」では、「中部」が19.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「関東（東京都を除く）」が18.2%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「近畿」が26.8%でもっとも回答割合が高く、次いで「東京都」が22.8%となっている。「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「関東（東京都を除く）」が27.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「北海道・東北」が16.9%となっている。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「中部」が33.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「関東（東京都を除く）」が15.9%となっている。

図表 64 居住地：単数回答（Q6A）



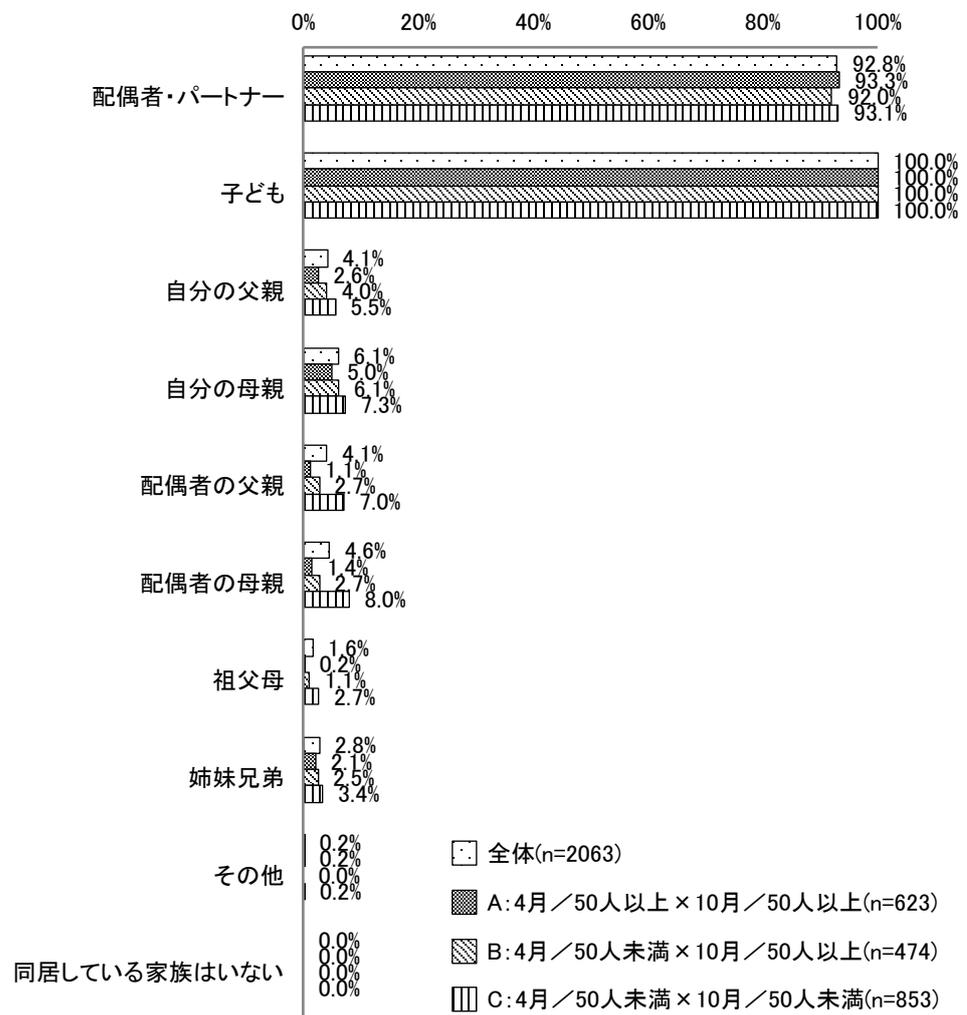
## 6. 同居家族

「子ども」以外の同居家族について、「全体」では、「配偶者・パートナー」が92.8%でもっとも回答割合が高く、次いで、「自分の母親」が6.1%となっている。

待機児童パターン別にみると、いずれの待機児童パターンにおいても「配偶者・パートナー」の回答割合がもっとも高くなっている。

また、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」「B：4月／50人未満×10月／50人以上」と比べて、「配偶者の父親」「配偶者の母親」を挙げる割合がやや高い傾向がみられる。

図表 65 同居家族：複数回答（Q8）



注：「子どもと同居していること」を調査対象者の条件としているため、本設問で「子ども」を選択しなかった人は、調査対象外とした。

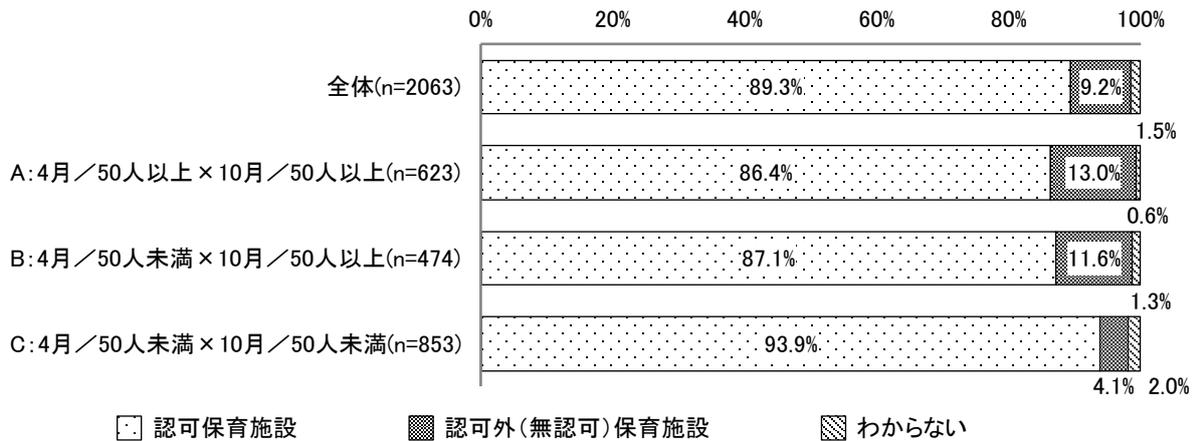
## II 末子の保育所等への通所の状況

### 1. 末子が現在通っている保育所等の種別

末子が調査時点（2020年1月）において通っている保育所等の種別をみると、「全体」では、「認可保育施設」が89.3%となっている。

待機児童パターン別にみると、「認可保育施設」の割合は、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では86.4%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では87.1%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では93.9%となっている。

図表 66 末子が現在通っている保育所等の種別：単数回答（Q9）



注：認可保育施設、認可外（無認可）保育施設については、調査票において、以下のように定義した。

『認可保育施設』には、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業が当てはまります。『認証保育所』などの自治体独自の保育施設（東京都認証保育所、横浜保育室等）は、『認可外（無認可）保育施設』とお答えください。」

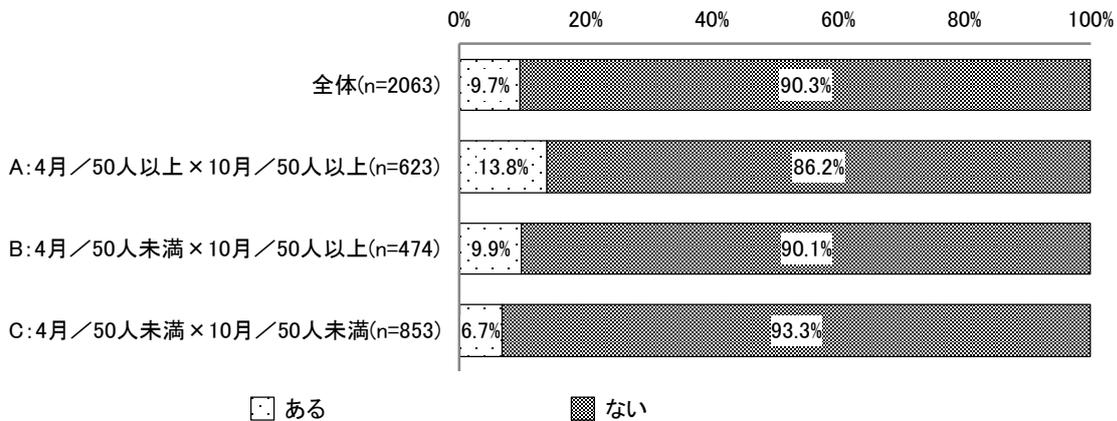
## 2. 現在通っている保育施設以外の利用経験

末子について、調査時点（2020年1月）で通っている保育施設の他に、これまでに別の保育施設を利用した経験があるかをみると、「全体」では、「ない」が90.3%、「ある」が9.7%となっている。

待機児童パターン別にみると、「ある」の割合は、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では13.8%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では9.9%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では6.7%となっている。

なお、以降の設問では、末子が複数の保育施設に通った経験がある場合、最初に入所した保育施設について回答してもらうよう指定した。

図表 67 末子における現在通っている保育施設以外の利用経験：単数回答（Q10）

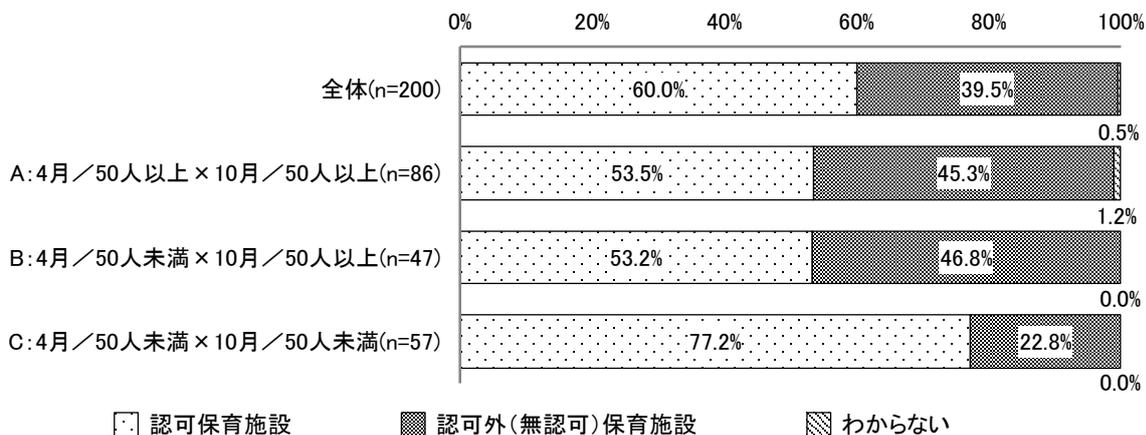


## 3. 最初に入所した保育所等の種別

末子について、現在通っている保育施設以外の利用経験があると回答した人（Q10）について、末子が最初に入所した保育所等の種別をみると、「全体」では、「認可保育施設」が60.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「認可外（無認可）保育施設」が39.5%となっている。

待機児童パターン別にみると、「認可保育施設」の割合は、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では53.5%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では53.2%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では77.2%となっている。

図表 68 末子が最初に入所した保育所等の種別：単数回答（Q11）



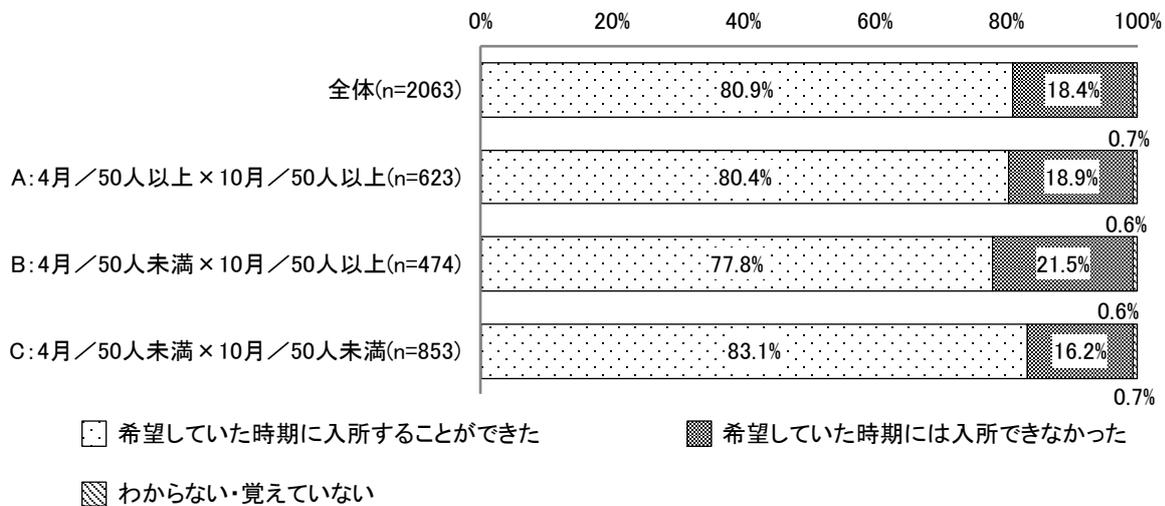
### III 保育所等への入所の状況

#### 1. 希望する時期での保育所等への入所の状況

末子について、希望していた時期に保育所等へ入所できたかどうかをみると、「全体」では、「希望していた時期に入所することができた」が 80.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「希望していた時期には入所できなかった」が 18.4%となっている。

待機児童パターン別にみると、「希望していた時期に入所することができた」の回答割合は、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では 80.4%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では 77.8%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では 83.1%となっている。

図表 69 末子における希望する時期での保育所等への入所の状況：単数回答（Q12）



末子の生まれ月別にみると、「希望していた時期には入所できなかった」とする割合は、年度後半の「12月生まれ」では 23.4%、「1月生まれ」では 23.3%、「2月生まれ」では 25.0%と、他と比べて比較的高い傾向にあり、生まれ月により、希望する時期での入所の状況に一定の差が生じていることがうかがえる。

図表 70 末子の生まれ月別 末子における希望する時期での保育所等への入所の状況：単数回答（Q12）

	合計	Q12. 末子の保育所入所時期に関する状況			
		希望していた時期に入所することができた	希望していた時期には入所できなかった	わからない・覚えていない	
全体	2063	80.9%	18.4%	0.7%	
Q3 末子が生まれた月	1月生まれ	219	76.7%	23.3%	0.0%
	2月生まれ	176	73.9%	25.0%	1.1%
	3月生まれ	184	78.8%	19.6%	1.6%
	4月生まれ	203	82.8%	17.2%	0.0%
	5月生まれ	171	87.1%	12.9%	0.0%
	6月生まれ	166	84.9%	14.5%	0.6%
	7月生まれ	173	82.1%	16.2%	1.7%
	8月生まれ	177	83.6%	15.8%	0.6%
	9月生まれ	160	83.1%	15.6%	1.3%
	10月生まれ	154	77.3%	22.1%	0.6%
	11月生まれ	139	84.9%	14.4%	0.7%
	12月生まれ	141	76.6%	23.4%	0.0%

## 2. 入所時期の希望と実際

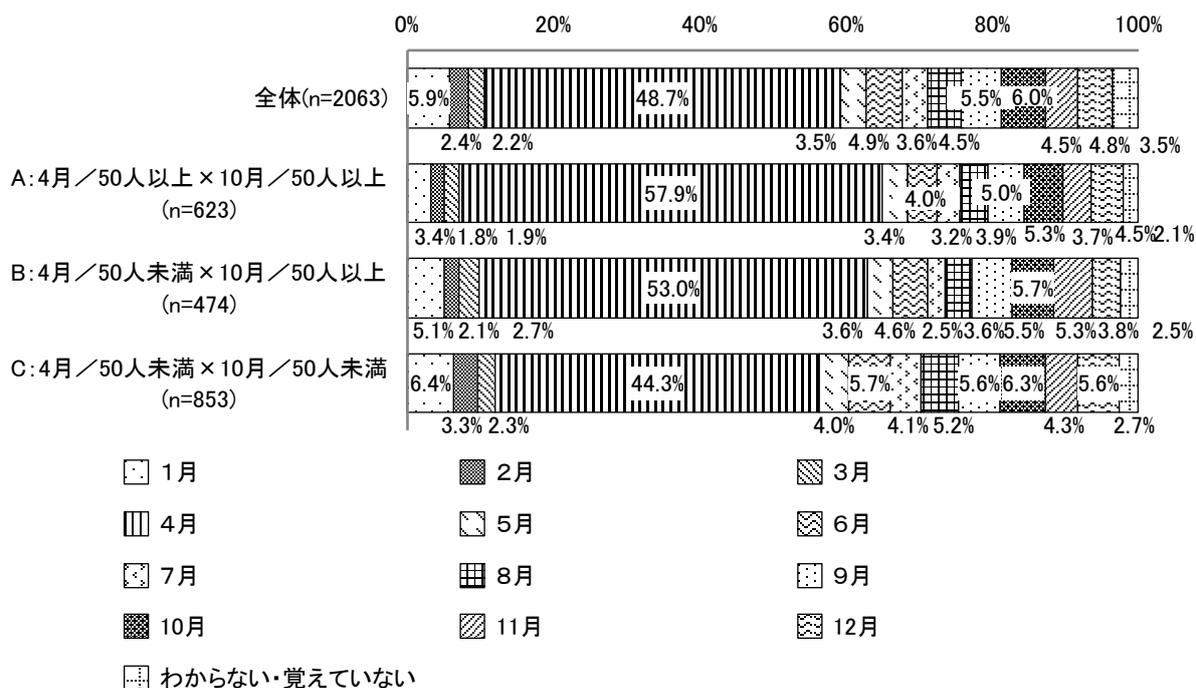
### (1) 末子の保育所等への入所を希望していた月

「全体」では、「4月」が48.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「10月」が6.0%となっている。年度途中での入所を希望する割合に着目すると、「4月」以外の月を挙げた割合は、「全体」では47.8%と「4月」(48.7%)とほぼ同率であり、年度当初・年度途中での入所希望は、ほぼ半々であることがわかる。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「4月」が57.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「10月」が5.3%となっている。「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「4月」が53.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「10月」が5.7%となっている。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「4月」が44.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「1月」が6.4%となっている。

待機児童が少ない「C」では、「A」「B」と比べて、4月以外の時期を回答する割合が高くなっており、希望する月のばらつきが大きい傾向がみられる。

図表 71 末子の保育所等への入所を希望していた月：単数回答 (Q13\_1)



末子の生まれ月別にみると、いずれの生まれ月でも「4月」の割合がもっとも高いが、「4月生まれ」では「4月」を挙げる割合が65.5%に対して、「12月生まれ」では同37.6%と、約28ポイントの差がみられる。

また、それぞれの生まれ月において、「4月」に次いで、生まれ月と同じ月の入所を希望する割合が高くなっており、特に「11月生まれ」の「11月」(25.9%)、「12月生まれ」の「12月」(25.5%)、「1月生まれ」の「1月」(21.9%)など、年度後半の出生月で高い傾向にあるが、これは年度後半になると翌年4月時点の月齢が低いためと考えられる。

図表 72 末子の生まれ月別 末子の保育所等への入所を希望していた月:単数回答 (Q13\_1)

	合計	Q13_1. 末子の保育所等入所を希望していた月												わからない・覚えていない	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
全体	2063	5.9%	2.4%	2.2%	48.7%	3.5%	4.9%	3.6%	4.5%	5.5%	6.0%	4.5%	4.8%	3.5%	
Q3 末子が生まれた月	1月生まれ	219	21.9%	2.3%	0.5%	39.7%	3.2%	5.5%	4.1%	4.6%	3.2%	2.3%	2.7%	7.8%	2.3%
	2月生まれ	176	6.3%	13.1%	2.8%	44.3%	4.5%	4.5%	2.3%	5.7%	6.3%	2.8%	3.4%	1.7%	2.3%
	3月生まれ	184	3.3%	3.8%	8.7%	44.6%	2.2%	4.9%	3.8%	3.3%	3.8%	11.4%	2.7%	2.2%	5.4%
	4月生まれ	203	2.5%	1.0%	2.5%	65.5%	1.5%	4.9%	3.4%	3.0%	2.5%	4.9%	4.9%	1.5%	2.0%
	5月生まれ	171	2.9%	0.6%	2.3%	53.8%	14.0%	1.2%	2.9%	5.8%	1.8%	3.5%	2.3%	4.1%	4.7%
	6月生まれ	166	4.2%	0.6%	0.0%	47.6%	4.2%	18.7%	2.4%	1.2%	4.2%	4.8%	2.4%	3.6%	6.0%
	7月生まれ	173	4.0%	2.3%	0.0%	56.1%	2.3%	2.9%	12.1%	3.5%	5.2%	2.9%	1.2%	1.7%	5.8%
	8月生まれ	177	5.1%	1.7%	2.8%	50.8%	1.1%	3.4%	2.3%	13.6%	5.1%	4.5%	3.4%	3.4%	2.8%
	9月生まれ	160	5.0%	0.6%	1.9%	45.0%	1.3%	4.4%	3.8%	5.0%	18.8%	5.0%	3.8%	3.1%	2.5%
	10月生まれ	154	3.9%	0.0%	1.9%	51.9%	1.9%	3.2%	1.3%	2.6%	7.1%	17.5%	1.9%	3.2%	3.2%
	11月生まれ	139	5.0%	0.7%	0.7%	44.6%	2.9%	0.7%	0.7%	2.2%	5.8%	5.8%	25.9%	2.9%	2.2%
	12月生まれ	141	2.1%	1.4%	1.4%	37.6%	2.8%	3.5%	3.5%	2.1%	5.0%	8.5%	3.5%	25.5%	2.8%

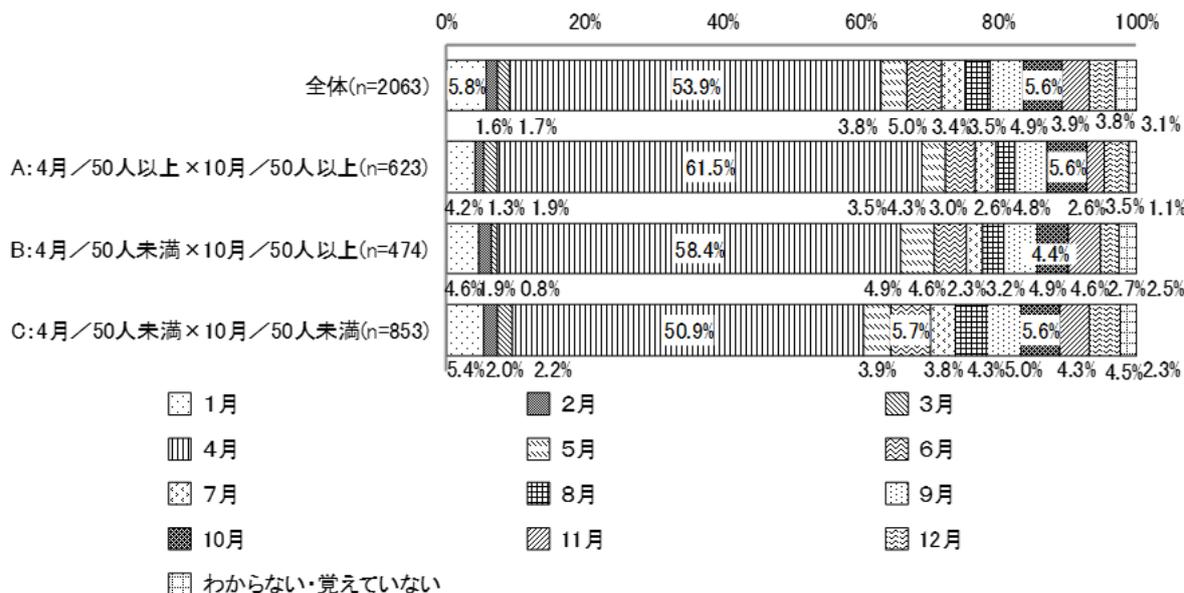
(2) 末子が保育所等に実際に入所した月

「全体」では、「4月」が 53.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「1月」が 5.8%となっている。年度途中で実際に入所した割合に着目すると、「4月」以外の月を挙げた割合は、「全体」では 43.1%と、「4月」(53.9%) と比べると、約 10 ポイントの差がみられる。

待機児童パターン別にみると、「A: 4月/50人以上×10月/50人以上」では、「4月」が 61.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「10月」が 5.6%となっている。「B: 4月/50人未満×10月/50人以上」では、「4月」が 58.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「5月」「9月」が 4.9%となっている。「C: 4月/50人未満×10月/50人未満」では、「4月」が 50.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「6月」が 5.7%となっている。

待機児童が少ない「C」では、「A」「B」と比べて、4月以外の時期に入所している割合が高く、入所月のばらつきが大きい傾向がみられる。

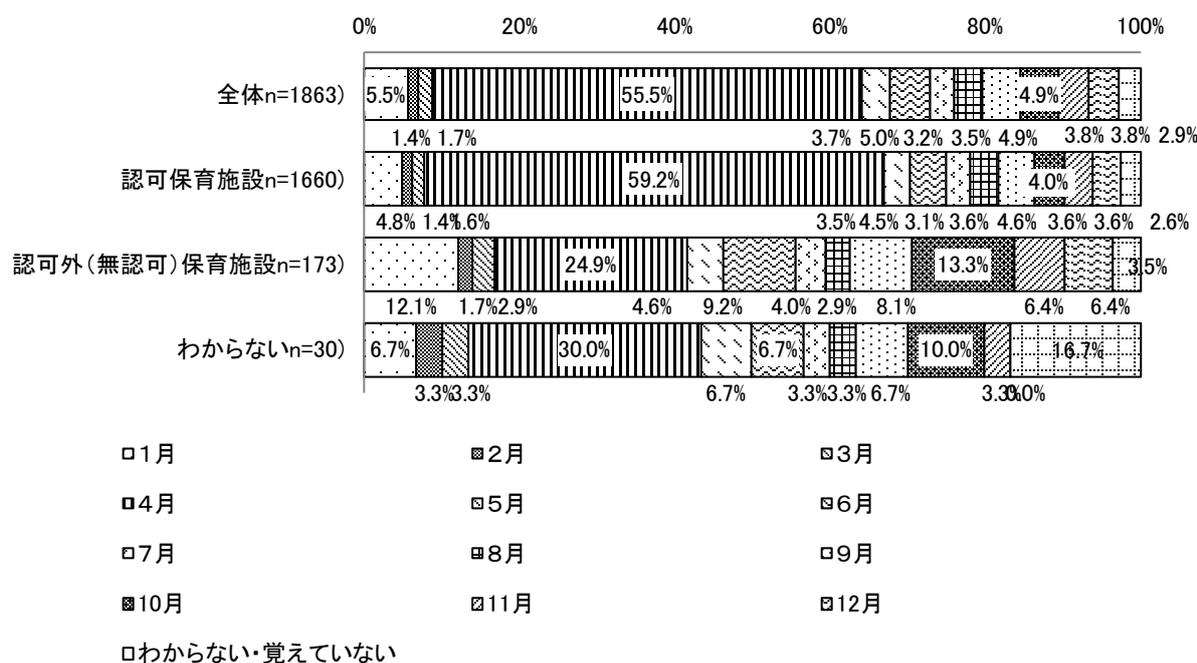
図表 73 末子が保育所等に実際に入所した月:単数回答 (Q13\_2)



また、現在の保育施設に最初に入所した人に限定して、保育施設別に入所した月をみると、「認可保育施設」では、「4月」が59.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「1月」が4.8%となっている。年度途中で実際に入所した割合に着目すると、「4月」以外の月を挙げた割合は、「認可保育施設」では38.3%と、「4月」(59.2%)と比べると、約20ポイントの差がみられる。

「認可外(無認可)保育施設」と比べても、「認可保育施設」では、4月に入所が集中する傾向が顕著であることがわかる。

図表 74 (現在の保育施設に最初に入所した人のみ・保育施設別) 末子が保育所等に実際に入所した月：単数回答 (Q13\_2)



末子の生まれ月別にみると、いずれの生まれ月でも「4月」の割合がもっとも高いが、「4月生まれ」では「4月」を挙げる割合が68.5%に対して、「11月生まれ」では同46.0%と、約23ポイントの差がみられる。

また、「2月生まれ」「3月生まれ」を除くと、それぞれの生まれ月において、「4月」に次いで、生まれ月と同じ月に実際に入所している割合が高くなっており、「11月生まれ」の「11月」(22.3%)、「6月生まれ」の「6月」(16.9%)、「9月生まれ」の「9月」(13.8%)などで、比較的高くなっている。

さらに、入所を希望していた月(Q13\_1)の回答結果と比較すると、「4月」に入所している割合は、年度後半の「12月生まれ」「1月生まれ」「2月生まれ」では、希望していたよりも、それぞれ10ポイント程度高くなっている。

図表 75 末子の生まれ月別 末子が保育所等に実際に入所した月:単数回答 (Q13\_2)

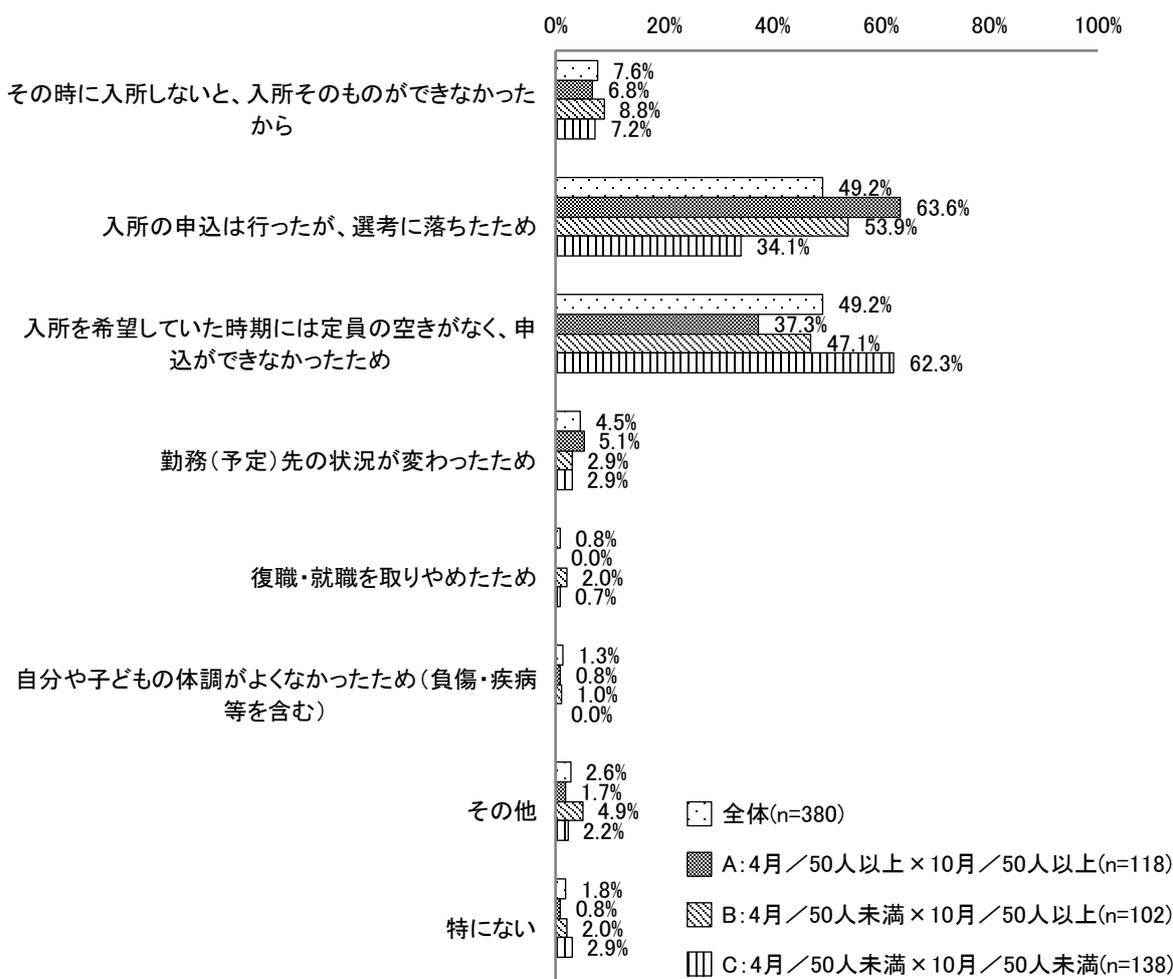
	合計	Q13_2. 末子が保育所等に実際に入所した月												わからない・覚えていない	
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
全体	2063	5.8%	1.6%	1.7%	53.9%	3.8%	5.0%	3.4%	3.5%	4.9%	5.6%	3.9%	3.8%	3.1%	
Q3 末子が生まれた月	1月生まれ	219	13.7%	2.7%	0.9%	48.9%	1.8%	4.6%	4.6%	5.5%	4.6%	1.4%	3.2%	5.9%	2.3%
	2月生まれ	176	6.3%	5.7%	1.7%	53.4%	6.8%	5.7%	2.8%	2.3%	5.1%	2.8%	3.4%	1.1%	2.8%
	3月生まれ	184	4.3%	2.7%	3.8%	48.9%	2.7%	3.8%	3.8%	2.7%	4.9%	10.9%	2.2%	4.3%	4.9%
	4月生まれ	203	4.4%	1.0%	2.5%	68.5%	1.5%	4.9%	3.0%	2.0%	2.0%	5.4%	1.5%	2.5%	1.0%
	5月生まれ	171	3.5%	0.6%	2.3%	56.1%	12.9%	2.9%	2.9%	4.1%	2.3%	3.5%	2.3%	2.9%	3.5%
	6月生まれ	166	4.2%	0.6%	0.0%	52.4%	4.8%	16.9%	2.4%	0.0%	2.4%	7.2%	1.2%	1.8%	6.0%
	7月生まれ	173	4.6%	2.3%	0.0%	60.7%	2.3%	2.9%	8.1%	4.0%	4.6%	2.9%	1.2%	1.7%	4.6%
	8月生まれ	177	6.8%	0.6%	3.4%	52.0%	1.1%	4.0%	2.3%	10.2%	6.8%	4.0%	4.0%	3.4%	1.7%
	9月生まれ	160	4.4%	1.3%	0.6%	49.4%	1.3%	5.6%	3.8%	4.4%	13.8%	6.9%	3.1%	3.1%	2.5%
	10月生まれ	154	3.2%	0.6%	2.6%	57.8%	4.5%	3.9%	1.9%	1.9%	3.9%	11.0%	1.9%	3.9%	2.6%
	11月生まれ	139	6.5%	0.0%	0.0%	46.0%	3.6%	1.4%	1.4%	2.2%	5.0%	6.5%	22.3%	2.9%	2.2%
	12月生まれ	141	5.7%	0.7%	2.1%	48.9%	2.8%	2.8%	2.8%	2.1%	5.0%	7.1%	4.3%	12.8%	2.8%

### 3. 希望する時期に保育所等に入所できなかった理由

末子について、「希望していた時期には入所できなかった」と回答した人（Q12）について、希望する時期に保育所等に入所できなかった理由をみると、「全体」では、「入所の申込は行ったが、選考に落ちたため」「入所を希望していた時期には定員の空きがなく、申込ができなかったため」がともに49.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「その時に入所しないと、入所そのものができなかったから」が7.6%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「入所の申込は行ったが、選考に落ちたため」が63.6%でもっとも回答割合が高く、次いで「入所を希望していた時期には定員の空きがなく、申込ができなかったため」が37.3%となっている。「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「入所の申込は行ったが、選考に落ちたため」が53.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「入所を希望していた時期には定員の空きがなく、申込ができなかったため」が47.1%となっている。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「入所を希望していた時期には定員の空きがなく、申込ができなかったため」が62.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「入所の申込は行ったが、選考に落ちたため」が34.1%となっている。

図表 76 希望する時期に保育所等に入所できなかった理由：複数回答（Q14）



【その他の自由記述】

- 保育所の規定で生後半年を過ぎた次の月からしか入所ができないとのことだったから。
- 月齢が浅く首が座るまでは入園できないと言われた。
- 子供の出生月。
- 保育士の不足。
- 保育所がNPO法人化するため、新規に預かれないと言われたため。
- 保育園側から他に早く仕事復帰したい方がおり、その人に入所を譲って欲しいと言われ、入所の時期がずれた。
- 引越し。
- 申し込みの締切日が過ぎていたため。

注：「その他」の回答について、類似の回答があった場合は、いずれか1つを代表的な意見として掲載している。また設問の趣旨と一致しない回答については掲載していない。なお、掲載にあたっては、誤字脱字等の修正を行い、文意が変わらない範囲で文章を整えている。以下同様。

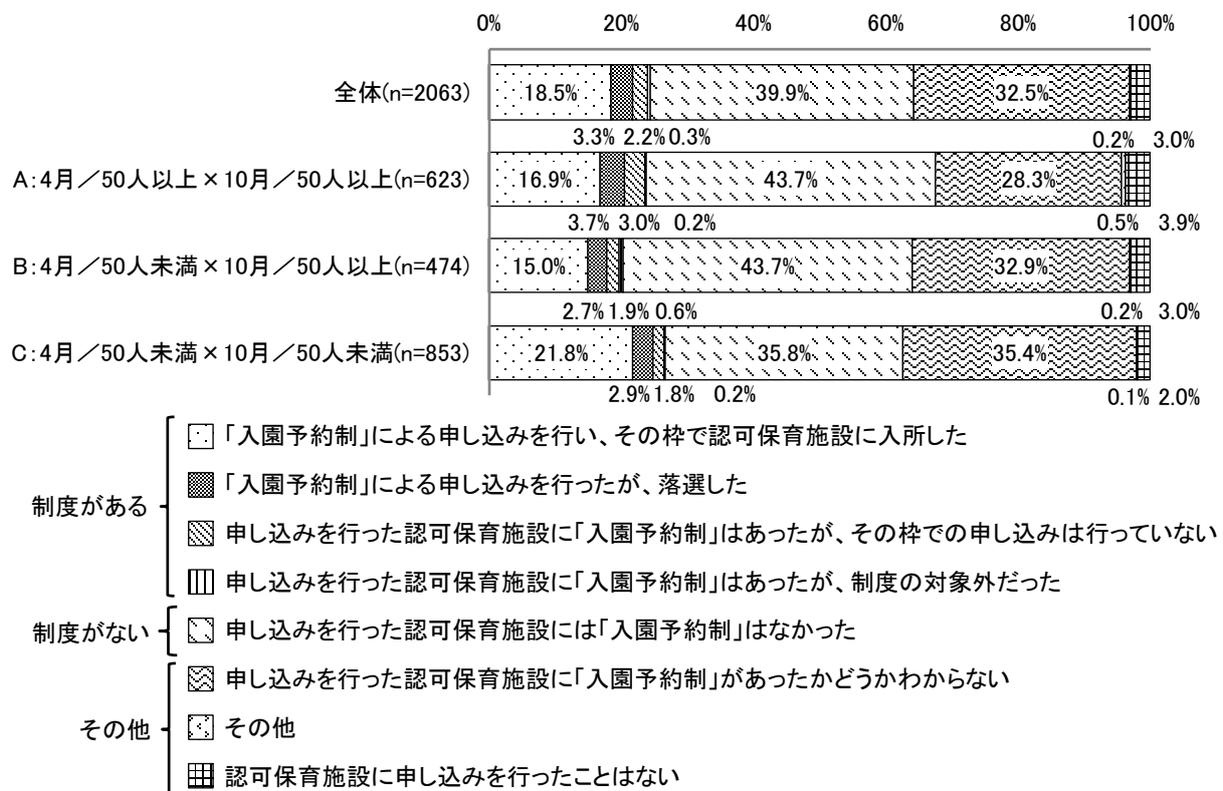
#### 4. 「入園予約制」による認可保育施設への申し込み

##### (1) 「入園予約制」による認可保育施設への申し込み経験

「全体」では、「『入園予約制』による申し込みを行い、その枠で認可保育施設に入所した」という割合は、18.5%となっている。

待機児童パターン別にみると、「『入園予約制』による申し込みを行い、その枠で認可保育施設に入所した」の割合は、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では16.9%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では15.0%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では21.8%となっている。

図表 77 「入園予約制」による認可保育施設への申し込み経験：単数回答（Q15）



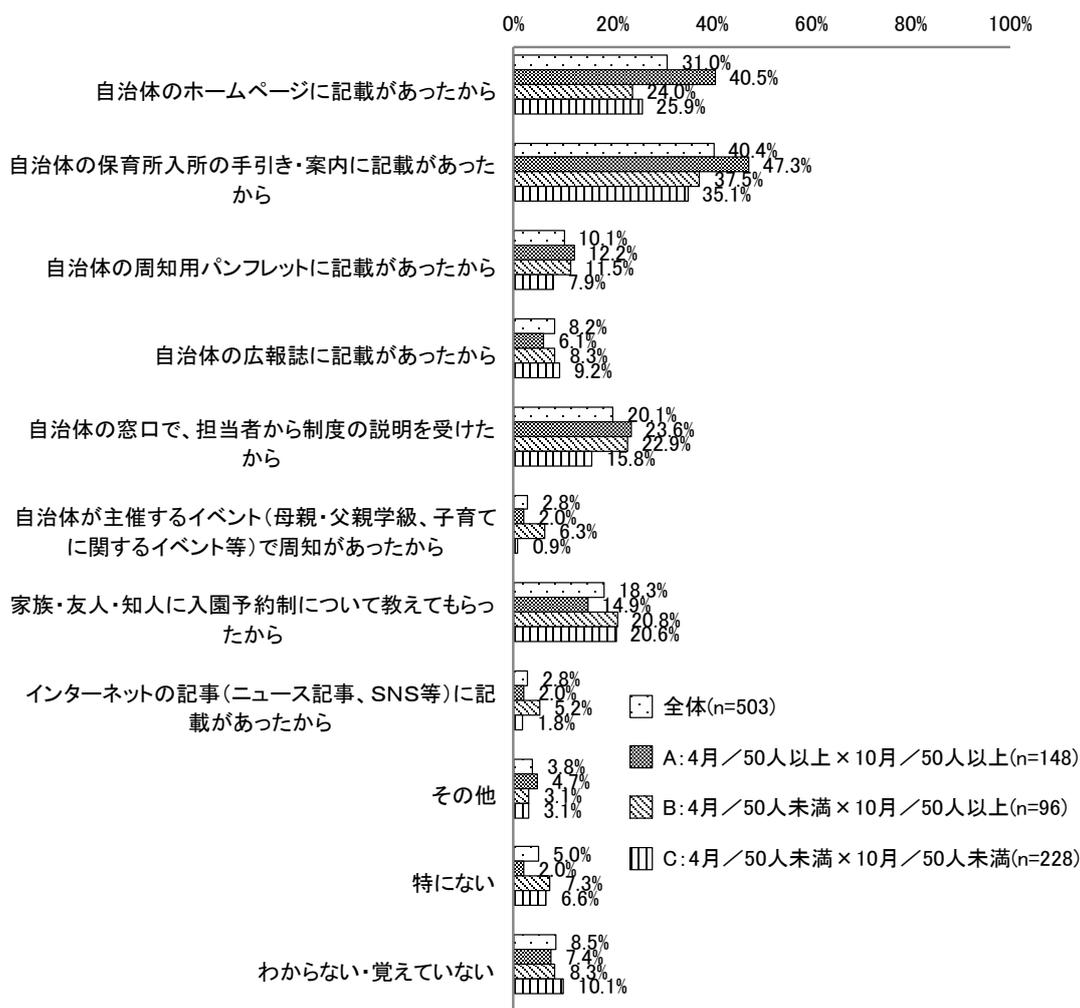
注：調査票には、「入園予約制」を「希望する時期の入所をあらかじめ予約すること（翌月すぐに入所する場合を除く）」と明記した。  
 注：本調査における「入園予約制」は、自治体が一斉申し込み受付を行う認可保育施設における利用経験の把握が目的であるため、本設問では認可保育施設に限って、「入園予約制」による申し込み経験を把握している。

## (2) 「入園予約制」を知ったきっかけ

申し込みを行った認可保育施設に「入園予約制」の制度があったと回答した人(Q15)について、「入園予約制」を知ったきっかけをみると、「全体」では、「自治体の保育所入所の手引き・案内に記載があったから」が40.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「自治体のホームページに記載があったから」が31.0%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A」～「C」のいずれも「自治体の保育所入所の手引き・案内に記載があったから」の割合がもっとも高くなっている。

図表 78 「入園予約制」を知ったきっかけ:複数回答(Q16)



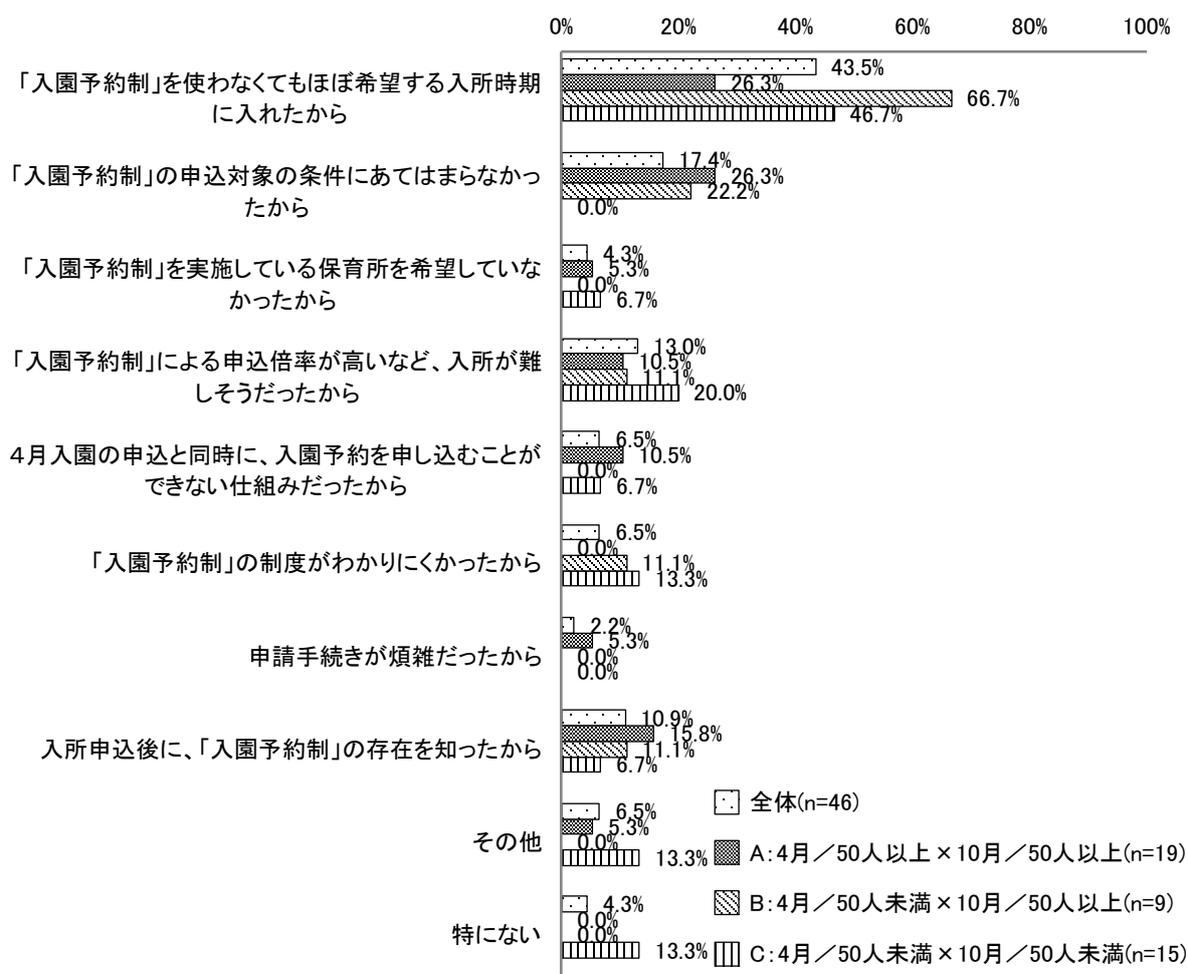
### 【その他の自由記述】

- ・ 長子も同じ保育施設に入園していたから。(複数)
- ・ 保育園の先生に聞いた。
- ・ 市役所で聞いた。
- ・ 事業所内保育所のため会社より情報があつた。
- ・ 自分自身が保育に関わる仕事をしているので最初から知っていた。
- ・ 自分の卒園した保育園だったから。

### (3) 「入園予約制」を申し込まなかった理由

申し込みを行った認可保育施設に「入園予約制」の制度があったにもかかわらず、その枠での申し込みを行わなかったと回答した人（Q15）について、その理由をみると、「全体」では、「『入園予約制』を使わなくてもほぼ希望する入所時期に入れたから」が43.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「『入園予約制』の申込対象の条件にあてはまらなかったから」が17.4%となっている。

図表 79 「入園予約制」を申し込まなかった理由：複数回答（Q17）



注：待機児童パターン別（「A」～「C」）については、サンプル数が少ないため参考値。

#### 【その他の自由記述】

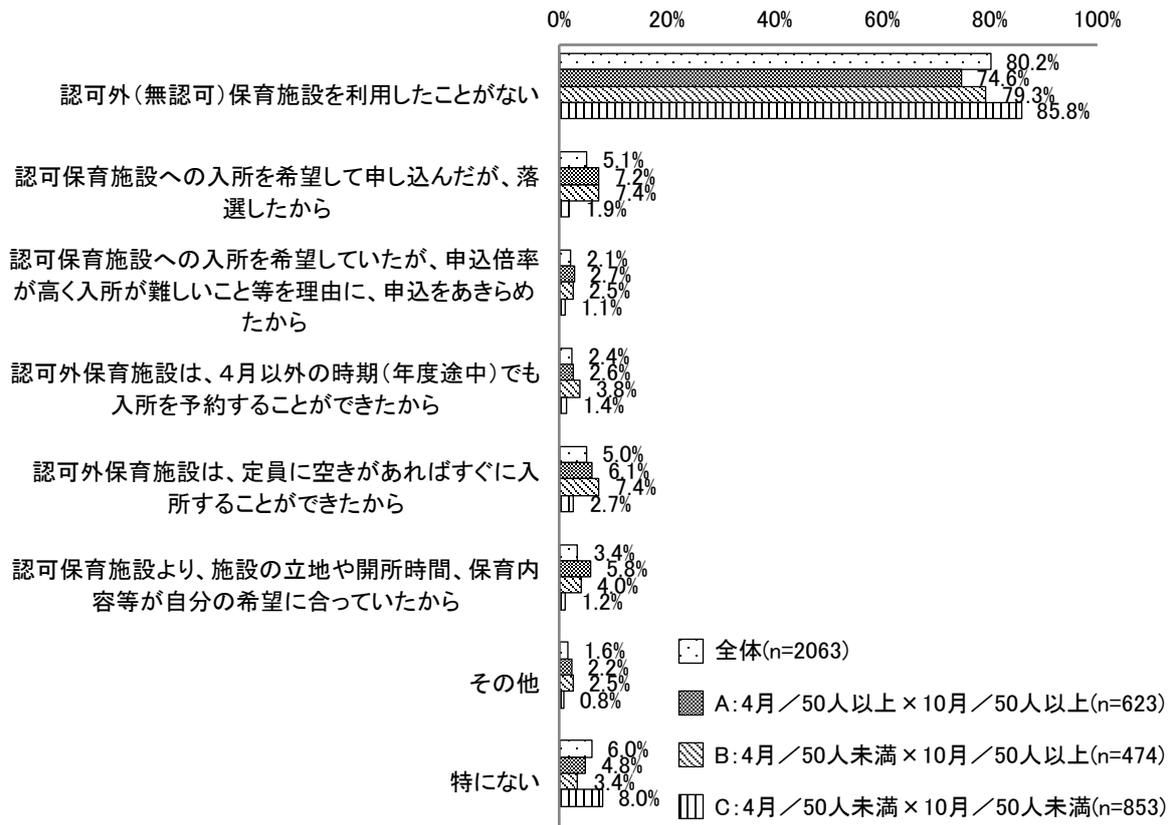
- 母親が病気になり突然保育園に預ける必要ができずに入園できるところを紹介してもらったから。
- 別の施設にすぐに入れたから。
- もし入れなくても4月までなら延ばしてもいいかな？と思ったから。

## 5. 認可外（無認可）保育施設を利用した理由

「全体」では、「認可外（無認可）保育施設を利用したことがない」が80.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「特にない」が6.0%、「認可保育施設への入所を希望して申し込んだが、落選したから」が5.1%となっている。

待機児童パターン別にみると、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では「A」「B」と比べて、「認可外（無認可）保育施設を利用したことがない」が85.8%と高くなっている。

図表 80 認可外（無認可）保育施設を利用した理由：複数回答（Q18）



### 【その他の自由記述】

- 上の子と同じ保育園に入れたかった。(複数)
- 生後2か月から復帰したかったから。
- 4月から希望の認可保育園に入るため、ポイント稼ぎ。
- 早生まれのため、6か月間認可外保育園に預けた実績があれば翌年4月入園についてポイント加算がある、という制度を利用したため。
- 夜仕事の時に預ける際に近くに認可外しかなかったから。
- 夜中に預けたかったので、24時間空いている施設を一時的に利用したことはある。
- 保育園が休みの日に見てもらえる。
- 入所が決定した認可保育所の入所前に、急遽保育してほしい事情が発生したため。
- 保育園に通っていないときに病院へ自分がいかなければならなかったため。
- リフレッシュ。
- 会社の近くだったから。

- 職場の託児所があったから。
- 職場と同じ会社の系列だったため入れてもらえた。
- 認可保育施設より、金額が安かったから。
- 自分も保育士として働くにあたり、子どもも一緒に預けられる所を探していたため。
- 申込に間に合わなかった。

## 6. 末子が保育所に入所したときの状況

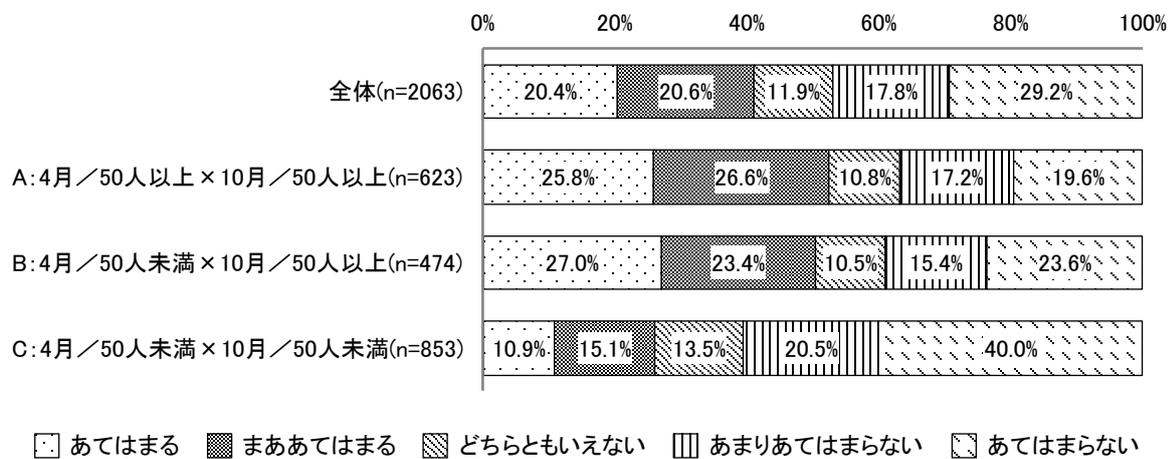
### (1) 保育所探しについて、苦労・負担を感じたか

「全体」では、「あてはまらない」が29.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「まああてはまる」が20.6%となっている。

あてはまるとした回答割合（「あてはまる」と「まああてはまる」の合計。以下同様。）をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では52.5%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では50.4%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では26.0%となっている。

待機児童が多い「A」「B」「C」の順に、保育所探しに苦労・負担を感じている割合が高い傾向がみられ、待機児童が多い地域ほど、いわゆる「保活」の苦労が大きいことがうかがえる。

図表 81 保育所探しについて、苦労・負担を感じた（保育所に入所したときの状況）：単数回答（Q19\_1）



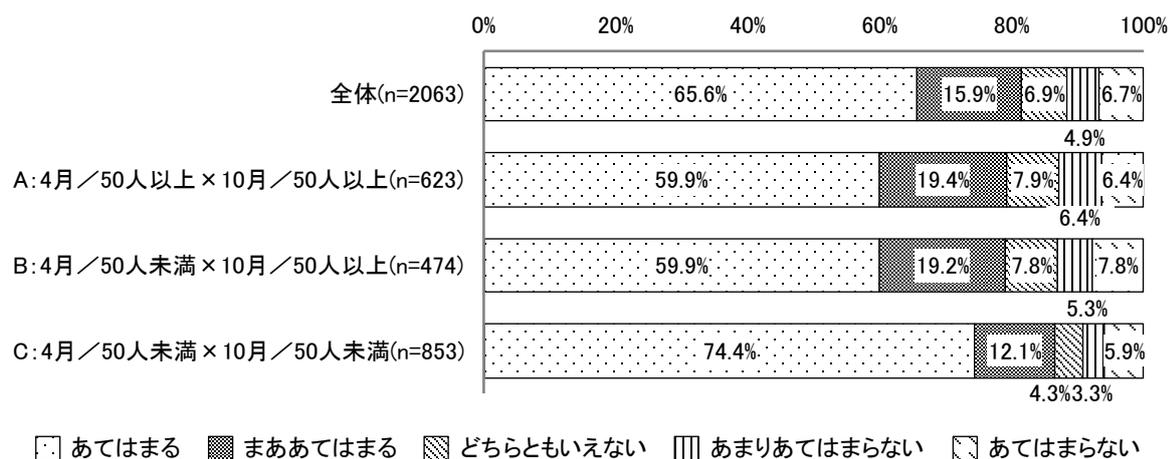
注：各選択肢は小数点第2位で四捨五入しているため、「あてはまる」と「まああてはまる」を合計した数値と、グラフ上の合計が一致しない場合がある。以下同様。

## (2) 希望する保育所へ入所できたか

「全体」では、「あてはまる」が65.6%でもっとも回答割合が高く、次いで「まああてはまる」が15.9%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では79.3%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では79.1%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では86.5%となっており、待機児童が少ない地域ほど、希望する保育所へ入所できたとする割合が高い傾向がみられる。

図表 82 希望する保育所へ入所できた：単数回答 (Q19\_2)

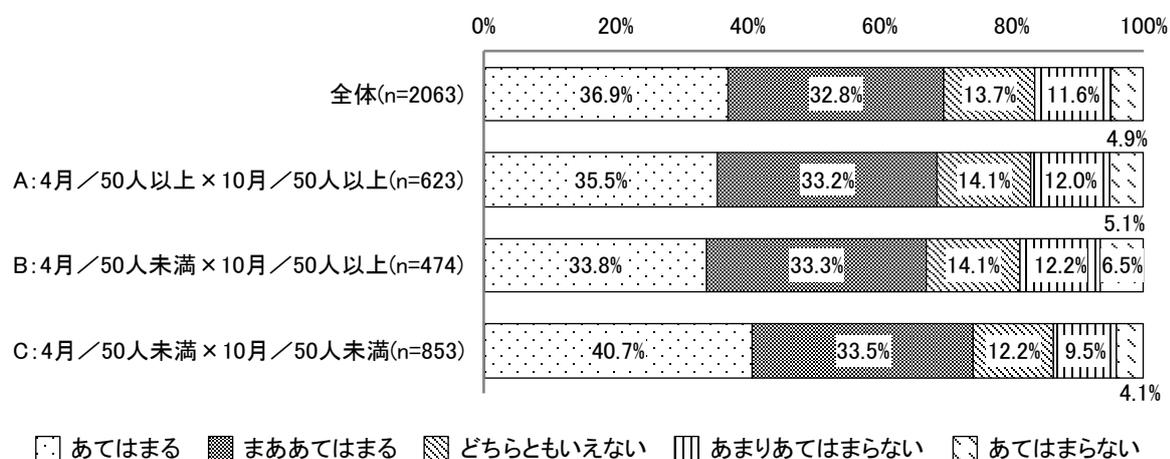


## (3) 入園準備について、余裕をもって準備することができたか

「全体」では、「あてはまる」が36.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「まああてはまる」が32.8%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では68.7%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では67.1%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では74.2%となっている。

図表 83 入園準備について、余裕をもって準備することができた：単数回答 (Q19\_3)



入所が決まった時期別にみると、「～1か月前」では他と比べて、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の割合がいずれもやや高く、相対的に、入園準備について、余裕をもって準備ができていない傾向がみられる。

図表 84 入所が決まった時期別 入園準備について、余裕をもって準備することができた:単数回答 (Q19\_3)

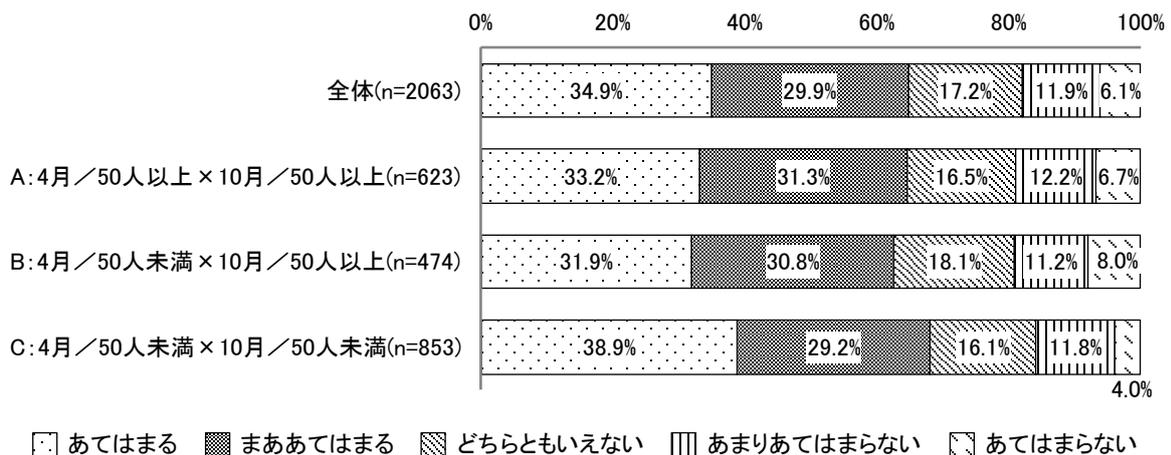
	合計	Q19_3. 入園準備について、余裕をもって準備することができたか					
		あてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	
全体	2063	36.9%	32.8%	13.7%	11.6%	4.9%	
Q24_1. 実際に入所が決まった時期	～1か月前	620	28.9%	28.9%	15.0%	18.1%	9.2%
	1か月以上～2か月前	610	40.3%	32.3%	14.4%	9.0%	3.9%
	2か月以上～3か月前	372	37.4%	40.1%	12.1%	8.6%	1.9%
	3か月以上～4か月前	126	47.6%	31.0%	6.3%	13.5%	1.6%
	4か月以上～6か月前	80	42.5%	33.8%	13.8%	7.5%	2.5%
	6か月以上～1年前	106	43.4%	35.8%	11.3%	4.7%	4.7%
	1年以上前	29	65.5%	24.1%	10.3%	0.0%	0.0%
	わからない・覚えていない	120	32.5%	34.2%	19.2%	10.0%	4.2%

(4) 復職・就職にむけて、余裕をもって準備する時間が確保できたか

「全体」では、「あてはまる」が34.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「まああてはまる」が29.9%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A: 4月/50人以上×10月/50人以上」では64.5%、「B: 4月/50人未満×10月/50人以上」では62.7%、「C: 4月/50人未満×10月/50人未満」では68.1%となっている。

図表 85 復職・就職にむけて、余裕をもって準備する時間が確保できた:単数回答 (Q19\_4)



入所が決まった時期別にみると、「～1か月前」では他と比べて、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の割合がいずれもやや高く、相対的に、復職・就職に向けて、余裕をもって準備ができていない傾向がみられる。

図表 86 入所が決まった時期別 復職・就職にむけて、余裕をもって準備する時間が確保できた:単数回答 (Q19\_4)

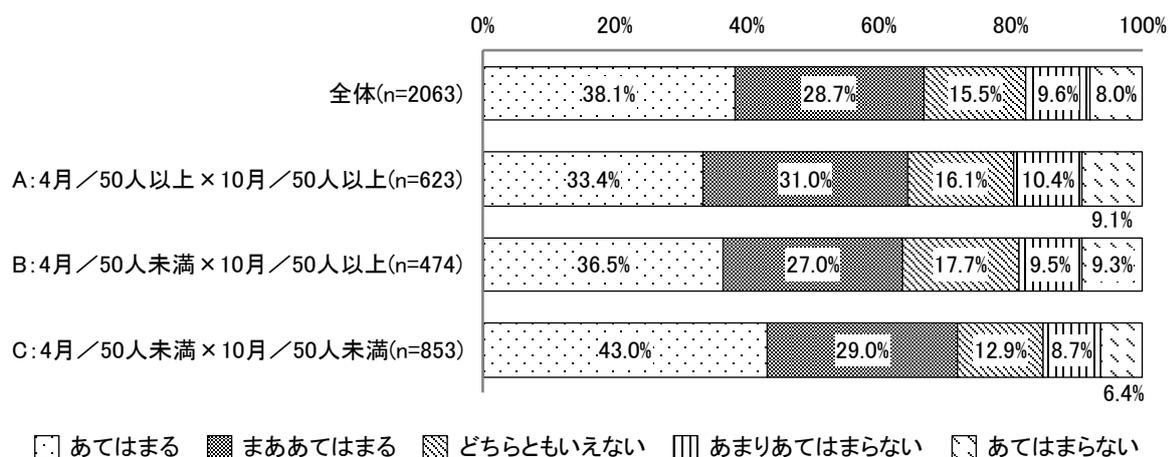
		合計	Q19_4. 復職・就職にむけて、余裕をもって準備する時間が確保できたか				
			あてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない
全体		2063	34.9%	29.9%	17.2%	11.9%	6.1%
Q24_1. 実際に入所が決まった時期	～1か月前	620	28.2%	25.8%	18.7%	15.3%	11.9%
	1か月以上～2か月前	610	37.9%	30.5%	15.7%	10.8%	5.1%
	2か月以上～3か月前	372	33.9%	37.9%	16.7%	9.7%	1.9%
	3か月以上～4か月前	126	49.2%	23.0%	14.3%	10.3%	3.2%
	4か月以上～6か月前	80	35.0%	28.8%	17.5%	13.8%	5.0%
	6か月以上～1年前	106	43.4%	32.1%	13.2%	9.4%	1.9%
	1年以上前	29	58.6%	27.6%	13.8%	0.0%	0.0%
	わからない・覚えていない	120	29.2%	29.2%	25.8%	12.5%	3.3%

(5) 勤務(予定)先に、余裕をもって復職・就職の時期を伝えることができたか

「全体」では、「あてはまる」が38.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「まああてはまる」が28.7%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A:4月/50人以上×10月/50人以上」では64.4%、「B:4月/50人未満×10月/50人以上」では63.5%、「C:4月/50人未満×10月/50人未満」では72.0%となっている。

図表 87 勤務(予定)先に、余裕をもって復職・就職の時期を伝えることができた:単数回答 (Q19\_5)



入所が決まった時期別にみると、「～1か月前」では他と比べて、「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の割合がいずれもやや高く、相対的に、勤務先に、余裕をもって復職・就職の時期を伝えられていない傾向がみられる。

図表 88 入所が決まった時期別 勤務（予定）先に、余裕をもって復職・就職の時期を伝えることができた：単数回答（Q19\_5）

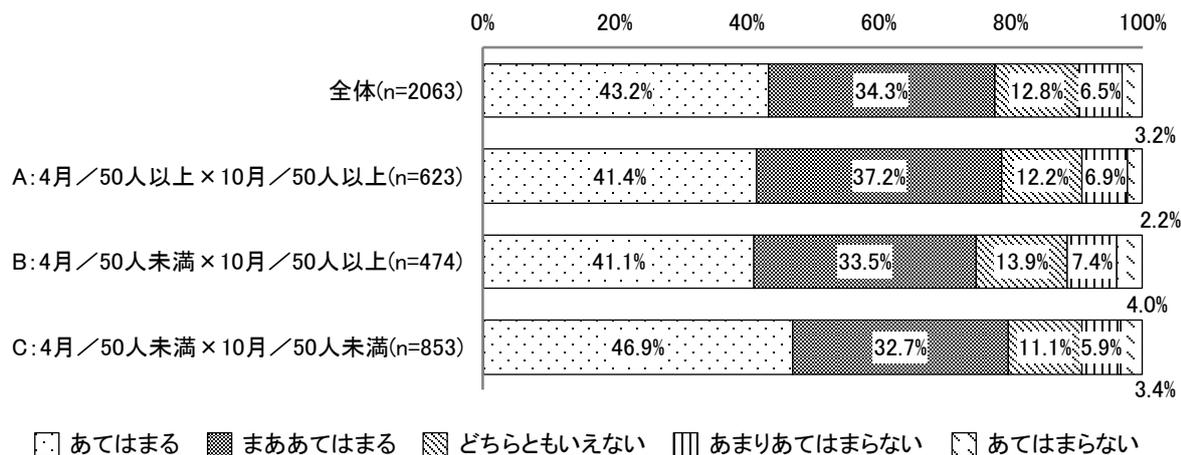
	合計	Q19_5. 勤務（予定）先に、余裕をもって復職・就職の時期を伝えることができたか					
		あてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	
全体	2063	38.1%	28.7%	15.5%	9.6%	8.0%	
Q24_1. 実際に入所が決まった時期	～1か月前	620	27.9%	26.3%	16.1%	13.7%	16.0%
	1か月以上～2か月前	610	39.3%	28.2%	17.4%	9.8%	5.2%
	2か月以上～3か月前	372	43.3%	33.3%	14.0%	5.6%	3.8%
	3か月以上～4か月前	126	56.3%	26.2%	9.5%	5.6%	2.4%
	4か月以上～6か月前	80	40.0%	31.3%	13.8%	8.8%	6.3%
	6か月以上～1年前	106	49.1%	33.0%	8.5%	5.7%	3.8%
	1年以上前	29	75.9%	13.8%	6.9%	0.0%	3.4%
	わからない・覚えていない	120	30.0%	30.0%	23.3%	10.0%	6.7%

（6）勤務先での復職・就職はスムーズだったか

「全体」では、「あてはまる」が 43.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「まああてはまる」が 34.3%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では 78.7%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では 74.7%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では 79.6%となっている。

図表 89 勤務先での復職・就職はスムーズだった（保育所に入所したときの状況）：単数回答（Q19\_6）



入所が決まった時期別にみると、「～1か月前」では他と比べて、「あてはまる」の割合がやや低く、相対的に、勤務先での復職・就職がスムーズにできていない傾向がみられる。

図表 90 勤務先での復職・就職はスムーズだった（保育所に入所したときの状況）：単数回答（Q19\_6）

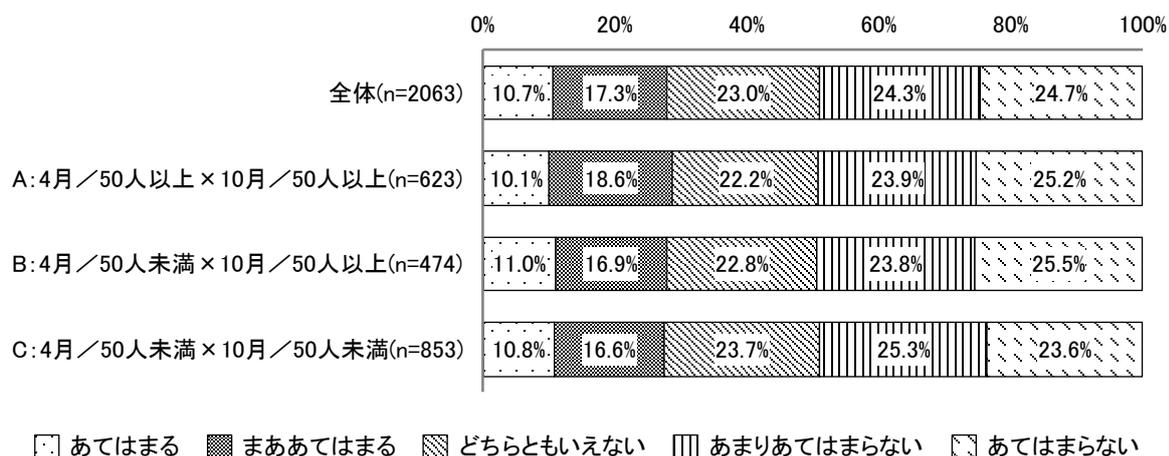
		合計	Q19_6. 勤務先での復職・就職はスムーズだったか				
			あてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない
全体		2063	43.2%	34.3%	12.8%	6.5%	3.2%
Q24_1. 実際に入所が決まった時期	～1か月前	620	37.4%	35.3%	15.0%	7.3%	5.0%
	1か月以上～2か月前	610	42.8%	37.9%	10.8%	6.1%	2.5%
	2か月以上～3か月前	372	47.6%	32.5%	10.8%	7.3%	1.9%
	3か月以上～4か月前	126	53.2%	27.8%	12.7%	4.0%	2.4%
	4か月以上～6か月前	80	42.5%	38.8%	10.0%	3.8%	5.0%
	6か月以上～1年前	106	54.7%	28.3%	11.3%	4.7%	0.9%
	1年以上前	29	55.2%	31.0%	10.3%	0.0%	3.4%
わからない・覚えていない		120	39.2%	25.8%	21.7%	10.8%	2.5%

（7）同時期に入所した保護者と交流する機会がもてたか

「全体」では、「あてはまらない」が24.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「あまりあてはまらない」が24.3%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では28.7%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では27.8%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では27.4%となっている。

図表 91 同時期に入所した保護者と交流する機会がもてた：単数回答（Q19\_8）

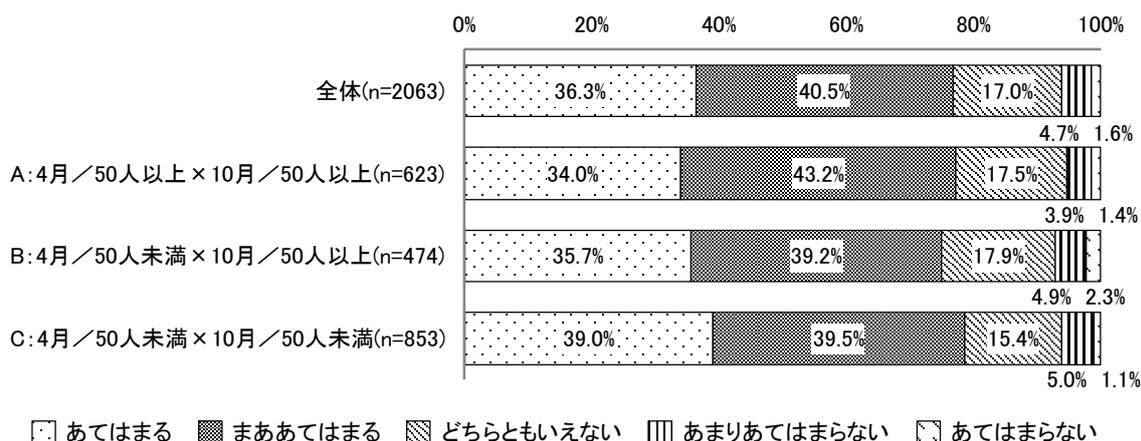


(8) 入所直後の時期に、子どもを丁寧にケアしてもらったことができたか

「全体」では、「まああてはまる」が40.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「あてはまる」が36.3%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では77.2%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では74.9%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では78.5%となっている。

図表 92 入所直後の時期に、子どもを丁寧にケアしてもらったことができた：単数回答 (Q19\_9)



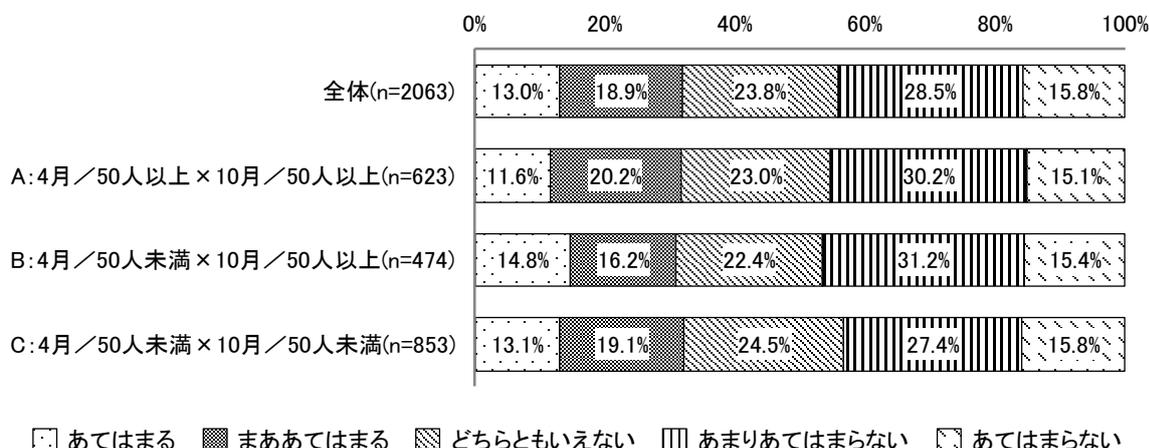
あてはまる    まああてはまる    どちらともいえない    あまりあてはまらない    あてはまらない

(9) 子どもが保育所に慣れるのに時間がかかったか

「全体」では、「あまりあてはまらない」が28.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「どちらともいえない」が23.8%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では31.8%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では31.0%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では32.2%となっている。

図表 93 子どもが保育所に慣れるのに時間がかかった（保育所に入所したときの状況）：単数回答 (Q19\_10)



あてはまる    まああてはまる    どちらともいえない    あまりあてはまらない    あてはまらない

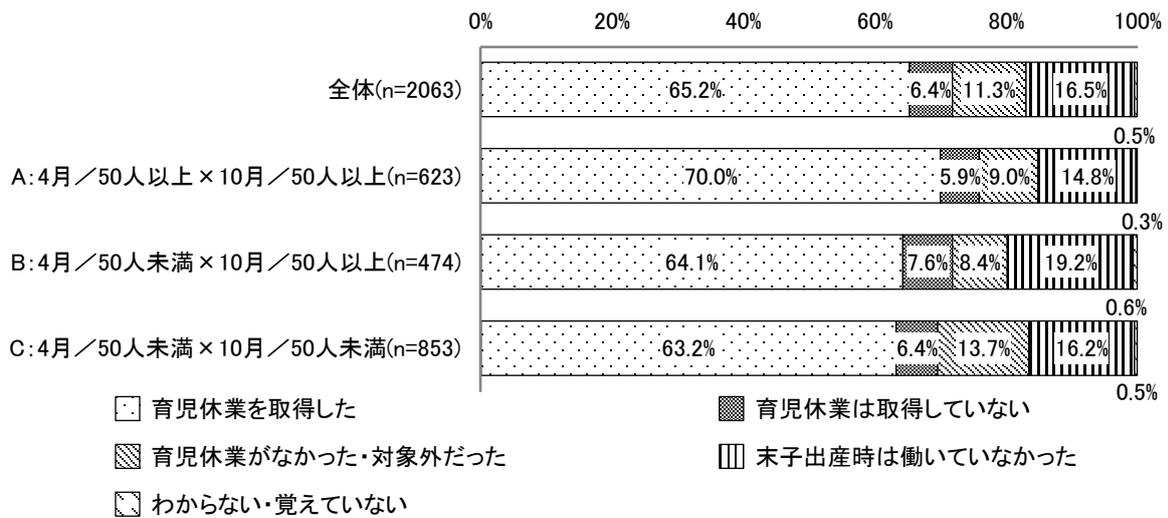
## IV 育児休業の取得状況

### 1. 末子出産時の育児休業制度の取得状況

「全体」では、「育児休業を取得した」が65.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「末子出産時は働いていなかった」が16.5%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A」～「C」いずれも「育児休業を取得した」の回答割合がもっとも高く、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では70.0%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では64.1%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では63.2%となっている。

図表 94 末子出産時の育児休業制度の取得状況：単数回答（Q20）

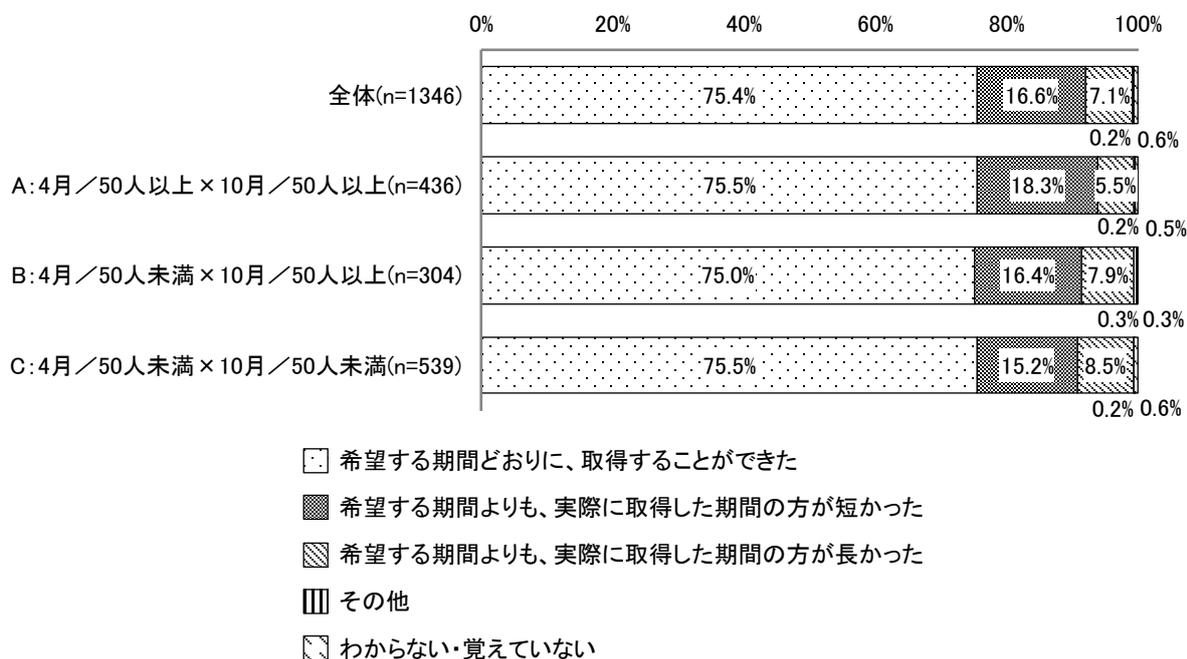


## 2. 末子出産時の育児休業の取得期間

末子出産時に育児休業を取得した人（Q20）について、当初希望していた期間どおり育児休業を取得できたかどうかをみると、「全体」では、「希望する期間どおりに、取得することができた」が75.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「希望する期間よりも、実際に取得した期間の方が短かった」が16.6%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A」～「C」いずれも「希望する期間どおりに、取得することができた」の割合がもっとも高く、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では75.5%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では75.0%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では75.5%となっている。

図表 95 末子出産時の育児休業の取得期間：単数回答（Q21）



末子の生まれ月別にみると、「希望する期間どおりに、取得することができた」とする割合は、もっとも高い「4月生まれ」では83.8%、もっとも低い「8月生まれ」では67.2%で、約17ポイントの差がみられる。

一方、「希望する期間よりも、実際に取得した期間の方が短かった」とする割合は、もっとも高い「8月生まれ」では26.9%、次いで「6月生まれ」で25.5%、「5月生まれ」で23.6%となっており、年度前半の生まれ月では、他と比べて、育児休業の取得期間が希望よりも短い傾向がみられる。

また、「希望する期間よりも、実際に取得した期間の方が長かった」とする割合は、「12月生まれ」では11.2%、「1月生まれ」では10.0%、「2月生まれ」では14.2%となっており、年度後半の生まれ月では、他と比べて、育児休業の取得期間が希望よりも長い傾向がみられる。

このように、子どもの生まれ月によって、育児休業の取得期間の希望と実際の乖離状況に違いがみられており、その背景には保育所の入所が4月に集中していることがあると考えられる。

図表 96 末子の生まれ月別 末子出産時の育児休業の取得期間:単数回答 (Q21)

	合計	Q21. 末子出産時の育児休業制度期間の状況					
		希望する期間ど おりに、取得す ることができた	希望する期間よ りも、実際に取 得した期間の方 が短かった	希望する期間よ りも、実際に取 得した期間の方 が長かった	その他	わからない・覚 えていない	
全体	1346	75.4%	16.6%	7.1%	0.2%	0.6%	
Q3 末子が 生まれ た月	1月生まれ	140	75.0%	13.6%	10.0%	0.0%	1.4%
	2月生まれ	113	72.6%	13.3%	14.2%	0.0%	0.0%
	3月生まれ	111	82.0%	10.8%	7.2%	0.0%	0.0%
	4月生まれ	130	83.8%	10.8%	4.6%	0.0%	0.8%
	5月生まれ	110	73.6%	23.6%	2.7%	0.0%	0.0%
	6月生まれ	110	68.2%	25.5%	5.5%	0.0%	0.9%
	7月生まれ	112	76.8%	17.9%	4.5%	0.0%	0.9%
	8月生まれ	119	67.2%	26.9%	3.4%	1.7%	0.8%
	9月生まれ	113	77.0%	15.0%	6.2%	0.9%	0.9%
	10月生まれ	98	73.5%	17.3%	9.2%	0.0%	0.0%
	11月生まれ	92	82.6%	9.8%	7.6%	0.0%	0.0%
	12月生まれ	98	72.4%	15.3%	11.2%	0.0%	1.0%

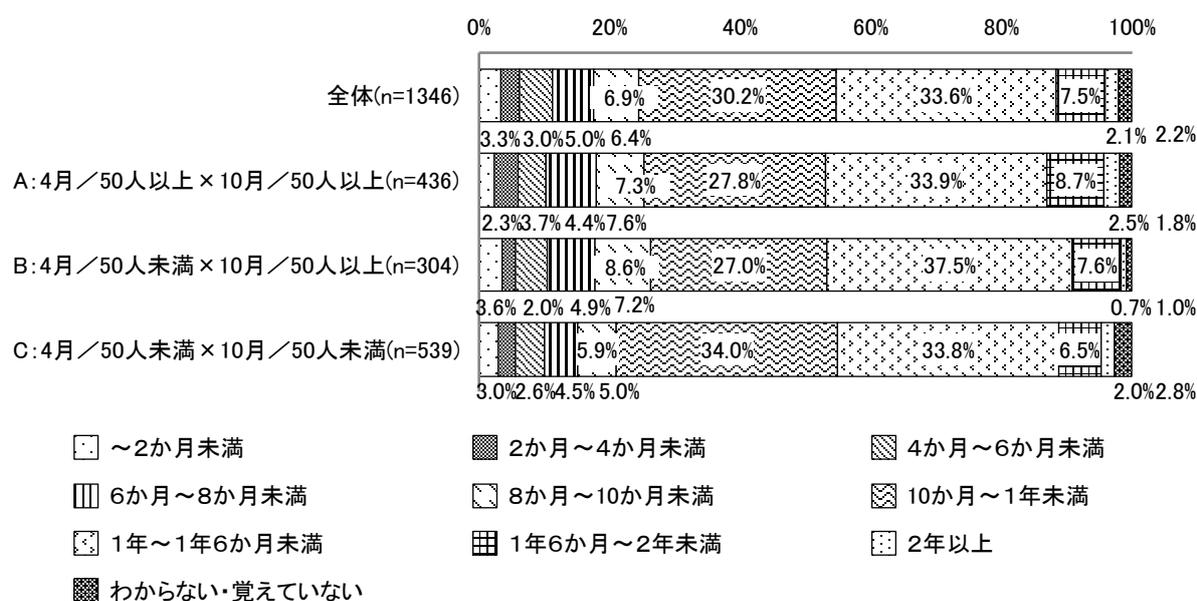
### 3. 育児休業期間の希望と実際

#### (1) 末子出産時に、当初希望していた育児休業期間

「全体」では、「1年～1年6か月未満」が33.6%でもっとも回答割合が高く、次いで「10か月～1年未満」が30.2%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A:4月/50人以上×10月/50人以上」及び「B:4月/50人未満×10月/50人以上」では「1年～1年6か月未満」の回答割合がもっとも高く、それぞれ33.9%、37.5%となっている。「C:4月/50人未満×10月/50人未満」では「10か月～1年未満」と「1年～1年6か月未満」が、ほぼ同じ割合となっている。

図表 97 末子出産時における当初希望していた育児休業期間:単数回答 (Q22\_1)



注：調査票の選択肢を一部統合している。

末子の生まれ月別にみると、いずれの生まれ月でも「10 か月～1年未満」もしくは「1年～1年6か月未満」の割合が高くなっているが、例えば「7月生まれ」では「8か月～10か月未満」の割合が25.9%、「10月生まれ」では「4か月～6か月未満」の割合が11.2%など、年度当初の復職や入所を想定して希望する期間を設定している人が一定程度いることがうかがえる。

図表 98 末子の生まれ月別 末子出産時における当初希望していた育児休業期間：単数回答（Q22\_1）

	合計	Q22_1. 末子出産時における当初希望していた育児休業制度期間										
		～2か月未満	2か月～4か月未満	4か月～6か月未満	6か月～8か月未満	8か月～10か月未満	10か月～1年未満	1年～1年6か月未満	1年6か月～2年未満	2年以上	わからない・覚えていない	
全体	1346	3.3%	3.0%	5.0%	6.4%	6.9%	30.2%	33.6%	7.5%	2.1%	2.2%	
Q3 末子が生まれた月	1月生まれ	140	4.3%	2.1%	5.0%	2.9%	0.7%	32.9%	44.3%	5.0%	1.4%	1.4%
	2月生まれ	113	2.7%	3.5%	7.1%	6.2%	1.8%	27.4%	41.6%	5.3%	1.8%	2.7%
	3月生まれ	111	3.6%	1.8%	4.5%	4.5%	1.8%	34.2%	40.5%	4.5%	1.8%	2.7%
	4月生まれ	130	1.5%	0.8%	5.4%	1.5%	3.8%	41.5%	39.2%	3.1%	1.5%	1.5%
	5月生まれ	110	4.5%	2.7%	3.6%	2.7%	12.7%	36.4%	22.7%	8.2%	2.7%	3.6%
	6月生まれ	110	4.5%	2.7%	1.8%	5.5%	5.5%	35.5%	28.2%	11.8%	2.7%	1.8%
	7月生まれ	112	0.9%	0.0%	2.7%	13.4%	25.9%	20.5%	23.2%	9.8%	2.7%	0.9%
	8月生まれ	119	2.5%	0.8%	4.2%	9.2%	13.4%	25.2%	29.4%	10.1%	1.7%	3.4%
	9月生まれ	113	2.7%	7.1%	7.1%	8.8%	4.4%	21.2%	31.9%	10.6%	1.8%	4.4%
	10月生まれ	98	3.1%	5.1%	11.2%	12.2%	1.0%	21.4%	33.7%	8.2%	3.1%	1.0%
	11月生まれ	92	4.3%	5.4%	6.5%	4.3%	5.4%	33.7%	30.4%	6.5%	2.2%	1.1%
	12月生まれ	98	5.1%	5.1%	1.0%	7.1%	7.1%	29.6%	33.7%	8.2%	2.0%	1.0%

注：調査票の選択肢を一部統合している。

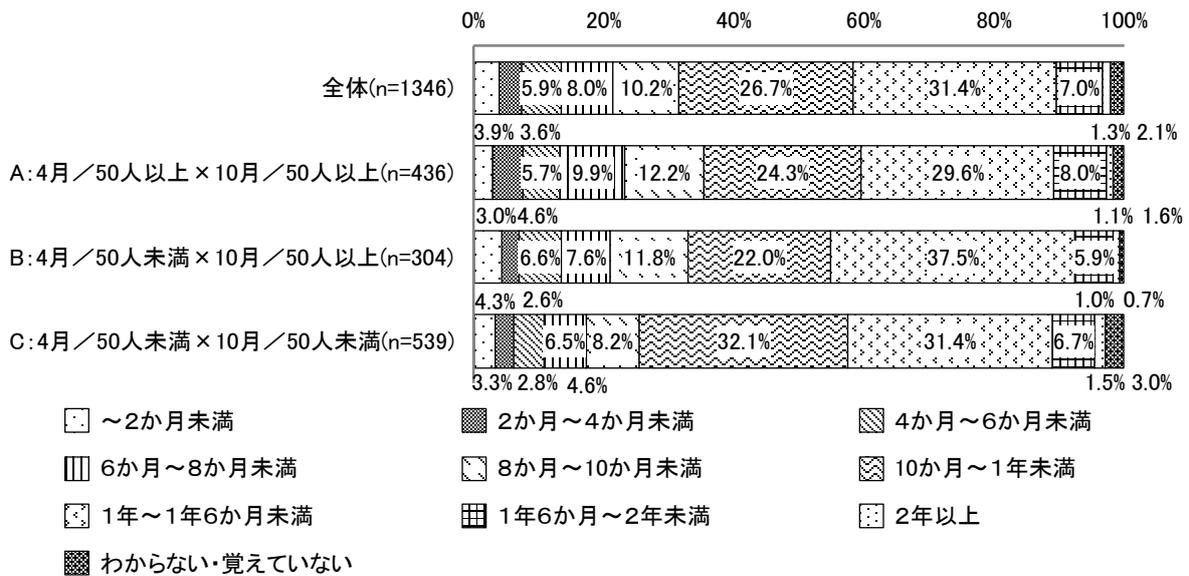
## （2）末子出産時に、実際に取得した育児休業期間

「全体」では、「1年～1年6か月未満」が31.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「10か月～1年未満」が26.7%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A」～「C」いずれも「1年～1年6か月未満」の回答割合がもっとも高く、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では29.6%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では37.5%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では31.4%となっている。

待機児童が少ない「C」では、「A」「B」と比べて、10か月以上の割合が高く、育児休業期間が長い傾向がみられる。

図表 99 末子出産時における実際に取得した育児休業期間：単数回答（Q22\_2）



注：調査票の選択肢を一部統合している。

末子の生まれ月別にみると、いずれの生まれ月でも「10 か月～1年未満」もしくは「1年～1年6か月未満」の割合が高くなっているが、例えば「7月生まれ」「8月生まれ」では「8か月～10 か月未満」の割合がそれぞれ 33.9%、24.4% 「10月生まれ」では「4か月～6か月未満」「6か月～8か月未満」の割合がそれぞれ 15.3%、17.3%など、育児休業の取得期間が年度当初の復職や入所に合わせた期間となっている人が一定程度いることがうかがえる。

図表 100 末子出産時における実際に取得した育児休業期間：単数回答（Q22\_2）

	合計	Q22_2. 末子出産時における実際に取得した育児休業制度期間										
		~2か月未満	2か月~4か月未満	4か月~6か月未満	6か月~8か月未満	8か月~10か月未満	10か月~1年未満	1年~1年6か月未満	1年6か月~2年未満	2年以上	わからない・覚えていない	
全体	1346	3.9%	3.6%	5.9%	8.0%	10.2%	26.7%	31.4%	7.0%	1.3%	2.1%	
Q3 末子が生まれた月	1月生まれ	140	5.7%	4.3%	5.7%	3.6%	3.6%	25.0%	44.3%	4.3%	2.1%	1.4%
	2月生まれ	113	5.3%	3.5%	8.0%	4.4%	2.7%	20.4%	45.1%	6.2%	1.8%	2.7%
	3月生まれ	111	3.6%	2.7%	4.5%	7.2%	3.6%	29.7%	41.4%	3.6%	0.9%	2.7%
	4月生まれ	130	1.5%	1.5%	5.4%	2.3%	1.5%	43.8%	40.0%	0.0%	2.3%	1.5%
	5月生まれ	110	3.6%	3.6%	5.5%	3.6%	15.5%	41.8%	15.5%	6.4%	0.9%	3.6%
	6月生まれ	110	4.5%	2.7%	0.9%	3.6%	12.7%	40.9%	21.8%	10.9%	0.0%	1.8%
	7月生まれ	112	1.8%	0.9%	1.8%	15.2%	33.9%	17.9%	14.3%	10.7%	2.7%	0.9%
	8月生まれ	119	2.5%	1.7%	5.9%	14.3%	24.4%	19.3%	17.6%	10.1%	0.0%	4.2%
	9月生まれ	113	3.5%	6.2%	8.0%	13.3%	8.8%	16.8%	29.2%	11.5%	0.0%	2.7%
	10月生まれ	98	4.1%	2.0%	15.3%	17.3%	3.1%	14.3%	32.7%	9.2%	1.0%	1.0%
	11月生まれ	92	4.3%	6.5%	7.6%	7.6%	5.4%	26.1%	32.6%	5.4%	3.3%	1.1%
	12月生まれ	98	6.1%	8.2%	4.1%	6.1%	7.1%	20.4%	38.8%	7.1%	1.0%	1.0%

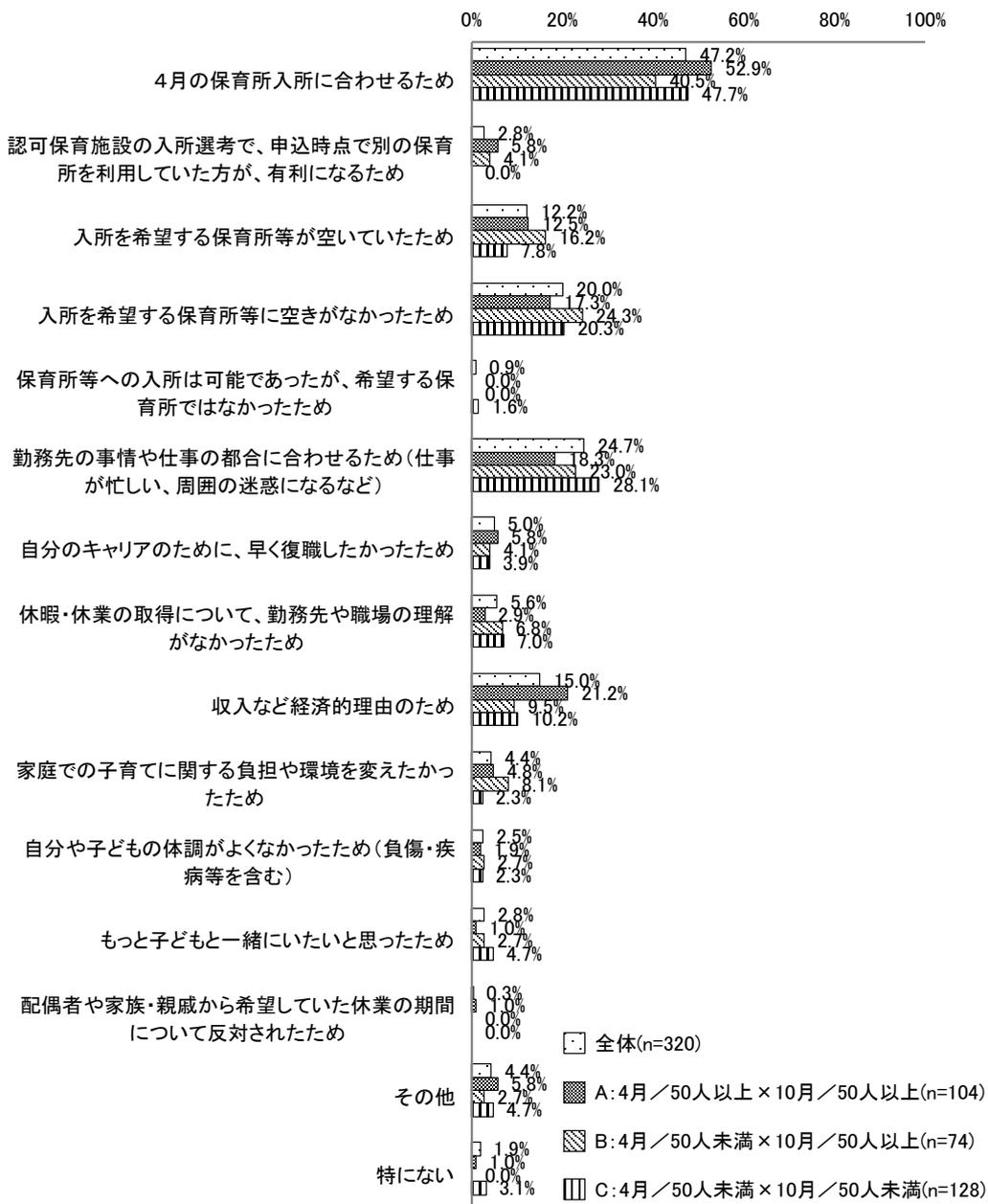
注：調査票の選択肢を一部統合している。

#### 4. 希望していた期間どおり育児休業制度を取得できなかった理由

末子出産時に取得した育児休業制度について、希望する期間どおりに取得できなかった（希望する期間よりも短かった、もしくは長かった）と回答した人（Q21）について、希望する期間どおりに育児休業を取得できなかった理由をみると、「全体」では、「4月の保育所入所に合わせるため」が47.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「勤務先の事情や仕事の都合に合わせるため（仕事が忙しい、周囲の迷惑になるなど）」が24.7%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「B」「C」と比べて、「4月の保育所入所に合わせるため」を挙げる割合がやや高い傾向がみられる。一方、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「A」「B」と比べて、「勤務先の事情や仕事の都合に合わせるため（仕事が忙しい、周囲の迷惑になるなど）」を挙げる割合がやや高い傾向がみられる。

図表 101 希望していた期間どおり育児休業制度を取得できなかった理由：複数回答（Q23）



【その他の自由記述】

- 会社の理解はあったが、4月入園希望にすると育休が1年以上となり上の子の退園に繋がるため。
- 上の子が退所になるため。
- 入所できる月齢にあわせるため。
- 希望の期間に空きがないと言われたため。
- 入所月の平日に8日以上勤務が必要だと言われたから。
- 雇用保険がもらえなかった。
- かわりがみつからなかったため。
- 4月に新しくオープンする保育園だったため。
- 退職したため。

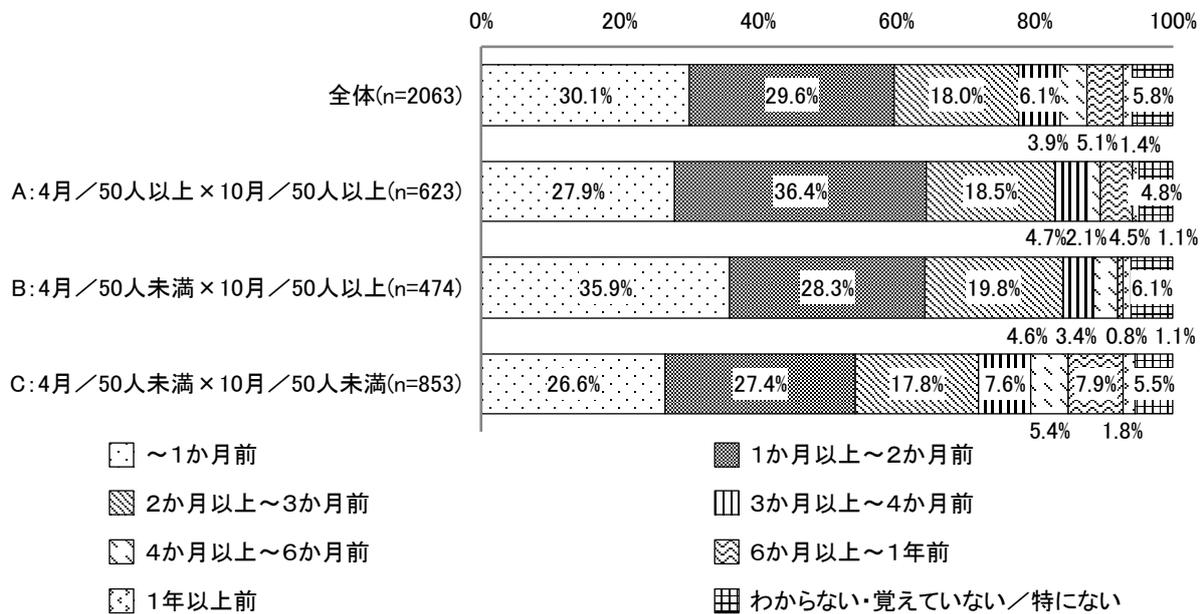
## 5. 末子の保育所等への入所が決まった時期

### (1) 実際に入所が決まった時期

末子について、保育所等への入所が決まった時期をみると、「全体」では、入所月からみて「～1か月前」が30.1%でもっとも回答割合が高く、次いで「1か月以上～2か月前」が29.6%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「1か月以上～2か月前」が36.4%でもっとも割合が高く、次いで「～1か月前」が27.9%となっている。「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「～1か月前」が35.9%でもっとも回答割合が高く、次いで「1か月以上～2か月前」が28.3%となっている。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「1か月以上～2か月前」が27.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「～1か月前」が26.6%となっている。

図表 102 末子の保育所入所が決まった時期：単数回答 (Q24\_1)

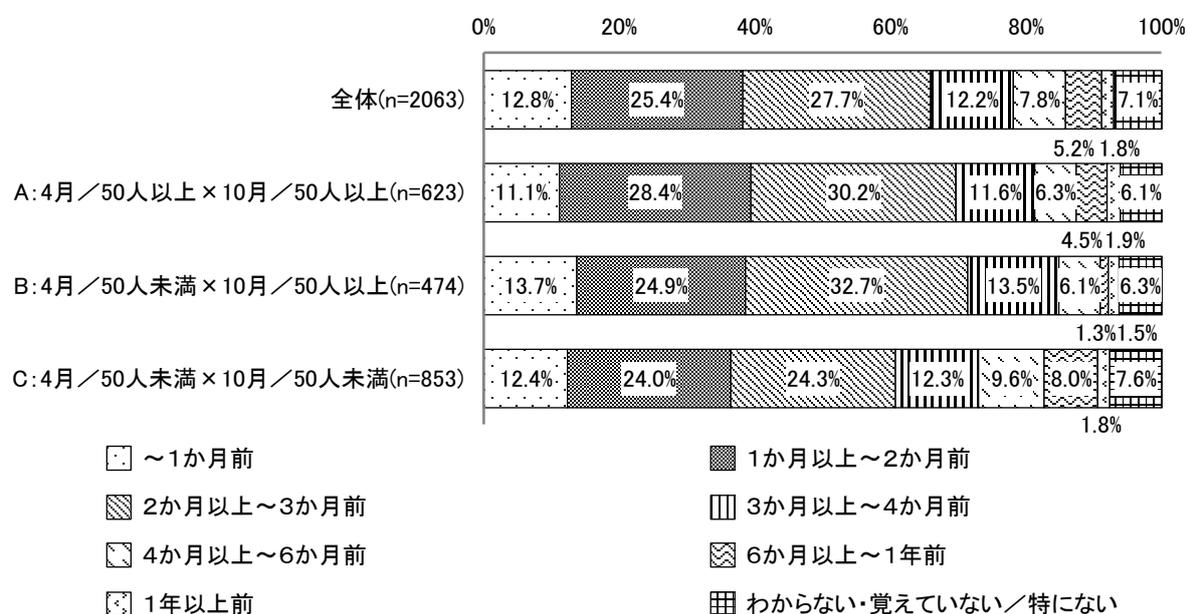


## (2) 入所が決まっているとよかったと思う時期

末子について、保育所等への入所が決まっているとよかったと思う時期をみると、「全体」では、入所月からみて「2か月以上～3か月前」が27.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「1か月以上～2か月前」が25.4%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「2か月以上～3か月前」が30.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「1か月以上～2か月前」が28.4%となっている。「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「2か月以上～3か月前」が32.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「1か月以上～2か月前」が24.9%となっている。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「2か月以上～3か月前」が24.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「1か月以上～2か月前」が24.0%となっている。

図表 103 末子の保育所入所が決まっているとよかったと思う時期：単数回答（Q24\_2）

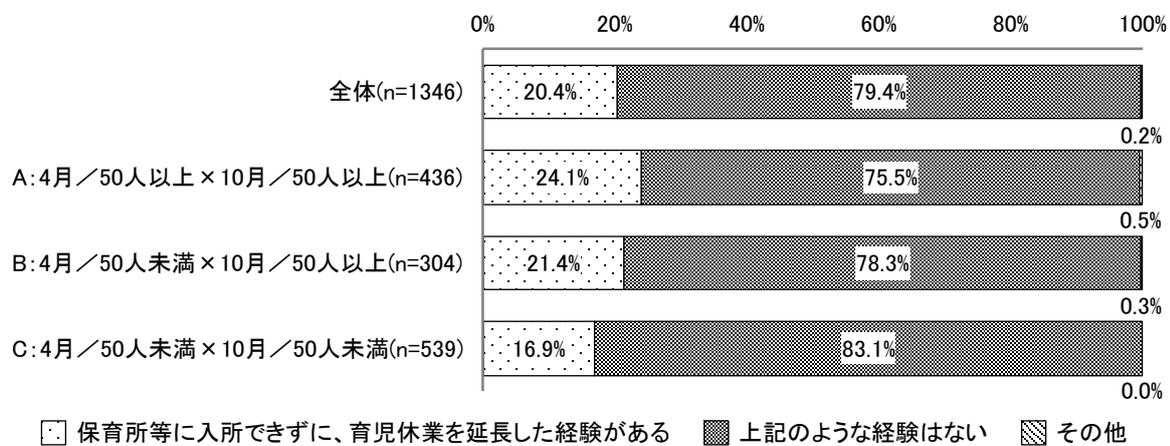


## 6. 末子出産後、保育所等に入れなかったことを理由に育児休業制度を延長した経験

末子出産後、育児休業を取得したと回答した人（Q20）について、保育所等に入所できずに、育児休業を延長した経験があるかどうかをみると、「全体」では「保育所等に入所できずに、育児休業を延長した経験がある」が20.4%となっている。

待機児童パターン別にみると、「保育所等に入所できずに、育児休業を延長した経験がある」の割合は、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では24.1%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では21.4%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では16.9%となっており、待機児童の多い「A」「B」では「C」と比べて、該当する経験がある割合が高い傾向がみられる。

図表 104 末子出産後、保育所等に入れなかったことを理由に育児休業制度を延長した経験：単数回答（Q25）



末子の生まれ月別にみると、「保育所等に入所できずに、育児休業を延長した経験がある」と回答した割合は、「12月生まれ」では32.7%、「1月生まれ」では35.0%、「2月生まれ」では33.6%と、いずれも3割を超えており、年度後半の生まれ月において、該当する経験がある割合が高い傾向がみられる。

図表 105 末子の生まれ月別 末子出産後、保育所等に入れなかったことを理由に育児休業制度を延長した経験：単数回答（Q25）

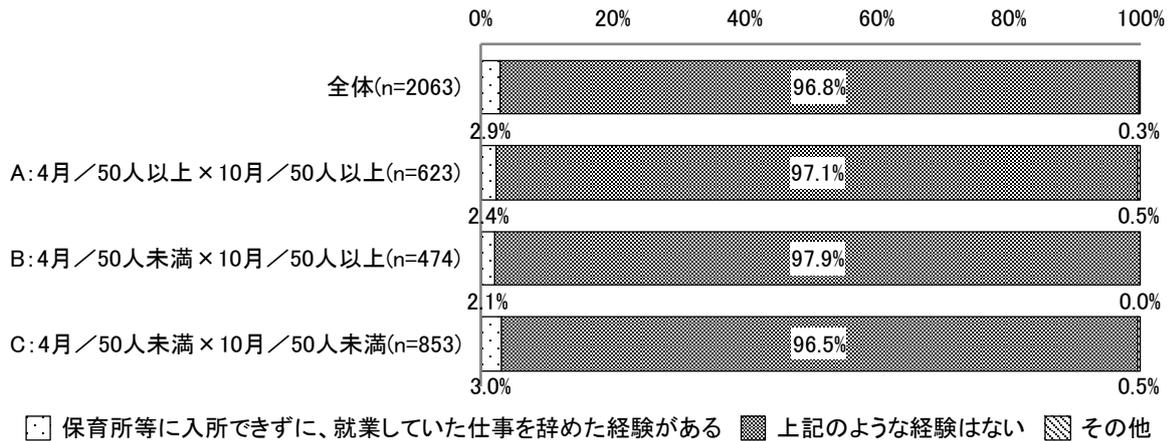
	合計	Q25. 末子出産後、育児休業制度を延長した経験			
		保育所等に入所できずに、育児休業を延長した経験がある	上記のような経験はない	その他	
全体	1346	20.4	79.4	0.2	
Q3 末子が生まれた月	1月生まれ	140	35.0	65.0	0.0
	2月生まれ	113	33.6	65.5	0.9
	3月生まれ	111	18.0	82.0	0.0
	4月生まれ	130	10.8	89.2	0.0
	5月生まれ	110	10.0	90.0	0.0
	6月生まれ	110	11.8	88.2	0.0
	7月生まれ	112	8.0	92.0	0.0
	8月生まれ	119	20.2	79.8	0.0
	9月生まれ	113	15.9	83.2	0.9
	10月生まれ	98	25.5	74.5	0.0
	11月生まれ	92	22.8	77.2	0.0
	12月生まれ	98	32.7	66.3	1.0

## 7. 末子出産後、保育所等に入れなかったことを理由に仕事を辞めた経験

末子出産後、保育所等に就業できず仕事を辞めた経験があるかどうかをみると、「全体」では、「保育所等に入所できずに、就業していた仕事を辞めた経験がある」が2.9%となっている。

待機児童パターン別にみると、「保育所等に入所できずに、就業していた仕事を辞めた経験がある」の割合は、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では2.4%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では2.1%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では3.0%となっている。

図表 106 末子出産後、保育所等に入れなかったことを理由に仕事を辞めた経験：単数回答（Q26）



## V 末子出産後の復職の状況

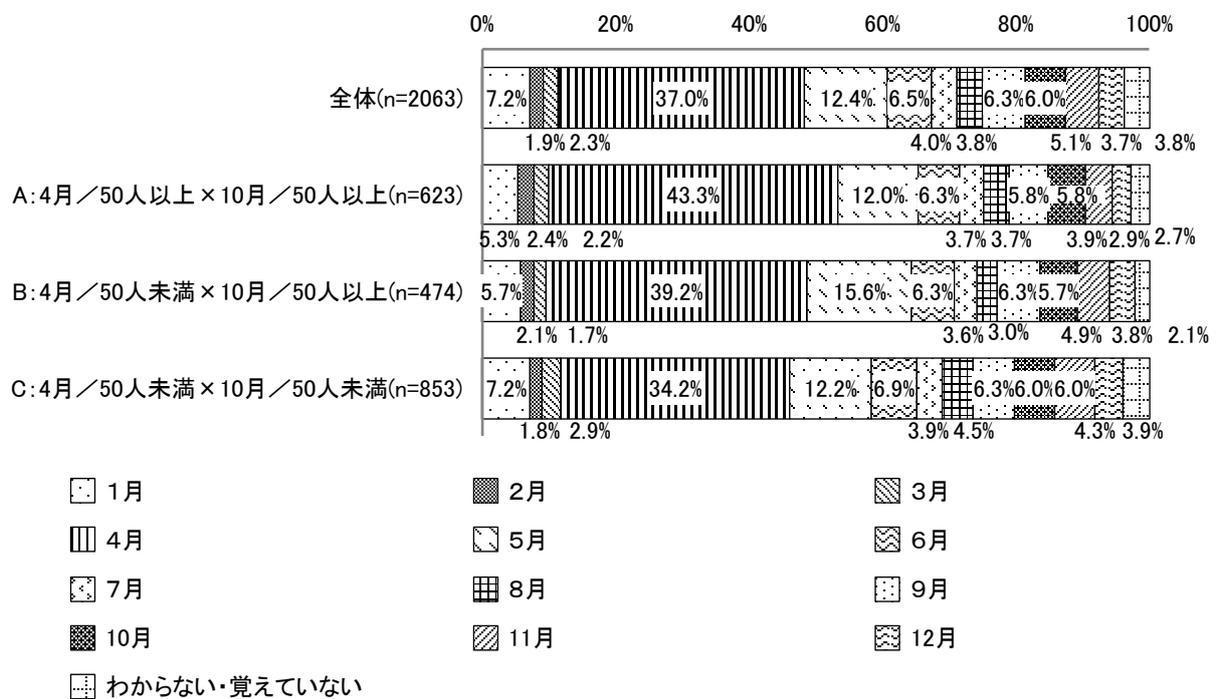
### 1. 末子出産後、仕事に復職した月

「全体」では、「4月」が37.0%でもっとも回答割合が高く、次いで「5月」が12.4%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「4月」が43.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「5月」が12.0%となっている。「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では、「4月」が39.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「5月」が15.6%となっている。「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では、「4月」が34.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「5月」が12.2%となっている。

待機児童数が少ない「C」では、「A」「B」と比べて、仕事に復職した月に比較的ばらつきがみられる。

図表 107 末子出産後、仕事に復職した月：単数回答 (Q27)



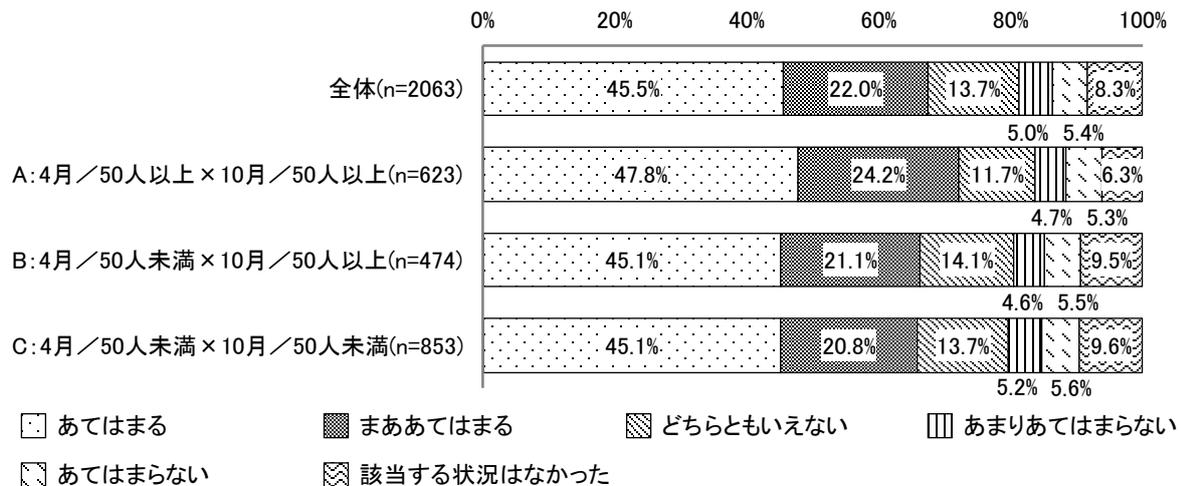
## 2. 末子出産後に復職した際の状況

### (1) 希望する部署へ復職できたか

「全体」では、「あてはまる」が45.5%でもっとも回答割合が高く、次いで「まああてはまる」が22.0%となっている。

あてはまるとした回答割合（「あてはまる」と「まああてはまる」の合計。以下同様。）をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では72.1%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では66.2%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では65.9%となっている。

図表 108 希望する部署へ復職できたか：単数回答（Q28\_1）



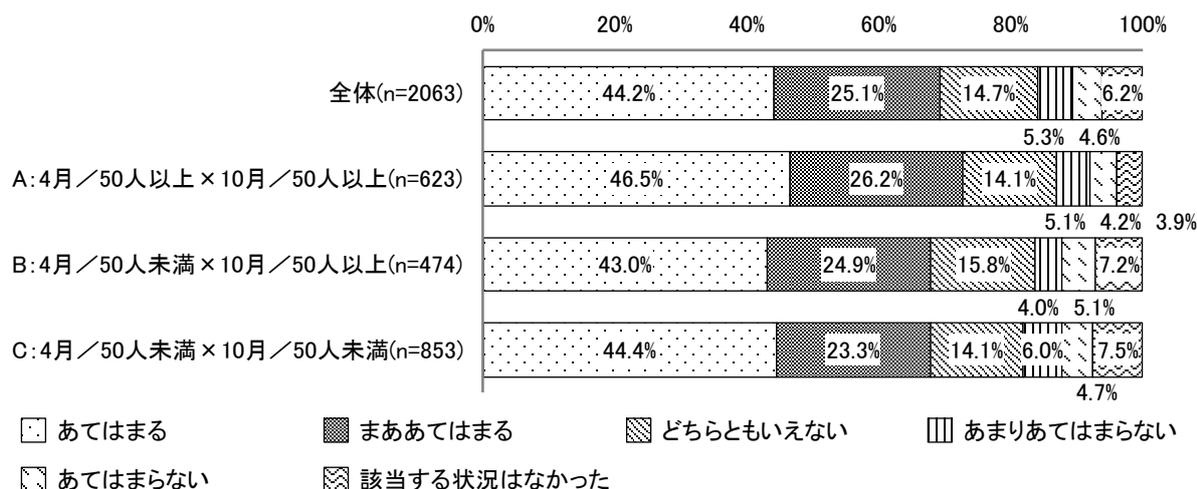
注：各選択肢は小数点第2位で四捨五入しているため、「あてはまる」と「まああてはまる」を合計した数値と、グラフ上の合計が一致しない場合がある。以下同様。

## (2) 希望する業務に復職できたか

「全体」では、「あてはまる」が44.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「まああてはまる」が25.1%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では72.7%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では67.9%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では67.8%となっている。

図表 109 希望する業務に復職できた：単数回答 (Q28\_2)

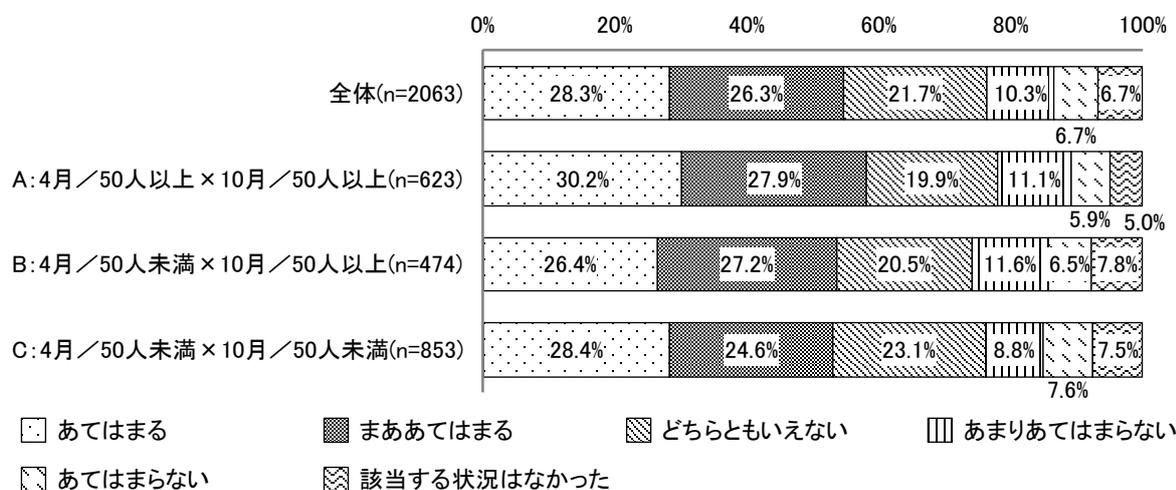


## (3) 復職にかかるサポートを十分に受けることができたか

「全体」では、「あてはまる」が28.3%でもっとも回答割合が高く、次いで「まああてはまる」が26.3%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では58.1%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では53.6%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では53.0%となっている。

図表 110 復職にかかるサポートを十分に受けることができた：単数回答 (Q28\_3)

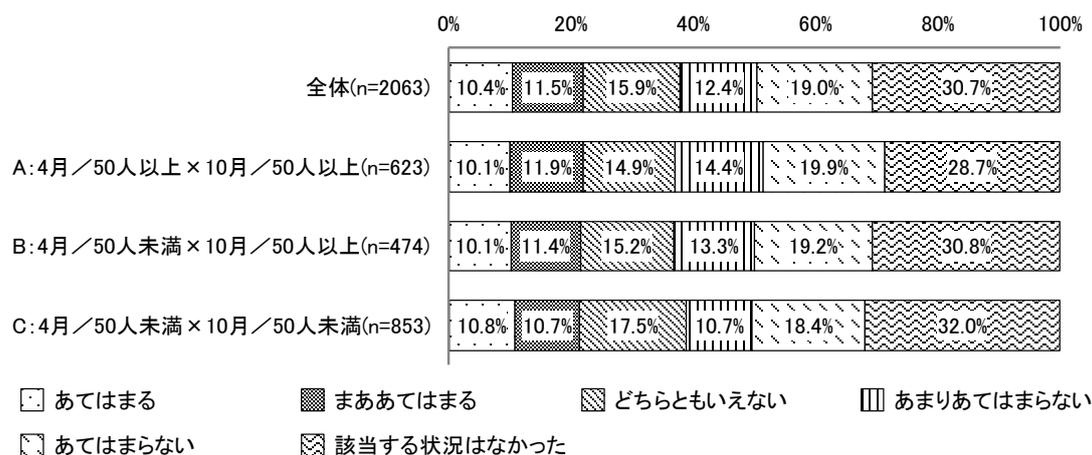


#### (4) 同時期に復職する人が多く、気持ちが楽だったか

「全体」では、「該当する状況はなかった」が30.7%でもっとも回答割合が高く、次いで「あてはまらない」が19.0%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では22.0%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では21.5%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では21.5%となっている。

図表 111 同時期に復職する人が多く、気持ちが楽だった：単数回答 (Q28\_4)



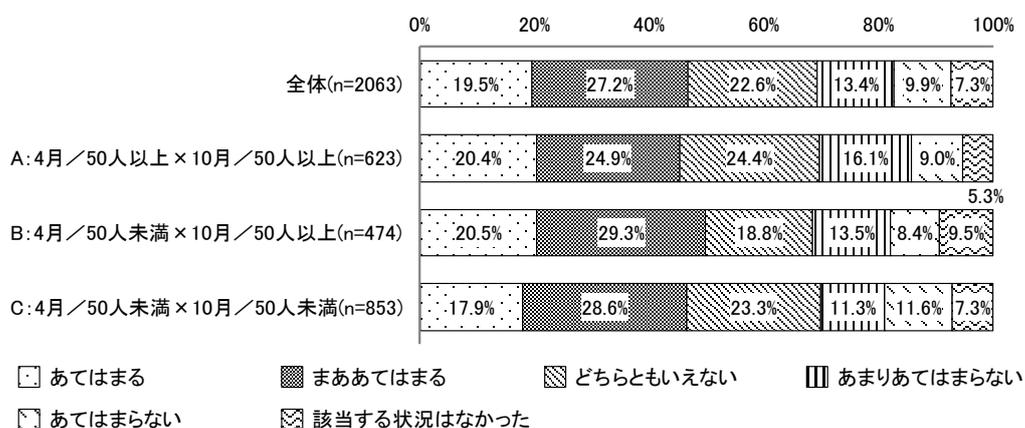
#### (5) 業務に追いつくのが大変だったか

「全体」では、「まああてはまる」が27.2%でもっとも回答割合が高く、次いで「どちらともいえない」が22.6%となっている。

あてはまるとした回答割合をみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では45.3%、「B：4月／50人未満×10月／50人以上」では49.8%、「C：4月／50人未満×10月／50人未満」では46.5%となっている。

末子出産後に復職した際の状況((1)～(5))について、待機児童のパターンによる大きな差はみられなかった。

図表 112 業務に追いつくのが大変だった：単数回答 (Q28\_5)



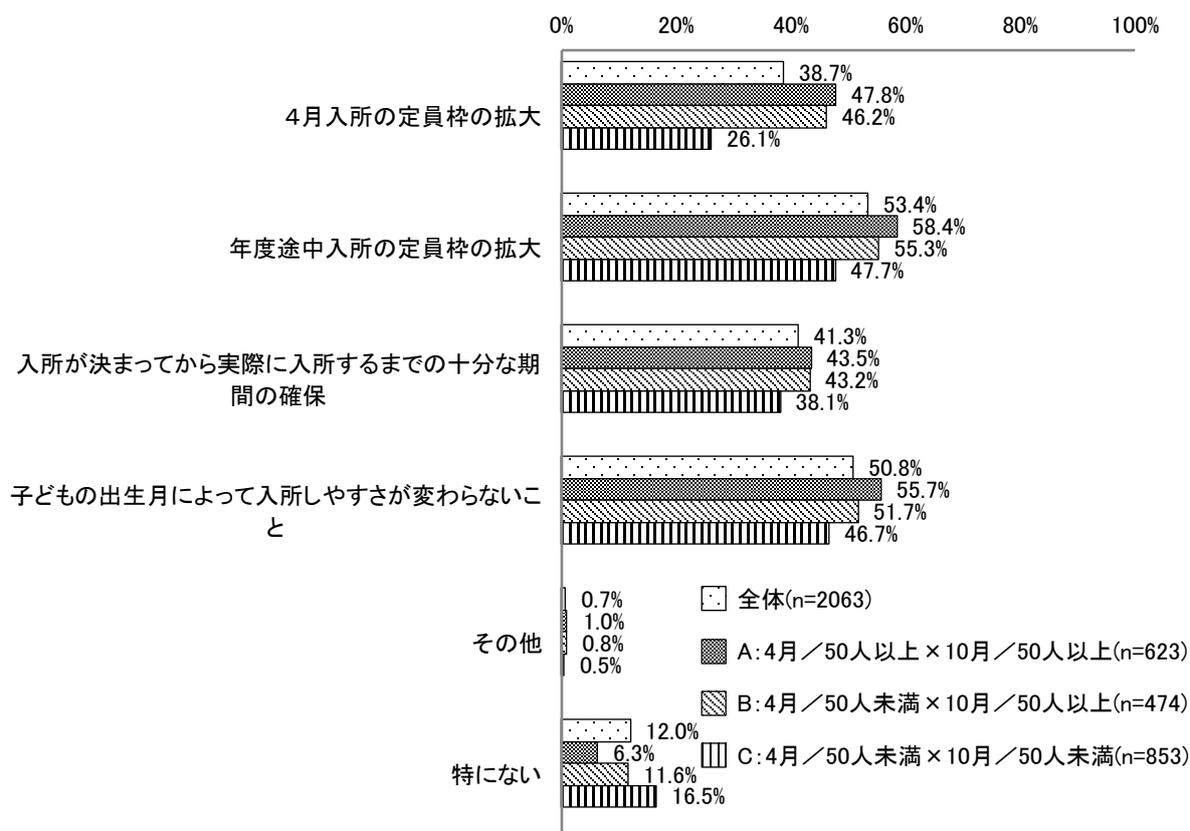
## VI 保育所等への入所時期の柔軟化に関する要望、懸念

### 1. 保育所の入所時期に関する要望

「全体」では、「年度途中入所の定員枠の拡大」が53.4%でもっとも回答割合が高く、次いで「子どもの出生月によって入所しやすさが変わらないこと」が50.8%となっている。

待機児童パターン別にみると、「A：4月／50人以上×10月／50人以上」では、「B」「C」と比べて「4月入所の定員枠の拡大」「年度途中入所の定員枠の拡大」「子どもの出生月によって入所しやすさが変わらないこと」の割合がいずれも高い傾向がみられる。

図表 113 保育所の入所時期に関する要望：複数回答（Q29）



#### 【その他の自由記述】

- 職場が4月復帰でないとだめだった。本音をいうと、本当ならば一歳まで育休をとりたかった。
- 一歳まできちんと育休をとってから復職できるようにしたい、ゼロ歳での入所後はかなり困難だった（上の子供もゼロ歳で入所しています）。産休明けから預けられる制度と途中入所ができる制度がほしい。
- 1歳の受け入れ枠拡大。
- 4月の入所時期に保育士に転職をして、従業員優先制度を使えた。

## 2. 年度途中で保育所等に入所することへの懸念、心配ごと

年度途中の希望する時期での保育所等への入所が保証される場合に懸念されることや、心配な点について、自由記述で回答を求めた。主に以下に示したような回答が挙げられた。

分類	自由回答の内容
子どもの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子供が慣れるのに時間がかかりそう。</li> </ul>
保護者同士の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保護者もグループができて入れない。</li> <li>• 保育園だとお迎えの時間が違うのでなかなか他の子どものママたちと交流を持つことが難しく、入園や保護者会などが終わった後の入園になると交流を持つことも難しくしてしまうのではないかと不安もある。</li> </ul>
園との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2歳で入園したが右も左も分からない状況にも関わらず、保育園の先生からは分かっているのを前提に話されるので意志疎通が大変だった。途中入所だとそれをもっとひどくなりそう。</li> </ul>
予約枠	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 予約制にして応募が多かったりしてそれに落ちたらどうなるのかと不安。</li> <li>• 入園枠が少ないのではないか。</li> <li>• 既に兄弟が希望の保育園に入所していないと予約枠は落選しやすいと感じた。</li> <li>• 年度途中の入所枠が増えれば、早い者勝ちのようにならないか心配。親が好きなタイミングで職場復帰ができるメリットがある一方で、保育所の4月入所の受け入れ枠が少なくなるのではないか。年度末まで育休取得したい母親にとっては、保育所事情を考慮して復帰の時期を決めなくてはいけなくなる。4月入所希望の待機児童が増えてしまわないか。育児休暇の延長は最長2年までなので、働きたくても働けない母親が増える可能性がある。</li> <li>• 予約枠が透明性のあるものであれば良いと思う。田舎は議員や園長に頼むと入園しやすいというような公平性の保てない予約になるのでは？とってしまう。</li> </ul>
就職活動との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 育休が取れる方は問題ないと思うが、一から就職活動をしてとなると、職種にもよるが3月4月の採用が多いのではないかと思うので早めに仕事を決めてしまっても入所できるまでの間どうするのか、それとも入所できるまで勤務を送らせてもらうのかなどがある。そもそも仕事をするから保育園に預けたいのに保育園が決まらないことには、採用もらったところで…なので、ものすごく動きにくかった。希望入所月まで待ってくれる職場があればいいけどそもそも小さい子をもつ母親が働きにくい社会だなあと思う。</li> <li>• 非正規職員なので、入所が保証されても、年度途中から始められる(復帰できる)仕事が保証されていないと働けない。条件の合う仕事を探そうとすると、求人の多い4月開始になることが多い。</li> </ul>
復職との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1年経過すると育休手当でもらうには保育園に落選したという書類を提出する必要があるが、予約のときはどうなるのか？予約出来ているのに復職しないのは認められるのか？会社には予約出来ているとは伝えにくい。</li> <li>• 早め早めの復職が可能となり育休が取り辛くなりそう。</li> <li>• 4月入所だろうと、年度途中入所だろうと、自分の帰るべき職場の席があるかヒ</li> </ul>

	<p>ヤヒヤすることにかわりはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 途中入所により予定より早く復職できた場合の、自分の育休代替職員の雇用期間の保証が心配。</li> <li>• 職場の異動も4月が多いので、4月に職場復帰できる方が職場に馴染みやすい気がする。</li> </ul>
感染症等のリスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 入園ができてても時期が冬だった場合、風邪や感染症にかかりやすいリスクが高い事。それに伴って仕事も休まなければならないので復帰出来たとしても職場に迷惑を掛けてしまう事。</li> </ul>
入所決定の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年度途中入所は、結果発表から入所まで10日ほどしかないので、その点では予約枠は有り難いのかもかもしれないが、それなら通常の申し込みと結果発表を早めてくれたほうが安心。予約枠というワンクッションは必要ない。早く確定してほしい。</li> </ul>

## 第5章 自治体・事業所ヒアリング調査結果

以下では、ヒアリング調査の結果について記載する。対象となった自治体・事業所は以下のとおりである。ヒアリング対象は、公開情報及び自治体アンケート調査に回答のあった自治体の中から、入園予約制の仕組みや、実際の活用状況等を考慮して選定した。

また、事業所ヒアリングについては、自治体ヒアリングに保育園の園長や保育士等に同席いただき、保育現場における年度途中入所の影響や、職員配置上の工夫の有無等を聴取する形で実施した。ヒアリングメモは、自治体・事業所ヒアリング共通でとりまとめを行っている。

### <自治体ヒアリング>

No.	自治体	入所時期の柔軟化を図る施策の名称
1	埼玉県蓮田市	入所予約制
2	東京都港区	育児休業明け入所予約
3	東京都大田区	育児休業明け入所予約
4	愛知県愛西市	(特に名称なし)
5	千葉県我孫子市	産後休暇・育児休業明け 保育園入園予約

### <事業所ヒアリング>

No.	自治体	入所時期の柔軟化を図る施策の名称
6	愛知県愛西市	(特に名称なし)
7	千葉県我孫子市	産後休暇・育児休業明け 保育園入園予約

### 事例① 埼玉県蓮田市／入所予約制（2000年代～）

■人口（2019年4月時点）：61,817人

■待機児童数（2019年4月時点）：32人

■市内の認可保育園：

公立7園、私立1園、認定こども園1か所、地域型保育事業所4か所

保育環境の概要	施策の導入経緯及び実施状況	施策の具体的内容	施策の効果及び課題意識
<p>○市内の認可保育所は公立7園、私立1園、認定こども園数は1か所、地域型保育事業所数は4か所である。</p> <p>○2019年3月における保育所等の在籍人員は737人、保育所等定員の総数は808人となっている。</p> <p>○私立保育所の整備に重点を置いている自治体が多い中で、蓮田市ではこれまで公立保育所を中心に整備を進めてきた。</p> <p>○2019年4月時点の待機児童数は32人。保育所の整備は進めているが、昨年度は新規開設がなかったため、前年に比べて待機児童数が増加した。待機児童の解消に追い付かない状況ではあるが、2021年に待機児童を解消することを目標として、今後も整備を進めていく。</p> <p>○保育所の途中退所は少ないが、転勤や海外赴任等により転出が発生した場合の空き枠に対して、毎年0～3歳児が各2～3人程度、年度途中に入所</p>	<p>○市内保育所等への入所予約制は、2000年代から実施している。0歳児は月齢8か月以上しか入園を受け付けていないため、生まれ月によって4月入所に間に合わない家庭への配慮として、入所予約制を導入した。</p> <p>○入所予約制は、公立・私立に関わらず、市内全保育所等で実施している。私立保育所での実施にあたっては、市から丁寧に説明をし、協力を仰いだ。</p> <p>○2018年度の入所予約制による入所者数は、公立15名、私立12名であった。なお、一斉申し込みと同時に受け付けるため、入所予約制のための予約枠というのは特に設定していない。</p>	<p>○4月入所の申込時（1次・2次募集）に年度途中の申込も同時に受け付け、同じ条件で選考している。入所希望月は選考の優先順位に影響しない。</p> <p>○入所予約制の対象は、11月の一次申込時点で生まれていて、かつ希望する入所の時点で、月齢8か月以上であること。予約制による入所の時期は、概ね5～8月に集中している。</p> <p>○入所予約制による児童数の上限は定めておらず、利用者の申込状況による。0歳児では、毎年、約半数が入所予約制を利用している。1歳児以上については、きょうだいで0歳児（下の子）と同じタイミングで入所する場合には利用するケースが多い。</p> <p>○内定児童の入所枠には、原則別の児童は案内しないため、年度前半は定員に一定の空きが生じる。ただし、公立の保育士は年間を通じて一定であり、非常勤職員の柔軟な配置等によって年度途中に増減させることはない。</p>	<p>○制度自体が長く続いていることもあり、保護者には歓迎されており、制度への反対意見はきかれなない。待機児童解消を優先させるために予約制を廃止するかどうかという議論もない。</p> <p>○入所予約制のメリットは、①年度途中の入所希望者の優先順位を反映しやすい、②保護者が育児休業を早めに切り上げる必要がなくなる、③保活の負担軽減、④入所予定保育所の様子を事前に把握できる、⑤事業所側が入所者や入所月を把握できるため計画が立てやすい、⑥年度当初の保育士の負担が軽くなる等。④について、内定者が入所予定の保育所の交流会等に参加することで、事前に関係性を築くことができる。</p> <p>○一方、デメリットは、①入所内定者は申込数にも利用者数にも含まれないため4月時点の待機児童数が増えるしまう、②内定辞退者への対応が出てくる、③特に私立保育所での稼働率の</p>

<p>している。</p> <p>○一時預かり事業に対するニーズについては、アクセスのよいところではキャンセル待ちになっている。</p>	<p>○定員に対して職員が手厚い配置になるとはいえ、特に年度前半は負担が大きいため、職員は保育所の業務に従事している。一時預かり事業等を実施している園でも、余剰の職員が保育所以外の業務に従事することは少ない。</p> <p>○私立保育所等に対して、年度前半に定員に空きが生じる分の補てん等は、特に行っていない。</p> <p>○埼玉県で、2018年度から入所予約制に係る事務費や諸経費に対する補助事業を実施している。ただし、制度導入のための経費等はほとんどかからないことから、当該補助金は受けていない。また、埼玉県「安心・元氣！保育サービス支援事業費」により、乳児保育担当保育士の年度当初3か月分の雇用費を補助している。</p>	<p>低下及び事業者の減収である。</p> <p>○現状の課題として、復職月が年度後半になる場合、年度中ずっとその枠を確保しなければならぬ点がある。定員に空きがあると、職員の人件費がまかなえないため、特に私立保育所では負担感が大きい。また、入所申込後の保護者の勤務実態の把握が困難であること、入所月の面接まで入所を確定できないこと等も挙げられる。</p> <p>○これまでは要綱等を策定してはなかったが、今後は入所予約制に係る要綱を策定し、当該制度に係る対象者を0歳児に絞るなどの改正をするとともに、制度を明確化する予定である。</p>
---	--	--

事例② 東京都港区／育児休業明け入所予約（2005年度～）

<p>■人口（2019年4月時点）：258,696人                  ■待機児童数（2019年4月時点）：0人</p>	<p>■市内の認可保育園：公立20園、私立47園、保育室14園、認定こども園1園、地域型保育事業15園</p>	<p>■市内の認可保育園：公立20園、私立47園、保育室14園、認定こども園1園、地域型保育事業15園</p>
<p>保育環境の概要</p>	<p>施策の導入経緯及び実施状況</p>	<p>施策の内容及び課題意識</p>
<p>○区内の認可保育所は公立20園、私立47園、保育室は14園、認定こども園は1園、地域保育事業は15園である。                  ○2019年4月における保育所定員の総数は8,447人となっている。                  ○区内の待機児童数は、2016年に64名、29年に164名と2年連続して増加していたが、2019年は0名となった。新規の保育所開設と「1歳児定員拡大事業」（開設3年以内の保育園の空きクラスを有効活用するもの）の実施等により待機児童解消につながった。                  ○来年度も保育所開設の予定があり、2020年4月時点での定員は2019年4月時点より586名増加する。今後とも待機児童を解消することを目的として保育所等の整備を進めている。                  ○各保育所の定員の空き状況は毎月1日にHPで掲載している。転出等に</p>	<p>○年度途中の復職を予定している保護者の方に、1年間安心して育児休業を取得してもらえらることを目的として、2005年度から育児休業明け入所予約を実施している。                  ○導入当時の会議録等をみる限り、制度導入への反対意見は特段みられない。                  ○入所予約の実施園は公立保育所20園及び保育室8園であり、私立保育所は対象外である。私立保育所の場合は、定員に空きがあることが収入減に直結してしまいうため、実施していない。                  ○入所予約による受入予定数は、1園あたり2名を基本としているが、定員数が多い場合は一部3名としている。                  ○2018年度は、公立保育所と保育室を合わせて、全体では58人の予約枠を確保しており、うち入所予約制による入所者数は、56人であった。</p>	<p>○入所予約を導入して以降、制度が長く続いていることもあり、利用者等から制度への反対意見はほぼ見られない。                  ○入所予約を私立保育所にも拡大してほしいというニーズや、入所予約の枠の拡大等のニーズがあるかもしれないが、実際にそうした要望を受けたことはない。                  ○保育所側には、入所予約の導入によって子どもが入所時期が4月以外にもばらけることで、4月に全員入所する場合と比べて保育士の負担が軽減され、それぞれの子どもに対してより丁寧なケアができるというメリットがある。                  ○保護者側のメリットとしては、前もって職場復帰の見通しが持てる点が挙げられる。</p>

<p>より年度途中に発生した空き枠は、毎月申込を受け付けている。</p>	<p>○入所予約にかかる国・都道府県の補助金等は活用していない。</p>	<p>数を下回り抽選がない場合もあれば、最大約 10 倍まで開きがあるが、2018 年度は平均 3.1 倍であった。</p> <p>○予約時からの就労状況の変化は、入園月の前月の利用調整会議で要件を確認している。その時点の最新の育児休業給付金受給決定通知書（写し）も提出してもらっている。</p> <p>○2019 年度まで、2 時間を超える育児短時間を取得する場合は、入所予約が取り消されることとなっていたが、所定労働時間が 8 時間以上の業種もあることから、現在要件の見直しを検討している。</p> <p>○内定児童の入所枠には、別の児童を原則案内しないため、一定の空きが生じるが、その際生じた余剰の職員については、保育所の業務に従事する。</p>
--------------------------------------	--------------------------------------	--

### 事例③ 東京都大田区／育児休業明け入所予約（2017年度～）

■人口（2019年4月時点）：708,175人

■待機児童数（2019年4月時点）：116人

■市内の認可保育園：（2020年4月新設予定の園を含む）

公立29園、私立137園、区立民営11園、地域型保育事業所（小規模保育所25か所、事業所内保育所3か所）

保育環境の概要	施策の導入経緯及び実施状況	施策の具体的内容	施策の効果及び課題意識
<p>○区内の認可保育園は、2020年4月新設予定の園を含めると、公立29園、私立137園、区立民営11園、地域型保育事業所（小規模保育所25か所、事業所内保育所3か所）である。</p> <p>○2019年3月における保育所の在籍人員は12,617人、保育所定員の総数は13,170人となっている。</p> <p>○2020年4月から6月にかけて、さらに14園が開設予定である。</p> <p>○2019年4月時点の待機児童は116人。4月以外の時期での入所は困難であり、区として課題と認識している。</p> <p>○公立保育所の保育士については、年度当初より配置基準以上の職員を配置しており、基本的に年度途中の変動はない。</p> <p>○医療的ケアを必要とする児童（医療的ケア児）の受入を2018年度から開始している。2020年度も、新たに1園で募集を行う。</p>	<p>○2017年度より0歳児クラスの入所予約制度を区立保育園のみで実施している。</p> <p>○入所方法の多様性を確保するため、近隣区を参考に、育児休業明け入所予約の導入を決定した。導入当時、区民からの反対意見は、特段挙げられなかった。また、こうした制度の導入を求める区民からの希望も特になかった。</p> <p>○入所予約制度のための定員枠をあらかじめ確保しており、育休が開ける月に入所を予約することができる。</p> <p>○実施園は、区立保育園12園で、入予定数は各園あたり2名である。各保育園で、前期・後期にそれぞれ1名ずつ内定を出している。</p> <p>○2018年度の予約枠数は計24名、制度利用者も24名であった。</p> <p>○私立で入所予約制を実施していない理由として、①入所申し込みの取りまとめや入園の調整が煩雑になるた</p>	<p>○入所予約の対象となるのは、以下の①～④全てに該当する方である。①児童と保護者が大田区民であること、②保護者が申込児童の1歳の誕生日まで、育児休業・介護休業法等の法律に基づき育児休業を取得していること（産後休暇から継続して育児休業を取得する方が対象）、ただし育児休業給付金の受給資格がある方に限る（予定を含む）、③申し込み児童が1歳に達する月（誕生日の前日が属する月）に入所希望であること（パパ・ママ育休プラス制度を利用の場合は1歳2か月が限度）、④入所月の月末までに育児休業から復帰可能であること。</p> <p>○入所が想定される同じ年度内に、「4月入所や年度途中の随時入所」と「入所予約制度」の両方を申し込むことができる。</p> <p>○入所予約の申込希望は、1園のみである。複数の申込があった場合、保護</p>	<p>○入所予約の活用による効果は、利用者が十分な育児休業期間を取得できることである。</p> <p>○制度の導入にあたって、特に困難だったことはなかった。また、その後の運用においても、区民からは特に苦情はなく、安定して運用できている。</p> <p>○苦情が出ない理由として、入所予約の枠（年間24枠）が、区全体の保育所定員数のごく一部だからではないか。入所予約の定員拡大・縮小等の見直しは、現時点では予定していない。</p> <p>○入所予約の申込数は、申込者のニーズによるところが大きい。各園・年度・受付時期等でばらつきがあり、特定の園に申込が集中する等の傾向はみられない。申込倍率は、1枠に20名の応募になることもあれば、1枠に2名程度の場合もある。</p> <p>○待機児童問題が特に大きかったのは約3～4年前。その後、保育所整備</p>

め、②予約枠を設けることで私立園は収入が減るため、③事務的な負担が増えるため、④利用者のニーズが高くないため、⑤期待できる政策的効果が薄いため、などが挙げられる。

○今後も公立では制度を継続するが、私立では導入を予定していない。公立保育所での制度の導入や継続にあたって必要な支援は特にないと考えている。一方、もし私立で実施するならば、収入源を補填する財政支援が必要になる。

○入所予約にかかる国・都道府県の補助金等は活用していない。

者の状況に指数をつけ、最高指数の方向が内定する。通常の申込と異なり、育児休業からの復帰の必要性を鑑みるため、調整指数の加減算は行わないこととしている。同一指数で内定予約者数を超えた場合は、抽選で決定する。

○制度の周知は、自治体のホームページ、保育所入所の手引き・案内、自治体の広報誌への掲載等により行っている。

○公立保育所において、定員に対して入所者が少ない期間は、他の保育事業（緊急一時保育事業等）との職員配置の調整をしている。

○前期の募集では、多胎児の受入にも対応できるようになっている。もし前期で双子の入園予約が決まった場合には、後期の予約枠をゼロとする。1園あたり2名を越える入所予約の枠を設けることはない。

○入所した年度中の転園や内定後のキャンセルは不可である。

が進んだことと、育児休業制度の定着の両面から、0歳児での入園へのニーズは以前よりも弱まってきている。近年は1歳児入園を希望する方々が増加傾向にあるため、0歳児入園も入所予約制度も、「運よく決まれば」、という気持ちで応募される方が一定程度みられる。入所予約の仕組みに対してあまり意見がないのは、待機児童の状況が改善してきていることも関係しているのではないかと。

○4月入園以外の選考は、年度途中に生じた空き枠や年度当初に埋まらなかった空き枠への申し込みに関するものも多く、毎月50～100名に内定を出している。4月時点がもつとも空き枠があり、年間を通して徐々に埋まっていく。0、1、2歳の枠は4月時点でかなりいっぱいとなるが、3歳以上の枠には余裕があることが多い。

事例④ 愛知県愛西市／（特に呼称はなし／導入時期は不明だが、2005年の合併前から実施）

■人口（2019年4月時点）：63,057人  
 ■待機児童数（2019年4月時点）：0人

■市内の認可保育園：

公立4園、私立5園、幼稚園型認定保育園4か所

保育環境の概要	施策の導入経緯及び実施状況	施策の具体的内容	施策の効果及び課題意識
<p>○市内の認可保育園は公立4園、私立5園、幼稚園型認定保育園は私立4園である。</p> <p>○2019年3月における保育所の在籍人員は1,444人、保育所定員の総数は1,742人となっている。</p> <p>○もともと、市内に保育園数が多く、ここ数年で新規の施設整備は実施していない。</p> <p>○当市においては、これまで待機児童が発生したことがなく保育所の受入には余裕がある。自営業や農家であっても、問題なく入園することもできる。</p> <p>○また、求職活動中でも入園することができるが、入園後、就職をするまでの2か月間の猶予期間を過ぎても就職先が決まらない場合は、退園する必要がある。</p> <p>○定員を満たしていない保育園もあり、私立では、市外からの利用者を受け入れている。</p> <p>○待機児童よりも、保育士不足が大きい</p>	<p>○愛西市は4町村が合併してできた市であるが、合併前の市町村においても、入所時期の柔軟化を図る施策は実施されていた。</p> <p>○保育所申込の際に、年度途中も含めた希望する月の入所を申請することができるとして、「予約」として「入園予約制」といった施策名称も特設していない。あくまで通常の受入方法と同じという認識である。公立・私立問わず予約が可能である。</p> <p>○前年度に行われる一斉受付において、年度途中の入所を希望し、実際に年度途中に入園した利用者は、2018年度の実績で15名であった。これは、年度途中に入所した人の約1割に相当する。</p> <p>○待機児童がないため、「随時入所」により入所する人も多い。「随時入所」の場合は、まれに断るケースがあるものの、入所先の園を選ばなければ</p>	<p>○毎年秋季に、次年度の入園を受け付けている。申込時に、何月に入園を希望するかもあわせて把握している。</p> <p>○出産前から申し込みを行うこともできる。育児休業の取得等、予約を行うに当たっての要件は設けていない。</p> <p>○一斉受付に申し込みをした人は、おおむね希望どおりの時期に、希望どおりの園へ入ることができる。ただし、一斉受付の申込時期を過ぎると、希望する時期に、希望の園に入ることが難しい場合もある。</p> <p>○公立・私立ともに、一斉受付の申込をふまえて予算と配置職員数を策定する。人員の計画は、翌3月までの年間利用見込数に基づいて立てる。</p> <p>○年度途中に配置人員を増やすことは原則行っていない。臨時職員を雇っている保育園もあるが、その場合でも、4月の年度当初から1年契約にて雇用することが基本である。</p>	<p>○利用者からすれば、希望する時期に入園することができれば、希望することはいよいことであるが、当市では待機児童がない状態が続いており、「当たり前」のことで受け止められている。あえて予約制の効果というほどのものではない。</p> <p>○保育園側としては、4月に新たな入園者が増えるよりは、年度途中に徐々に入園する方が、保育士の負担が軽減され、よいと考える。また、年度途中に入所する場合でも、年度当初の時点で、どれくらいかの時期に何名が入所予定なのか見込みが立っていると運営がしやすい。</p> <p>○待機児童はいないものの、まれにはあるが、年度途中の入所ができない場合がある。</p>

<p>な課題となっている。ここ数年では、0～2歳児、特に0歳児や障がい児保育の利用者が増えており、以前に比べて保育士が必要になっている。育児休業を取得して復職する人が増えていることや、ひとり親家庭が増えていることなどが背景として考えられる。もしくは、保育所無償化の影響で、2人以上の子どもがいる家庭において、下の子を早めに保育所に入れてもよいと考える場合もあるのかもしれない。</p>	<p>れば市内のどこかの園に入園することは可能である。</p> <p>○一方、予約による年度途中の入所については、ほぼ問題なく希望する月に入園することができる。</p>	<p>○公立の4園全てで、一時預かり事業を行っている。入園予約枠のために、定員に空きがある場合は一時預かりと人員調整をすることがあるが、そもそも、一時預かりの利用者は多くはない。</p> <p>○私立保育所における入所柔軟化を図る施策の実施に対しては、市から交付する運営費補助の中で、必要な金銭的な支援が賄えていると認識している。</p> <p>○また、私立保育所に対しては、県の補助金を活用している。0～2歳児保育のために職員を配置している場合、補助が出るというもの。金額は45万円程度。なお、保育士不足が課題であることから、国の補助金については、体制整備への補助金を優先している。</p> <p>○私立保育所への補助は行っているものの、実際には、私立保育所の多くが、3歳児加算をつける、または、外すなどしてやりくりしているようである。私立保育所では、一時預かり事業との職員調整は行っていない。</p>
--	--	--

事例⑤ 千葉県我孫子市／産後休暇・育児休暇明け 保育園入園予約 (1999 年度～)

■人口 (2019 年 4 月時点) : 132,231 人

■待機児童数 (2019 年 4 月時点) : 0 人

■市内の認可保育園 :

公立 3 園、私立 17 園、幼保連携型認定こども園 3 園、幼稚園型認定こども園 4 園、小規模保育 3 園

保育環境の概要	施策の導入経緯及び実施状況	施策の具体的内容	施策の効果及び課題意識
<p>○現在、市内の認可保育園は公立 3 園、私立 17 園、幼保連携型認定こども園 3 園、幼稚園型認定こども園 4 園、小規模保育 3 園の計 30 事業所がある。</p> <p>○2019 年 3 月における保育園の在籍人員は 2,338 人、保育園定員の総数は 2,262 人となっている。</p> <p>○1985 年から、待機児童ゼロを維持している。施設の整備と定員の弾力化を進めてきた。</p> <p>○待機児童ゼロではあるが、入園受付にあたっては、指数化を行っており、必ずしも希望する園に入園できないこともある。</p> <p>○私立保育園が多く、利用者も私立を希望して利用する傾向にある。</p> <p>○入園申込にあたっては、利用者が第一希望の園に連絡し、園と面談をしたうえで、申込を行う。園から内諾が出れば、保育課から決定通知を出すという流れである。</p>	<p>○1999 年から、産後休暇・育児休暇明け 保育園入園予約を実施している。導入経緯としては、「子育てと仕事の両立支援」の一つとして、産後休暇・育児休暇明けから職場復帰する保護者の精神的な軽減を図るとともにスムーズな職場復帰を支援するため、「産休・育休明け入園予約事業」を 1999 年 2 月に策定した計画に位置付けられた。</p> <p>○産後休暇・育児休暇明け 保育園入園予約に申し込むことは、手続き上はすぐ入園の確定とはならないが、待機児童がないため、実態としては予約が完了した時点で、希望月の入園はほぼ決まりと言ってよい。</p> <p>○入園予約制の利用状況については、公立保育園のみ把握している。2018 年度の年度途中の入園者数及び入園予約による入園の状況は、次のとおりである。年齢別では、0～1 歳</p>	<p>○秋の一斉申込では翌年 4 月の入園を受け付けるが、この一斉申込とは別に、産後休暇・育児休業明け保育園入園予約を常時受け付けている。</p> <p>○入園予約では、利用者は、当該年度中または翌年度の希望する月の入園を申し込む。当該年度の予約分は、その年度内に調整を行う。次年度分の予約は、4 月入園児の調整が終了した 3 月以降に調整を行う。</p> <p>○希望する入園実施月の前月初めに、入園を希望する保育園で利用者・子どもと面談を行い、面談を経て入園が最終決定される。</p> <p>○入園予約では、3 月の入園を予約することも可能である。公立保育園では復職日の一週間前 (平日 5 日前) から慣らし保育をすることが可能で、4 月からの復職に備えて、3 月から入園する利用者もいる。</p> <p>○職員配置は、年間利用者数を見越</p>	<p>○制度の改善に関する意見等は特にない。私立保育園の中には、国から助成が出るなら、予約制を実施できるかもしれないと考えている施設もあるようである。</p> <p>○保育園としては、集団生活の流れが固まっているなかで、新しい子が入ってくると慣れるのが大変ということがある。慣らし保育中に、保護者がご飯を食べさせることができようにするなど、慣らし保育の工夫をしている。</p> <p>○待機児童ゼロの実績を積んでいるため、利用者の中には予約をしなくても年度途中の入所が容易にできると考えている人も多い。急に申込への対応が必要になることがある。</p> <p>○現年度の予約、次年度の予約、4 月入園の受け付けを調整する必要があるが、予約数はそこまで多くないため、現状、受付や調整はさほど大変と</p>

○第一希望となった私立保育園では、入園の申込を受け付けるだけでなく、利用者が複数の場合、点数を付ける業務も行っている。

○ここ数年は産休明け入園が増えている。早く就労して収入を得たいという経済的な要因が大きいのではないか。

○入園予約制によらない年度途中の入園について、育児休業を取得している場合（年度途中で就職）や、市外から転居してきた場合などがある。

の予約が多い。

月	年度途中入所	予約制による入所数
4	68	12
5	12	1
6	14	0
7	8	3
8	11	4
9	16	3
10	5	3
11	3	2
12	10	3
1	8	5
2	0	0
3	5	5

○なお、私立保育園にも可能な限り「産休・育児休業明け入園予約事業」をお願いしている。

して年度当初に決定しているが、0～1歳の申込増により、人員を増やさなければならぬ状況にある。必要に応じて臨時または派遣職員を採用している。

○入園予約を実施している私立保育園に対して市単独補助を実施している。入園予約制により年度内に3名以上を受け入れていることが要件。規模によらず1施設に年額約112千円を補助。11の私立保育園が実施している。人件費分として市から補助している。

○市から私立保育園への補助は今後も継続する予定。市への補助申請は5月で、各園へは先払いし、年度末に精査して条件を満たしていないければ、全額市に戻してもらおう形である。

は感じていない。どのタイミングで入園するかが分かっているため、保育園にも受け入れてもらいやすい。

## 第6章 有識者ヒアリング結果

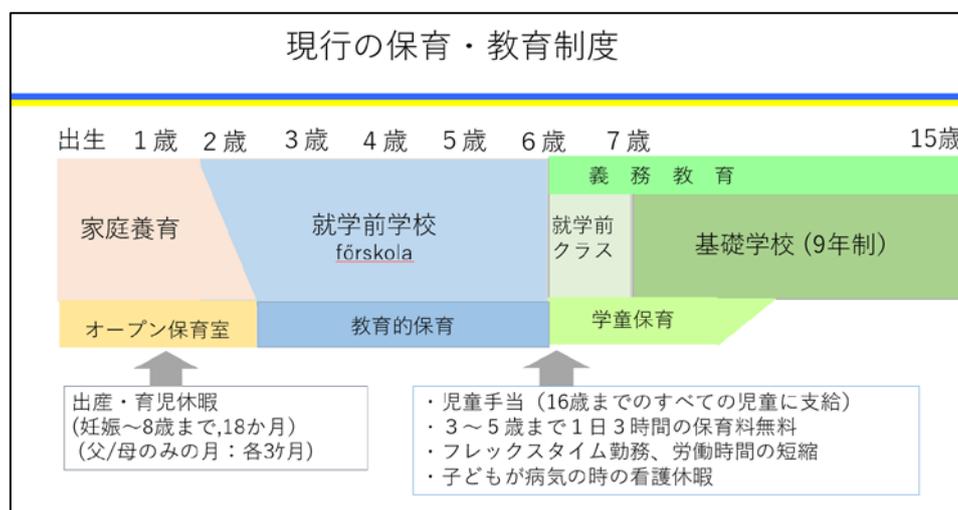
調査対象	愛知淑徳大学 福祉貢献学部教授 白石 淑江 氏
調査実施時期	2019年11月13日(水)

### 1. スウェーデンにおける保育・教育施策について

#### (1) 保育・教育施策の概要

- ・スウェーデンは、育児休業期間が長いことが特徴で、0歳児の保育は設定されていない(家庭養育)。育児休業中の親子は、「オープン保育室」(日本の子育て支援センターと類似)を利用する。
- ・育児休業の期間は、産休と合わせて、計18か月である。育児休業からの復帰時に就業時間を6時間労働にすると、残り2時間分を育児休業の延長にあてることができる。徐々に職場復帰する場合、2歳程度まで、主に家で子どもをみることができる。
- ・就学前学校が日本の保育所に該当する。待機児童は解消しており、生まれてから申込をしても十分入所可能である。
- ・就学前学校は、日本でいうと、厚生労働省ではなく、文部科学省の管轄となる。ただし、就学前学校の設置、運営に関する一義的な責任は、基礎自治体であるコミューンが負っている。保育内容は「ナショナルカリキュラム」が厳守されているが、目標をどのように具体化するかは、自治体と就学前学校に任されている。
- ・なお、利用率はわずか数パーセントであるが、就学前学校の他に在宅型の教育的保育もある。

図表 114 スウェーデンの現行の保育・教育制度



(資料) 愛知淑徳大学 福祉貢献学部 教授 白石 淑江作成

- ・育児休業中の保障について、390日の間は80%が保障される。育児休業をフルに取得できるようにしていくことは、一つの大きな目標となっている。
- ・男女が平等に育児休業を取得するための施策として、育児休業期間18か月のうち、パパの月、ママの月がそれぞれ90日設定されている。残りの12か月を、父親、母親、半々で取得すると、当初は手当が出ていた。現在は税率を下げる支援が行われているようである。それゆえ、父親の育児休業取得率は9割を超え、一人当たり平均取得日数は91日となっている。

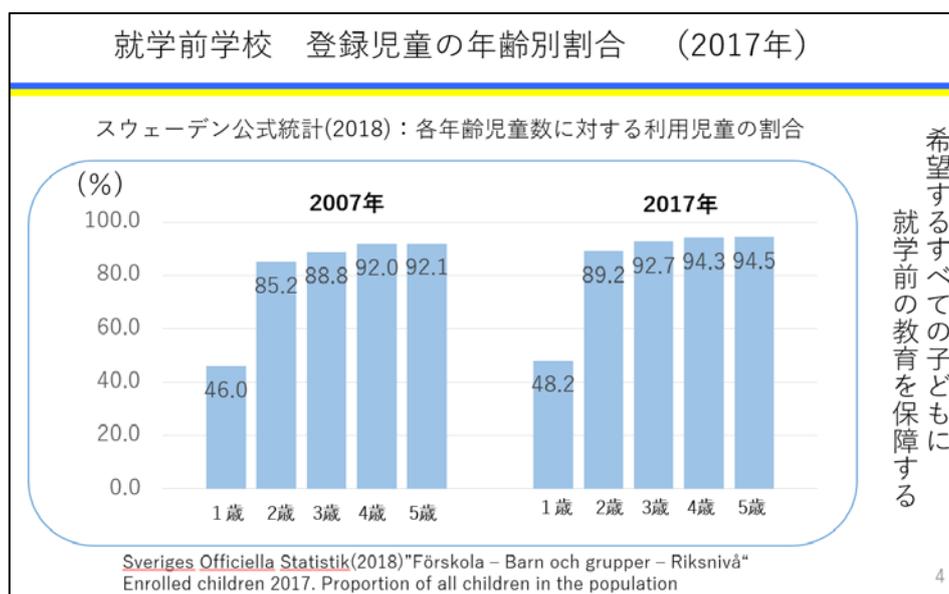
- ・子どもの視点にたつて、就学前学校での受け入れ時間を決めていることから、3歳頃まで勤務時間を6時間程度に短縮することができる。病気の際の看護休暇も子ども1人につき120日まで付与される。
- ・フレックスタイム勤務、労働時間の短縮を組み合わせ、柔軟に働くことができる。
- ・20世紀末までにこれらの制度が確立しており、待機児童問題を解消させるべく施策が進められてきた。その間、小規模の就学前学校の認可、民営化等、量を増やすための取り組みが行われてきた。3～5歳は9割程度が就学前学校に通う。現在、待機児童は解消しており、希望すれば通うことができる。

図表 115 スウェーデンの家族福祉制度

家庭の子育てを支える家族福祉制度	
育児休業	子ども一人あたり最高480日まで（+産休含め1年半） 390日間は給与の80%、90日間は1日180kr
児童手当	16歳までの子どもを持つすべての家族（1948年創設） 月額：第1子1050Kr、2人2250Kr、3人3754Kr
父親の子育て	パパの月、ママの月（2016年より各90日間ずつ） 父親の取得率90%以上、一人当たり平均取得日数91日
病気時の看護休暇	子ども一人につき120日 12歳までは給与の80%を保障
働き方の選択	フレックスタイム勤務、労働時間の短縮

（資料）愛知淑徳大学 福祉貢献学部 教授 白石 淑江作成

図表 116 就学前学校 登録児童数の年齢別割合

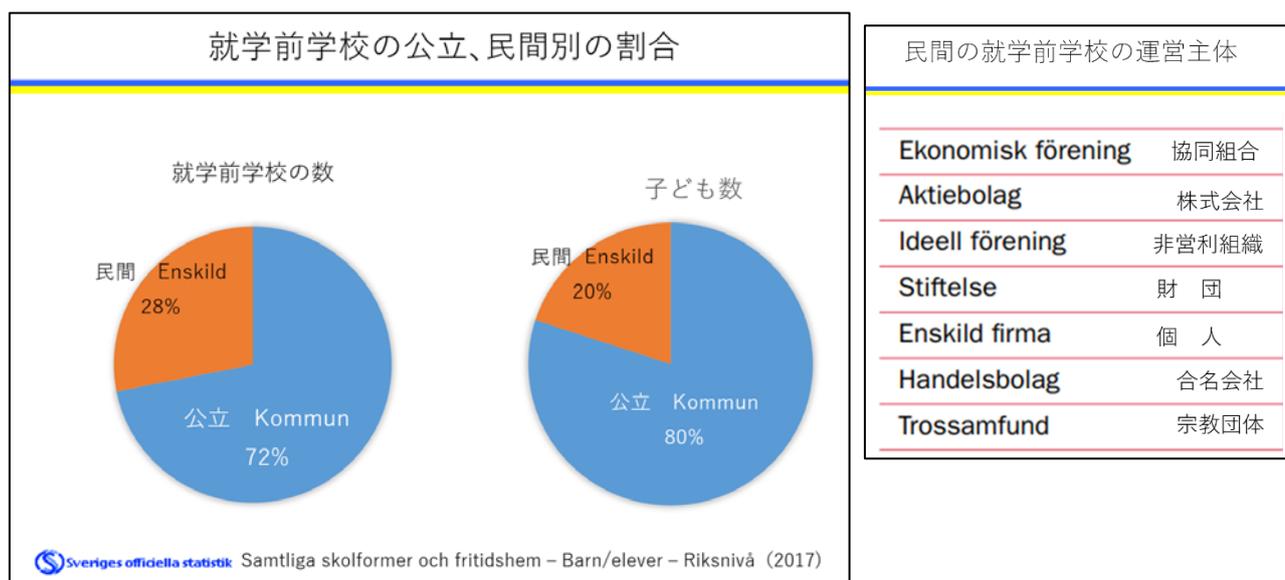


（資料）愛知淑徳大学 福祉貢献学部 教授 白石 淑江作成

## (2) 就学前学校の運営状況

- ・就学前学校の公立・民間の割合をみると、学校数では、民間が28%を占めているが、子ども数では20%となっており、民間の方が小規模の施設が多いことがわかる。親や保育者による共同組合立も認可されることから、受入子ども数が20人程度のところもある。
- ・政権が入れ替わる中で、小規模な就学前学校を増やし、待機児童の解消を図ってきたが、現在、民間が運営する就学前学校、特に、協同組合立で経営に課題を抱えるところが多い。協同組合立の就学前学校に対して、企業が経営に介入して、傘下にするとところが増えている。

図表 117 就学前学校の運営主体の状況



(資料) 愛知淑徳大学 福祉貢献学部 教授 白石 淑江作成

## (3) 保育制度の変遷

- ・保育制度の大きな転換点は、1993年に全入法の法律が施行されたことである。1歳以上の子どもが対象で、希望するすべての子どもに保育を保障すべきであるという方針を国が示した。これを受けて、自治体では待機児童の解消をめざして、保育所 (förskola) の整備が進められ、1980～1990年代に保育所数が大幅に増加した。そして、20世紀の終わりには、ついに待機児童問題を克服するに至った。
- ・その後、1996年に保育サービスの管轄が社会省から教育省に移管され、保育所 (förskola) は教育制度に統合され、就学前学校 (förskola) として新たにスタートすることになった<sup>7</sup>。そして、1998年には、21世紀を展望した子ども観、教育観に基づく就学前学校のナショナルカリキュラムが公布された。

<sup>7</sup> förskola の日本語訳は、社会省管轄の時代は「保育所」とし、教育省に移管後は「就学前学校」としている。これは、最初に「保育所(園)」と訳されることによる。

図表 118 保育制度、就学前学校の変遷

保育制度のあゆみ (福祉から教育へ)	
①19世紀後半：子ども園 (7レベルの幼児教育),子どもクラブ(貧困層の子ども)	
② 1930~1960年代：女性の労働力需要の増加と保育問題の萌芽	
③1975年：一元化した保育制度の創設 (förskola法の施行) 遊びの学校 (leksskola) , 昼間の家 (daghem) を förskolaで一体的に運営。 6歳児の年間525時間 (1日3時間) の保育の無償化	
④1993年：すべての子どもに保育を！ (förskola全入法の施行)	
⑤1996年：保育事業(förskola他)を「福祉部門」から「教育部門」へ移管する 6歳児の「就学前クラス」は、基礎学校に設置 (学童保育も学校内に) 1998年：ナショナルカリキュラムの制定	
⑥2002年：保育料の上限額の設定 (Max Taxa：月1,287kr (14,157円：1kr11円として))	
⑦2003年：すべての5歳児、4歳児の年間525時間 (1日3時間) の保育の無償化	
⑧2010年：すべての3歳児の年525時間の保育の無償化, ナショナルカリキュラム改定	
⑨2018年：「就学前クラス」の義務教育化。	
※Förskolaの日本語訳を「就学前学校」とする (英訳：preschool)	

就学前学校のカリキュラム (Läroplan för förskolan : Lpfö 98)	
1972年：「保育施設調査委員会の答申」に基づく指針 民主主義的価値観, エデュケア, 対話教育法, 遊び重視, 異年齢グループ, チーム保育, テーマ活動, 障がい児のインテグレーションなど	
<b>家族福祉政策の充実、待機児童問題解決の目的 → 量的拡充から質的な充実をめざす</b> 質の保障：①前提条件 (子ども集団の大きさ等) ②教育内容(カリキュラム) ③評価の方法	
1998年：学校庁「就学前学校のカリキュラム (Lpfö 98)」の公布 新しい子ども観、教育観に基づく子どもの発達や学びの保障 *レヅジョ・エミリアとの共同プロジェクト (1993年から4年間) の成果を踏まえる	
2010年：改定「2-2 成長と学び」の章を加筆 「2-6 フォロー・アップ, 評価, 発展」 「2-7 就学前学校長の責任」の新設	
2016年：改定「2-5 就学前クラス・学校・学童保育 (余暇センター) との協力」を加筆	
2018年：改定「1-就学前学校の任務」を加筆 (小見出しを付け、詳細に) 「2-7 Undervisning (teaching)における就学前学教師の責任」の新設	9

(資料) 愛知淑徳大学 福祉貢献学部 教授 白石 淑江作成

#### (4) 教員や保育者の状況

- ・保育者の資格について、教員資格の取得者は大卒である。保育補助員は (準保育士、チャイルドマインダーともよばれる)、高校で保育を学んだ者や一年の保育コースを修了した者である。現場では、資格に基づいて仕事内容が分けられているが、1クラスを複数の保育者が協力して担当する「チーム保育」が特徴である。
- ・スウェーデンの課題として、教員資格の取得者が少ないことがあげられる。中には、教員資格取得者が良い保育をしたいと多く集まっている就学前学校もあるが、教員を確保できず2人程度しか配置できないところもある。地域による教育格差は大きく、移民の多い地域には、教員が定着しにくいという課題もある。

## 2. スウェーデンにおける保育所への入所時期の柔軟化に関わる施策や取組について

### (1) 保育の前提条件の整備

- ・スウェーデンの学校（学校教育）法の14章で、就学前学校の入学について、自治体は4か月以内に子どもに就学前学校を提供しなければならないと定めている。
- ・15章では、子どもの自宅から出来るだけ近い就学前学校を提供しなければならないと定めている。
- ・これらより、就学前学校の入学にあたっては、待機期間が長い人、自宅から近い人が優先される。日本のように親の就労有無、就労時間は選考に際して考慮されない。

図表 119 就学前学校の入学、選択等について

学校（学校教育）法 <u>Skollag</u> (2010:800) <u>kap:Förskolan</u>
<b>就学前学校の入学</b> 14章：保護者が子どもを公立の就学前学校に入学させたいと申請すると、自治体は、4ヶ月以内に子どもに就学前学校を提供しなければならない。 子どもの発達にとって、身体的、心理的、あるいは他の理由で、就学前学校という形の特別な支援が必要な場合、その子どもに速やかに就学前学校を提供しなければならない。
<b>就学前学校の選択</b> 15章：自治体は、子どもの自宅から出来るだけ近い就学前学校を提供しなければならない。子どもの保護者の希望に対して、正当な配慮をしなければならない。
<b>料金</b> 16章：自治体は、就学前学校の料金を保護者に請求することができる。料金は正当でなければならない。 子どもが3歳になる年の秋学期からは、年間525時間を超える時間のみが請求の対象になる。7章に従って就学前学校が提供された子どもの場合は、1週間15時間を超えた時間のみが請求の対象になる。

(資料) 愛知淑徳大学 福祉貢献学部 教授 白石 淑江作成

- ・以前は、園庭や施設、設備の基準が厳しかったが、都市部の就学前学校の立地条件を考慮し、現在は緩和されている。
- ・保育料は、完全無償化ではないが、低く設定されており、3～5歳は1日3時間を無償にすることに加え（年間525時間、週15時間まで）、保育料の上限を設定している。1日利用のうち午前中が無償というイメージである。17時過ぎまで利用する子どもはほとんどいない。午後からの時間分は個人負担になるが、応能負担である。
- ・Max Taxa で保育料の上限額が設定されており、保育料の上限は月1万5千円前後である。児童手当が同じく月1万5千円程度支給されるため、保育料が高い場合、自己負担が発生するものの、ほぼ相殺される。
- ・スウェーデンでは、保育時間は1日6時間以内を目安にすることが望ましいと奨励されている（法律で決まっているわけではない）。また、子どもが病気の際には、看護休暇を取得することができ、取得しにくい環境もない。日本は3歳以下の保育料が高いことや働き方が課題と考える。
- ・難民の受入を積極的に行ってきた背景より、就学前学校では子どもの平均5人に1人が外国語を母語としている。スウェーデンで暮らしていくのであればと積極的な受け入れ施策を推

進んでいるが、移民が多い地域では、子どもの母語は25か国語程度にのぼる。それぞれの就学前学校では、コミュニケーションを補う工夫を行っており、手話や身振り手振りと言葉を組み合わせたり、小さな絵カードを常に携帯するなどしている。また、一つの絵本をとっても、図書館では、何か国語にも訳したものを揃え、地域の就学前学校を通して家庭に貸し出している。図書館と地域の連携のきっかけになっている。

図表 120 保育の前提条件

現行制度の特徴 (保育の前提条件の整備)
① 1歳過ぎまで家庭で育てる (乳児保育がない)
② 待機児童をつくらない (自治体は、申し込みから4ヶ月以内の入所に責任)
③ 歩いて通える距離に就学前学校がある (車よりベビーカー利用者が多い)
④ 保育料が安い (3~5歳は1日3時間を無償、保育料の上限額設定)
⑤ 保育利用時間が短い (親の働き方の調整, 3歳以下は1日6時間を目安に)
⑥ 病気の際は家庭で見る (看護休暇: 12歳まで、年間120日(60日病状に応じ))
⑦ 1クラスの子どもの数が少ない (13人~20人、平均約15人)
⑧ 複数の保育者がチームで保育する (平均3人: 保育補助者を含む) →有資格者の不足
⑨ 園庭が広く、近くに公園や森もあり、利用できる →都市の就学前学校の立地条件
⑩ 特別な支援を必要とする子どもの受け入れ →平均5人に1人: 外国語を母語とする

(資料) 愛知淑徳大学 福祉貢献学部 教授 白石 淑江作成

## (2) 申込手続きのオンライン化

- ・就学前学校の申込手続きは、オンラインで申請する。多言語にも対応している。システムに複雑な面があるため、スウェーデン語を話すことができない人の専用窓口も用意している。
- ・各就学前学校のホームページは、保護者、自治体において閲覧でき、空き状況も確認できる。受入可能という応答も、システム上でやりとりがなされる。社会全体で IT 化を推進することで、申込手続きの効率化が大きく進展した。
- ・優先順位は、「特別支援ニーズ」「申込時点からの待機期間が長いこと」「きょうだいがいる」「家に近いこと」である。
- ・申込から4か月以内に、いずれかの就学前学校に入ることができるよう自治体は案内する。自治体は、就学前学校の運営、管理の第一義的責任を負っており、入所の申請手続きの方法は自治体によって違いがある。
- ・以下は、ストックホルム近郊の“SOLLENTUNA (ソーレンツナ) コミューン”の例である。
- ・生後3か月から申込できるが、申請から4か月で期限が切れるため、申請を延長することになる。入所は1歳過ぎからである。
- ・申請の際には、第1希望~第5希望まで入力する。第5希望まで空きがなければ、自治体は他の就学前学校を紹介する。個人の選択を尊重する国であるため、第1~第3希望に入りたい場合、第5希望に対し「No」と返答することができる。ただし、「No」といえるのは、最大2回までである。2回目の連絡で入所し、希望の学校に空きができたなら転校することもある。

希望に影響する要因は、「自宅からの近さ」が大きい。

- ・希望の就学前学校に入るため、最も希望の学校に入りやすい新年度開始時期（8月下旬）に集中する傾向がある。8月入所のみ、6か月前の2月から申請することができる。
- ・日本で、保育所入所柔軟化に関して補助等を検討するのであれば、申請手続きのオンライン化のための補助金があるとよいと思われる。日本でも申請手続きの効率化を進める必要がある。

図表 121 利用施設の選択、申し込み手続きの方法（Sollementuna（ソーレンツナ）市の場合）

### 利用施設の選択、申し込み手続き（Sollementuna Kommuneの場合）

#### オンラインによる申請

- ①保護者→役所窓口
- |  |
|--|
| 就学前教育のサービス概要の説明（料金、申請方法、待ち時間）<br>（待ち時間：4か月以内に入所、ストックホルム市は3か月以内。<br>優先条件：特別支援ニーズ、待ち時間、きょうだいがいる、家に近い）<br>申請するシステム利用の仕方の説明<br>育休の問い合わせにも応じる |
|--|

※スウェーデン語が話せない人の専用窓口：オンラインで言語選択可

- ②オンラインでの申請：・生後3か月から申し込み可、入所は1歳過ぎから。  
・保護者は第1希望から第5希望までを入力する  
銀行口座番号、利用者氏名、国民番号、パスポート（個人情報）  
家族構成、収入、利用希望時間（親の労働時間15～40時間以内）  
・きょうだいの場合：一家族で一申請、割引は上の子を減額する  
・収入は児童手当、福祉手当、学生ローンを除外する
- ③就学前学校のページは、保護者、就学前学校、行政が閲覧できる。
- ④就学前学校が申請を受け入れられるかどうかを応答する。  
受け入れ優先条件：特別支援ニーズ、待ち時間、きょうだいがいる、家に近い  
※親の就労有無、就労時間は考慮しない（希望するすべての子どもが入所できる法律）
- ⑤待ち時間が4か月に迫っている場合：行政は第5希望以外で、空いているところを紹介する。  
※自治体によって異なる、ストックホルム市は3ヶ月以内に入所を決める規則。
- ⑥申請に対する応答→保護者の選択  
例）希望は出していないが紹介されたところ：Noと返答し、第5希望までの返答を待つ↓  
第5希望が受け入れの返答：Noと返答、第1～4希望の返答待つ→さらに4か月延期が可能  
第4希望の受け入れの返答：Noと返答する→2回目のNoで権利を失う  
→そこで決定する / とりあえず入所して第1～3の希望を待つ  
→とりあえず入所し、第1～3希望が空いたら知らせを受け返答する
- ⑦新年度開始時（8月下旬）入所に希望が集中しやすい（空きがあるのでは入りやすい）  
8月入所の場合だけは、2月（6か月前から）から申請することができる。

# 資料編 アンケート調査票



令和元年 11 月

各市区町村  
保育担当課御中

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省補助事業）  
「保育所入所時期の柔軟化に関する調査研究事業」

## 「入園予約制」をはじめとする柔軟な入所時期を 可能にする施策に関するアンケート調査

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社では、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省補助事業）「保育所入所時期の柔軟化に関する調査研究事業」の一環で、標題のアンケート調査を実施しております。

本アンケートは、年度途中での保育所への入所が難しく、不本意ながら育児休業を早めに切り上げて4月に入所する利用者がいることについて、今後取り組むべき課題ではないかという認識から、全国の市区町村におけるいわゆる「入園予約制」の実施状況をはじめ、柔軟な入所時期に関する実態を把握し、今後の方策の検討に役立てるために実施するものです。

ご多忙中のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。ご回答いただいた本調査票は、令和元年 12月11日(水)までに、同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬具

### ◆利用目的

・ ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。また、すべて統計的に処理されますので、個々の調査票のご回答や結果が、調査実施者以外に知られることはございません。

### ◆調査対象について

・ 全市区町村 1,741 か所にお送りしています。（区は東京特別区）

### ◆回答方法等について

・ このアンケートは、特に期日を明記している設問以外はすべて 2019年4月1日時点の状況でお答えください。

### ◆調査結果の公表について

・ 本調査は令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省の補助金を受けて、弊社が実施するものです。調査結果は2020年4月頃に、弊社ホームページ等にて公開する予定です。

### ◆問い合わせ先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 共生社会部 保育所調査事務局

担当：服部、尾島、横幕、加藤

〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

TEL：03-6733-3402 Eメール：hoiku@murc.jp

※お問い合わせ電話の受付時間は、祝日を除く月曜日～金曜日の10：00～17：00です。

●本アンケート調査における用語の定義について、以下のようにご理解のうえご回答ください。

**【保育所】**

- 本アンケートでは、認可保育所、地域型保育事業所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園についてお答えください。

**【随時入所】**

- 年度途中で随時申込を受け付け、入所可能な条件を満たしていれば入所する方法を指します。定員の空き（年度途中での転園・退園等によって生じる空きを含む）に対して、入所の申込受付を行うなどが該当します。
- ただし、年度途中で発生する定員の空きを下記に示す入園予約制の受入枠として利用する場合は、入園予約制に当たるものとお考えください。

**【入園予約制】**

- 特定の時期を指定して、年度途中に入所する方法等を指します。
- その他、「入園予約制」「入所予約制」「育児休業明け入所予約」などの名称やこれらに類似する名称で実施している入所の方法を指します。

**I. 貴市区町村について**

ご回答にあたり、貴市区町村に関する情報とご連絡先をご記入ください。調査結果の公表にあたり、事前の許諾を得ずに個別の市区町村名を用いることはいたしません。

① 市区町村コード	(総務省による6桁のコード)		
② 都道府県名	都・道・府・県	③ 市区町村名	市・区・町・村
④ 回答部署名		⑤ 電話番号	
⑥ メールアドレス			

**II. 年度途中における保育所への入所受け入れについて**

問1. 平成31年3月における①保育所の在籍人員と②定員の総計をご記入ください。

※年度途中での入所実態の目安として、厚生労働省が公表する『保育状況とりまとめ』（平成30年4月時点）における入所者数との差異をみるためにお伺いします。

平成31年3月時点の①②の状況	
①保育所の在籍人員	人
②保育所定員の総計	人

問2. 貴市区町村において、4月以外の時期（年度途中）での入所の実態や課題について、どのように認識をしていますか。もっとも近いと思われるものを1つ選んでください。

- 1 4月以外の時期での入所は困難であり、課題と認識している
- 2 4月以外の時期での入所は困難であるが、優先すべき課題として認識していない
- 3 4月以外の時期での入所は難しくないが、入所時期の柔軟化を図るための施策の充実が必要と認識している
- 4 4月以外の時期での入所は難しくなく、課題となっていない
- 5 わからない

問3. 年度途中での保育所への入所と、保育所の職員配置の関係についてお伺いします。貴市区町村における公立保育所の職員配置のあり方として、もっとも近いものを1つ選んでください。

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 年度当初より、定員数(定員の弾力化を行っている場合は、弾力化後の定員数)に対する配置基準以上の職員を配置しており、原則、年度途中の変動はない |   |
| 2 | 年度途中の入所者数の変動に合わせて、年度途中に職員の配置を増減させることがある                                |   |
| 3 | その他(具体的に:  | ) |
| 4 | わからない  |   |

問4. 貴市区町村における入園予約制の実施状況についてお伺いします。

(1) 入園予約制を実施している保育所はありますか。あてはまるものを1つ選んでください。(1ヶ所でも実施している保育所があれば、「1」を選んでください。)

- |   |                    |             |
|---|--------------------|-------------|
| 1 | 入園予約制を実施している保育所がある | →問 4 (2) へ  |
| 2 | 入園予約制を実施している保育所はない | →問 21(p.9)へ |

(2) 入園予約制を実施している保育所は、公立ですか、私立ですか。あてはまるものを1つ選んでください。(1ヶ所でも実施している保育所があれば、実施しているとお考えください。)

- |   |                    |             |
|---|--------------------|-------------|
| 1 | 公立保育所のみで実施している     | →問 5 へ      |
| 2 | 公立保育所と私立保育所で実施している | →問 5 へ      |
| 3 | 私立保育所のみで実施している     | →問 14(p.6)へ |

- 「III. 公立保育所における入園予約制の実施について」は、問4(2)にて、「1. 公立保育所のみで実施している」または「2. 公立保育所と私立保育所で実施している」とお答えした場合にお伺いします。

### III. 公立保育所における入園予約制の実施について

問5. 公立保育所において、入園予約制を開始した年度(西暦)をご記入ください。

公立保育所における入園予約制を開始した年度(西暦)	年度
---------------------------	----

問6. 入園予約制の予約枠の確保の方法として、もっとも近いものを1つ選んでください。

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 入園予約制のための定員枠を予め確保している  |   |
| 2 | 4月入所者の調整後の空き枠を利用している   |   |
| 3 | 5月以降に生じている空き枠(転園・退園などによる空きを含む)を利用している                            |   |
| 4 | 4月入所と5月以降の入所の調整を同時に行い、5月以降の入所を希望する利用者について内定した場合に、その利用者の予約枠が確保される |   |
| 5 | その他(具体的に:  | ) |

問7. 平成30年度に公立保育所で実施した入園予約制について、①予約枠数の総計と②入園予約制によって入所した利用者の総計をご記入ください。複数の園で実施している場合は、合計した人数をお答えください。なお、わからない場合や回答が難しい場合は「-」をご記入ください。

※定員の空きを利用している場合（問6で「2」～「4」を選んだ場合など）は、「②入園予約制による入所者数の総計」のみお答えください。

※複数の園で実施している場合は、すべての園を合計した人数をお答えください。

①入園予約制の予約枠数の総計	人
②入園予約制による入所者数の総計	人

問8. 貴市区町村の公立保育所における入園予約制の仕組みについてお伺いします。

(1) 次のような人も、入園予約制を申し込むことができますか。次の①～②の事項があてはまるかどうかそれぞれお答えください。（①～②についてそれぞれ○は1つずつ）

	1 あてはまる	2 あてはまらない	3 わからない
①. 出産前（妊娠中）の人も、入園予約制を申し込むことができる	1	2	3
②. 産後休業中の人も、入園予約制を申し込むことができる	1	2	3

(2) 入園予約制の申し込みにあたり、育児・介護休業法に定められる育児休業についてどのような要件がありますか。次の①～④の事項があてはまるかどうかそれぞれお答えください。（①～④についてそれぞれ○は1つずつ）

	1 あてはまる	2 あてはまらない	3 わからない
①. 育児休業の取得または取得予定が要件となっている	1	2	3
②. 育児休業を一定期間以上取得または取得予定であることを要件としている（育児休業を6ヶ月以上取得することが必要である場合など）	1	2	3
③. 入園予約制の利用対象者は、育児休業を、子が1歳に達する前日まで取得する人に限られる（育児休業をまるまる1年間取得しない人（例えば6ヶ月のみ取得する人）は、対象外となる）	1	2	3
④. 「パパ・ママ育休プラス」を活用する利用者（育児休業を子が1歳2ヶ月に達する前日まで取得する人）も入園予約制を利用することができる	1	2	3

- (3) 貴市区町村の公立保育所における入園予約制において、予約可能な時期に関する要件として、次の①～③の事項があてはまるかどうかそれぞれお答えください。(①～③についてそれぞれ○は1つずつ)

	1 あてはまる	2 あてはまらない	3 わからない
①. 産後休業明けの時期を予約することができる	1	2	3
②. 4月の入所も予約することができる	1	2	3
③. 年度後半の暦月について、予約できる入所月に制限がある(例:3月の入所予約は不可など)	1	2	3

- (4) 貴市区町村の公立保育所における入園予約制の申込や選考の方法について、次の①～⑤の事項があてはまるかどうかそれぞれお答えください。(①～⑤についてそれぞれ○は1つずつ)

	1 あてはまる	2 あてはまらない	3 わからない
①. 「4月入所」の申込時期と「入園予約制」の申込時期は、同時期である	1	2	3
②. 「4月入所」の選考時期と「入園予約制」の選考時期は、同時期である	1	2	3
③. 入園予約制の申込受付や選考は、利用者が希望する入所時期に関わらず、年度内に1回のみ設定している	1	2	3
④. 利用者が希望する入所月ごとに、申込時期を設定している	1	2	3
⑤. 入所が想定される同じ年度内に「4月入所や年度途中の随時入所」と「入園予約制」の両方を申込むことができる	1	2	3

- (5) その他、貴市区町村の公立保育所における入園予約制の実施方法について、次の①～②の事項があてはまるかどうかそれぞれお答えください。(①～②についてそれぞれ○は1つずつ)

	1 あてはまる	2 あてはまらない	3 わからない
①. 待機児童数の算出の際、(まだ実際には入所していない)入園予約制の申込者を待機児童として数えている	1	2	3
②. 1歳児以上のクラスでも入園予約制を実施している	1	2	3

- 問9. 本調査票末頁 (p. 12) に記載の「入園予約制の方式例」のうち、貴市区町村の公立保育所における入園予約制の実施方法として、もっとも近いと思われるものを1つ選んでください。

1 A	3 C	5 あてはまるものがない
2 B	4 D	6 わからない

問10. 入園予約制を実施していることや入園予約制の申込要領を、利用者となる方々にどのように周知をしていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- |   |                                |   |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 自治体のホームページに掲載している              |   |
| 2 | 保育所入所の手引き・案内に掲載している            |   |
| 3 | 周知用パンフレットを作成している               |   |
| 4 | 自治体の広報誌に掲載している                 |   |
| 5 | 保育所入所を希望する利用者へ、窓口や電話で個別に案内している |   |
| 6 | その他(具体的に:                      | ) |
| 7 | 特に周知していない                      |   |

問11. 入園予約制の実施にあたり、活用している補助金はありますか。あてはまるものをすべて選んでください。補助金を活用している場合、具体的な補助金等の名称をご記入ください。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 | 保育対策総合支援事業費における保育利用支援事業(予約制導入に関わる体制整備)に対する補助金 |   |
| 2 | 上記1以外の国の補助金(補助金等の名称:                          | ) |
| 3 | 都道府県の補助金(補助金等の名称:                             | ) |
| 4 | その他(具体的に:                                     | ) |
| 5 | 市区町村の独自財源のみ(補助金は使っていない)                       |   |

問12. 入園予約制の実施にあたり、定員に対して入所者数が少ない期間において、他の保育事業(一時預かり事業等)との職員配置の調整を行っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- |   |                                   |   |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | 行っている                             |   |
|   | ⇒【他事業との職員配置の調整の方法について具体的にご記入ください】 | ) |
| 2 | 行っていない                            |   |

問13. 入園予約制の実施にあたり、年度の途中から配置する職員数を増やすなど、配置人数の調整を行っていますか。あてはまるものを1つ選んでください。

- |   |                              |   |
|---|------------------------------|---|
| 1 | 行っている                        |   |
|   | ⇒【配置人数の調整の方法について具体的にご記入ください】 | ) |
| 2 | 行っていない                       |   |

- 「IV. 私立保育所における入園予約制の実施について」は、問 4(2)にて、「2. 公立保育所と私立保育所で実施している」または「3. 私立保育所のみで実施している」とお答えした場合にお伺いします。

#### IV. 私立保育所における入園予約制の実施について

問14. 入園予約制を実施している私立保育所における、入園予約制の実施のあり方についてお伺いします。

- (1) 私立保育所において入園予約制を実施している保育所の状況についてお伺いします。実施しているのは、貴市区町村の施策として実施している保育所、あるいは保育所独自に実施している保育所のどちらですか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

1 市区町村の施策として実施している保育所のみ	→問 14(2)へ
2 市区町村の施策として実施している保育所と、保育所独自に実施している保育所がある	→問 14(2)へ
3 保育所独自に実施している保育所のみ	→問 15へ

- 問 14(2)(3)は、問 14(1)にて「1」または「2」とお答えした場合にお伺いします。
- (2) 入園予約制を市区町村の施策として実施している私立保育所において、入園予約制を開始した年度（西暦）をご記入ください。複数の私立保育所にて実施している場合は、導入した最初の年度をご記入ください。

私立保育所における入園予約制を開始した年度(西暦)	年度
---------------------------	----

- (3) 貴市区町村の施策として入園予約制を実施している私立保育所における、入園予約制の仕組みとしてあてはまるものを1つ選んでください。

1 公立保育所と同じ方法で実施している私立保育所のみ
2 私立保育所によって仕組みが異なるが、公立保育所と同じ方法で実施している私立保育所もある
3 公立保育所と同じ方法で実施している私立保育所はない
4 入園予約制は、私立保育所のみで実施している

問15. 私立保育所における入園予約制に対する市区町村からの支援についてお伺いします。

- (1) 私立保育所に対して、入園予約制の実施のために、以下のような支援や補助を行っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1 財政的な支援・補助	} 問 16へ
2 人材確保に関する支援	
3 利用者に対する情報提供に関する支援	
4 その他(具体的に: )	
5 特に実施していない	

- 問 15(2)は、問 15(1)にて「1. 財政的な支援・補助」とお答えした場合にお伺いします。
- (2) 私立保育所に対して、入園予約制の実施のために行っている財政的な支援の財源として、あてはまるものをすべて選んでください。補助金等を活用している場合、具体的な補助金等の名称をご記入ください。

1	保育対策総合支援事業費における保育利用支援事業(予約制導入に関わる体制整備)に対する補助金	
2	上記 1 以外の国の補助(補助金等の名称:	)
3	都道府県の補助金(補助金等の名称:	)
4	その他(具体的に:	)
5	市区町村の自主財源からの補填	

問16. 平成 30 年度に私立保育所で実施した入園予約制の①予約枠数の総計、②貴市区町村の施策として実施している私立保育所における入園予約制による入所者数の総計、③左記②以外の私立保育所における入園予約制による入所者数の総計をご記入ください。わからない場合や回答が難しい場合は「-」をご記入ください。

- ※②および③については、それぞれ該当する私立保育所がある場合にご回答ください。
- ※定員の空きを利用している場合は、②または③のみお答えください。
- ※複数の園で実施している場合は、合計した人数をお答えください。

①私立保育所における入園予約制の予約枠数の総計	人
②貴市区町村の施策として実施している私立保育所における、入園予約制による入所者数の総計	人
③上記②以外の私立保育所における入園予約制による入所者数の総計	人

- 「V. 入園予約制の実施に関する効果や課題等について」は、問 4(1)にて、「1. 入園予約制を実施している保育所がある」とお答えした場合にお伺いします。それ以外の場合は、問 21 (p.9)へお進みください。

## V. 入園予約制の実施に関する効果や課題等について

問17. 入園予約制の実施により期待される効果として、あてはまるものをすべて選んでください。

1	利用者が十分な育児休業期間(1年間まるまるなど)を取得できること	
2	(育児休業の期間に関わらず)利用者が希望する入所時期での入所が可能になること	
3	保育所への入所が4月に集中することを避けられ、年度当初やならし保育期間の保育士の負担を軽減できること	
4	保育所への入所が4月に集中することを避けられ、年度当初やならし保育期間の保育の質が高められること	
5	年度途中の随時の申込受付や入所に比べて、入所内定から入所までの期間に余裕が生まれること	
6	利用児童の見込みが立てやすくなること	
7	その他(具体的に:	)
8	特に期待する効果はない	
9	わからない	

問18. 入園予約制の導入にあたり、困難だったこととして、あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 待機児童問題との兼ね合い(待機児童の解消が優先課題であることや、待機児童がいるなかで予約枠を設けることに対して反対の声があることを含む) →問 19 へ
- 2 十分な予約枠を確保すること
- 3 入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑になること
- 4 予約枠を設けることで収入が減ること(収入減に対する補填が難しい場合を含む)
- 5 予算の確保が難しいこと
- 6 事業所との調整が難しいこと
- 7 職員配置の調整が難しくなること
- 8 行政の事務的な負担が増えること
- 9 その他(具体的に: )
- 10 特に困難だったことはない
- 11 わからない

● 問 18 にて「1」とお答えした場合にお伺いします。それ以外の場合は問 20 へお進みください。

問19. 待機児童との兼ね合いが入園予約制の導入における課題となっていたなかで、どのように関係各所と調整を行い、導入することができましたか。経緯や工夫について具体的にご記入ください。

問20. 貴市区町村における入園予約制の課題と感じていることとして、あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 待機児童問題との兼ね合い(待機児童の解消が優先課題であることや、待機児童がいるなかで予約枠を設けることに対して反対の声があることを含む)
- 2 予約枠の数が少ないこと
- 3 入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑なこと
- 4 予約枠を設けることで収入が減っていること(収入減に対する補填が難しい場合を含む)
- 5 予算の確保が難しいこと
- 6 事業所との調整が難しいこと
- 7 職員配置の調整が難しいこと
- 8 行政の事務的な負担が大きいこと
- 9 実施可能な保育所が少ないこと
- 10 利用できる対象者が限られること
- 11 予約入所が決定した後、実際に入所する前に辞退する利用者が多いこと
- 12 2月や3月など、年度終盤に入所を希望する利用者があること(年度途中の予約枠の確保期間が長い場合があること)
- 13 利用者の認知度が低いこと
- 14 その他(具体的に: )
- 15 特に課題はない
- 16 わからない

- 「VI. 入園予約制を実施していない理由」は、問4(1)にて「2. 入園予約制を実施している保育所はない」もしくは、問4(2)にて「1. 公立保育所のみで実施している」又は「3. 私立保育所のみで実施している」とお答えになった方にお伺いします。それ以外の場合は、問22へお進みください。

**VI. 入園予約制を実施していない理由について**

問21. 保育所で入園予約制を実施していない理由として、あてはまるものをすべて選んでください。①公立、②私立のうち、入園予約制を実施していないものについてお答えください。いずれにおいても実施していない場合は、①公立、②私立の両方について、それぞれお答えください。

		①公立	②私立
回答の方向 ↓			
1	待機児童問題との兼ね合い(待機児童の解消が優先課題であることや、待機児童がいるなかで予約枠を設けることに対して反対の声があることを含む)	1	1
2	十分な予約枠を確保できないため	2	2
3	入所申込のとりまとめや入園の調整が煩雑になるため	3	3
4	予約枠を設けることで収入が減るため(収入減に対する補填が難しい場合を含む)	4	4
5	予算の確保が難しいため	5	5
6	事業所との調整が難しいため	6	6
7	職員配置の調整が難しくなるため	7	7
8	行政の事務的な負担が増えるため	8	8
9	利用者のニーズが高くないため	9	9
10	期待できる政策的効果が薄いため	10	10
11	予約制がなくても、利用者が希望する月に入所できているため	11	11
12	どのように制度を整えればよいかわからないため	12	12
13	その他(具体的に: )	13	13
14	特になし/検討したことがない	14	14
15	わからない	15	15

- 全ての市区町村にお伺いします。

**VII. 入園予約制の今後の実施・導入について**

問22. 今後の入園予約制の継続や導入の方針、または、検討の状況としてあてはまるものを、①公立、②私立についてそれぞれひとつずつ選んでください。

	【現在導入している場合】			【現在導入していない場合】	
	1. 制度を継続する	2. 制度継続の是非を検討している	3. 制度を廃止する予定である	4. 制度の導入を検討している	5. 導入を検討しておらず、検討の予定もない
①公立	1	2	3	4	5
②私立	1	2	3	4	5

問23. 入園予約制の導入や継続にあたり、必要な支援と考えられるものとしてあてはまるものをすべて選んでください。①公立、②私立についてそれぞれお答えください。現時点で、導入を検討していない場合も、導入することになった状況を仮定してお答えください。

回答の方向 ↓		① 公立	② 私立
1	収入減を補填するための財政的支援	1	1
2	保育士等の人員確保に関する支援	2	2
3	制度の運用に関するノウハウの共有	3	3
4	特に必要な支援はない	4	4

問24. 国の保育対策総合支援事業費補助金における保育利用支援事業についてお伺いします。

(1) 保育利用支援事業に対する補助金のうち、代替保育利用支援に対する補助金の活用状況や認知状況として、あてはまるものを1つ選んでください。

**【代替保育利用支援に対する補助金】**

児童が1歳に達する日（誕生日の前日）まで育児休業を取得し、翌4月1日からの保育所等の入所予約を行った保護者に対して、育児休業終了後から保育所等に入所するまでの間、利用した代替保育（一時預かり事業など市町村が適切と認めた保育）の利用料の一部を支援。

【現在、活用している】	1 現在、活用している
【以前は活用していた】	2 以前、活用していたが、現在は活用していない
【活用していない／ 活用したことがない】	3 活用を検討している(したことがある)
	4 知っていたが、検討したことはない
	5 知らなかった

(2) 保育利用支援事業に対する補助金のうち、予約制導入に関わる体制整備に対する補助金の活用状況や認知状況として、あてはまるものを1つ選んでください

**【予約制導入に関わる体制整備に対する補助金】**

入園予約制を導入する保育所等に対して、4月1日から入園予約を行った保護者の児童が入所するまでの間、保護者及び市町村との連絡調整、保護者への相談対応等を行う保育士等の配置に必要な費用の一部を支援。

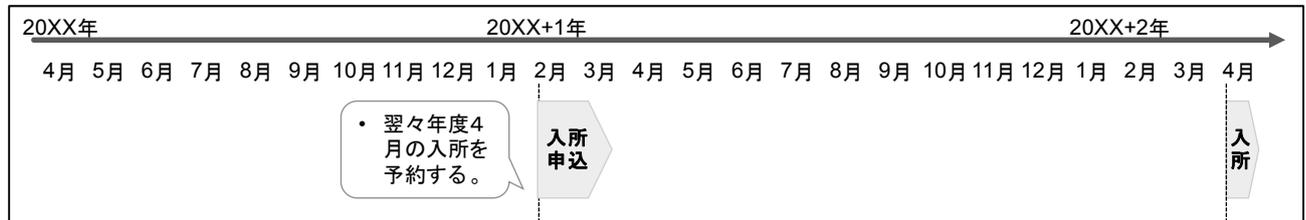
【現在、活用している】	1 現在、活用している	→問 25 へ
【以前は活用していた】	2 以前、活用していたが、現在は活用していない	} →問 24 (3) へ
【活用していない／ 活用したことがない】	3 活用を検討している(したことがある)	
	4 知っていたが、検討したことはない	
	5 知らなかった	→問 25 へ



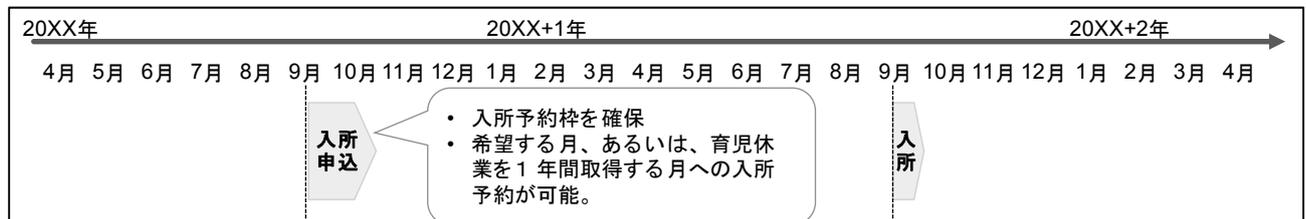
## 入園予約制の方式例

- 問9では、下図をご参照のうえ、貴市区町村における入園予約制の仕組みとして近いと思われるものを1つお選びください。近いと思われるものがない場合は、選択肢5「あてはまるものがない」を選んでください。
- 図内の暦は、特段の説明がある場合を除き例示となります。

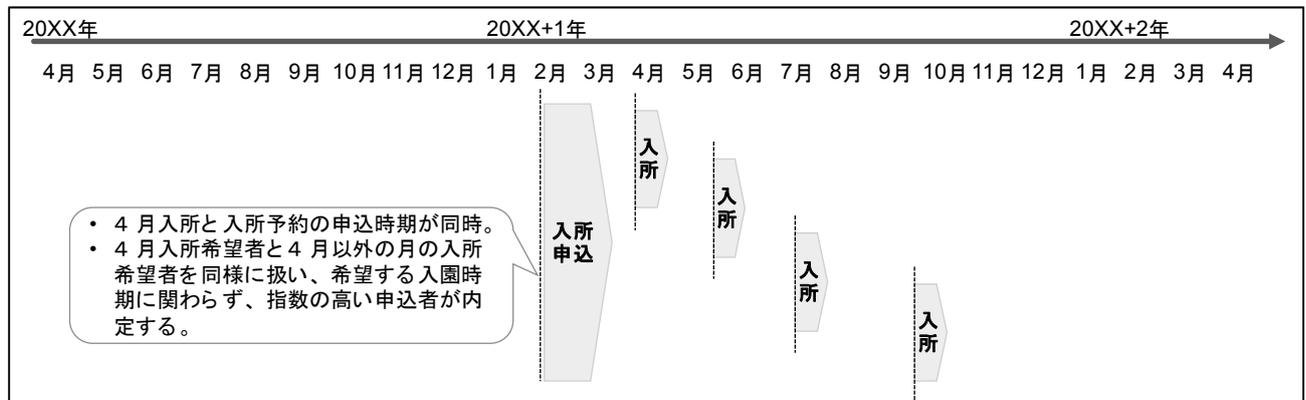
### A) 翌々年度4月の入所を予約する



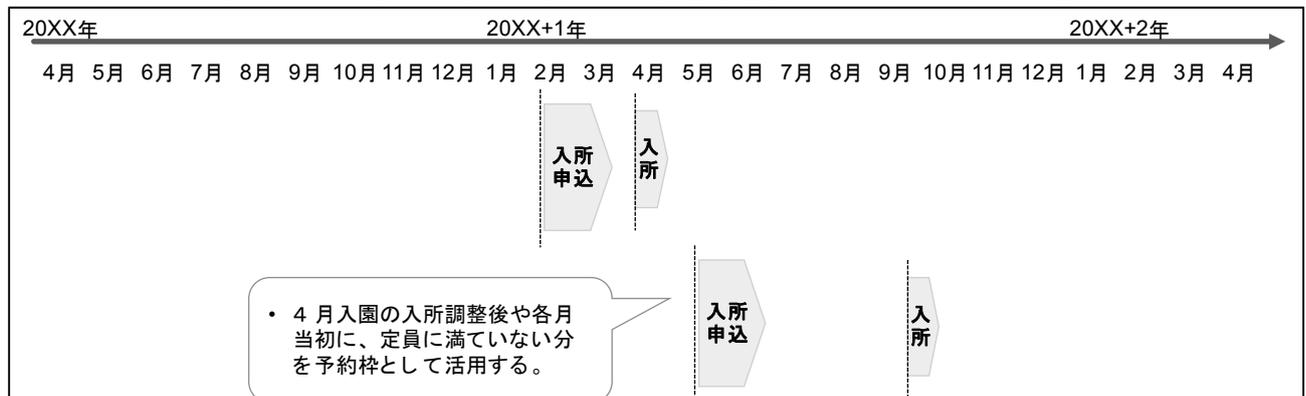
### B) あらかじめ一定の予約枠を確保し、利用者が希望する月や産休・育休が明ける月の入所を予約する



### C) 「4月」と「4月以外」の入所申込を同時に受け付け、希望する入所時期に関わらず、同時に同じ方法で選考を行う



### D) 4月入園の調整後の空き枠や、各月初頭の空き枠を予約枠として活用し、申込を受け付ける





## 参考資料 2. 利用者アンケート調査票

**Q0**

あなたの性別をお答えください。

- 1  男性
- 2  女性
- 3  その他

次へ

**Q1**

あなたの年齢をお答えください。

- 1  10代
- 2  20代
- 3  30代
- 4  40代
- 5  50代以上

次へ

**Q2**

あなたのお子さんの人数として、あてはまるものをお答えください。

- 1  子どもはいない
- 2  1人
- 3  2人
- 4  3人
- 5  4人以上

次へ

**Q3**

末子(一番下のお子さん)が生まれた年月として、あてはまるものをお答えください。

2016年12月以前

- 1  2016年12月以前

2017年

- 2  2017年1月  
3  2017年2月  
4  2017年3月  
5  2017年4月  
6  2017年5月  
7  2017年6月  
8  2017年7月  
9  2017年8月  
10  2017年9月  
11  2017年10月  
12  2017年11月  
13  2017年12月

2018年

- 14  2018年1月  
15  2018年2月  
16  2018年3月  
17  2018年4月  
18  2018年5月  
19  2018年6月  
20  2018年7月  
21  2018年8月  
22  2018年9月  
23  2018年10月  
24  2018年11月  
25  2018年12月

2019年

- 26  2019年1月  
27  2019年2月  
28  2019年3月  
29  2019年4月  
30  2019年5月  
31  2019年6月  
32  2019年7月  
33  2019年8月  
34  2019年9月  
35  2019年10月  
36  2019年11月  
37  2019年12月

2020年

- 38  2020年1月

次へ

**Q4**

現在の末子の状況として、あてはまるものをお答えください。

- 1  保育所等に入園している(2号・3号認定)
- 2  幼稚園等に入園している(1号認定)
- 3  保育所・幼稚園等を利用していない

次へ

**Q5**

あなたの現在の就労形態と、末子が保育所等に入所した当時の就労形態としてあてはまるものを、それぞれ1つずつお答えください。(それぞれひとつずつ)

		正社員	無期契約社員	パート・アルバイト、有期契約社員	派遣社員	自営業主・家族従業者・フリーランスなど	会社役員	その他	働いていない(専業主婦、学生など)
 回答方向									
1	現在の就労形態	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>	6 <input type="radio"/>	7 <input type="radio"/>	8 <input type="radio"/>
2	入所当時の就労形態	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>	6 <input type="radio"/>	7 <input type="radio"/>	8 <input type="radio"/>

次へ

**Q6A**

あなたの現在の居住地をお答えください。

---

**Q6**

あなたの現在の居住地の郵便番号をお答えください。

-

次へ

**Q7**

末子が最初に保育所等に入所してから現在までの間に、引っ越しをされましたか。  
あてはまるものを、1つお答えください。

- 1  都道府県をまたいで引っ越しをした
- 2  同都道府県内で市区町村をまたいで引っ越しをした
- 3  同市区町村内で引っ越しをした
- 4  末子が最初に保育所等に入所してから現在までの間に、居住地の変更はない

次へ

**Q8**

現在、同居しているご家族として、あてはまるものをすべてお答えください。(いくつでも)

- 1  配偶者・パートナー
- 2  子ども
- 3  自分の父親
- 4  自分の母親
- 5  配偶者の父親
- 6  配偶者の母親
- 7  祖父母
- 8  姉妹兄弟
- 9  その他
- 10  同居している家族はいない

次へ

**Q9**

現在、末子が通われている保育所等の種別をお答えください。  
なお、「認可保育施設」には、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業が当てはまります。  
「認証保育所」などの自治体独自の保育施設(東京都認証保育所、横浜保育室等)は、「認可外(無認可)保育施設」とお答えください。

- 1  認可保育施設
- 2  認可外(無認可)保育施設
- 3  わからない

次へ

**Q10**

末子について、現在通われている保育所等の前に、別の保育所等に通われていたことはありますか。

- 1  ある
- 2  ない

次へ

**Q11**

複数の保育所等を利用した経験がある方にお伺いします。  
末子が最初に入所した保育所等の種別をお答えください。  
なお、「認可保育施設」には、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業が当てはまります。  
「認証保育所」などの自治体独自の保育施設(東京都認証保育所、横浜保育室等)は、「認可外(無認可)保育施設」とお答えください。

- 1  認可保育施設
- 2  認可外(無認可)保育施設
- 3  わからない

次へ

**Q12**

末子について、保育所等への入所を希望していた時期に入所することができましたか。  
複数の保育所等の利用経験がある場合は、最初の保育所等に入所した時期について、お答えください。

- 1  希望していた時期に入所することができた
- 2  希望していた時期には入所できなかった
- 3  わからない・覚えていない

次へ

**Q13**

末子について、保育所等への入所を希望していた時期と、実際に入所した時期(複数の保育所等の利用経験がある場合は、最初の保育所に入所した時期)としてあてはまるものをそれぞれお答えください。

Q12で「希望していた時期に入所することができた」とお答えになった方は、希望していた時期と実際に入所した時期は、同じ回答となります。(それぞれひとつずつ)

	1	2
	入所を希望していた時期	実際に入所した時期
2017年		
2017年1月	1 <input type="radio"/>	1 <input type="radio"/>
2017年2月	2 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>
2017年3月	3 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>
2017年4月	4 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>
2017年5月	5 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>
2017年6月	6 <input type="radio"/>	6 <input type="radio"/>
2017年7月	7 <input type="radio"/>	7 <input type="radio"/>
2017年8月	8 <input type="radio"/>	8 <input type="radio"/>
2017年9月	9 <input type="radio"/>	9 <input type="radio"/>
2017年10月	10 <input type="radio"/>	10 <input type="radio"/>
2017年11月	11 <input type="radio"/>	11 <input type="radio"/>
2017年12月	12 <input type="radio"/>	12 <input type="radio"/>

2018年		
2018年1月	13	13
2018年2月	14	14
2018年3月	15	15
2018年4月	16	16
2018年5月	17	17
2018年6月	18	18
2018年7月	19	19
2018年8月	20	20
2018年9月	21	21
2018年10月	22	22
2018年11月	23	23
2018年12月	24	24
2019年		
2019年1月	25	25
2019年2月	26	26
2019年3月	27	27
2019年4月	28	28
2019年5月	29	29
2019年6月	30	30
2019年7月	31	31
2019年8月	32	32
2019年9月	33	33
2019年10月	34	34
2019年11月	35	35
2019年12月	36	36
2020年		
2020年1月	37	37

わからない・覚えていない	30	30
	入所を希望していた時期	実際に入所した時期
	1	2

次へ

**Q14**

あなたは入所を希望していた時期を「〇〇〇(Q13.1回答テキスト再掲)」とお答えになりましたが、実際に入所されたのは「〇〇〇(Q13.2回答テキスト再掲)」とお答えになりました。希望する時期に入所できなかった理由は何ですか。あてはまるものをすべてお答えください。(いくつでも)

- 1  その時に入所しないと、入所そのものができなかったから
- 2  入所の申込は行ったが、選考に落ちたため
- 3  入所を希望していた時期には定員の空きがなく、申込ができなかったため
- 4  勤務(予定)先の状況が変わったため
- 5  復職・就職を取りやめたため
- 6  自分や子どもの体調がよくなかったため(負傷・疾病等を含む)
- 7  その他
- 8  特になし

次へ

**Q15**

末子について、認可保育施設に申し込みを行ったことがある方にお伺いします。  
これまでに、認可保育施設への入所申し込みの際に、「入園予約制」による申し込みを行ったことがありますか。

※「入園予約制」とは、希望する時期の入所をあらかじめ予約すること(翌月すぐに入所する場合を除く)を指します。

その他、「入所予約制」「育児休業明け入所予約」などの名称や、これらに類似する名称で実施している入所の方法を指します。

**【制度があった】**

- 1  「入園予約制」による申し込みを行い、その枠で認可保育施設に入所した
- 2  「入園予約制」による申し込みを行ったが、落選した
- 3  申し込みを行った認可保育施設に「入園予約制」はあったが、その枠での申し込みは行っていない
- 4  申し込みを行った認可保育施設に「入園予約制」はあったが、制度の対象外だった

**【制度がなかった】**

- 5  申し込みを行った認可保育施設には「入園予約制」はなかった

**【わからない・その他】**

- 6  申し込みを行った認可保育施設に「入園予約制」があったかどうかわからない
- 7  その他
- 8  認可保育施設に申し込みを行ったことはない

認可保育施設に申し込みを行ったことがない方は「認可保育施設に申し込みを行ったことはない」を選択してください。

次へ

**Q16**

あなたが「入園予約制」を知ったきっかけについて、あてはまるものをすべてお答えください。  
(いくつでも)

- 1  自治体のホームページに記載があったから
- 2  自治体の保育所入所の手引き・案内に記載があったから
- 3  自治体の周知用パンフレットに記載があったから
- 4  自治体の広報誌に記載があったから
- 5  自治体の窓口で、担当者から制度の説明を受けたから
- 6  自治体が主催するイベント(母親・父親学級、子育てに関するイベント等)で周知があったから
- 7  家族・友人・知人に入園予約制について教えてもらったから
- 8  インターネットの記事(ニュース記事、SNS等)に記載があったから
- 9  その他
- 10  特になし
- 11  わからない・覚えていない

次へ

**Q17**

申し込みを行った認可保育施設に「入園予約制」があったが、その枠での申し込みを行わなかった方にお伺いします。  
「入園予約制」の申し込みを行わなかった理由について、あてはまるものをすべてお答えください。(いくつでも)

- 1  「入園予約制」を使わなくてもほぼ希望する入所時期に入れたから
- 2  「入園予約制」の申込対象の条件にあてはまらなかったから
- 3  「入園予約制」を実施している保育所を希望していなかったから
- 4  「入園予約制」による申込倍率が高いなど、入所が難しそうだったから
- 5  4月入園の申込と同時に、入園予約を申し込むことができない仕組みだったから
- 6  「入園予約制」の制度がわかりにくかったから
- 7  申請手続きが煩雑だったから
- 8  入所申込後に、「入園予約制」の存在を知ったから
- 9  その他
- 10  特になし

次へ

**Q18**

末子について、これまでに認可外(無認可)保育施設を利用したことがある方にお伺いします。  
これまでに、認可外(無認可)保育施設を利用したことがある理由として、あてはまるものをすべてお答えください。(いくつでも)

【認可外(無認可)保育施設を利用したことがない】

- 1  認可外(無認可)保育施設を利用したことがない

【認可外(無認可)保育施設を利用したことがある】

- 2  認可保育施設への入所を希望して申し込んだが、落選したから
- 3  認可保育施設への入所を希望していたが、申込倍率が高く入所が難しいこと等を理由に、申込をあきらめたから
- 4  認可外保育施設は、4月以外の時期(年度途中)でも入所を予約することができたから
- 5  認可外保育施設は、定員に空きがあればすぐに入所することができたから
- 6  認可保育施設より、施設の立地や開所時間、保育内容等が自分の希望に合っていたから
- 7  その他
- 8  特になし

認可保育施設に申し込みを行ったことがない方は「認可保育施設に申し込みを行ったことはない」を選択してください。

次へ

**Q19**

末子が最初に保育所に入所したときの状況として、最もあてはまるものを、それぞれ1つずつお答えください。(それぞれひとつずつ)

		回答方向				
		あてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない
<div style="text-align: center;">                       回答方向                 </div>						
1	保育所探し(保活)について、苦勞・負担を感じた	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input checked="" type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>
2	希望する保育所に入所できた	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>
3	入園準備(持ち物の準備等)について、余裕をもって準備することができた	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>
4	復職・就職にむけて、余裕をもって準備する時間が確保できた	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>
5	勤務(予定)先に、余裕をもって復職・就職の時期を伝えることができた	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>
<div style="text-align: center;">                       回答方向                 </div>						
6	勤務先での復職・就職はスムーズだった	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>
7	この設問では「あまりあてはまらない」を選んでください	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>
8	同時期に入所した保護者と交流する機会がもてた	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>
9	入所直後の時期に、慣れていない子どもを丁寧にケアしてもらうことができた	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>
10	子どもが保育所に慣れるのに時間がかかった (同時期に入所する子どもの少なさ、入所時期により参加できない行事があったなど)	1 <input type="radio"/>	2 <input type="radio"/>	3 <input type="radio"/>	4 <input type="radio"/>	5 <input type="radio"/>

次へ

**Q20**

末子出産時、あなたは育児休業を取得しましたか。

- 1  育児休業を取得した
- 2  育児休業は取得していない
- 3  育児休業がなかった・対象外だった
- 4  末子出産時は働いていなかった
- 5  わからない・覚えていない

次へ

**Q21**

末子出産時、育児休業を取得した方にお伺いします。  
末子の育児休業は、あなたが当初希望していた期間、取得することができましたか。

- 1  希望する期間どおりに、取得することができた
- 2  希望する期間よりも、実際に取得した期間の方が短かった
- 3  希望する期間よりも、実際に取得した期間の方が長かった
- 4  その他
- 5  わからない・覚えていない

次へ

**Q22**

末子出産時の育児休業について、あなたが当初取得を希望していた期間と、実際に取得した期間をお答えください。

なお、Q21で「希望する期間どおりに、取得することができた」とお答えになった方は、当初希望していた期間と、実際に取得した期間は、同じ回答となります。

(それぞれひとつずつ)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
		1か月未満	1か月～2か月未満	2か月～3か月未満	3か月～4か月未満	4か月～5か月未満	5か月～6か月未満	6か月～7か月未満	7か月～8か月未満	8か月～9か月未満	9か月～10か月未満	10か月～11か月未満	11か月～1年未満	1年～1年6か月未満	1年6か月～2年未満	2年以上	わからない・覚えていない
1	当初希望していた期間	<input type="radio"/>															
2	実際に取得した期間	<input type="radio"/>															

次へ

**Q23**

末子の育児休業について、当初希望していた期間どおり取得できなかった方にお伺いします。  
当初あなたが希望していた育児休業の取得期間より、実際の取得期間の方が短く(長く)なった理由として、あてはまるものをすべてお答えください。(いくつでも)

- 1  4月の保育所入所に合わせるため
- 2  認可保育施設の入所選考で、申込時点で別の保育所を利用しての方が、有利になるため
- 3  入所を希望する保育所等が空いていたため
- 4  入所を希望する保育所等に空きがなかったため
- 5  保育所等への入所は可能であったが、希望する保育所ではなかったため
- 6  勤務先の事情や仕事の都合に合わせるため(仕事が忙しい、周囲の迷惑になるなど)
- 7  自分のキャリアのために、早く復職したかったため
- 8  休暇・休業の取得について、勤務先や職場の理解がなかったため
- 9  収入など経済的理由のため
- 10  家庭での子育てに関する負担や環境を変えたかったため
- 11  自分や子どもの体調がよくなかったため(負傷・疾病等を含む)
- 12  もっと子どもと一緒にいたいと思ったため
- 13  配偶者や家族・親戚から希望していた休業の期間について反対されたため
- 14  その他
- 15  特にない

次へ

**Q24**

実際に最初の保育所等へ入所することが決まったのは、入所月からみて、何か月前のことでしたか。  
また、あなたは、遅くともどのくらい前までに、入所することが決まっていたらよかったと思いますか。(それぞれひとつずつ)

		1	2	3	4	5	6	7	8
		1か月前	1か月以上 2か月前	2か月以上 3か月前	3か月以上 4か月前	4か月以上 6か月前	6か月以上 1年前	1年以上	わからない・覚えていない / 特にない
1	実際に入所が決まった時期	<input type="radio"/>							
	入所が決まっているとよかったと思う時期	<input type="radio"/>							

次へ

**Q25**

末子出産後、育児休業を取得した方にお伺いします。  
末子の育児休業から復帰する際に、保育所等に入所することができず、  
育児休業を延長した経験はありますか。

- 1  保育所等に入所できずに、育児休業を延長した経験がある
- 2  上記のような経験はない
- 3  その他

次へ

**Q26**

末子出産後、保育所等に入所することができず、その当時就業していた仕事を辞めた経験は  
ありますか。

- 1  保育所等に入所できずに、就業していた仕事を辞めた経験がある
- 2  上記のような経験はない
- 3  その他

次へ

**Q27**

末子出産後、あなたが仕事に復職した時期として、あてはまるものをお答えください。  
なお、再就職をされた方、自営業主・家族従業者・フリーランスの方は仕事を再開した時期をお答えください。

2017年

- 1  2017年1月
- 2  2017年2月
- 3  2017年3月
- 4  2017年4月
- 5  2017年5月
- 6  2017年6月
- 7  2017年7月
- 8  2017年8月
- 9  2017年9月
- 10  2017年10月
- 11  2017年11月
- 12  2017年12月

2018年

- 13  2018年1月
- 14  2018年2月
- 15  2018年3月
- 16  2018年4月
- 17  2018年5月
- 18  2018年6月
- 19  2018年7月
- 20  2018年8月
- 21  2018年9月
- 22  2018年10月
- 23  2018年11月
- 24  2018年12月

2019年

- 25  2019年1月
- 26  2019年2月
- 27  2019年3月
- 28  2019年4月
- 29  2019年5月
- 30  2019年6月
- 31  2019年7月
- 32  2019年8月
- 33  2019年9月
- 34  2019年10月
- 35  2019年11月
- 36  2019年12月

2020年

- 37  2020年1月
- 38  わからない・覚えていない

次へ

**Q28**

末子出産後、復職したときの状況として、最もあてはまるものを、それぞれ1つずつお答えください。  
 なお、再就職をされた方、自営業主・家族従業者・フリーランスの方は仕事を再開した時の状況についてお答えください。(それぞれひとつずつ)

		あてはまる	まああてはまる	どちらともいえない	あまりあてはまらない	あてはまらない	該当する状況はなかった
		1	2	3	4	5	6
1	希望する部署へ復職できた	<input type="radio"/>					
2	希望する業務に復職できた	<input type="radio"/>					
3	復職にかかるサポートを十分に受けることができた	<input type="radio"/>					
4	同時期に復職する人が多く、気持ちが楽だった	<input type="radio"/>					
5	業務に追いつくのが大変だった	<input type="radio"/>					

次へ

**Q29**

保育所等の入所時期に関する要望について、あてはまるものをすべて選んでください。  
 (いくつでも)

- 1 4月入所の定員枠の拡大
- 2 年度途中入所の定員枠の拡大
- 3 入所が決まってから実際に入所するまでの十分な期間の確保
- 4 子どもの出生月によって入所しやすさが変わらないこと
- 5 その他
- 6 特になし

次へ

**Q30**

自治体によっては、4月以外の時期(年度途中)の保育所等への入所を可能にするため、「予約枠」を設けるなどして、希望する時期に入所できるような仕組みを整えているところがあります。  
 年度途中の希望する時期での入所が保証されるようになる場合、あなたやお子さんの生活面や、勤務先への復職等に際して、懸念されることや心配な点はありますか。  
 以下に自由にご記入ください。  
 (特にご意見等がなければ、空欄のままでも可です)

送信



令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業  
保育所入所時期の  
柔軟化に関する調査研究事業  
報告書

---

令和2（2020）年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

住所：〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

電話：03-6733-1024

FAX：03-6733-1028